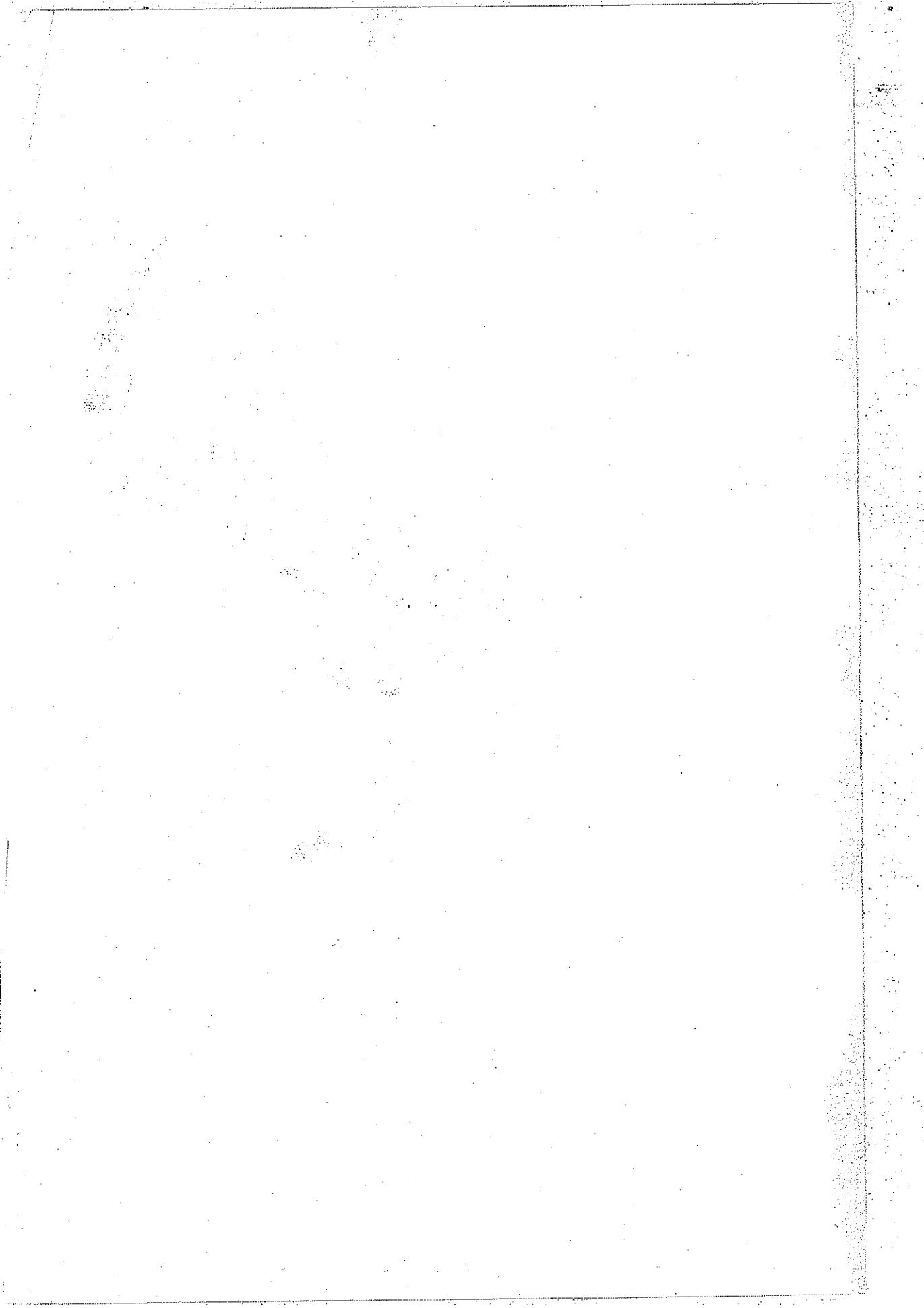


昭和60年3月7日開会
昭和60年3月25日閉会

和泉市議会第1回定例会議録

第 1 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第1回定例会会議録目次

昭和60年3月7日(木曜日)第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1
○ 議事説明員、その他	2
○ 議事日程	3
○ 開会宣告(午前10時00分)	4
○ 市長開会あいさつ	4
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(並河道雄、竹内修一、仁井明)	5
○ 日程第2 会期の決定について(3月7日~3月26日 20日間)	5
○ 日程第3 和泉市都市公園条例制定について	
○ 日程第4 和泉市立体日急病診療所条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第5 和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第6 和泉市中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第7 和泉市立保健センター条例制定について	
○ 日程第8 和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例制定について	
○ 日程第9 昭和60年度和泉市一般会計予算	
○ 日程第10 昭和60年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	
○ 日程第11 昭和60年度和泉市老人保健事業特別会計予算	
○ 日程第12 昭和60年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	
○ 日程第13 昭和60年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	
○ 日程第14 昭和60年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算	
○ 日程第15 昭和60年度和泉市水道事業会計予算	
○ 日程第16 昭和60年度和泉市病院事業会計予算	37
○ 昭和60年度和泉市長市政運営方針演説	42
○ 日程第3から日程第16まで提案理由説明	55
○ 日程第17 予算審査特別委員会設置について	76
○ 日程第18 予算審査特別委員会委員の選任について	77
○ 散会宣告(午後零時5分)	78

頁
1
2
3
4
5
一括上程
5頁
34頁

昭和60年3月11日(月曜日)第2日目

○ 出席議員・欠席議員	79
○ 議事説明員・その他	79
○ 議事日程	81
○ 開会宣告(午前10時00分)	82
○ 日程第1 一般質問について	82
1番に 8番 並河道雄君	82
2番に 22番 西口秀光君	94
3番に 17番 西村慎太郎君	104
4番に 6番 藤原正通君	125
5番に 21番 若浜記久男君	132
○ 散会宣言(午後4時10分)	148

昭和60年3月12日(火曜日)第3回目

○ 出席議員、欠席議員	149
○ 議事説明員、その他	150
○ 議事日程	151
○ 開会宣言(午前10時00分)	152
○ 日程第1 昭和58年度和泉市歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
○ 日程第2 例月出納検査結果報告(収入役級)	昭和59年9月分
○ 日程第3 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員級)	昭和59年9月分
○ 日程第4 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員級)	昭和59年9月分
○ 日程第5 例月出納検査結果報告(収入役級)	昭和59年10月分
○ 日程第6 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員級)	昭和59年10月分
○ 日程第7 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員級)	昭和59年10月分
○ 日程第8 例月出納検査結果報告(収入役級)	昭和59年11月分
○ 日程第9 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員級)	昭和59年11月分
○ 日程第10 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員級)	昭和59年11月分
○ 日程第11 和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	1.6
○ 日程第12 和泉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例制定について	1.6
○ 日程第13 和泉市名誉市民条例制定について	
○ 日程第14 和泉市功労者表彰条例制定について	

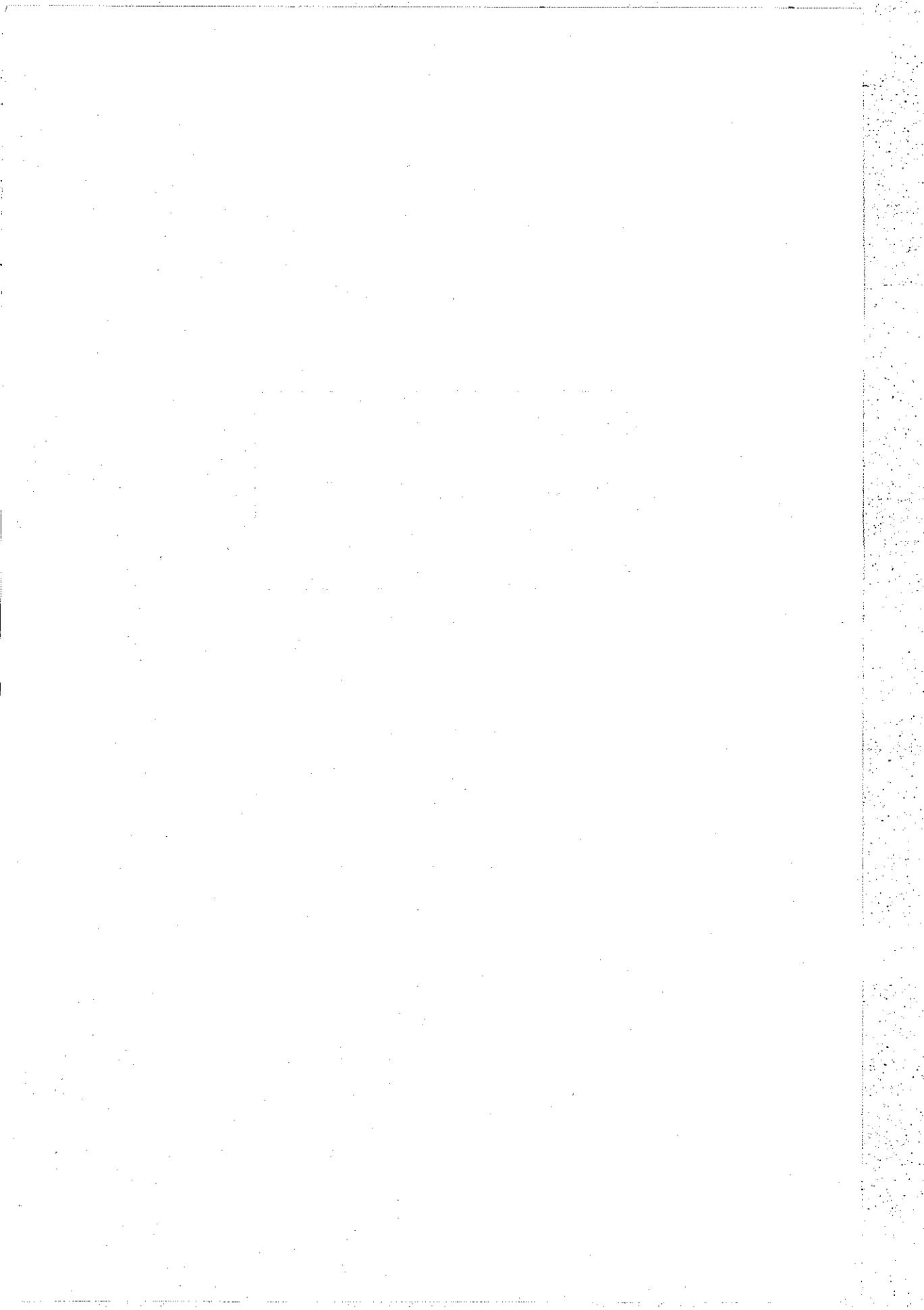
	頁
○ 日程第15 和泉市事務分掌条例制定について	186
○ 日程第16 和泉市曾住宅条例の一部を改正する条例制定について	199
○ 日程第17 市道の路線認定について（室堂光明池線）	203 括) 上 204
○ 日程第18 市道の路線認定について（府中今福歩行者道）	一括 上 程 頁
○ 日程第19 市道路線の廃止及び認定について（信太3号線）	206 括) 上 程 頁
○ 日程第20 市道路線の廃止及び認定について（黒鳥観音寺線）	206 括) 上 程 頁
○ 日程第21 財産取得について（和泉市立光明台南小学校校舎及び体育館）	209 括) 上 程 頁
○ 日程第22 財産取得について（和泉市立光明台中学校校舎）	210 括) 上 程 頁
○ 日程第23 財産取得について（和泉市立信太中学校校舎）	214 括) 上 程 頁
○ 日程第24 工事請負契約締結について（旭第一団地8棟建設工事）	214 括) 上 程 頁
○ 日程第25 工事請負契約締結について（旭第二団地13棟建設工事）	215 括) 上 程 頁
○ 日程第26 和泉市老入医療費の助成に関する条例及び和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	221
○ 散会宣告（午後3時15分）	224

昭和60年3月25日（月曜日）最終日

	頁
○ 出席議員、欠席議員	225
○ 議事説明員・その他	225
○ 議事日程	227
○ 開会宣言（午前10時30分）	228
○ 日程第1 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	228 括) 上 246
○ 日程第2 和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について	228 括) 上 程 頁
○ 日程第3 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	228 括) 上 246
○ 日程第4 和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	228 括) 上 程 頁
○ 日程第5 昭和59年1・2月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について	257
○ 日程第6 財産処分について（内田財産区財産（ため池）の売却）	257
○ 日程第7 昭和59年度和泉市一般会計補正予算（第4号）	259
○ 日程第8 昭和59年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	275
○ 日程第9 昭和59年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）	277
○ 日程第10 昭和59年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	277
○ 日程第11 昭和59年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）	282
○ 日程第12 昭和59年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）	291

- 日程第13より日程第26まで予算審査特別委員長赤阪和見君報告
- 日程第13 和泉市都市公園条例制定について（予算審査特別委員長報告）
- 日程第14 和泉市立体日急病診療所条例の一部を改正する条例制定について
（予算審査特別委員長報告）
- 日程第15 和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金条例の一部を改正する
条例制定について（予算審査特別委員長報告）
- 日程第16 和泉市中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例制定につい
て（予算審査特別委員長報告）
- 日程第17 和泉市立保健センター条例制定について（予算審査特別委員長報告）
- 日程第18 和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例
制定について（予算審査特別委員長報告）
- 日程第19 昭和60年度和泉市一般会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 日程第20 昭和60年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算
（予算審査特別委員長報告）
- 日程第21 昭和60年度和泉市老人保健事業特別会計予算
（予算審査特別委員長報告）
- 日程第22 昭和60年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算
（予算審査特別委員長報告）
- 日程第23 昭和60年度和泉市公共下水道事業特別会計予算
（予算審査特別委員長報告）
- 日程第24 昭和60年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算
（予算審査特別委員長報告）
- 日程第25 昭和60年度和泉市水道事業会計予算
（予算審査特別委員長報告）
- 日程第26 昭和60年度和泉市病院事業会計予算
（予算審査特別委員長報告）
- 日程第27 和泉市公共下水道の下水排除に関する事務の委託に関する協議につ
いて
- 日程第28 和泉市土地開発公社昭和60事業年度事業計画書類の提出について
- 日程第29 人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて
- 日程第30 教育委員会委員の選任について
- 日程第31 障害児の医療・療育・保育をよくするための請願
- 日程第32 中小企業専任（又は総合政策担当）大臣の設置に関する意見書
- 日程第33 国鉄の「分割・民営化」に対する意見書
- 日程第34 北方領土返還に関する要望決議
- 市長閉会あいさつ
- 議長閉会あいさつ
- 閉会宣言（3時55分）

第 1 日



昭和 60 年 3 月 7 日午前 10 時和泉市議会第 1 回定期例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	飯坂楠次君	16番	天堀博君
2番	奥村圭一郎君	17番	西村慎太郎君
3番	田中昭一君	18番	勝部津喜枝君
5番	赤阪和見君	19番	原重樹君
6番	藤原正通君	20番	坂口敏彦君
7番	穴瀬克己君	21番	若浜記久男君
8番	並河道雄君	22番	西口秀光君
9番	竹内修一君	23番	柳瀬美樹君
10番	仁井明君	25番	成田秀益君
11番	竹下義章君	26番	池辺秀夫君
12番	貝渕博治君	27番	金谷衛君
13番	大谷昌幸君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君

地方自治法第 121 条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	同和対策部次長兼 総合調整課長事務取扱	向井洋
助役	坂口禮之助	市民部長	吉堀也
役員	中塚白	市民部次長兼 福祉市民部次長兼 事務取扱	大庭清史
役員	西川喜久	市民部長事務取扱	岡臣郎
役員	逢野一郎	産業衛生部長	広木幸之
市長公室長	神藤恒治	産業衛生部理 (工商担当)	青木宏行
市長公室次長兼人事課長	井阪和充	産業衛生部次長	堀隆介
市長公室次長兼人事課長事務取扱	麻生和義	建設部長	浅井隆好
秘書広報課長	大塚幸之	建設部理事長	福中山好琢
財務部長	吉田日出男	建設部次長	田上崎磨介
財務部次長兼財政課長	橋本昭夫	建設部次長(担当)	井中原啓介
財務部次長(税務担当)	生田稔	都市整備部長	萩本啓介
同和対策部長			
同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱			

都市整備部 次長	森 利治	教育委員長	堀 内 由 延
改良事業部 長	富田 宏	教育次長	宗 弘一
改良事業部 次長	前田 守正	教育次長	城 本 文 之
改良事業部 次長	笠木 恒	理部長(兼取務)	杉 逢 博
改良事業部 次長	高木 三	課務部長(兼取務)	野 賢 昌
病院 長	竹林 淳	管總管学校	島 登志郎
病院事務局 長	藤原 光	理課務部長(兼取務)	藤 田 男
病院事務局 次長	藤原 清	指(指)美術導	坂 田 郎
水道部 長	田中 稔	指(指)體育導	稻 田 士
水道部 次長	岩井 益	指(指)社會教育導	橋 道 三
総務課務課長	赤田 僥	選舉管理委員會委員長	高 端 小 一
会計課長	角谷 泰	選舉管理委員會事務局長	久 光 喜多男
消防 長	高宮 武	監查委員員	山 亮 夫
消防本部次長兼消防署長	一ノ瀬 喜	監查事務局長	森 忠義
消防本部 次長	広内 田 繁	兼長公平委員會事務局長	口 信 行
総務課長事務取扱用地担当理事	中辻 寿	農業委員會會長	
土地開発公社事務局長		農業委員會事務局長	
用地担当参考事			
土地開発公社事務局次長			

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野 満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野 敦雄
参事	大塚 俊昭
議事係長	大中 保
議事係	味谷 博
議事係	佐土谷 茂一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和 60 年和泉市議会第 1 回定例会議事日程

(3 月 7 日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3	議案第 9 号	和泉市都市公園条例制定について	P. 1
4	議案第 10 号	和泉市立体日急病診療所条例の一部を改正する条例制定について	P. 14
5	議案第 11 号	和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金条例の一部を改正する条例制定について	P. 17
6	議案第 12 号	和泉市中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例制定について	P. 20
7	議案第 13 号	和泉市立保健センター条例制定について	P. 24
8	議案第 29 号	和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例制定について	追加 P. 1
9	議案第 1 号	昭和 60 年度和泉市一般会計予算	別 冊
10	議案第 2 号	昭和 60 年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	別 冊
11	議案第 3 号	昭和 60 年度和泉市老人保健事業特別会計予算	別 冊
12	議案第 4 号	昭和 60 年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	別 冊
13	議案第 5 号	昭和 60 年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	別 冊
14	議案第 6 号	昭和 60 年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算	別 冊
15	議案第 7 号	昭和 60 年度和泉市水道事業会計予算	別 冊
16	議案第 8 号	昭和 60 年度和泉市病院事業会計予算	別 冊
17	議案第 1 号	予算審査特別委員会設置について	別 紙
18	議案第 2 号	予算審査特別委員会委員の選任について	別 紙

(午前10時開議)

○ 議長(柳瀬美樹君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、年度末何かとお忙しいところ多数御出席くださいまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは28名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつしましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、28名でございます。

○ 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより昭和60年第1回定例会を開催いたします。

○ 議長(柳瀬美樹君) ここで市長のあいさつを願います。

(市長登壇、あいさつ)

○ 市長(池田忠雄君) 昭和60年度第1回定例会の開会に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわりませず御出席をいただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会に御提案を申し上げます議案は、昭和60年度一般会計予算、特別会計予算を初め、水道事業会計予算並びに病院事業会計予算と、これらに関連いたします条例制定等多数御提案申し上げ、御審議をお願い申し上げる次第でございます。

議案の内容につきましては後ほど市政方針を申し上げ、別途御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御可決、御承認を相賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 市長のあいさつが終わりました。

日程審議に入る前に、秘書広報課長から広報誌等の作成に当たり議場内の写真撮影と、盲人広報作成のため議会録音の願い出がありましたので、これを許可いたします。

それでは、日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

本件につきましては、会議規則第103条の規定に基づき、8番・並河道雄君、9番・竹内修一君、10番・仁井明君、以上、3名を指名いたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日から3月26日までの20日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月26日までの20日間と決定いたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第3「和泉市都市公園条例制定について」より日程第16「昭和60年度和泉市病院事業会計予算」までは、いずれも昭和60年度予算及び関連議案でありますので、これを一括議題といたします。

各議案については表題のみを朗読させ、各議案の朗読は省略させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、表題のみを局長より朗読させます。

（市会局長朗読）

議案第9号

和泉市都市公園条例制定について

和泉市都市公園条例を次のように制定する。

昭和60年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市都市公園条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）、都市公園

法施行令（昭和31年政令第290号）及び都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）に定めるもののほか、公園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公 園 法第2条第1項に定める都市公園をいう。
- (2) 公園施設 法第2条第2項に定める公園施設をいう。

（行為の許可）

第3条 公園において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (2) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、集会、展示会、博覧会、祭礼その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を使用すること。
- 2. 前項の許可を受けようとする者は、住所、氏名及び職業（法人については、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び事業内容。以下同じ。）、行為の目的、行為の期間、行為を行う公園又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3. 市長は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。
- 4. 市長は、前項の許可に公園の管理上必要な条件を付することができる。
- 5. 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第1項の許可を受けることを要しない。

（行為の禁止）

第4条 公園において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第1項の許可に係るものは、この限りでない。

- (1) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (2) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 鳥獣、魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 植物を採取し、又は損傷すること。
- (5) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は止めること。

- (6) 土地の形質を変更すること。
- (7) 公園施設をその用途外に使用すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか公園管理上市長の禁止する行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第5条 市長は、公園の損傷その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第6条 有料公園施設（公園施設で有料で使用されるものをいう。以下同じ。）は、別表第1のとおりとする。

2. 有料公園施設を使用しようとする者は、住所、氏名及び職業、使用の目的、使用の期間、使用しようとする公園施設その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。
3. 市長は、前項の許可に公園の管理上必要な条件を付すことができる。
4. 市長は、公園の管理上特に必要があると認めるときは、有料公園施設の使用を許可しないことができる。

（公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可に係る申請書の記載事項）

第7条 法第5条第2項の規定により公園施設の設置又は管理の許可を受けるために提出する申請書に記載すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設置しようとするとき。

- ア 住所、氏名及び職業
- イ 設置の期間
- ウ 設置の目的
- エ 設置の場所及び面積
- オ 公園施設の構造
- カ 工事の実施方法
- キ 公園施設の管理の方法
- ク 工事の着手及び完了の期日
- ケ 公園の原状回復の方法
- コ その他市長が指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき。

ア 住所、氏名及び職業

イ 公園施設の所在地及び種類

ウ 管理の目的

エ 管理の期間

オ 管理の方法

カ その他市長が指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

ア 住所、氏名及び職業

イ 変更事項

ウ 変更の理由

エ その他市長が指示する事項

2. 法第6条第2項の規定により公園施設以外の工作物その他の物件の設置のため公園の占用の許可を受けるために提出する申請書に記載すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 住所、氏名及び職業

(2) 工作物その他の物件又は施設の種類及び数量

(3) 工事の実施方法

(4) 工作物その他の物件又は施設の管理の方法

(5) 工事の着手及び完了の期日

(6) 原状回復の方法

(7) その他市長が指示する事項

3. 前2項の許可申請書を提出する場合においては、当該許可申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第8条 法第6条第3項ただし書に規定する条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 公園の占用をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下この条において「占用物件」という。）の模様替えで、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの
(検査)

第9条 市長が必要と認めるときは、公園の占用状況及び業務について検査し、改良その他の措

置を命じることができる。

(監督処分)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。
 - (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。
2. 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この条例の規定による許可を受けたものに対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
 - (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しく支障があると認めるとき。
 - (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要があると認めるとき。

(届出)

第11条 法第5条第2項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 公園施設の設置又は公園の占用に関する工事を完了したとき。
 - (2) 公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。
 - (3) 法第10条第1項の規定により、公園を原状に回復したとき。
 - (4) 公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
2. 法第11条第1項若しくは第2項又は前条の規定により必要な措置を命じられた者がその措置を完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(使用料)

第12条 第3条第1項第2号から第4号までの許可を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2. 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、和泉市道路占用料条例（昭和42年和泉市条例第21号）の例により算定した額の使用料を納付しなければならない。
3. 有料公園施設を使用しようとする者は、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。ただし、本市市民でない者が使用する場合は、同表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。

(徴収方法等)

第13条 前条の使用料は、許可の際、徴収する。ただし、占用許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、当該翌年度以降の使用料は、毎年度当初に当該年度分を徴収する。

(減免)

第14条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(公園の区域の変更及び廃止)

第15条 市長は、公園の区域を変更し、又は公園を廃止するときは、当該公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を公示しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第16条 使用者又は占用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(事務委任)

第17条 有料公園施設の管理運営に関する事務は、教育委員会に委任する。

(管理の委託)

第18条 市長は、管理上必要と認めるときは、公園施設の管理を公共団体又は公共的団体に委託することができる。

(準用規定)

第19条 第3条から第18条までの規定は、法第23条第3項に規定する公園予定地又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

理 由

都市公園の設置及び管理について所要の事項を定めることにより、本市公園の健全な発達と使用の適正化を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

別表第1 (第6条関係)

公園名	有 料 公 園・施 設
光明池緑地	テニスコート・テニス練習場・運動広場A・運動広場B

別表第2 (第12条関係)

行為の種類	単位	期間	金額
行商、募金その他これらに類する行為	1平方メートル	1日につき	350円
興行	1平方メートル	1日につき	100円
競技会、集会、展示会、博覧会、祭礼その他これらに類する催し	1平方メートル	1日につき	20円

別表第3 (第12条関係)

公園の名称	区分	単位	金額
光明池緑地	テニスコート	1コート1時間	500円
	テニス練習板	1人1時間	100円
	運動広場A	1時間	800円
	運動広場B	1時間	800円

備考 期間の計算については、単位期間に満たない端数は、当該単位期間とする。

議案第10号

和泉市立体日急病診療所条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立体日急病診療所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和60年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立体日急病診療所条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立体日急病診療所条例(昭和51年和泉市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(3) 歯科

第4条を次のように改める。

(料金の額等)

第4条 診療料金及び手数料の額及び徴収については、和泉市立病院の料金等に関する条例

(昭和47年和泉市条例第10号)第2条から第4条までの規定を準用する。この場合において、同条例第2条第1項第1号中「のうち別表第4診療報酬点数表(乙)を採用して算定した額」とあるのは「により算定した額(歯科診療以外の診療にあっては、別表第4診療報酬点数表(乙)を採用して算定した額)」と、同項第2号中「のうち別表第3老人診療報酬点数表(乙)を採用して算定した額」とあるのは「により算定した額(歯科診療以外の診療にあっては、別表第3老人診療報酬点数表(乙)を採用して算定した額)」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

理 由

近年の休日急病診療業務の実態にかんがみ、歯科診療を実施する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第1.1号

和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金条例の一部を改正する条例制定について

和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和60年3月7日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金条例の一部を改正する条例(案)

和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金条例(昭和57年和泉市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

水田利用再編対策推進事業	100分の2.0
--------------	----------

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

理 由

近年における米の恒常的な生産過剰を調整するため、本市においても水田利用再編対策推進

事業を実施し、水路、農道等に係る土地基盤整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号

和泉市中小企業融資あつせん条例の一部を改正する条例制定について

和泉市中小企業融資あつせん条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和60年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市中小企業融資あつせん条例の一部を改正する条例(案)

和泉市中小企業融資あつせん条例(昭和46年和泉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

理 由

昨今における厳しい金融情勢の中で、本制度を運営する上で不可欠の債務保証を円滑に確保する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号

和泉市立保健センター条例制定について

和泉市立保健センター条例を次のように制定する。

昭和60年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立保健センター条例(案)

(趣旨)

第1条 この条例は、和泉市立保健センターの設置及びその管理に関して必要な事項を定める

ものとする。

(名称及び位置)

第2条 和泉市立保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 和泉市立保健センター
- (2) 位 置 和泉市府中町 810 番地

(設置の目的)

第3条 和泉市立保健センター（以下「保健センター」という。）は、市民の衛生知識の普及、啓発及び健康管理のため指導研修その他の事業の用に供し、もって市民福祉の向上を図ることを目的とする。

(使用の許可等)

第4条 保健センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 前条に規定する目的に適合しないと認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 建物又は附屬設備その他の器具備品を破損し、若しくは汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他管理上に支障があると認めるとき。

(使用料)

第5条 保健センターの使用料は、無料とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、保健センターに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

老人保健事業に伴う各種検診あるいは地域住民の健康管理を目的とする保健センターの設置及び管理等について所要の事項を定め、もって市民に密着した総合的な保健サービスを行い、本市住民の健康づくりの推進を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 29 号

和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例制定について

和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例を次のように制定する。

昭和 60 年 3 月 7 日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例(案)

(目的)

第 1 条 この条例は、老人、障害者及び母子家庭に対し医療費の一部を助成することにより、健康の保持及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者の範囲)

第 2 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市に居住地を有する者であって、規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)の規定による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)又は組合員のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65 歳以上の者で前年の所得(毎年 1 月から 6 月までの間に新たに助成を受けようとする者については、前々年の所得。以下次号において同じ。)が規則で定める額以下のもの
- (2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)を所持する者のうち障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号の 1 級若しくは 2 級に該当するもの又は和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例(昭和 48 年和泉市条例第 43 号)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する判定機関(以下「判定機関」という。)において精神薄弱の程度が重度であると判定された者若しくは身体障害者手帳を所持する者で判定機関において精神薄弱の程度が中度であると判定されたもので、前年の所得が規則で定める額以下のもの(前号に該当する場合を除く。)
- (3) 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)の規定により児童扶養手当を受けている母又は女子である養育者(児童扶養手当法第 9 条から第 11 条までに規定する所得の額の計算方法について、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、児童扶養手当を受けられることとなる母又は女子である養育者を含む。)及びその監護又は養育する児童のうち、和泉市母子家庭医療費の助成に関する条例(昭和 55 年和泉市条例

第17号)第2条第1項に規定するもの並びに同条第2項に規定するもの(前2号に該当する場合を除く。)

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、医療費の助成は行わない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者
- (2) 老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定により医療を受けることができる者
- (3) 精神薄弱者福祉法(昭和35年法律第37号)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく措置により医療費の支給を受けている者
- (4) 社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において規約又は定款をもって給付を行なう社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合又は共済組合の被保険者又は組合員

(助成の額及び範囲)

第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、社会保険各法の規定による療養に関する保険給付が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、当該対象者が負担すべき額を医療費として助成する。ただし、対象者が前条第1項第1号の規定に該当するときは、当該対象者が負担すべき額から老人保健法第28条第1項、第4項及び第5項並びに同法附則第3条の規定により算定した額を控除するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号の規定に該当する者のうち、15歳に達した日の後最初の4月1日から18歳に達した日の属する月の末日までの期間にあるものについては、社会保険各法の規定による病院又は診療所への収容に関する保険給付が行われた場合に限り、第1項を適用する。

3. 第1項の規定による医療費の助成は、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われるときは、その限度において行わない。

(助成の方法)

第4条 前条第1項の規定による医療費は、対象者の申請により支給する。ただし、市は、当該医療費を当該対象者に代わり、この条例による医療費の助成に関し市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局(以下「契約医療機関等」という。)に支払うことができる。

2. 前項ただし書の規定により契約医療機関等に医療費を支払った場合においては、対象者に對し医療費を支給したものとみなす。

(助成申請)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなけれ

ばならない。

(医療証等の交付)

第6条 前条の規定による申請があった場合において、申請者が第2条第1項各号のいずれかに該当するものと認められるときは、市長は、当該申請者に対し規則で定める医療証又は医療券（以下「医療証等」という。）を交付するものとする。

(助成の実施時期)

第7条 医療費の助成は、対象者が第2条第1項第1号又は第3号の規定に該当する者であるときは第5条の規定による医療費の助成申請のあった日の属する月の初日から、第2号の規定に該当する者であるときは当該申請のあった日からそれぞれ行うものとする。

(医療証等の提示)

第8条 医療証等の交付を受けた者が第4条第1項ただし書及び第2項の規定の適用を受けようとするときは、契約医療機関等において医療証等を提示しなければならない。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、支給した医療費の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第11条 医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(届出の義務)

第12条 対象者は、規則で定めるところにより、氏名、居住地その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2. 対象者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

理 由

老人、障害者及び母子家庭の社会的立場にかんがみ、これらの者の健康の保持及び福祉の増進に資するため、過般の健康保険法等の改正により被用者保険の被保険者が負担することとされた医療費に相当する額を助成する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 1 号

昭和 60 年度 和泉市一般会計予算

昭和 60 年度和泉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 28,903,000 千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起立すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和 60 年 3 月 7 日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1. 市 税		10,100,105 千円
	1. 市民税	4,917,616
	2. 固定資産税	3,366,212
	3. 軽自動車税	83,672
	4. 市たばこ消費税	480,000
	5. 電気税	395,000
	6. ガス税	15,948
	7. 特別土地保有税	67,124
	8. 都市計画税	774,533
2. 地方譲与税		170,500
	1. 自動車重量譲与税	102,500
	2. 地方道路譲与税	68,000
3. 自動車取得税交付金		193,611
	1. 自動車取得税交付金	193,611
4. 国有提供施設等所在市町村助成交付金		209,000
	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	209,000
5. 地方交付税		4,519,000
	1. 地方交付税	4,519,000
6. 交通安全対策特別交付金		16,000
	1. 交通安全対策特別交付金	16,000
7. 分担金及び負担金		413,411
	1. 分担金	19,067
	2. 負担金	394,344
8. 使用料及び手数料		298,849
	1. 使用料	250,145
	2. 手数料	48,704
9. 国庫支出金		4,725,209

款	項	金額
	1. 国庫負担金	2,054,075千円
	2. 国庫補助金	2,629,466
	3. 国庫委託金	41,668
10. 府支出金		1,942,158
	1. 府負担金	131,570
	2. 府補助金	1,624,887
	3. 府委託金	178,983
	4. 府交付金	6,718
11. 財産収入		893,470
	1. 財産運用収入	168,051
	2. 財産売払収入	725,419
12. 寄附金		238,000
	1. 寄附金	238,000
13. 繰入金		672,103
	1. 基金繰入金	672,103
14. 諸収入		2,673,164
	1. 延滞金及び加算金	10,000
	2. 市預金利子	38,320
	3. 貸付金元利収入	962,180
	4. 受託事業収入	22,115
	5. 雜収入	1,645,549
15. 市債		1,838,420
	1. 市債	1,838,420
歳入合計		28,903,000

歳出

款	項	金額
1. 議会費		249,736千円
	1. 議会費	249,736

款	項	金額
2. 総務費		3,528,413 円
	1. 総務管理費	2,463,301
	2. 徴税費	470,283
	3. 戸籍住民基本台帳費	184,908
	4. 選挙費	29,592
	5. 統計調査費	49,858
	6. 監査委員費	23,175
	7. 同和対策費	307,296
3. 民生費		7,865,718
	1. 社会福祉費	3,088,387
	2. 児童福祉費	2,622,266
	3. 生活保護費	2,148,981
	4. 災害救助費	6,084
4. 衛生費		2,829,951
	1. 予防衛生費	1,437,414
	2. 環境衛生費	1,317,999
	3. 墓地管理費	57,431
	4. 上水道費	17,107
5. 労働費		5,9078
	1. 失業対策費	5,9078
6. 農林水産業費		311,909
	1. 農業費	256,525
	2. 林業費	5,384
7. 商工費		252,694
	1. 商工費	252,694
8. 土木費		5,111,092
	1. 土木管理費	258,867
	2. 道路橋梁費	442,859
	3. 河川水路費	159,038
	4. 都市計画費	1,230,094

款	項	金額
	5. 住 宅 費	3,020,734 千円
9. 消 防 費		727,476
	1. 消 防 費	727,476
10. 教 育 費		3,337,814
	1. 教 育 総 務 費	335,508
	2. 小 学 校 費	1,243,163
	3. 中 学 校 費	874,679
	4. 幼 稚 園 費	355,724
	5. 社 会 教 育 費	446,303
	6. 保 健 体 育 費	82,437
11. 公 債 費		3,977,973
	1. 公 債 費	3,977,973
12. 諸 支 出 金		601,146
	1. 開 發 公 社 貸 付 金	90,000
	2. 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	3,600
	3. 諸 支 出 金	304,073
	4. 基 金 費	203,473
13. 予 備 費		50,000
	1. 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		28,903,000

第2表債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
改 良 住 宅 整 備 事 業	昭和60年度 昭和61年度	1,009,216 千円
都 市 計 画 事 業 等 用 地 取 得 事 業	昭和60年度 昭和61年度	220,000
環 境 改 善 整 備 事 業 用 地 取 得 事 業	昭和60年度 昭和61年度	3,019,156

事 項	期 間	限 度 額
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子（債務保証）	昭和60年度 昭和61年度	元金 3,239,156 及びその利子
和泉市土地開発公社が取得する用地の事業資金の元金及びその利子（債務保証）	昭和60年度 昭和61年度	元金 500,000 及びその利子
財団法人大阪府同和金融公社貸付金損失補償	昭和60年度 昭和69年度	1,044
合 計		4,749,416

第3表地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	借入先	償還の方法
(仮称) 市立コミュニティ センター建設事業	千円 301,200	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以 内	政府 銀 行 その他	25年以内(内据置5年以内) ただし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、 もしくは繰上償還又は低利に借 換えることができる。
国民年金保険事業	920	同 上	同上	大阪府	6年以内(内据置3年以内) ただし 同 上
保育所整備事業	1,700	同 上	同上	政府 銀 行 その他	25年以内(内据置5年以内) ただし 同 上
災害援護資金 貸 付 事 業	3,600	同 上	同上	同 上	20年以内(内据置3年以内) ただし 同 上
財 団 法 人 大 阪 府 同 和 金 融 公 社 貸 付 資 金	7,500	同 上	同上	同 上	25年以内(内据置5年以内) ただし 同 上
道路橋梁整備事業	8,700	同 上	同上	同 上	同 上

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	借入先	償 還 の 方 法
環境改善 道路整備事業	41,900	同 上	同上	同 上	同 上
都市計画事業	160,600	同 上	同上	同 上	同 上
河川整備事業	31,500	同 上	同上	同 上	同 上
改良住宅 建設事業	975,000	同 上	同上	同 上	同 上
消防施設 整備事業	17,800	同 上	同上	同 上	同 上
義務教育 施設整備事業	288,000	同 上	同上	同 上	同 上
計	1,838,420				

議案第2号

昭和60年度 和泉市国民健康保険事業特別会計予算

昭和60年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,180,854千円と定める。

2. 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和60年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）

款	項	金額
1. 国民健康保険料		1,952,052千円
	1. 国民健康保険料	1,952,052
2. 一部負担金		20
	1. 一部負担金	20
3. 使用料及び手数料		500
	1. 手数料	500
4. 国庫支出金		2,498,589
	1. 国庫負担金	1,903,836
	2. 国庫補助金	594,753
5. 療養給付費交付金		325,326
	1. 療養給付費交付金	325,326
6. 府支出金		4,6695
	1. 府補助金	4,6695
7. 共同事業交付金		37,149
	1. 共同事業交付金	37,149
8. 繰入金		301,043
	1. 一般会計繰入金	100,000

款	項	金額
	2. 基金繰入金	201,048円
9. 諸収入		19,480
	1. 延滞金及び過料	50
	2. 預金利息	3,930
	3. 雜入	15,500
歳入合計		5,180,854

歳出

款	項	金額
1. 総務費		158,268
	1. 総務管理費	48,526円
	2. 徴収費	108,161
	3. 運営協議会費	1,081
	4. 趣旨普及費	495
2. 保険給付費		3,301,562
	1. 療養諸費	2,981,250
	2. 高額療養費	284,012
	3. 助産費	28,800
	4. 葬祭費	7,500
3. 老人保健拠出金		1,644,488
	1. 老人保健拠出金	1,644,488
4. 共同事業拠出金		37,160
	1. 共同事業拠出金	37,160
5. 保健施設費		2,247
	1. 保健施設費	2,247
6. 公債費		4,123
	1. 一般公債費	4,123
7. 諸支出金		3,011
	1. 債還金及び還付加算金	3,011

款	項	金額
8. 予 備 費		3,0,0 0 0 千円
	1. 予 備 費	3,0,0 0 0
歳 出 合 計		5,1 8,0,8 5 4

議案第3号

昭和60年度 和泉市老人保健事業特別会計予算

昭和60年度和泉市の老人保健事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,437,935千円と定める。

2. 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

昭和60年3月7日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 岁入歳出予算

歳	入	
款	項	金額
1. 支 払 基 金 交 付 金		3,1 0 7,4 4 6 千円
	1. 支 払 基 金 交 付 金	3,1 0 7,4 4 6
2. 国 庫 支 出 金		8 8 6,1 7 8
	1. 国 庫 負 担 金	8 8 6,1 7 8
3. 府 支 出 金		2 2 1,6 8 3
	1. 府 負 担 金	2 2 1,6 8 3
4. 繰 入 金		2 2 2,5 3 3
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	2 2 2,5 3 3
5. 諸 収 入		1 0 0
	1. 雜 入	1 0 0
歳 入 合 計		4,4 3 7,9 3 5

歳 出

款	項	金額
1. 総務費		744千円
	1. 総務管理費	744
2. 医療諸費		4,487,191
	1. 医療諸費	4,487,191
歳出合計		4,487,985

議案第4号

昭和60年度 和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算

昭和60年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ281,487千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

昭和60年3月7日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1. 繙入金		85,437千円
	1. 一般会計繙入金	85,437
2. 市債		196,000
	1. 市債	196,000
歳入合計		281,437

歳 出

款	項	金額
1. 公共用地先行取得事業費		197,650千円
	1. 公共用地先行取得事業費	197,650
2. 公 債 費		83,787
	1. 公 債 費	83,787
歳 出 合 計		281,437

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	借入先	償還の方法
公共用地 先行取得事業	196,000	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以 内	政 銀 府 行 そ の 他	10年以内(内据置4年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

議案第5条

昭和60年度 和泉市公共下水道事業特別会計予算

昭和60年度和泉市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ955,032千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起立すことができる地方債の起債の目的、

限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内のこれらの経費の各項の間の流用。

昭和60年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		37,500千円
	1. 使用料	37,500
2. 国庫支出金		66,000
	1. 国庫補助金	66,000
3. 府支出金		13,710
	1. 府補助金	13,710
4. 繰入金		442,522
	1. 一般会計繰入金	442,522
5. 市債		395,800
	1. 市債	395,800
歳入合計		955,082

歳 出

款	項	金額
1. 下水道事業費		784,570千円
	1. 下水道総務費	613,184
	2. 下水道整備費	171,386
2. 公債費		169,962
	1. 公債費	169,962
3. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		955,082

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共下水道整備事業	395,300	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	政 府 銀 行 そ の 他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

議案第6号

昭和60年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算

昭和60年度和泉市の和泉中央丘陵整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,560千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

昭和60年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入		金 額
款	項	
1. 諸 収 入		6,560千円
	1. 受託事業収入	6,560
歳 入 合 計		6,560

歳 出

歳 出		金 額
款	項	
1. 和泉中央丘陵用地取得等事務費		6,2600千円
	1. 和泉中央丘陵用地取得等事務費	6,2600
2. 予 備 費		3,000
	1. 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		6,560

議案第7号

昭和60年度 和泉市水道事業会計予算

(総則)

第1条 昭和60年度和泉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	41,300戸
(2) 年間総給水量	12,659,000m ³
(3) 一日平均給水量	34,682m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(i) 配水管整備事業	1,670千円
(ii) 配水管更生事業	4,850千円
(iii) 水道施設等整備事業	14,900千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	水道事業収益	1,879,568千円
第1項	営業収益	1,743,998千円
第2項	営業外収益	135,470千円
第3項	特別利益	100千円

支		出
第1款	水道事業費用	1,921,819千円
第1項	営業費用	1,627,814千円
第2項	営業外費用	292,305千円
第3項	特別損失	700千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額169,264千円は過年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

	収 入
第1款 資本的収入	3 6 3,5 1 0 千円
第1項 企業債	1 5 6,0 0 0 千円
第2項 工事負担金	2 0 0,0 0 0 千円
第3項 負担金	7,5 0 0 千円
第4項 固定資産売却代金	1 0 千円

	支 出
第1款 資本的支出	5 3 2,7 7 4 千円
第1項 建設改良費	3 8 4,2 7 4 千円
第2項 企業債償還金	1 4 8,5 0 0 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	資金区分	償還の方法
配水管整備事業	15,000 千円			政 府	借入れた日から据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元利均等償還する。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し繰上償還をし又は低利債に借換えることができる。
水道施設等整備事業	141,000 千円	証書借入	9.0 %以内	公 庫	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

項	目	金 額
1. 営業費用	原水及び浄水費	7 2 5,1 9 1 千円
2. 営業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費	2 9 2,2 5 5 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 548,511円

2. 交際費 800円

(他会計からの補助金)

第9条 営業補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1,000,000円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、160,237円と定める。

昭和60年3月7日 提出

和泉市長 池田忠雄

昭和60年度 水道事業会計予算実施計画

1. 収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備考
1.水道事業収益			1,879,568	
	1.営業収益		1,743,998	
	1.給水収益	1,626,289	水道料金及び量水器使用料	
	2.受託工事収益	88,000	給水装置の新設・増設及び修繕並びに配水管移設等受託工事収益	
	3.その他の営業収益	29,709	材料売却収益、消火栓維持管理補償金、下水道業務受託収益並びに設計審査・竣工検査・材料検査・道路占用・掘削申請・各種証明手数料	
	2.営業外収益		135,470	
	1.加入金	104,470	新規水道加入金	
	2.受取利息及び配当金	10,000	預金利息及び有価証券利息	
	3.他会計補助金	10,000	一般会計補助金	
	4.雑収益	11,000	配給水管破損弁償金及び水質検査等協力金	
	3.特別利益		100	
	1.過年度損益修正益	100	過年度損益修正益	

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備考
1.水道事業費用			1,921,819	
	1.営業費用		1,627,814	
	1.原水及び淨水費	906,240	原水の取水並びに淨水の維持及び作業に要する費用	
	2.配水及び給水費	168,885	配水・給水に要する費用	
	3.受託工事費	74,000	受託工事に要する費用	
	4.業務費	155,993	検針・調定・徴収、その外業務の運営に要する費用	
	5.経理費	108,110	事業活動全般に関連する費用	
	6.減価償却費	211,076	固定資産の減価償却費	
	7.資産減耗費	510	固定資産の除却損並びに棚卸資産減耗損	
	8.その他の営業費用	3,000	材料売却原価	
	2.営業外費用	292,305		
	1.支払利息及び企業債取扱諸費	292,255	企業債の利息及び一時借入金利息	
	2.雑支出	50	雑支出	
	3.特別損失	700		
	1.過年度損益修正損	700	過年度損益修正損	
	4.予備費	1,000		
	1.予備費	1,000	予備費	

2. 資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備考
1.資本的収入			363,510	
	1.企業債		156,000	
	1.企業債	156,000	配水管整備及び水道施設等整備事業債	
	2.工事負担金		200,000	
	1.工事負担金	200,000	配水管布設等工事負担金	
	3.負担金		7,500	
	1.他会計負担金	7,500	消火栓新設に伴う一般会計負担金	

款	項	目	予定額(千円)	備考
	固定資産売却 4代金		10	
	1.固定資産売却 金		10	不用固定資産売却代金

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備考
1.資本的支出			532,774	
	1.建設改良費		384,274	
	1.配水管整備事業費	16,700	配水管整備事業に要する工事費	
	2.配水管更生事業費	48,500	配水管更生事業に要する工事費	
	3.水道施設等整備事業費	149,000	水道施設等整備事業に要する工事費等	
	4.改良工事費	157,000	改良工事に要する工事費等	
	5.営業設備費	13,074	営業に係る諸資産購入費	
	2.企業債償還金	148,500		
	1.企業債償還金	148,500	企業債の元金償還金	

昭和 60 年度 水道事業会計資金計画

(単位 千円)

区分	前年度決算見込額	当年度予定額	増△減
受入資金	3,417,683	2,834,942	△ 582,741
1.事業収益	2,093,334	1,726,738	△ 366,596
2.前年度未収金	142,008	145,550	3,542
3.企業債	1,86,000	156,000	△ 30,000
4.工事負担金	207,340	200,000	△ 7,340
5.負担金	7,500	7,500	0
6.一時借入金	100,000	200,000	100,000
7.前受金	10,000	10,000	0
8.預り金	10,000	10,000	0
9.繰越金	553,901	379,144	△ 174,757
10.固定資産売却代金	107,600	10	△ 107,590

区分	前年度決算見込額	当年度予定額	増△減
支 払 資 金	3,038,539	2,458,007	△ 580,532
1. 事 業 費 用	1,639,725	1,705,233	65,508
2. 前 年 度 未 払 金	85,944	0	△ 85,944
3. 建 設 改 良 費	1,018,829	384,274	△ 634,555
4. 企 業 債 償 還 金	144,041	148,500	4,459
5. 一 時 借 入 金 返 済	100,000	200,000	100,000
6. 前 受 金 払 出	40,000	10,000	△ 30,000
7. 預 り 金 返 済	10,000	10,000	0
差 引	379,144	376,935	△ 2,209

議案第8号

昭和60年度 和泉市病院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和60年度和泉市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---------------------------------------|
| (1) 病床数 | 327床 |
| (2) 年間患者数 入院 | 102,200人 外来 197,136人 |
| (3) 一日平均患者数 入院 | 280人 外来 666人 |
| (4) 主要な建設改良事業 | 器械備品購入費 60,000千円
病院増改築事業費 43,000千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、事業運転資金にあてるため一般会計から55,700千円を借り入れる。

[収入]

- | | |
|------------|-------------|
| 第1款 病院事業収益 | 4,016,300千円 |
| 第1項 医業収益 | 3,778,700千円 |
| 第2項 医業外収益 | 237,600千円 |

[支 出]

第1款 病院事業費用	4,173,900千円
第1項 医業費用	3,909,400千円
第2項 医業外費用	264,200千円
第3項 予備費	300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

[収 入]

第1款 資本的収入	9,470,300千円
第1項 出資金	5,973,000千円
第2項 他会計長期借入金	7,89,300千円
第3項 企業債	9,800,000千円

[支 出]

第1款 資本的支出	9,470,300千円
第1項 建設改良費	10,423,300千円
第2項 企業債償還金	8,329,700千円
第3項 他会計長期借入金返還金	7,59,500千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	借入先	償還の方法
医療器械 購入事業	55,000千円	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以 内	政 銀 行 そ の 他	5年以内(内据置1年以内) ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、 もしくは繰上償還又は低利に 借換えすることができる。
病院 増改築事業	43,000千円	同 上	同 上	同 上	30年以内(内据置5年以内) 同 上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の流用)

第7条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用

(2) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,130,877円

(2) 交際費 850円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計から、この会計へ補助する金額は、2,042,700円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,302,855円と定める。

昭和60年3月7日 提出

和泉市長 池田忠雄

昭和60年度 和泉市病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

[収 入]

款	項	目	予定額(円)	備考
1. 病院事業収益			4,016,300	
	1. 医業収益		3,778,700	
		1. 入院収益	2,436,163	
		2. 外来収益	1,258,611	
		3. その他医業収益	83,926	
	2. 医業外収益		237,600	
		1. 受取利息配当金	5,000	
		2. 他会計補助金	2,042,700	
		3. 国庫(府)補助金	5,358	
		4. 患者外給食収益	17,462	
		5. その他医業外収益	5,510	

[支 出]

款	項	目	予定額 (円)	備考
1. 病院事業費用			4,173,900	
	1. 医業費用		3,909,400	
	1. 給与費	2,130,877		
	2. 材料費	1,263,225		
	3. 経費	340,581		
	4. 減価償却費	162,317		
	5. 研究研修費	12,400		
	2. 医業外費用	264,200		
	1. 支払利息及び企業債取扱諸費	248,480		
	2. 患者外給食材料費	15,720		
	3. 予備費	300		
	1. 予備費	300		

資本的収入及び支出

[收 入]

款	項	目	予定額 (円)	備考
1. 資本的収入			947,030	
	1. 出資金		59,730	
	1. 他会計出資金	59,730		
	2. 他会計長期借入金	789,300		
	1. 他会計長期借入金	789,300		
	3. 企業債	98,000		
	1. 企業債	98,000		

[支 出]

款	項	目	予定額(千円)	備考
1. 資本的支出			947,030	
	1. 建設改良費		104,238	
		1. 看護婦宿舎創設金	1,238	
		2. 器械備品購入費	60,000	
		3. 病院増改築事業費	48,000	
	2. 企業債償還金		83,297	
		1. 企業債償還金	83,297	
	3. 他会計長期借入金返還金		759,500	
		1. 他会計長期借入金返還金	759,500	

昭和60年度 和泉市病院事業会計資金計画

(単位 千円)

区分	前年度決算見込額	当年度予定額	増△減-
受入資金	6,857,446	6,962,469	105,028
1. 医業収益	3,012,487	3,148,700	136,213
2. 医業外収益	2,615,1	2,797,2	1,821
3. 出資金	47,145	59,730	12,585
4. 他会計補助金	1,97,148	204,270	7,122
5. 企業債	68,800	98,000	34,200
6. 国庫(府)補助金	5,358	5,358	0
7. 他会計借入金	759,500	845,000	85,500
8. 貸付金返還金	2,300	0	△ 2,300
9. 繰越未収金	615,614	650,000	34,386
10. 一時借入金	1,450,000	1,350,000	△ 100,000
11. 預り金	480,000	460,000	△ 20,000
12. 前期繰越金	197,943	113,439	△ 84,504

区分	前年度決算見込額	当年度予定額	増△減
支払資金	6,744,007	6,858,613	114,606
1. 医業費用	3,224,230	3,277,083	52,853
2. 医業外費用	265,185	264,200	△ 985
3. 建設改良費	65,876	103,000	37,124
4. 看護婦宿舎割賦金	1,233	1,233	0
5. 企業債償還金	70,013	83,297	13,284
6. 繰越未払金	459,170	460,000	830
7. 一時借入金	1,500,000	1,450,000	△ 50,000
8. 預り金	480,000	460,000	△ 20,000
9. 他会計借入金返還金	678,000	759,500	81,500
10. 予備費	300	300	0
差引	113,439	108,856	△ 9,583

○ 議長（柳瀬美樹君） それでは、ここで市長から昭和60年度市政運営方針の披瀝を願います。

（市長登壇、市政運営方針演説）

○ 市長（池田忠雄君） 本日、ここに昭和60年第1回定例市議会の開会に当たり、昭和60年度の各会計予算案を初め、関連いたします諸議案の御審議を煩わすに際し、市政運営の所信の一端と予算案の大綱を申し述べ、議員各位の御理解と御協力を仰ぎたいと存じます。

さて、私が市政運営の基本について申し述べますのも本年で10回目を数えることになります。もとより、厳粛な思いとともに、その都度、推移する諸情勢の変化と厳しさを痛感している次第であります。しかし、いつの場合でもその念頭にありますのは、市民サービスの向上と本市将来の発展への道筋を見極め、それをさらに大きく、たくましく、揺るぎないものとして確立していくということであります。特に本年は、本市が市制施行30周年を迎える記念すべき年であります。

私は、先人たちが築かれた歴史と伝統の尊さに改めて思いをいたし、市民とともにこの記念すべき年をお祝いをいたしたいと存じます。30周年記念行事につきましては、記念式典を初め、和泉市名誉市民の顕彰、市政功労者の表彰、また、幅広い市民の方々の参加を仰ぎ、各種の記念行事を開催するとともに、市民の潤いの拠点である黒鳥山公園の大規模な整備事業を記

念事業として実施するなど、この大きな喜びを表わしたいと存じます。また、婦人・文化活動の触れ合いの場となるコミュニティセンターの完成をみ、さらに、本市の豊かな町づくりの鍵を握る和泉中央丘陵整備事業の槌音が高らかに聞えてくるべき年になると確信をいたしております。

私は、さまざま点でこの意義ある年を新しい出発点として、来るべき21世紀を展望しつつ、泉州の中核都市として「調和と活力のある人間都市・和泉」を目指し、大きく羽ばたき、本市の輝かしい未来を切り開くために全力を傾注する決意であります。

さて、御承知のとおり、わが国経済を取り巻く国際情勢は、先進諸国においては、原油価格の安定、物価の落ち着き、技術革新の進展等を背景として緩やかに拡大することが期待されていますが、雇用の情勢は、欧州諸国を中心として厳しい状況が続くものと予想されております。

国内的には、物価の安定を基礎としつつ、新しい技術革新の胎動が見られる今日、民間経済活動のより一層の発揮を期待し、景気の着実な拡大を図り、持続的な安定成長を達成し、もって雇用の安定を確保し、一方、行財政改革を引き続き推進し、財政の対応力の回復を図り、わが国経済社会の中長期的な発展基盤の整備を図っていこうとしております。

しかしながら、わが国財政は、依然として巨額の国債累積と大幅な財政赤字により経済運営の政策選択の幅も狭まり、経済社会情勢の変化に対応することが困難となっており、財政再建への道は、きわめて厳しいものとなっております。

こうした状況のもとに、政府は臨時行政調査会による改革方策等の着実な実施を図るなど、経費の徹底した節減合理化を行うことを基本として、その財政規模を厳しく抑制し、歳入面では、公共料金、社会保険料等の適正化を図り、税外収入など可能な限りその確保を行い、その結果、昭和60年度国家予算の規模は、52兆4,996億円、3.7%の伸びであり、国債費、地方交付税交付金以外の一般歳出では、3年続きの前年同額以下にまで圧縮されたものとなっています。

一方、本市におきましては、第一次石油ショックを契機として大幅な累積赤字に見舞われて以来、種々の健全化努力を重ねてまいり、昭和57年度によりやくその解消を果たし得ました。その後、安定した財政基盤の確立と健全な財政運営を目指し、努力を重ねてまいったものでございますが、依頼として財政構造自体は脆弱であり、経常収支比率も高く、今後とも行財政改革の理念を踏まえ、不断の努力を通じ、体質の改善を図っていかなければならないと存じております。

とりわけ、昭和60年度は国・地方を通ずる厳しい財政環境によって、国においては公共料

金の適正化、高率国庫補助金の削減措置など、地方財政に与える影響が少なからざるものがあり、その見通しはきわめて厳しいものがございます。

このような中にあって、私は、経常的経費の一段の切り詰めを行い、それを施策経費に配分するなど、限られた財源の効率的配分に意を配り、市民の要望に対し一つでも多くこたえるべく、最大の腐心をいたしたところであります。

さらに国鉄運賃を初めとする各種の公共料金の引き上げの動きが見られる中で、市民の家計への負担を少しでも緩和するべく、保育使用料を初めとする各種の使用料につき、その引き上げを見送らせていただいた次第であります。

なお、国・府に対しては、各種の超過負担の解消を初め、特別交付税の増額、同和対策経費の特別な助成措置などを要望するなど、本市の実態を訴えてまいりたいと存じます。

それでは、昭和60年度の市政の基本目標と、その内容について御説明いたします。

1. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり
2. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり
3. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり
4. 地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり
5. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり

以上を基本目標とし、編成いたしました昭和60年度予算(案)は、

一般会計 28,903,000千円

特別会計(5会計) 1,092,085.8千円

企業会計(2会計) 7,575,523千円

合 計 47,399,381千円

と相なった次第であります。

これを前年度と比較いたしますと、

一般会計 2,325,000千円(-8.7%)

特別会計(5会計) 849,160千円(-8.4%)

企業会計(2会計) △449,174千円(△5.6%)

合 計 2,724,986千円(-6.1%)

の増加となるものでございます。

次に、基本指標に従い、順次その概要を御説明いたします。

1. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり

申すまでもなく、教育は国家百年の大計であり、国家社会の発展の礎となるものであります。

す。今日、わが国は、まさに「教育の時代」にふさわしく、教育の本質とそのあり方について真剣に議論され、国においては臨時教育審議会を設置し、教育全般にわたる総合的な検討が進められているところであります。

私は、常に教育に寄せる市民の切実な期待を真剣に受けとめ、長期的な展望のもとに、これまで学校教育環境の充実と生涯を通じた多様な学習機会の拡充に努力を重ねてまいったところであります。今後とも、明日の和泉市、21世紀の日本を担う、たくましく心豊かな児童・生徒の健全な育成と、生涯教育の観点に立つ社会教育の充実のために、一層の総力を結集して各種施策を推進してまいりたいと存じます。

＜教育環境の充実＞

学校教育活動に活力を与え、教育内容の充実を期するためには、その施設の整備と改善を図ることが重要であります。私は市長就任以来、児童・生徒が自ら学び、自ら励む気概を育てるにふさわしい教育環境の整備に特段の配意をいたしてまいったところであり、その間、議員各位の御協力をいただき、小・中学校・幼稚園合わせて9校の新設校を完成いたし、また、地域の社会増に対応する校舎増築事業あるいは老朽校舎の建替事業、体育館の新設事業など、適時、積極的に取り組んでまいったものでございます。いま、ようやく児童・生徒の急激な増加も鎮静化いたし、校舎、体育館等の増改築事業は完了に近づきつつございます。今後は、学校プールあるいは校舎等の大規模改修事業などに取り組んでまいる所存であります。

本年は、地域の社会増に対応する北池田小学校における校舎増改築事業あるいは児童・生徒の基礎体力の強化充実を図るため、横山小学校、和泉中学校のプール新設事業を行うものでございます。

さらに、本年より校舎の大規模な補修工事に国庫補助制度が設けられましたところから、和泉中学校の校舎改修工事を行うべく、所要の措置を講じたものであります。

＜学校教育の充実＞

現在、学校教育においては、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童・生徒の育成を目指した教育が行われております。この目的達成に向かい、教育条件の整備、各種の教育施策を進めてまいるものでございます。そのため、従前より実施しております道徳教育充実のための副読本及び社会科副読本の無償配布を初め、生徒指導充実のための推進費あるいは本年より教員研修費を新たに設けるなど、教育各般を通じ、児童・生徒の健全育成を目指してまいる所存であります。

〈社会教育の振興〉

社会教育につきましては、高学歴社会への進行、高齢化社会、余暇時間の増大、さらに激しく変貌する社会にあってその時代に即応してた判断力の習得など、社会教育の果たす役割は大きく高まってきており、その積極的な推進は行政の課題とされております。この推進力となり、地域社会の中でリーダーシップを発揮する社会教育団体の育成が、何より重要なところあります。おかげをもちまして、本市における文化協会・婦人会・PTAを初め、各団体が精力的に活発な活動を展開していただいております。

これらの団体と協調する中で指導性を發揮し、広く市民参加のもとに社会教育を推進してまいりたく存じます。特に、今秋完成を待たれるコミュニティセンター竣工と相まって、これらの活動の拠点とし、地域の連帯感の醸成に努めてまいります。一方、教育委員会による直轄事業として文学講座、趣味の創作活動、家庭学級、講演会、研究会など幅広く取り組んでまいる所存あります。

図書館では、「本との出会い」をテーマに各事業を推進しているところでありますが、蔵書の充実では、整備の遅れている専門書の購入を図るとともに、貸出業務が限界となっていますところから本年より小型コンピュータを導入し、業務のスピード化、資料情報サービスの強化を図ってまいりたく存じます。

美術館では、年々、館の評価も高まり、美術鑑賞の場として多くの観覧者を迎えておりますが、今後とも展覧会の内容充実とともに館内サービスに努め、“日本の美”、“中国の美”を心ゆくまで楽しんでいただけるよういたしますところであります。

次に、青少年対策でありますが、青少年指導員、校区青少年問題協議会、青年団協議会、子供会連合会と市行政が一体となり事業推進を行っているところでありますが、本年も一層環境の浄化、啓蒙活動を進めたく存じます。特に昭和60年は国際青年年に当たり、参加・開発・平和をテーマとし、各種事業が展開されますが、本市でも啓蒙活動や特別講演会などを実施し、事業に参画してまいる所存であります。

〈社会体育の振興〉

社会体育につきましては、私たちが生活する上で、健康であることが何よりも大切なことでございます。このため日ごろからの体力づくりが必要で、いま、青少年から老人まで幅広く、自らスポーツに親しみ、体力づくりに励まれているところであります。体育馆におきましては、各種スポーツ教室の充実強化に努め、体育指導員、体育連合に加盟する役員の方々の積極的なスポーツ活動の展開をいただいております。市行政としては、その条件整備が肝要であり、昨年は、甲斐田川沿いに光明池球技場を開設いたし、現在、十分に御活用願って

いるところがありますが、さらに今春、光明池緑地内に300メートルトラックを持つ多目的運動場とテニスコート4面を備えた光明池緑地スポーツ施設が開設の運びとなり、市民の健康増進と心の触れ合いの場として活用いただきたく存じます。

2. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり

＜公園・緑地の整備＞

本市は、古くから豊かな緑と泉に恵まれて発展してまいりました。近年の地域開発によってこれら的一部が失われつつあることは事実であります、現在もその多くは保存されており、新たな再生にも努力してきておるところでございます。本年は冒頭で申し上げましたように、市制施行30周年に当たり、この記念すべき年に、市民の潤いの拠点でもある黒鳥山公園に約1ヘクタールのメモリアルゾーンを整備し、記念施設、記念植樹等を行うなど、30周年にふさわしい事業を実施すべく、所要の措置を行ったところであります。また、当公園内に伝統的な地場産業の歴史と現状につき理解を深めるため、展示、実演等を目的としたクラブフットパーク構想を立て、本年は、まず用地の確保に取り組むことにいたしました。

さらに本年は、かねてから住宅・都市整備公団による光明池新住宅市街地開発事業がほぼ完成に近づき、新しい街並みと合わせ光明池を中心に周辺の緑を大幅に取り入れた光明池緑地公園、光明池大橋、それに緑道（歩行者専用道）などが完成をいたし、近く本市に引き渡しを受ける運びとなっております。これらの完成を記念し、本市と住宅・都市整備公団の共催により3月末から4月上旬にかけ「光明池フェア」を開催し、新市民の方々はもちろん、広く市民の方々の参加をお願いし、触れ合いの場となるよう取り組んでまいる所存であります。

このほか、本年も引き続き小田公園、旭公園の整備を行い、槇尾山を初めとする各公園の管理に一層の意を配り、市民の健康と憩いの場として活用されるよう所要の措置を講じたものでございます。

＜道路網の整備＞

道路網の整備でございますが、広大な区域を有する本市にとって、産業振興、市民生活の利便性の向上のため、道路環境の一日も早い充実が望まれておるところであります。昨年は、泉大津阪本線、葛の葉尾井千原線の整備事業、琴ノ坂橋橋梁改修工事が完成をいたし、本年は、上代伏屋線、信太3号線、阪和東側2号線など引き続き事業を進めるとともに、新たに、黒鳥観音寺線の南への延伸事業の着手を行うことになりました。また、市道の維持補修、生活道路の整備など、それぞれ所要の措置を講じた次第であります。

さらに、本市を中心とする広域幹線道路の整備につきましては、府道大阪岸和田南海線、

大阪外環状線、近畿自動車道和歌山線等々の事業につき、大阪府を初め建設省、日本道路公団など関係機関に関し、一層の促進方を要請してまいる所存でございます。

〈和泉中央丘陵整備事業〉

「ゆめと希望のあふれるまちづくり」……和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業でございます。住宅・都市整備公団を施行主体に現在、精力的に事業推進が図られているところであります。昨年は、都市計画の決定並びに事業承認の法的手続が完了いたし、用地集約におきましても、権利者各位の御協力により、法的手続による解決を要するものなど一部を除き、ほぼ完結に近い状況に至っているところであります。

本年は、施行計画の届け出完了の上、市制施行30周年という記念すべき年に、いよいよ槌音を高く響かせるべく、起工式を取り行いたく存ずる次第であります。

また、泉州山手線、和泉中央線等の関連公共事業については、昨年、権利者各位の御協力をいただき、調査測量を実施いたしたものであり、本年は、さらに関係者と協議の上、用地集約に着手いたすべく取り組んでまいるものであります。

なお、本年は、本事業に関連する河川改修や下水道整備事業につき具体的な対応を図るべく、関係機関と協議調整を行ってまいりたいと存じます。

さらに、周辺整備や農業用施設整備につきましても、関係者と十分な協議を行ってまいりたいと存じます。いずれにいたしましても、将来に価値ある都市とするよう英知を注ぎ、本事業の早期完成に向け全力を傾注いたしてまいる所存であります。何とぞ議員各位のより一層の御支援と御協力をお願い申し上げる次第であります。

3. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり

〈上水道の充実〉

水道事業の基本使命は、“安心して、おいしく飲める水”の安定供給を図ることにあります。このため浄水施設の維持改善を初め、配水管等供給関連施設の整備拡充に鋭意、努めているところでございます。しかし、昨年における近来まれにみる異常渇水により市民生活に御不便をおかけいたしましたが全市民挙げての御協力をいただき、断水等の最悪事態を回避し得ましたことを、ここに深く感謝いたすところでございます。

一方、独立採算を基調とした水道事業を取り巻く経営環境はまことに厳しく、特に受水費の値上げは一段と強い経営圧迫要因となっておりますが、より一層徹底した経営努力により、本市水道料金は当分の間、据え置いてまいる方針でございます。

〈河川、水路・下水道の整備〉

都市において安全で快適な生活環境を創造するには、浸水の解消と汚水の排除が重要な施

策であり、これらを根本的に解決するためには、公共下水道の整備が急がれるところあります。今まで雨水整備を主に進めてまいりましたがまだ十分とはいえず、なお一層の努力をいたす所存あります。

また、中央丘陵整備事業の関連事業として、流域下水道事業の協議が整い、汚水幹線工事が進歩する運びとなり、本市の公共下水道事業につき、新、旧住宅地の一体的な整備促進を図るため、関係機関に積極的に要請を行ってまいりたく存じます。

また、河川・水路の改修及び浸水対策など、市民の生命、財産を守るために事業は本年は特に意を用い、地域の幹線排水路の整備を行いつつ、各支線の水路改修事業を精力的に進めてまいる所存あります。

<交通安全の確保と環境保全>

市民の交通安全対策につきましては、安全で快適な交通社会の実現を目指すことにあります。特に近年は、婦人層に普及率の高いミニバイクによる事故や老人・幼児など、いわゆる交通弱者の事故が依然として多い現状の中で、引き続き観音寺寺田摩湯線他1線の歩道設置事業を実施するほか、各種の交通安全施設の拡充あるいは道路上の不法広告物や放置自転車の撤去など、道路使用の適正化に努めてまいりたいと存じます。

さらに、地域においても、校区交通委員を中心に交通道徳の高揚と交通安全知識の普及を図り、地域ぐるみの幅広い交通安全活動を推進してまいりたいと存じます。

環境保全面では、複雑多様化してきている生活環境について、最新の公害測定機器の導入による監視体制の強化を図るなど、公害の未然防止に努めたいと存じます。特に本年は、大気汚染常時監視施設のオキシダント測定器の更新を行い、大気の汚染状況を正確に把握し、大阪府公害監視センターと連携を密にし、光化学スモッグ発生原因の究明につき寄与するなど、健康で、安全で、快適な生活環境の確保に努めてまいります。

<消防・防災体制の充実>

災害から市民の生命、財産を保護し、市民生活の安定を図るため、消防行政におきましては、引き続き防火水槽、消火栓の充実など基礎的消防力の強化を図り、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプの購入を行い、消防装備の近代化を図り、消防活動体制の強化に努めたいと存じます。

また本年は、迅速・的確な消防活動を実施するため、新たに超短波無線設備の増設を行い、消防隊に対し適切な指示・命令の伝達をいたし、効果的な消防活動を期待し、所要措置を講じたものでございます。

さらに、コンピュータとマイクロフィルムを連動させ、119番受報と同時に、町地番等

から瞬時に火災発生現場の情報を検索し、ファクシミリ伝送装置を通じ各支所に情報を迅速、的確に伝達する、“消防・救急情報地図検索装置”を整備いたし、消防隊の出動及び災害現場到着の迅速化を高めてまいりたいと存じます。

一方、昨年より整備を進めてまいりました防災行政無線も完了いたし、本年より開設いたすこととなりました。これにより災害発生時には、災害現場と災害対策本部との相互交信が可能となり、迅速、正確な被害状況の把握あるいは現地機動班に対し適切な指示、命令を伝達することができ、効果的な防災活動が期待できるところでございます。

4. 地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり

＜農林業の振興＞

農業生産物は、人間が生命活動を行っていく上において欠くことのできないエネルギー源であり、農業を重要な産業として育成していくことが肝要であります。しかし今日、米の生産調整を初め、本市特産のみかんにおいても生産調整を行わざるを得ない状況下で、農業経営を取り巻く環境は、ますます厳しさを増してきております。こうした中で、大都市近郊農業としての特性を生かすべく、農道、水路、ため池などの農業基盤整備事業を初め、柑橘の優良品種に更新を図るための優良柑橘類補木生産母樹園の事業は引き続き実施を行い、大阪府の園芸畠地整備事業の導入によりシイタケ栽培の発生施設を設置し、近代化と共同化による収益の向上を図るなど各般の施策を通じ、活力ある農業の推進に努めてまいりたいと存じます。

また、本年度より遊休地、休耕地の有効利用とコミュニティの向上を図るため、市民の協力を得て、市民農園事業を開設してまいるべく所要の措置を行ったところであります。

＜商工業の振興＞

本市の代表的な地場産業である綿・スフを中心とする織維工業及び人造真珠工業をめぐる内外環境は、依然として厳しい状況が続いております。こうした中にあって、経営の合理化、新技術の導入、新製品の開発、若手後継者の育成など、小規模事業対策等の助成措置の拡大、和泉府中駅前商店街における小売商業施設の活性化のための商業環境モデル事業への援助あるいは泉北地域広域行政による南大阪地場産業振興センター建設に伴う共同出資などのほか、市商工会との相互緊密な協力のもとに経営相談、経営指導の強化を図り、体質改善など適切な指導に努めてまいるものでございます。

5. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり

＜老人、障害者及び児童福祉＞

老人、障害者など社会的に弱い立場の人々に対しては、きめの細かい配慮を行い、生きがいを感じる各種の施策を行ってまいりたいと存じます。まず、老人福祉でございますが、人

生80年時代といわれている今日、老人が健康で生きかいを持って暮らすことは、活力ある地域社会を築く上できわめて重要な課題であります。そのため老人クラブ活動やゲートボールを始めとした自主的な活動を援助し、シルバー人材センターをさらに充実させ、就業機会の拡大を図り、老人の豊かな知識と経験を生かした活力ある地域社会を目指し、取り組みを強めてまいりたいと存じます。

一方、不幸にして寝たきり老人となられた方には、医療ヘルパーや家庭奉仕員あるいは有料ヘルパーの派遣を初め、一時的に施設入所の必要が生じた場合には、特別養護老人ホームでの“寝たきり老人短期保護事業”や“痴呆性老人短期保護事業”などを実施し、在宅福祉サービスの充実に努めてまいりたく存じます。さらに本年より寝たきり老人とその家族から強い要請をいたしました、寝たきり老人に対する無料入浴サービス事業を実施してまいりたく存じております。

次に、障害者福祉でございますが、障害者用自動車改造事業、補装具・日常生活用具の給付、盲人ガイドヘルパー、手話通訳者派遣事業など、引き続き多面的に取り組み、在宅心身障害者の自立更生と日常生活の向上に努めてまいります。

また本年は、障害者福祉都市宣言2年目として障害者の生活、環境改善、障害者福祉サービス、市民啓発事業などの諸施策を総合的に実施し、障害者にとって住みよい町づくりのため取り組んでまいる所存であります。さらに、障害者を激励し、福祉の増進を図るため、重度障害者給付金の増額措置を行ってございます。

一方、保育所については本年、寺門保育園の竣工により、婦人が安心して働く乳幼児保育の拡大や障害児保育の充実、民間保育所に対する補助の強化など、保育行政の一層の充実に努めてまいります。

これら福祉施策を推進していくに当たり、市行政の努力と合わせ、社会福祉協議会を初め各種社会福祉団体の果たす役割はますます重要になっており、これら団体との連携をより密にするとともに、昨年創設いたしました福祉基金運用益を地域福祉活動推進のために活用し、ボランティア活動や在宅福祉活動を充実させ、市民福祉の向上と多様化に対応してまいりたいと存じます。

<国民健康保険事業>

国民健康保険事業は、市民の生命と健康を守るという重大な使命のもとに事業の執行を行っております。昨年は、健康保険法の改正により国民健康保険事業に退職者医療制度が創設されました。このことは、国保制度内に給付率の異った制度が生まれたことにより、財政面でも国庫負担金の削減が影響し、財政調整基金からの繰り入れ措置を行っている次第であり

ます。こうした中で、今後の国保財政をめぐる情勢は一段と厳しさが予想され、国等の動向を見極めつつ、適切に対処いたしてまいります。

＜健康の保持・増進＞

高齢化社会へ移行しつつある現在、市民に密着した総合的な保健サービスの確立が望まれております。本年3月には、各世代にわたる健康増進と地域住民の自主的な保健活動の拠点となるべき“保健センター”が完成をいたします。この保健センターを活動の中心にして、各種の予防接種を初め、胃ガン、子宮ガンなどの集団検診あるいは保健相談・健康教育など老人保健法による各種施策を精力的に推進し、今後ますます多様化いたします保健施策を市医師会初め関係機関との協議を深め、総合的な保健体制の確立に努めてまいります。

また本年より、歯科医師会等の御協力を仰ぎ、かねてから要請をいただいておりました休日急病診療所における歯科の診療を開設いたしましたく存じます。これにより、内科、小児科と合わせて、広く市民の御利用をいただけるものと確信いたしております。

一方、市立病院におきましては、薬価基準の引き下げ等により厳しい経営環境にあります
が、地域住民の健康と生命を守る地域医療の中核病院として、診療機能を高めるべく医療機器を整備し、なお一層充実した総合病院として、市民の皆様方の健康保持に貢献してまいりたいと存じます。

＜連帯と信頼のコミュニティづくり＞

市民相互の連帯感と信頼感の醸成が、地域社会を成熟させ豊かな町づくりを支えていく大きな力でございます。そのため隣人との心の触れ合いや交流を深める市民施設の整備が必要であり、昨年より婦人・文化活動あるいは市民活動などの交流の拠点となるコミュニティセンターの建設を進めてまいりました。昨年は、軀体工事の完成をみ、本年は、外装、内装その他関連工事を施行し、できるだけ早い時期に完工をいたし、広く市民に活用していただきたく存じております。

なお、老人・障害者などを対象とする福祉会館につきましては、引き続き国・府の事業採択に向けて交渉を重ねてまいるものでございます。

コミュニティセンターの内容はすでに御案内のとおり、300人収容の多目的ホールをメインに、大・中・小集会室などを有機的に配置し、婦人活動や各種文化活動を初め、幅広い市民活動に利用していただき、市民相互の交流の場として活用いただきたく存じております。本年は、前年度に引き続き工事請負費など関連事業費を措置いたしたものでございます。

〈同和対策の推進〉

同和対策につきましては、差別事象の発生が跡を絶っていないなど解決すべき課題が多く残されており、従前にもまして、国・府と相互に協力しながら、差別の解消を目指し、総合的かつ効果的な事業の推進を図ってまいりたく存じます。

環境改善整備事業では、引き続き住宅・道路等の整備を中心とし精力的に取り組み、人権啓発活動では、和泉市同和教育推進協議会と密接な連携を保ち、人権意識の高揚、人権尊重の精神、同和問題の正しい理解と認識など、広く市民を対象に啓発活動を推進してまいるものでございます。

地域改善対策特別措置法も余すところ2年となり、同法の有効期限内に最大の努力を傾注してまいるものでございますが、本市の残事業量の実態等から勘案し、国における新たな立法措置につき、市長会等を通じ強く働きかけを行うとともに、本市のように大規模な同和地区を包含する自治体に対し特別な財政援助措置を要請してまいり、同和行政の円滑な推進を図ってまいる決意であります。

〔その他の施策〕

〈市民連帯意識の高揚……和泉市民まつり〉

市民の一人一人が郷土を愛することが、その都市の将来をどれほど発展させ、力強いものにいたすかわかりません。世代を超えた素晴らしい連帯感と、郷土を愛する心と心の触れ合いを求め、市民の手づくりによる民謡盆おどり大会“和泉市民まつり”もようやく市民的行事として定着してまいりました。

私は、こうした行事を通じて、市民連帯意識の深まりを期待し、郷土“和泉市”を愛する心を醸成していただけることは、本当に素晴らしいことだと確信いたしております。特に本年は、市制施行30周年記念行事の一環として取り組みを行い、テレビの広報番組の放映や広報「いずみ」など有効に活用し、より実り多いものにしてまいる所存であります。

〈関西国際空港〉

関西国際空港の建設につきましては、すでに御案内のとおり、昨年において、官民共同出資による関西国際空港株式会社が発足いたし、いよいよ本年度より着工、67年度末開港に向けて始動いたしました。本市は、その地元市として、関西国際空港対策協議会あるいは関西国際空港関係連絡協議会など積極的に参加し、公害のない空港、地域に繁栄をもたらす空港を期待し、議会の御意向を踏まえながら、機敏に対処してまいる所存であります。

さらに国際空港の利便性を生かし、本市の地場産業の活性化、ひいては大阪経済の振興につながる先端技術産業の本市への立地……コスモポリス構想……について調査・研究を進め

てまいりました。本市では、近畿自動車道に隣接する丘陵部をその候補地に挙げ、関係機関と協議を進めておるところですが、現在のところ、南大阪地域では、本市を含め三つの候補地が挙げられており、安易な予断が許されませんが本年は、さらに基本計画の策定とその具体化を図るべく、大阪府を初め関係機関と一層緊密な連携を図り、その実現に向けて努力をいたす所存でございます。

なお、広域的なスポーツ・レクリエーション構想について、引き続き調査・研究を行ってまいりたく存じます。

＜行政事務改善等＞

本市の行政事務電算化につきましては、行政事務の総合処理と効率化と市民サービスの向上を目指し、昨年よりコンピュータ導入準備作業を進めてまいりましたが、本年度より住民情報オンラインシステムを本格的に発足させる見通しがつくに至りました。市民課業務では、住民票・転出証明書・住民異動処理などが即時に行うことができ、税務事務における賦課業務・各種証明業務・収納状況など端末装置から直接処理できるとともに、国保・年金業務・選挙業務あるいは福祉・教育・予防衛生など幅広く高度化利用を図り、住民サービスの向上と行政事務の効率化、行政の質的向上を図ってまいる所存でございます。

なお、個人のプライバシー保護についても十分留意し、慎重かつ厳正な管理運営を行ってまいるものであります。

なお、今日ほど職員に対して市民の関心が高まっている時はありません。職員は、常に市民生活の向上に奉仕する覚悟を肝に銘じ、すべての職員は日々精励しなければなりません。不断の職員研修を通じ、“資質の向上”、“能力の開発”、“職員意識の改革”など取り組んでまいる所存でございます。また、綱紀粛正については一段と引き締め、現在直面している本市行政の実態を的確に認識させ、市民サービスの向上に徹し、市政の執行に取り組むよう指導・監督を行ってまいりたいと存じます。

なお、近年の多様化する行政需要及び今後想定される人口増加に対応し行政の積極的な推進を図るべく、合理的、効率的な行政機構を目指し、特に社会教育部門、福祉部門あるいは産業振興部門など、各種の住民ニーズに的確に対応し、その施策の充実を図るために組織体制を確立いたしたい所存であります。

以上が、今回御提案申し上げました昭和60年度の予算（案）の概要と市政運営の基本の方針でございます。冒頭、申し上げましたように、地方自治体を取り巻く諸情勢はますます厳しさを加えておりますが、本予算（案）は、限られた財源の効率的配分に創意と工夫をこなし、市民福祉向上を目指し精いっぱいの努力をいたしました。

今後の行財政運営には、なお困難な課題が山積することと存じますが、これを克服してこそ市民の信託にこたえる道であり、私を初め職員一同、新たな勇気と決意をもって渾身の努力を傾注してまいる所存であります。何とぞ私の意のあるところをお汲み取りいただき、議員各位の格段の御理解と御協力をひたすらお願い申し上げる次第であります。

御静聴、ありがとうございました。

-
- 議長（柳瀬美樹君） ありがとうございました。市長の市政運営方針の要旨の説明は終わりました。

次に、先ほど一括上程いたしました議案の提案理由の説明を順次簡単に願います。

まず、建設部所管の説明を願います。提案説明は自席で願います。

- 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第9号「和泉市都市公園条例制定について」、提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、このたび住宅・都市整備公団の施行によります光明池新住宅市街地開発事業の終結に伴いまして、本年3月末、移管が予定されております公園緑地等の引き継ぎによりまして、光明池緑地内に運動施設を有する都市公園が開設されることとなりました。今回、都市公園の設置及び管理等について、都市公園法の規定に基づき所要の事項を定め、本市公園の健全な管理と使用の適正化を図ろうといったものでございます。

次に、条例内容につきまして御説明を申し上げます。議案書2ページからでございます。

第1条は、本条例の趣旨について定めるものでございます。

第2条は、本条例における公園及び公園施設についての用語の定義について定めるものでございます。

第3条第1項は、公園の使用あるいは利用について、第1号から第4号に掲げる行為に対する許可について定めるものでございます。同条第2項は、前項の許可申請について。同条第3項は、第1項各号に掲げる行為について、公衆の公園利用に支障を及ぼさない認める限りにおいて許可できることと、本来、公園の利用目的を基本に定めたものでございます。同条第4項は、許可条件について。同条第5項は、都市公園法の規定に基づく都市公園の占用の許可を受けている者について、当該許可に係る許可を受けることを要しない旨を定めたものでございます。

なお、都市公園の占用とは、公園施設以外の工作物その他の物件または施設、たとえば電柱、電線、上下水道管、地下に設けられる通路、公共駐車場あるいは集会、展示等の催しのための

仮設工作物を設置することでございます。

第4条は、公園利用に際しての行為の禁止について、第1号から第8号にわたり定めるものでございますが、都市公園法の規定に基づく公園管理者以外の者の公園施設の設置または管理の許可を受けている者については、適用外とするようにいたしております。

第5条は、公園の保全、利用者の危険防止のため、災害発生及び工事等の際、公園利用の禁止または制限を行おうとするものでございます。

第6条第1項は、有料公園施設について、12ページ別表第1に光明池緑地の運動施設と定めてございます。同条第2項は、有料公園施設の使用許可申請について。同条第3項は、許可料金について。同条第4項は、公園管理上特に必要と認めた場合、有料公園施設の使用を許可しないことができる旨を定めるものでございます。

第7条第1項は、公園管理者以外の者についての公園施設の設置または管理の許可申請書及び変更申請書について、同条第2項は、公園施設以外の工作物その他の物件の設置のための占用許可申請書について。同条第3項は、許可申請書の図面添付等について定めるものでございます。

第8条は、軽易な変更について定めるものでございます。

第9条は、占用状況等の検査及び改善命令等。

第10条は、監督処分で、第1項の各号あるいは第2項の各号のいずれかに該当する場合は、許可の取り消し、行為の中止、原状回復もしくは公園からの退去等を命ずることができるよう定めたものでございます。

第11条は、届け出で、公園施設の設置または公園の占用に関する工事が完了したときの届け出について定めるものでございます。

第12条は、使用料を定めるもので、第3条第1項の行為に係る使用料については、12ページ別表第2に提示させていただいております。第2項は、公園施設以外の工作物その他の物件または施設の設置に係る使用料でございまして、和泉市道路占用料条例の規定により算定した額と定めるものでございます。第3項は、有料公園施設の使用料で、13ページの別表第3に提示させていただいておりますが、テニスコート1コート1時間500円、テニス練習板1人1時間100円、運動広場A、Bともそれぞれ1時間800円とし、本市市民でない者の使用についてはそれぞれ倍額と定めるもので、和泉市立運動施設条例の使用料に準じて定めるよういたしたものでございます。

第13条は、徴収方法等。

第14条は、使用料の減免について定めるものでございます。

第15条は、公示すべきものの内容について。

第16条は、権利譲渡等の禁止で、使用者または占用者は、その権利の他人への譲渡、転貸しまたは担保に供してはならないと定めるものでございます。

第17条は、事務委任で、有料公園施設の管理運営に関する事務を教育委員会に事務委任いたす旨定めるものであります。

第18条は、公園施設の管理の委託で、市長が管理上必要と認めたときは、公共団体または公共的団体に委託することができると定めるものでございます。

第19条は、準用規定で、第3条から第18条までの規定は、公園予定地または予定公園施設についても準用することと定めるものでございます。

第20条は、本条例の施行について必要な事項の規則委任について定めるものでございます。

なお、この条例は、昭和60年4月1日から施行いたしたいと存じます。

以上で本条例の提案理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議をいただき、御可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 続いて、産業衛生部所管の説明を願います。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました産業衛生部所管の関係諸議案について、まず、議案第10号「和泉市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例制定について」から提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。議案書14ページでございます。

休日歯科診療に関しましては、昭和59年度までは年末年始の数日に限り、歯科医師それぞれの診療所で実施してまいったところでございますが、市民から年間を通じ休日歯科診療の開設を望む声が強く、このため歯科診療部門設備等の整備を行ない、歯科医師会の協力を得まして、市立休日急病診療所において従前の内科、小児科同様、本年4月1日より歯科診療を開始しようとするものでございます。

次に、改正条例案の内容でございますが、16ページ同条例新旧対照表より御説明申し上げます。

診療科目第3条の1号 内科、2号 小児科とあるに、3号 歯科と1号を加えるものであります。

次いで、料金の額等第4条ですが、現行条例では、市立病院において歯科の診療がなされておらず、料金の額等を算定することができないため、現在採用している和泉市立病院の料金等に関する条例第2条の診療報酬点数表に加えまして、歯科診療の料金等が算定できるよう全文

を改正するものであります。

以上で説明を終わります。何とぞよろしく御審議を賜り、原案どおり可決、御決定賜ります
ようお願い申し上げます。

続きまして、議案第1-1号「和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金条例の一部を改正
する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。議案書17
ページでございます。

近年、国民の主食である米は、依然として生産過剰基調であるため、国では、新たに水田利
用再編第3期対策を打ち出し、転作を推進しているところであります。本市においても水田転
作の一層の定着化を図るために、水路、農道等の土地基盤整備を行う必要があります。これ
らから今般、本事業の推進に当たり、分担金条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正案の内容でございますが、19ページにございます同条例新旧対照表より御説明
申し上げます。

同条例の対象となる事業、第2条で別表に掲げるものとするとなっております。この別表に
事業名「水田利用再編対策推進事業」比率20%を加えるものでございます。

以上で御説明を終わります。何とぞよろしく御審議賜り、原案どおり可決、御決定賜ります
ようお願い申し上げます。

次いで、議案第1-2号「和泉市中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例制定につい
て」、提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。議案書20ページでございます。

現在、本市におきましては、市内中小企業振興育成策の一環として、資金調達を容易ならし
めるため市単独の融資あっせん制度を創設し、有效地に活用されているところでございます。こ
の制度の運用は、まず、市が市内の金融機関に一定金額を預託して融資枠を確保し、あわせて
大阪府中小企業信用保証協会との協約によって信用供与、すなわち債務保証を確保し、その範
囲内で本条例第3条の規定に基づき設置された審査会において借り入れ申込人の経営状況等を
審査し、融資の可否並びに金額の決定をいたしました。

ところが、本制度の中核的存在である信用保証協会から、諸般の事情により業務運営方法の
一部を改革し、本市のみならず、府下複数市に設置されております審査会審査の有無にかかわ
らず、貸し付け審査はすべて協会みずからの責務を行うとし、これを昭和60年4月から実施
する旨の通知があった次第であります。これが実施されると、現行審査会の職務権限が著し
く阻害され、審査会存続の必要性がなくなることは明白であります。もちろん、融資の可否は、
本市審査会において審査決定するのが最も望ましい形ではありますが、信用保証協会の設置者
である大阪府においてさえ、昭和59年3月末をもって府単独の審査会を廃止したという経過

もございます。つきましては、中小企業にとってメリットの大きい融資制度そのものは従来どおり存続させながらも、審査会については、これを廃止しようとするのが提案の理由でございます。

それでは、22ページの新旧対照表よりその内容について御説明申し上げます。

あっせん審査機関第3条を削除し、実施の細目第4条を第3条に繰り上げるものでございます。

以上で説明を終わります。何とぞよろしく御審議賜り、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

次いで、議案第13号「和泉市立保健センター条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。議案書24ページでございます。

御説明に先だち一言、御礼申し上げます。

先に御承認を賜りました予算に基づき、センターの建設工事並びに備品の整備について関係部局の協力を得まして本年2月末日無事竣工、4月に開所すべく職員一同全力を注いでおります。これひとえに議員皆様方の御指導、御鞭撻のたまものと厚く御礼申し上げます。

ここで保健センターの規模及びその内容の概略を申し上げます。

構造及び規模でございますが、鉄筋コンクリート造り3階建、建築面積489.25m²、延床面積1,291.63m²となっており、内容につきましては、1階に集団検診室、試験室、検査室、事務室、ホール等並びにエレベーターを設置いたしました。2階には、機能訓練室、栄養指導室、研修室を初め、健康相談室等を設置いたしました。3階には、会議室、集会室、和室等を設置いたしました。このセンターにおきましては、地域住民の健康管理あるいは老人保健事業に伴う各種検診並びに市民の健康づくりの推進を図り、今後一層住民に密着した総合的な保健サービスについて努力を重ねる所存でございます。

それでは、次に条例案の内容について御説明を申し上げます。25ページでございます。

第1条は、設置条例の趣旨についての定めでございます。

第2条は、センターの名称及び位置について、名称を「和泉市立保健センター」とし、位置を「和泉市府中町810番地」と定めるものでございます。

なお、設置場所並びにセンターでの事業内容等の周知啓蒙については、市政だより等を通じて十分効果を上げるよう努力いたします。

第3条は、設置の目的でございまして、市民の衛生知識の普及向上、健康管理のための指導研修等に供する旨を明らかにしてございます。

第4条は、使用の許可等でございまして、本センターは、貸し館業務は行いませんが、第3

条の目的に沿った事業を行う場合には、建物の使用を認める旨を定めたものでございます。

第5条は、使用料に関する条文でございまして、先にも申し述べましたように、本センターは貸し館業務が主ではございませんので、使用料については、無料とした定めでございます。

今後、センターの管理運営につきましては職員一同、一層の尽力に努めますので、よろしく御指導をお願い申し上げます。

以上で御説明を終わります。何とぞよろしく御審議を賜り、原案どおり可決、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、市民部所管の説明を願います。

○ 市民部長（松村吉堯君） それでは、お許しをいただきまして自席から、議案第29号「和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例制定について」、提案の理由並びにその内容の御説明を申し上げます。説明に入ります前に、本案件につきましては、府衛対答申等の府の取り扱い等によりまして議案の配付が本日と相なりました。その点深くお詫び申し上げますとともに、その取り扱いにつきまして、議長さんを初め議員各位の御理解をいただきまして、深く御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。別冊1ページでございます。

本市では、従来より府の補助を得て、老人、障害者、母子家庭に対して医療費の自己負担分を市で助成することにより、健康の保持と福祉の増進を図ってまいりましたところでございますが、被用者保険本人については、医療費が10割給付であったため、公費医療費の助成の対象外となっております。ところがすでに御承知のとおり、過般の健康保険法の改正によりまして、被用者保険本人の医療費給付割合が10割から8割に改正され、当分の間は9割とされたことに伴い、新たに1割分の自己負担が導入されました。これに対し大阪府では、これらの人たちについても、公費助成の対象とするか否かを府衛生対策審議会に諮問いたしておりましたが、去る2月4日に答申がございまして、府では、この答申に沿って障害者及び母子家庭の母については従来と同じ内容で、老人については、老人福祉年金の所得制限に準じて行うとし、あわせてこれらを実施する市町村に従来と同様の補助を行なうという方針が示されました。したがいまして、本市におきましても、これら老人、障害者、母子家庭の母の健康保持及び福祉の増進に資するため、被用者保険本人の一部負担について市で助成いたしましたく、本条例案を提案するものでございます。

次に、内容について説明を申し上げます。2ページでございます。

第1条は、本条例の目的として、健康の保持及び福祉の増進に寄与することを定めたもので

ございます。

第2条は、対象者の範囲を定めたもので、第1項第1号は、65歳以上の者とし、所得制限については、前年の所得が老齢福祉年金の受給対象となる所得制限額を準用することとしたもので、本年度は、2人世帯で252万6,000円以下の方が対象となるものでございます。第2号は、障害者の対象範囲を、第3号は、母子家庭の対象範囲を定めたもので、ともに従来から行っております医療費助成の所得制限と同じく、障害者については本人所得が1,000万円まで、母子家庭については、児童扶養手当の受給対象となる所得制限額で、本年度は、2人世帯で361万円を準用する旨を規定いたしたものでございます。同条第2項は、生活保護法による被保護者など、他の法律適用者の除外規定でございます。

第3条は、医療費の助成の額及び範囲を定めたもので、第1項では、対象者が負担することとなる医療費の助成額について規定し、第2項は、母子家庭の児童に対する助成対象範囲を、第3項は、国等による公費負担に係る医療費については、この条例に定める助成は行わないことを規定いたしたものでございます。

第4条は、医療費の助成は、対象者からの申請によることとしたものでございますが、市が対象者にかわって医療機関等に直接支払うことができることとし、第2項は、市が直接医療機関に支払った場合は、対象者に支払ったものとみなす旨の規定をいたしたものでございます。

第5条は、助成申請について。

第6条は、医療証等の交付について。

第7条は、助成の実施時期について。

第8条は、医療証等の提示についてなど、それぞれ所要の手続等について規定いたしたものでございます。

第9条は、対象者が疾病等により損害賠償を受けたときの調整。

第10条は、不正利得があった場合、その相当額を返還させることができることを定めたものでございます。

第11条は、権利の譲渡等の禁止。

第12条は、住所、氏名などの変更があったときの届け出について義務づけたものでございます。

第13条は、この条例に定めるもののほか、施行に必要な事項については、規則に委ねることを定めたものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、昭和60年4月1日から施行いたしたいと存じて

おります。

以上、まことに簡単でございますが、議案第29「和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例制定について」の提案理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議案（柳瀬美樹君） 引き続いて、予算説明に入ります。まず、一般会計及び特別会計予算の順に説明願います。

○ 財務部長（麻生和義君） ただ今御上程いただきました議案第1号から第6号までの6会計の予算について、その概要の御説明を申し上げたいと存じます。

まず、予算編成につきましては、先ほど市長が表明いたしました市政運営方針に基づき、諸般の社会情勢を踏まえ、本市の財政運営の厳しい実態を再確認し、予算を編成いたしたものでございます。昭和60年度の一般会計予算は、総額289億300万円と相なるわけでございまして、前年度当初と比較いたしますと23億2,500万円、8.7%の伸び率と相なるわけでございますが、これは（仮称）市立コミュニティセンター建設の継続事業費と、改良住宅建設事業費の増加が主な要因でございます。

それでは、予算書に基づきまして、その概要を御説明申し上げます。予算書の1ページでございます。

まず、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額は289億300万円と定めるものでございまして、款項の区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。それぞれの内容につきましては、後ほど、事項別明細書により御説明申し上げます。

第2条は、債務負担行為でございますが、債務を負担することができる限度額等を定めるものでございまして、改良住宅整備事業費及び用地取得費等47億4,941万6,000円の計上でございます。期間及び限度額は、第2表のとおりでございます。

第3条は、地方債でございまして、事業目的、借入限度額等を定めるものでございまして、18億8,842万円計上いたしました。起債の方法、利率、借入先、償還の方法は、第3表のとおりでございます。

第4条は、財政調整資金としての一時借入金の最高限度額を定めるものでございまして、55億円計上いたしました。

第5条につきましては、各項の経費を流用できるように定めるもので、職員の給与費を対象といたしてございます。

以上が一般会計の予算でございます。

引き続きまして、事項別明細書に基づき歳出予算よりその内容について御説明申し上げます。
37ページでございます。

まず、議会費でございますが、議員各位の報酬を始め、議会運営経費として2億4,973万6,000円計上いたしてございます。

次に、総務費でございますが、総額3・5億2,841万3,000円の計上となり、対前年当初と比較いたすと10億3,601万7,000円、41.7%の大幅な伸びでございますが、これは先ほども申しましたように(仮称)市立コミュニティセンター建設事業費7億2,81万6,000円の計上がその増加の主な要因でございます。

総務管理費につきましては、特別職、一般職員の給与費を初め、庁舎管理経費等おむね経常的な経費でございますが、関西国際空港建設に関連する産業振興等の調整経費を初め、市制施行30周年を迎えるに当たっての記念式典行事、また、記念誌の作成経費等も計上いたしたものでございます。

次に、徴税費、戸籍住民基本台帳費、同和対策費につきましては、昨年同様の経費を計上いたしました。また、選挙費につきましては、本年選挙施行の予定がありませんので選挙管理委員会の運営経費を計上いたした次第であります。

統計調査費につきましては本年10月、5年ごとに執行される国勢調査の経費等を計上いたしたものでございます。

次に、民生費でございますが、78億6,571万8,000円計上いたしました。

社会福祉費につきましては、心身障害者、老人に対する福祉経費及び医療助成を初め、国民健康保健事業、老人保健事業特別会計への繰出金を計上いたしました。

また、障害者福祉都市宣言2年目として障害者に対し公共施設の改善経費、また、福祉基金よりの運用益を地域福祉活動に充當いたすべく予算措置をいたした次第です。

次に、児童福祉費でございますが、児童手当扶助費を初め、保育所、母子寮及び児童遊園の管理経費を計上いたしたものでございます。

生活保護費につきましては、生活扶助費を初め、生活保護家庭の見舞金を計上いたしました。

次に、衛生費でございますが、28億2,995万1,000円を計上いたしてございます。予防衛生費につきましては、今月末に完成いたします保健センターの運営経費を初め、老人保健法に基づく中高年齢者の健康診査を行う保健事業費、市民の健康を保持すべく市立病院に対する補助金、結核、インフルエンザ等各種経費及び休日急病診療所における内科、小児科、また、今年度より歯科医療も開始できるよう予算計上をいたしたものでございます。

次に、環境衛生費でございますが、伝染病の予防対策費を初め、し尿及びごみの収集、処理

経費を計上いたしました。

墓地管理費につきましては、市設墓園の管理経費を初め、市営葬儀の運営経費を計上いたしました。

上水道につきましては、本市水道事業及び泉北水道企業団に対する補助金を計上いたしたものでございます。

労働費につきましては、失業対策関連経費として5,907万8,000円を計上いたしました。

次に、農林水産業経費でございますが、3億1,190万9,000円を計上いたしました。農業費につきましては農業委員会の経費を初め、水田利用再編対策費、園芸団地の整備、また、農道・溜池・水路等農業基盤の整備に関する経費を計上いたしてございます。

林業費につきましては、前年度より施行いたしております側川林道の整備事業を初め、森林間伐の事業費を計上いたしたものでございます。

次に、商工費でございますが、2億5,269万4,000円を計上いたしました。府中駅前商店街に対して商業環境モデル事業としての補助金を初め、中小企業の振興対策費、事業資金の融資、勤労青少年ホーム中高年齢労働者福祉センターの管理経費を計上いたしたものでございます。

続きまして土木費でございますが、51億1,109万2,000円計上いたしました。

まず、土木管理費でございますが、道路台帳の作成経費を初め、管理経費等を計上いたしました。

道路橋梁費につきましては、市内一円の道路整備事業を初め、今年度より着手いたします黒鳥観音寺線、また、継続事業であります上代伏屋線、環境改善道路の整備を図るべく、それぞれ計上いたしたものでございます。

次に、河川水路費でございますが、一般河川の改修事業費を初め、東松尾川、長谷川の河川の改修、また、水路につきましては、市内一円の水路の整備事業費を計上いたしたものでございます。

都市計画費につきましては、公園、街路、下水道費の経費でございまして、公園につきましては、小田、旭公園を初め、黒鳥山公園の修景整備と将来のクラフトパーク計画に基づく用地購入費を計上いたしました。また、地域開発に伴う公園整備として6地区、特定緑化事業として2地区的植栽工事費を計上いたしたものでございます。

また、街路事業費につきましても、和泉府中北通線及び阪和東側2号線の整備事業費を計上いたしました。

下水道総務費については公共下水道事業特別会計への繰出金、浸水対策費として、市内浸水

対策整備事業費を計上いたしたものでございます。

次に、住宅費でございますが、住宅管理経費及び改良住宅建設事業費をそれぞれ計上いたしました。

次に消防費でございますが、7億2,747万6,000円計上いたしました。消防署及び消防団費の経費でございまして、防火水槽の新設、消防ポンプ自動車の購入費を初め、災害発生時において消防活動をより迅速・的確・効率的に活動できるよう消防超短波無線設備、また、消防・救急情報地図検索装置の整備費を計上いたしたものでございます。

続きまして、教育費でございますが、総額33億3,781万4,000円を計上いたしました。教育総務費につきましては、教育委員会の運営費を初め、小・中学校の教育指導及び研修費を計上いたしました。

次に、小学校費・中学校費・幼稚園費でございますが、まず、小学校費につきましては、光明台南小学校の整備を初め、本年開校いたします光明台北小学校の備品の整備、北池田小学校校舎建設、横山小学校のプール建設等の整備事業費を計上いたしました。

中学校費につきましては、光明台中学校の整備、また、和泉中学校につきましては、プールの建替と本年度より新たに補助採択されます大規模改修事業費として、校舎の改修工事費を計上いたしたものでございます。

その他小学校・中学校・幼稚園の運営管理維持経費を計上いたしたものでございます。

社会教育費につきましては、青少年等の対策経費を初め、各公共施設の運営管理維持経費等を計上いたしました。図書館については蔵書数の増加、また、利用者へのよりサービス向上を図るため、コンピューターの導入を図るべく予算計上いたしてございます。

保健体育費につきましても、今年度4月にオープンいたします光明池緑地運動施設を初め、各運動施設の運営管理維持費を計上いたしたものでございます。

次に、公債費でございますが、前年度以前に借入れした市債の元利償還金並びに一時借入金の利子等39億7,797万3,000円を計上いたしました。

諸支出金につきましては、開発公社に対する貸付金、災害援護資金貸付金を初め、一部事務組合に係る地方交付税の配分金を計上いたしてございます。

また、基金費につきましては、公共施設整備基金積立金を初め、福祉基金等に対する積立金等を計上いたしたものでございます。

最後に、緊急または不測の経費に充当いたすべく、予備費として5,000万円計上いたしてございます。

以上が歳出予算の事項でございまして、歳出総額289億300万円と相なる次第でござい

ます。

引き続きまして、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。

予算書3ページでございます。

まず初めに、市税でございますが、前年度見込み額等を勘案いたしまして101億10万5,000円計上いたしてございます。

次に、地方譲与税1億7,050万円、自動車取得税交付金1億9,861万1,000円、国有提供施設等所在市町村助成交付金2億900万円、地方交付税45億1,900万円、交通安全対策特別交付金1,600万円につきましては、それぞれ昨年度実績、国の動向及びそれぞの法令を勘案いたしまして計上いたしたものでございます。

分担金及び負担金でございますが4億1,841万1,000円計上いたしました。分担金につきましては農林水産業費分担金で、負担金につきましては、総務費負担金を初め、精薄・老人・保育所の施設収容措置負担金、また、ため池・公園・消防署等に伴う事業負担金をそれぞれ計上いたしました。

次に、使用料及び手数料でございますが、使用料につきましては、各種行政財産の使用に係るもので2億5,014万5,000円、手数料につきましては、戸籍住民基本台帳等の手数料として4,870万4,000円それぞれ計上いたしました。

次に、国庫支出金47億2,520万9,000円、府支出金19億4,215万8,000円を計上いたしてございますが、これらはいずれも歳出予算の経費と相関連いたすものでございます。

次に、財産収入でございますが、公共施設整備基金利子収入を初め、財産区財産売払い収入等8億9,347万円計上いたしました。

寄附金につきましては、一般寄附金、開発指導要綱に基づく寄附金、市立コミュニティセンターの備品を購入するべく、特定寄附金等2億8,800万円計上いたしてございます。

繰入金につきましては、公共施設整備基金及び美術館運営準備基金からの繰入金等6億7,210万3,000円計上いたしてございます。

諸収入につきましては、26億7,316万4,000円計上いたしました。主なものといたしましては、病院事業の貸付金元金収入及び国民年金印紙売捌収入等でございます。

最後に、市債でございますが、18億8,842万円計上いたしてございます。これらは歳出予算の事業費と相関連いたすものでございまして、適債事業に対し充当率を勘案いたしまして、それぞれ計上いたしたものでございます。

以上が歳入予算でございまして、総額289億300万円と相なる次第でございます。

以上が昭和60年度一般会計予算の内容でございます。

引き続きまして、議案第2号「昭和60年度国民健康保険事業特別会計予算」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

国民健康保険は、市民の日常生活の基盤としての健康を守るため重要な制度でございます。この制度の柱となる医療費の動向でございますが、なお流動的であるとはやや鎮静化の傾向にあり、このため本年度は、保険料等の改正は行わずに執行させていただく方針でございます。

しかし、昭和59年度途中より医療保険制度の見直しに始まり、国庫負担金の大巾を削減、また、保険料の賦課限度額が35万円に引き上げられること等が、国保財政にどのように影響するのかなお不確定ではございますが、一段と厳しいものとなるものと思われます。

以下、その内容についてご説明申し上げます。予算書の13ページでございます。
第1条は、歳入歳出予算の総額を51億8,085万4,000円と定めるものでございます。

なお、この歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、一時借入金の最高限度額を8億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の同一款内での各項の経費の流用を規定するものでございまして、給与費並びに保険給付費につきましては、予算額に過不足が生じたときに流用できる旨規定いたしたものでございます。

続きまして、事項別明細書によります、歳出予算から内容を御説明申し上げます。予算書の289ページでございます。

・ 総務費につきましては、保険給付を行ってまいります上の職員給与費及び事務的経費でございまして4,852万6,000円、徴収費につきましては、保険料賦課徴収関係の職員給与費及び事務的経費といたしまして1億816万1,000円計上いたしたものでございます。

次に、運営協議会費でございます。これは国民健康保険運営協議会の運営にかかる経費でございまして、108万1,000円計上いたしました。

次の趣旨普及費につきましては啓蒙活動費でございまして、49万5,000円計上いたしたものでございます。

次に、保険給付費でございますが、昭和59年10月より退職者医療制度が実施された事に伴いまして、一般被保険者と退職被保険者等に係る費用を区分いたすこととなりましたので、予算計上に当たり科目をそれぞれ区分させていただきました上、療養給付費等といたしまして33億156万2,000円計上いたしました。

次に、老人保健拠出金でございます。老人保健法にかかる被保険者を対象としたものでございまして、医療費及び事務費を含めまして16億4,448万8,000円計上いたしたものでございます。

次に、共同事業拠出金でございます。高額な医療費が発生したとき保険財政の負担を軽減するための高額医療費共同事業と、退職者医療制度にかかる被保険者認定のためのその他共同事業を含めまして 8,716 万円の計上でございます。

次に、保険施設費でございます。優良家庭及び健康老人に対しての表彰と、医療費通知に要します費用 224 万 7,000 円計上いたしました。

次に、公債費でございます。歳計現金に不足が生じましたときの一時借入金の利子でございまして、412 万 3,000 円計上いたしたものでございます。

次に、諸支出金でございます。保険料に過納が生じました時の還付金等でございますが、退職被保者等分に係る科目設置をいたしますとともに、801 万 1,000 円計上いたしました。

次に、予備費でございます。疾病の集団発生等予測しがたい費用の支出に備えるため、8,000 万円計上いたしたものでございます。

以上、歳出予算合計いたしまして 51 億 8,085 万 4,000 円と相なるものでございます。

次に、これらの歳出予算に充当すべき歳入予算につきまして御説明申し上げます。予算書の 285 ページでございます。

まず、国民健康保険料でございますが、実績等を勘案いたしまして 19 億 5,205 万 2,000 円計上いたしたものでございます。

次に、一部負担金につきまして 2 万円、使用料及び手数料につきましては 50 万円それぞれ計上いたしたものでございます。

次に、国庫支出金でございます。事務費負担金として 6,500 万円、療養給付費等負担金として 18 億 3,883 万 6,000 円、助産費補助金として 960 万円、財政調整交付金として 5 億 8,515 万 8,000 円を、国の予算編成方針並びに本市の実績等を勘案いたしまして計上いたしたものでございます。

次に、療養給付金でございます。退職者医療制度に係る被保険者の医療費を対象として各被用者保険から拠出されるものでございまして、3 億 2,532 万 6,000 円計上いたしました。

次に、府支出金でございます。国保事業に係る府の助成補助金として 1,039 万 5,000 円、老人医療費波及分補助金として 2,617 万 6,000 円、障害者医療費波及分補助金として、1,012 万 4,000 円それぞれ計上いたしたものでございます。

次に、共同事業交付金でございますが、歳出で御説明いたしました高額医療費共同事業に伴う交付金でございまして、3,714 万 9,000 円計上いたしたものでございます。

次に、繰入金でございます。一般会計繰入金でございますが、被保険者の負担の軽減を図るために一般会計から繰り入れいたすものでございまして、1 億円計上いたしました。また、基金

繰入金でございますが、本年度の収支を補うため、財政調整基金を取り崩して本会計へ繰り入れるもので、2億1,04万3,000円計上いたしたものでございます。

最後に、諸収入でございます。第三者納付金医療費返納金等、退職被保険者等分に係る科目設置をいたしますとともに、合計1,948万円計上いたしたものでございます。

以上、歳入合計いたしまして5・1億8,085万4,000円と相なるものでございます。

以上をもちまして、国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第3号「和泉市老人保健事業特別会計予算」について、提案理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

老人保健法が施行されて4年目を迎えることになりましたが、御承知のとおりこの制度は、70歳以上の老人と65歳以上の寝たきり老人を対象としたもので、適切な医療の確保を図るとともに、健康の保持及び福祉の増進に期することを目的としたものでございます。

次に、その内容の御説明を申し上げます。予算書16ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4・4億3,793万5,000円と定めるものでございます。この歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書により内容の御説明を申し上げます。まず、歳出予算から御説明させていただきます。

総務管理費の一般管理費といたしまして74万4,000円。

次の医療諸費でございますが、これは昭和60年度で見込まれる受給対象者6,753人に係る医療費として4・8億7,248万4,000円及び医療費給付費に係る医療費で5,638万1,000円並びにこれらに係る審査支払手数料として832万6,000円の支出が見込まれるものでございます。

続きまして、ただいまの歳出に充当する歳入予算について御説明申し上げます。

まず、支払基金交付金でございますが、これは歳出の医療諸費・医療給付費で支出を見込んでおります医療費の70%、81億20万5,000円及び医療費の審査支払に掛る手数料として100%、724万1,000円の合計81億744万6,000円が支払基金から交付される見込みでございます。

次に、国庫支出金といたしまして、医療費支出見込み額の20%、8億8,577万2,000円及び本事業に係る事務費として40万1,000円の合計8億8,617万3,000円が国庫負担金として交付される見込みであります。

次に、府支出金として医療費見込み額の5%、2億2,168万3,000円が府負担金として

交付される見込みでございます。

次に、繰入金といたしまして、医療費支出見込み額の5%及び当該事務に係る経費の所要見込み額を合わせました2億2,253万3,000円を一般会計から繰り入れるべく措置いたしたものでございます。

次の請収入でございますが、これは第三者行為による償還見込み額として10万円を計上いたしたものでございます。

以上、歳入歳出予算それぞれの合計額は、44億3,793万5,000円と相成る次第でございます。

以上で老人保健事業特別会計予算の御説明を終わります。

引き続きまして、議案第4号「公共用地先行取得事業特別会計」について御説明申し上げます。予算書18ページでございます。

まず、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を2億8,143万7,000円と定めるもので、予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2条につきましては、地方債の目的、限度額等を定めるものでございまして、その内容明細は、第2表のとおりでございます。

内容につきましては、264ページでございますが、公園用地の購入費1億9,765万円と前年度以前に借り入れました地方債の元利償還金でございます。

これに充当いたすべき財源といたしまして、地方債と一般会計より繰り入れいたすべく、予算措置いたしたものでございます。

以上、簡単でございますが、公共用地先行取得事業特別会計についての内容の御説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第5号「公共下水道事業特別会計」について御説明申し上げます。予算書21ページでございます。

まず、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を9億5,503万2,000円と定めるものでございます。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、地方債の目的、限度額等を定めるものでございまして、その内容明細は、第2表のとおりでございます。

第3条は、歳出予算の各項の経費を流用できるように定めたものでございまして、職員の給与費を対象といたしてございます。

続きまして、事項別明細書により歳出予算から御説明申し上げます。予算書271ページでございます。

まず、下水道総務費でございますが、職員の給与費を初め、下水道処理経費、南大阪湾岸北部流域下水道事業費の負担金等 6 億 1,318 万 4,000 円計上いたしました。

また、下水道整備費につきましては、和気第 2 幹線整備事業等 1 億 7,138 万 6,000 円計上いたした次第でございます。

次に、公債費につきましては、前年度以前に借り入れました市債の元利償還金として 1 億 6,996 万 2,000 円計上いたしました。

予備費として 50 万円計上いたしてございます。

次に、これら歳出予算に充当いたします歳入について御説明申し上げます。

下水道使用料 3,750 万円、国庫支出金 6,600 万円、府支出金 1,371 万円、市債 3 億 9,530 万円それぞれ計上いたしました

これらは歳出に関連いたします歳入でございまして、歳入不足額を一般会計から繰り入れいたすべく措置いたしたものでございます。

以上が歳入歳出予算でございまして、総額 9 億 5,503 万 2,000 円と相なる次第でございます。

続きまして、議案第 6 号「昭和 60 年度和泉中央丘陵整備事業特別会計予算」について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

和泉中央丘陵整備事業につきましては、本市の総合基本構想に基づき、住宅・都市整備公団が事業主体となって新しい町づくりを行おうとするものであります。昨年は、都市計画決定並びに事業承認手続が完了し、用地集約におきましても、権利者各位の御協力によりほぼ完結に近い状況に至っております。本年は、施行計画の届け出を完了し、仮設、防災工事等に着手いたしたく存する次第であります。

また、泉州山手線、和泉中央線の関連公共事業につきましては、昨年、権利者各位の御協力をいただき、調査、測量を実施しておりますが、本年はさらに関係者と協議の上、用地集約ができるように取り組んでまいる予定であります。

なお、本事業に関連する河川改修や下水道整備につきましても、具体的な対応について鋭意、関係機関と協議、調整を図ってまいりたいと存じます。

以下、予算内容について御説明申し上げます。

第 1 条は、歳入歳出予算総額を 6,560 万円と定めるものでございます。この歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、第 1 表のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により、まず歳出予算から御説明申し上げます。予算書 286 ページでございます。

和泉中央丘陵用地取得等事務費でございますが、関係職員の給与費及び用地取得等事務費といたしまして 6,260 万円、それと、緊急または不測の経費に充当いたします予備費として 300 万円、合わせまして総額 6,560 万円を計上いたしております。

以上が歳出予算でございまして、これに充当いたします歳入予算につきましては、事項別明細書 285 ページでございますが、住宅・都市整備公団の受託事業収入といたしまして、歳出予算相当額 6,560 万円を計上いたしてございます。

以上、昭和 60 年度和泉中央丘陵整備事業特別会計予算の内容でございます。

以上をもちまして、一般会計並びに特別会計予算の説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、「昭和 60 年度和泉市水道事業会計予算」の説明を願います。
- 水道部次長兼総務課長事務取扱（岩井益一君） それでは、議案第 7 号「昭和 60 年度和泉市水道事業会計予算」について、まことに僭越でございますが、水道部長にかわって提案の理由を御説明申し上げます。

初めに、新年度を控えまして、最近の水道事業に関する主要な経営動向について申し述べますと、まず、昨年秋以降の異常気象による渇水状態もすでに御承知のとおり、3 月 1 日付で淀川の取水制限 2 次規制から 1 次規制緩和に伴い、部渇水対策本部を解散し、事実上、終結しております。制限期間中は何かと御不便をおかけいたしましたが、市議会を初め、全市民挙げての絶大な御理解、御協力を賜りましたことをここに深く感謝申し上げる次第であります。

さて、最近の水道事業を取り巻く経営環境はまことに厳しく、経常収支においては、特に受水費引き上げに伴うコストアップ、その他諸経費の増高が見積もられる方面、収入面においては当面伸び悩みが予想され、きわめて厳しい情勢下にありますが、新年度における経営目標といたしましては、市政方針に基づき、現行料金体系をなお引き続き当分の間、据え置く方針であります。この措置に伴いまして、有収率の向上、高収納実績の維持、人員増の抑制、諸経費節減等、徹底した経営努力により、全力を挙げて収支均衡の回復に努めてまいる所存であります。

それでは、別冊予算書 1 ページにより予算の概要について御説明申し上げます。

まず、本年度の業務の予定量でございますが、第 2 条において、給水戸数 4 万 1,300 戸、年間総給水量を有収率 9.23 % と見込み 1,265 万 9,000 m³、また、1 日平均給水量については、3 万 4,682 m³ と予定いたすものでございます。

また、主要な建設改良事業としましては、環境改善整備事業に伴う配水管整備事業に 1,670 万円、出水不良及び赤水対策のための配水管更生事業に 4,850 万円、また、継続施行してお

ります水道施設等整備事業に1億4,900万円をもって、和田浄水場浄水設備の改良工事及び年次計画に基づく配水管布設工事延長1,150m余を施行予定しているものでございます。

次に、第3条 経営収支の予定でございますが、収益的収入より申しますと、第1款 水道事業収益を18億7,956万8,000円と予定し、その大宗として、営業収益においては過去の実績を勘案し、前年度当初予定に比し、8.3%増の17億4,399万8,000円を計上いたしました。

2ページでございます。営業外収益においては、1億3,547万円を予定いたしておりますが、このうち加入金収入については、光明台等公団、公社関連の集合住宅の工事完了に伴い、対前年比0.7%減ではほぼ横ばい状況と相なっております。

次に、支出面でございますが、第1款 水道事業費用を19億2,181万9,000円と予定し、主な内訳といたしましては、職員給与費初め、受水費、受託工事費等営業費用は、前年度に比し5.9%増の16億2,781万4,000円と予定いたしました。この増加要因といたしましては、給水原価の主要な要素を構成いたします府営水道料金引き上げの平年度化を初め、泉北水道企業団料金改定に伴う受水費増を見込むものでございます。

なお、本市水道は、本年をもって通水開始満30年を迎えるに当たり、市制施行30周年記念行事に協賛して、(仮称)「和泉の水道」の映画を制作し、水資源の重要性を広く認識していただくとともに、全小学校にビデオカセットを配布し、また、花見時には、黒鳥配水池を市民の憩いの場として一般公開いたしたく存じますので、これら所要の経費を見積もっております。

また、営業外費用でございますが、これは主に支払利息でございまして、合計2億9,230万5,000円を計上いたすものでございます。

なお、特別損失は、過年度分水道料金の調停減を実績により、また、予備費につきましては、昨年同様の措置といたすものであります。

以上、収支差し引きいたしますと、4,225万1,000円の当年度純損失が見込まれるものでございます。

次に、第4条でございますが、これは主として建設改良事業に伴う資金収支でございまして、まず、収入面から申しますと、第1項、企業債は、1億5,600万円と予定、内訳といたしましては、配水管整備事業債並びに水道施設等整備事業債と相なっております。

第2項 工事負担金については、民間を中心とした開発行為による配水管布設工事費等原因者負担として2億円を予定し、第3項 負担金は、消火栓新設に伴う一般会計負担分で、前年度同様の措置といました。

以上により資本的収入総額を3億6,351万円といたすものであります。

一方、資本的支出の予定総額は5億3,277万4,000円とし、水道施設基盤強化に資する建設改良関連事業費並びに政府等借入機関に対する企業債償還元金がその主なものでございます。

なお、資本的収支勘定における収支不足額1億6,926万4,000円につきましては、減価償却等による内部留保資金で補填するものであります。

次に、第5条でございますが、これは前述いたしました企業債の借り入れ予定について、目的、限度額、利率及び償還の方法について定めているものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を。

第7条は、各経費の流用事項及び第8条は、議会の議決を必要とする流用事項をそれぞれ定めております。

第9条では、一般会計より受ける補助金を1,000万円と定め、第10条は、建設用材料等のたな卸資産購入限度額を1億6,023万7,000円と定めるものでございます。

以上が、今回上程させていただきました昭和60年度水道事業会計予算案の概要でございますが、これら詳細につきましては5ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださいまして、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 最後に、病院事業会計予算の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） ただいま御上程いただきました議案第8号「昭和60年度和泉市病院事業会計予算」につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

御案内のとおり、病院事業につきましては、たび重なる薬価基準の引き下げによりまして、その運営は非常に厳しいものとなっております。昭和60年度におきましては、診療報酬の改定により若干の增收は期待できるものの、薬価基準の引き下げがこれと同時に実施されるため、本年度の事業運営は、前年度に増して厳しい状況になるものと予想いたしております。以下、その内容につきまして御説明申し上げます。別冊予算書1ページでございます。

まず、第2条は、本年度業務の予定量でございまして、病床数327床、患者数は、入院で1日平均280人、年間延べ10万2,200人、外来で1日平均666人、年間延べ19万7,136人を予定いたしておるものでございます。

次に、本年度の主要な建設改良事業費でございますが、医療器機の購入費といたしまして6,000万円、本館エレベーターの老朽化による取り替え及び耳鼻科増設のための病院増改築事業費といたしまして4,800万円それぞれ予定いたしたものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定でございます。収入第1款 病院事業収益40億1,630万円。その内訳でございますが、第1項は、入院外来収益等の医業収益で37億7,870万円。第2項は、一般会計からの補助金等の医業外収益で2億8,760万円を予定いたすものでございます。

次に、支出第1款 病院事業用41億7,390万円。その内訳でございますが、第1項は、職員給与費、診療材料費、減価償却費等の医業費用でございまして39億9,400万円。第2項は、企業債及び一時借入金の利子等の医業外費用でございまして2億6,420万円。第3項は、予備費といたしまして30万円それぞれ予定計上いたしました。

次に、予算第4条の資本的収入及び支出の予定でございます。収入第1款 資本的収入9億4,703万円予定計上いたしました。その内訳でございますが、第1項は、一般会計からの出資金5,973万円。第2項は、一般会計からの長期借入金7億8,930万円。第3項は、本年度発行を予定いたしております企業債9,800万円それぞれ予定計上いたしたものでございます。

次に、支出第1款 資本的支出9億4,703万円でございます。その内訳でございますが、第1項は、医療器械購入費並びに病院増改築事業費等の建設改良費1億4,23万3,000円。第2項は、企業債償還金8,329万7,000円。第3項は、一般会計からの長期借入金返還金7億5,950万円それぞれ予定計上いたしたものでございます。

次に、予算第5条でございますが、本条は、起債の目的、限度額等を定めるものでございまして、本年度は、医療器械購入事業として5,500万円、病院増改築事業として4,300万円の額をそれぞれ予定いたしております。

次に、予算第6条でございますが、本条は、一時借入金の限度額を定めたものでございまして、本年度も前年度と同額の20億円と定めるものでございます。

次に、予算第7条は、予定支出の各項の金額の流用規定。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めたものでございます。次の第9条は、一般会計からの補助金の金額を定めたものでございまして、本年度は、2億4,27万円予定いたしております。

第10条は、たな卸資産購入限度額を定めたものでございます。

以上の結果、本年度の收支は、医業収支で1億3,070万円、医業外収支で2,660万円の欠損となり、予備費を含めた当年度の欠損見込み額は1億5,760万円と相なります。しかし、病院運営に直接影響する不良債務額につきましては、本年度で6,041万7,000円解消し、当年度末不良債務額は、10億6,512万1,000円と相なる見込みでございます。このよう

な厳しい状況ではございますが、市内唯一の公立病院として医療内容の充実、高度化を図り、市民医療充実の要請にこたえてまいりたいと存じます。

なお、予算書5ページ以下に予算に関する説明書、31ページ以下に予算参考資料を添付いたしておりますので御参照賜り、よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 以上で諸議案の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については十分審議をお願いいたしたいと思いますので、次の日程に特別委員会を設置願い、付託の上、休会中の御審議をお願いいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○ 次に、日程第17「予算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第1号

予算審査特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により、次とおり特別委員会を設置する。

昭和60年3月7日 提出

和泉市議会議長 柳瀬美樹

記

1. 委員会の名称

予算審査特別委員会

2. 付託事項

昭和60年度各会計予算並びに関連する諸議案

3. 委員会の構成

本委員会は委員13名をもって構成する。

4. 付託期限

昭和60年和泉市議会第1回定例会会期中

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件は、先ほど上程されました日程第3「和泉市都市公園条例制定について」から日程第16「昭和60年度和泉市病院事業会計予算までの各議案を慎重に審議願うため、本特別委員会を設置願うものであります。

お諮りいたします。本特別委員会を設置するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第1号は原案どおり可決いたしました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第18「予算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第2号

予算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により選任する。

昭和60年3月7日 提出

和泉市議会議長 柳瀬美樹

記

予算審査特別委員会委員（13名）

○ 議長（柳瀬美樹君） 本予算審査特別委員会委員の選任については、私から選任させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私から選任させていただきます。委員の氏名を局長をして朗読させます。

（市会事務局長朗読）

○ 市会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。順不同、敬称は略させていただきます。

予算審査特別委員会委員=飯坂楠次、田中昭一、赤阪和見、藤原正道、竹下義章、貝淵博治、大谷昌幸、勝部津喜枝、原重樹、坂口敏彦、西口秀光、金谷衛、成田秀益。

以上13名。

○ 議長（柳瀬美樹君） ただいまの朗読どおり選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第2号の委員の選任は、朗読どおり選任することに決しました。委員の皆さんには大変御苦労でございますが、付託されました諸議案をよろしく御審査賜りますようお願ひいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） お詫びいたします。本日の日程は終了いたしましたので、これにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

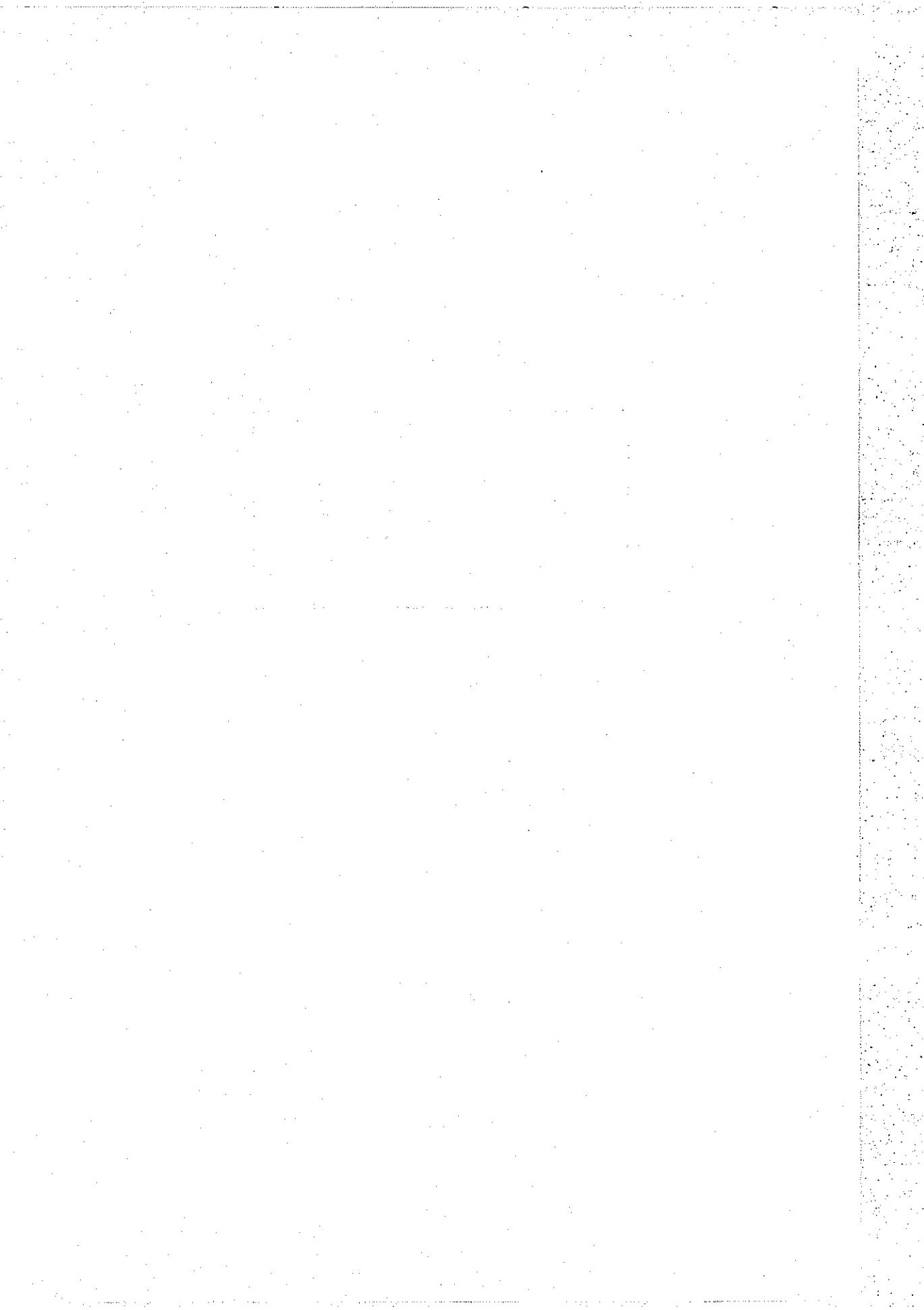
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。

なお、10日までは休会とし、11日日から一般質問を行いますので定刻御参集願います。
どうもありがとうございました。

(午後零時5分散会)

第 2 日



昭和60年3月11日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	飯坂楠次	16番	天堀 博
2番	奥村圭一郎	17番	西村慎太郎
3番	田中昭	18番	勝部津喜枝
5番	赤阪和見	19番	原重樹
6番	藤原正通	20番	坂口敏彦
7番	穴瀬克己	21番	若浜記久男
8番	並河道雄	22番	西口秀光
9番	竹内修一	23番	柳瀬美樹
10番	仁井明	25番	成田秀益
11番	竹下義章	26番	池辺秀夫
12番	貝淵博治	27番	金谷衛
13番	大谷昌幸	28番	出原平男
15番	松尾孝明	29番	田中包治

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	同和対策部次長兼 総合調整課長事務取扱	向井洋
助役	坂口禮之助	市民部長	吉村堯也
役員	中塙白	市民部次長兼所長 市民福祉部次長兼取扱	鐵川清也
収入役	西川喜久	市民福祉部次長兼取扱	大臣史郎
参考人	西川喜久	市民課長事務取扱	岡史郎
参与	中塙白	産業衛生部長	木之行
兼務	西川喜久	産業衛生部長	堀宏隆
市長	西川喜久	産業衛生部長	木隆隆
公室	中塙白	産業衛生部長	堀好介
理事	逢野一郎	産業衛生部長	木好琢磨
市長	逢野一郎	産業衛生部長	木介磨
公室	神藤恒治	(商工担当)事務取扱	木介磨
次長	神藤恒治	産業衛生部長	木介磨
人事課	井阪和充	産業衛生部長	木介磨
取扱	井阪和充	産業衛生部長	木介磨
秘書	麻生和義	建設部長	浅井隆介
広報課長	大塙孝之	建設部長	福井隆介
財務部長	大塙孝之	建設部長	福井隆介
財務部次長	吉田日出男	建設部長	中山好琢磨
財政課長	吉田日出男	建設部長	中山好琢磨
財務部次長(税務担当)	橘本昭夫	建設部長	崎啓介
同和対策部長	橘本昭夫	下水道部長	木啓介
同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田稔	都市整備部長	木啓介

都市整備部次長	利治	教育委員長	堀内由一
改良事業部長	宏富	教育長	宗弘
改良事業部長	守前	次長	城杉
改良事業部長	正田	兼務取扱長	本野
改良事業部長	忠笠	次長	島逢
改良事業部長	行木	次長	鹿島
病院	淳高	次長	藤佐
病院	三竹	次長	竹明
水道部長	林原	次長	稻坂
水道部長	藤原	次長	田端
会計課長	中井	次長	橋田
消防防消課長	岩赤	次長	高農
消防防消課長	谷角	次長	久喜
消防総務課長	高宮	次長	光喜多
用地担当事務課長	瀬喜	次長	亮夫
土地開発公社事務局長	内田繁	次長	忠森
用地担当事務課長	中辻寿	次長	義信
土地開発公社事務局次長			種田行

備考：各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野雄
参考人	大塚俊昭
議長係長	大中保
議事係	味谷博
議事係	佐土谷茂一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和 60 年和泉市議会第一回定例会議事日程

(3月11日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		一般質問について	

一般質問発言者及び発言の要旨

(昭和 60 年 3 月第 1 回定例会)

発 言 順	1	発 言 者	並 河 道 雄 議 員
発 言 の 要 旨	1. 市長の市政方針について (1) 福祉行政について (2) 国際青年年のとりくみについて (3) 道路問題について (4) 行政事務改善について 2. 投票所設置の問題点について		
発 言 順	2	発 言 者	西 口 秀 光 議 員
発 言 の 要 旨	1. 「身元調査お断り運動」について 2. プライバシー保護とコンピュータオンラインシステムについて 3. 同和対策について 4. 住居表示並びに住所表示の整備に関して		
発 言 順	3	発 言 者	西 村 慎 太 郎 議 員
発 言 の 要 旨	1. 市政運営方針について (1) 豊かな人間性を育て、地域文化を高めるまちづくりについて (2) 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくりについて (3) 安全で快適な生活環境を整えるまちづくりについて (4) 地場産業を活性化し、明日の産業を創造するまちづくりについて (5) 生きがいを感じ、健やかなくらしと心のふれあいをひろめるまちづくりについて (6) その他の施策について		
発 言 順	4	発 言 者	藤 原 正 通 議 員
発 言 の 要 旨	1. 市政施行 30 周年記念行事について (1) 青少年対策について 2. 不燃焼物収集について 3. 関西国際空港関連問題について (1) 先端技術産業の本市への立地		

発言順	5	発言者	若浜 記久男 議員
発言の要旨		1. 市政運営方針について (1) 財政について 2. 物品購入、修理業者指名について。	

(午前 10 時開議)

- 議長(柳瀬美樹君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かと御繁忙のところ多数御出席賜り、ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは 21 名でございます。欠席並びに遅刻届け出のある議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、21 名でございます。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(柳瀬美樹君) 日程第1「一般質問について」を行います。それでは、8番・並河君。

(並河道雄君登壇)

- 8番(並河道雄君) 通告順に従いまして、質問の要旨を述べさせていただきます。

最初に福祉行政について。市長は市政方針の中で「社会的に弱い立場の人々に対してはきめの細かい配慮を行い、生きがいを感じる各種の施策を行ってまいりたい」と強く提言しておられます。スローガンではなく、その中身を具体的にお伺いをしたいと思います。

最初に、老人福祉についてお尋ねいたします。老人福祉については、かねがね議会で提言もし、意見も述べてきました。シルバー人材センターも設置され市民からも好評を得ており、本年も新事業として、寝たきり老人の入浴サービス事業を取り入れるなど一定の評価はいたしますが、高齢者対策としては、まだまだ十分ではありません。わが国のよき伝統からしても、施設中心の考え方よりも、市長も述べておられるように、在宅福祉活動を充実させねばならないと思います。その一つは、ホームヘルパーの制度ではないかと思います。

高齢者、特に70歳、75歳以上の老人は、その日常活動のすべてを自分の力で行うことか

できなくなります。掃除、洗濯、買い物、食事の用意、入浴といった、ごく日常的な仕事にも他人の助けが必要となってきます。日本の場合、家庭がこの老人の介助需要の多くを満たしてきたわけですが、在宅老人の訪問看護あるいは給食サービス、また、痴呆性老人短期保護事業等いろいろメニューはありますが、市政方針に反し、老人福祉の予算は440万円も減額されますが、この点についてはいかがお考えか。また、老人福祉について、本市の施策を具体的にお示し願いたい。

また本年は、障害者福祉都市宣言2年目を迎えるわけでありますが、身体障害者の福祉問題について質問いたします。1、2級の人は、国・府の施策で医療費は無料化されております。診断の結果等級は設定されますが、1、2級の身障者とさせて変わらない方が非常に多いわけです。以前にも提言したいきさつがありますが、3級の人の医療費無料化もしくは医療費助成等検討の余地はあると思いますが、関係部局の取り組む姿勢についてどのような検討をしているのか、答弁をお願いします。

次に、身体障害者の手帳交付の件ですが、診察後交付まで2、3ヶ月ぐらいかかるのが普通です。最近は、診察そのものの予約に非常に時間がかかるようですが、何か解決策は講じておられるのかどうか、お伺いいたします。

3番目に、身体障害者の雇用問題でございますが、これは重要な問題であります。依然として解決はされておりません。せめて相談コーナーぐらいは設置すべきではないかと考え、以前に議会でも提言いたしました。今回の機構改革のときこそ、よき機会ではなかったかと考えますが、その点いかがお考えか、お伺いいたします。

次に、福祉総合会館についてお伺いいたします。われわれ委員会でも貝塚、泉大津の会館を見てまいりましたが、本市の建設計画について市長のお考えはどうなのか、お伺いいたします。

2番目に、国際青年年の取り組みについて、参加・開発・平和をテーマに本年は国際青年年に当たりますが、本市としてどのような行事を予定されているのか、お伺いいたします。

3番目に、道路問題についてお伺いをいたします。市道は、毎年計画的に舗装及び改良が実施され舗装率も95%に達し、環境基盤の整備が進められつつあることは非常に喜ばしいことありますが、問題は、私道の整備の問題であります。市道に接している住民については整備が進められておりますので、ここ1、2年は無理としても、将来、整備されるのだという希望が持てますが、私道に接している住民あるいは私道を利用しなければならない住民には、全く将来展望が持てないのが実情であります。他の市町村も同様であります。宅地の造成により私道が増加しつつある現状にあります。同じ住民であり、同じ税金を負担しながら、一方は快適な生活環境に恵まれないといった行政サービスの不均衡の問題もありますので、幅員4

メートル以上を有する私道については、次善の策として一定の基準を設け、その基準に達している私道については、砂利敷、防塵処理などに市費を投入することについてはいかがお考えか。

また、舗装道路の管理保全についてお尋ねいたします。舗装後、道路に穴が空いているのをよく見受けますが、舗装後何年ぐらいまでを施行業者の責任と考えておられるのか。一定の内規的なものがあるのか、ないのか、お伺いいたします。

次に、国道、府道においても、路面の破損や縁堀が壊れたまま放置されている箇所がよく見受けられます。国道、府道は、もちろん市に管理責任はありませんが、この面の通報体制はどういうふうにされているのか。

以上、3点についてお伺いいたします。

4点目は、行政事務改善についてお伺いいたします。最初に、昨年よりコンピューター導入準備作業に入りましたが、個人のプライバシー保護についてどのように管理されるのか、お尋ねいたします。

次に、国において財政再建のために行政改革が取り上げられ、省庁の統廃合、定員の削減などが打ち出され、それなりに行革に努力しているのであります。事務能率を向上させるためにとコンピューターを導入しましたけれども、職員の定数についても検討の余地があるように思います。また、逆に事務機を導入して経費がかかり、職員が楽になっただけだと言っても過言ではないのではないか。こうした実態を踏まえて行政機構の再編成、統廃合についてはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。また、今回の機構改革について、この点も配慮されたかどうか、お伺いをいたします。

2点目として、投票所設置の問題点について。本市の選挙の際の投票率の問題ですが、一番身近な市議会選挙の投票率が高いのは当然ですが、各種選挙とも、本市において投票率が低くなってきております。市政は全市民のためにあり、市民各層からの意見を吸収することが大切ですが、住民の行政参加の方法は、選挙という形が採られております。投票率の低下は、旧例の慣習、前例から脱しきれない旧態依然とした投票所にも問題があると考えられます。投票所の移設、増設等一考を要する面もあると考えられますが、いかがお考えか。また、投票率の低下は、市民の政治意識の低いことによるものなのかな。棄権の自由もあるとする主張の表現であるのか。委員長はどのように把握されているのか。また、投票率を向上させる妙案をお持ちであるならばお示し願いたい。

以上、2点についてお尋ねいたします。

以上で質問の要旨を述べて終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 市民部次長兼福祉事務所長（中川鉄也君） それでは、第1点目の福祉行政について、市民部中川より答弁させていただきます。

まず、老人福祉対策でございますが、近年における人口構造の高齢化が急速に進展しております。本市におきましても、65歳以上の方が約1万人を数え、総人口の7.8%という数字になっております。これら老人に係る施策については、種々取り組んでいるところでございますが、その事業の一部を申し述べますと、まず、補助事業といたしましては、老人クラブ活動あるいはシルバー人材センターに対する補助、それから、日常の扶助事業といたしましては、日常生活用具の給付、敬老月間における各種事業、老人ホームの収容、寝たきり老人、痴呆性老人に対する短期保護、その他家庭奉仕員、医療ヘルパーの派遣、福祉電話の設置等々を取り組んでいるところでございます。

お尋ねの第1点、本年度老人福祉関係予算が440万円の減になっている原因でございますが、これは老人ホーム等に対する収容の措置費でございまして、59年度当初に60名分を見込んでおりましたところ、現在、52名の収容の状態となっております。したがいまして、60年度におきましては、それらの実績をにらみ合わせ、55名分の予算を計上させていただいたために440万円の減額となっております。

それから、ホームヘルパーでございますが、現在、13世帯に派遣しておりますし、医療ヘルパーについても44世帯に派遣しております。これらについては、必要があればホームヘルパーについては、市の職員以外にもパートのヘルパーも雇用しておりますので、それらの要望に極力応じらせる体制をつくっていきたいと考えております。

それから、障害者関係の3級の障害者に対する医療費助成の問題でございますが、これについても御承知のとおり、1、2級の重度障害者に対する医療費助成については、その費用の5分の4.80%の府の補助を得、府の補助事業として現在、やっているところでございます。したがいまして、3級の障害者を同じように1、2級の障害者に準じた格好で医療費助成を行うことになれば、すべて市の単費持ち出しというぐあいになってくるわけでございます。これらについては、福祉の医療担当者等の中でも、先生御指摘のような内容について、いろいろ議論されておるのは事実でございますが、市単独でやることについては、現在の福祉をめぐる非常にむずかしい財政状況の中で行うことの問題点もございますので、今後、大阪府に対して、これらの要望も積極的に上げていきたいと考えておりますので、御了解願いたいと思います。

それから、身体障害者手帳でございますが、これは診断をいただいても、手帳の交付決定は大阪府知事が行うことになっておりますので、府の審査会にかけることでございますので、通常、2、3ヶ月かかるというぐあいになっております。この手帳交付についても、その権限を

市町村に移管したらどうか、という議論も府の内部でなされているのは事実でございますが、その見通しについても、いまのところ立っておりません。したがいまして、この期間短縮については、府に対して要望していく以外、いまのところ方法はないのではないかと考えております。

それから、指定医ですが、これについても現在、身体障害者については、いろいろ障害の種類によりますが、肢体障害等については、現在、当市では市立病院、和泉診療所でお願いをしているわけです。この指定医の決定については、大阪府知事の決定事項になるわけです。したがいまして、市独自でこれを指定するわけにはまいりませんが、極力、それらの問題点はよくわかりますので、今後の検討課題として研究させていただきたいと思っております。

それから、障害者関係の相談コーナーについては、かねてから何回も聞かせていただいておりまして、その必要性についても一定理解できるわけでございますので、今回の機構改革等の中で担当部局とも再度、調整をしてまいりたいというぐあいに思っております。

最後に、福祉会館に関する件でございますが、昨年12月議会で社会福祉総合会館の早期建設に関する請願もいただき、本年に入ってからも厚生文教委員会で2回の視察と内部での審議ということで委員さんの御意見等も伺ってまいっております。現在の市の考え方といいたしましては、これらの総合会館については、総合会館第2次構想として位置づけ、昭和61、62年度を目指してまいりたいという考え方でございますので、ひとつ御了解願いたいと思います。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 指導部長（佐藤登志男君） 2点目の国際青年年の取り組みについてお答え申し上げます。

御承知のように青少年活動につきましては、これまで銳意取り組んでまいっているところでございますが、参加・開発・平和をテーマとした本年の国際青年年を契機に今後も青年が互いに交流と連帯の輪を広げ、青年活動を活発化させ、青年組織の強化を図るよう取り組んでまいりたいと存じております。

具体的には、従来から取り組んでまいりました仲間づくりのための事業や、青年団主催のスポーツ大会、交流会はもとより、国際青年年を記念すべく講演会の開催、また、青年年の意義を訴え参加を促すためチラシの配布、懸垂幕、のぼりの掲揚等、啓蒙活動を行ってまいりたく存じております。また、青年の願いや青年の抱えている課題等を青年みずから発表する場として、青少年の主張事業を引き続きPTAを始め、青少年関係団体の協力を得て取り組んでまいりたく存じております。どうぞよろしく御理解のほどをお願いいたしたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 建設部次長（中上好美君） 第3点目の道路問題につきましてお答え申し上げます。

まず、第1点の私道の舗装問題でございますが、御指摘のように本市の開発指導要綱ができる以前に、民間建設業者等によって開発されました宅地の中で未舗装の部分があるのは事実でございます。

なお、開発指導要綱ができる後は業者に責任において舗装されておりますので、その点はひとつ御理解をお願いしたいと思います。

御指摘のように、確かに未舗装の部分があるのは事実でございますが、これにつきましては昭和52年、これらの改善方法につきまして一定の内規をつくり、当時の市議会の関係委員さんにも御報告させていただき、御理解を得た上で運用してきております。端的に1点だけ申し上げますと、たとえば補装の御要望が出た場合、皆さんから30%の御負担をいただき舗装する、こういうことも含めた内規でございます。この内規を基本として現在も運用してきておりますので、これをいま直ちにどうするということについては、率直に申し上げて非常に困難であろうと思います。ただ、私どもは、そうした場合でも、そこに住まわれております市民の皆さんの生命・財産とかに関して緊急を要する場合におきましては、御指摘の砂利舗装とか簡易舗装等も含めまして対応させていただいているのが現実でございます。今後ともそうした方法で対応させていただきたいと存じます。

第2点目の舗装の補修問題でございますが、この件につきましては、工事請負契約によりまして1年間の担保期間を設けております。したがって、1年内は業者の責任において補修をさせております。

第3点の国道並びに大阪府道の補修等の通報問題でございますが、大阪府道につきましては、出先機関である鳳土木出張所を通じてやっております。また、国道につきましては、建設省の出先機関である浪速国道工事事務所等を通じて通報、補修をしていただくようにしております。

以上でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 市長公室次長兼人事課長事務取扱（神藤恒治君） 4点目の行政事務改善に関連いたしまして、コンピューター導入によるプライバシー保護をどのようにするのか、といった御質問に対しましてお答えいたします。

まず、本市の行政事務の電算化につきましては、昭和40年から始められて、56年からは電算計算センター委託に一元化されたのでございます。住民登録、税、国保、年金等の事務処理を一括処理をしてまいりました。しかし、委託処理では、端末データの重

複化、データの外部持ち出しによるところの個人情報の保護の問題及び年々増加いたします委託料等の問題があるところから昭和58年、一昨年からコンピューター自己導入による処理について調査、研究を進めてまいりました。ようやく60年4月から本格的に稼働できる状態になってまいりました。

そこで、御質問のプライバシー保護についてどのように扱われるのか、といった点についてでございますが、プライバシーにつきましては、本来、基本的人権に基づくものでございます。電算処理にかかわらず、当然、保護されるべきものであろうと存じております。市の事務としては、本来、いわゆる法律とか政令、条例、規則等に基づいて執行されております。行政事務を処理する上で余分な情報の収集や勝手な情報処理はできませんし、する必要はなかろうかと存じております。そこで、実際の運用につきましては、本市の電算導入組織に関係いたします管理運営に関する要綱を設置、さらに、その要綱の実施要領も作成いたしまして、職員一丸となって研さんに努めながら慎重を期してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

御指摘をいただきました今回の行政機構改革等に関連して、職員の定数等をどのように考えるのか、といったことでございますが、電算機が委託から導入といった形に変わったということは、非常に事務的には大変な業務でございまして、われわれいたしましてはとりあえず、導入に切り替えた体制が一日も早く定着することが所期の目標でございます。そういう関係で自己処理に至ったからといって、たちまち職員の定数とか事務量が軽減されるといったことは非常にむずかしい実態にあるわけでございまして、やがて定着する段階におきましては、それなりに人件費等の抑制も考えられるものと期待を持っております。職員の定数といったことに関連いたしましては、今後、十分検討してまいりたい、かように考えております。

以上です。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 選挙管理委員会事務局長（農端小一君） 第2点目の投票所の設置問題につきまして、選管事務局長よりお答えいたします。

投票所の増設につきましては昭和44年、自治省選管部長の通知が出されております。その内容を簡単に御説明をいたしますと、第1点は、遠距離地区で投票所から選挙人の住所までの道のりが3キロメートル以上ある地区。第2点目は、過大投票区で1投票区の選挙人の数が3,000人を超えるもの。第3点は、前2点に該当しないものであっても、たとえば投票所から選挙人の住所までの道のりが2キロメートル以上あり、かつ1投票区の選挙人の数が2,000人を超える場合。以上、3点が基準として示されております。

すでに御案内のように、本市には 51 カ所の投票所がございまして、府下衛生都市 30 市と比較いたしますと、有権者数で 14 番目、投票所数で 6 番目となってございます。投票所の増設につきましては、いましばらく現状の 51 カ所を継続し、今後の地域開発も考え合わせて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解くださいますようお願ひいたします。

次に、現投票所の移設問題でございますが、当該投票所区域の有権者の同意が得られるようありましたら相談させていただきたいと存じますので、この点もよろしくお願ひをいたします。

最後に、投票率の件でございますが、明るい選挙推進協議会の協力を得まして努力いたしておりますが、今後より一層の努力をいたしく考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。昨年 9 月の市議選につきましては、選管といたしましては、候補者数が定員より 1 名増であったことが、投票率の低下につながった一因であるとも考えております。よろしくお願ひいたします。以上です。

○ 8 番（並河道雄君） 再質問いたしたいと思います。

福祉行政の中でいろいろ答弁をいたいたんですが、身体障害者の雇用率の問題について、これは相談窓口ということで以前から議会で何回も提言もしてまいりました。この実態調査的なものをやっていただきたいと言ってきましたが、そういうデータでもあればちょっと説明していただきたいのと、市民というものは、何というか、役所を通してすべて相談に来るわけです。本来、障害者の雇用については、職業安定所とかが窓口となっておりますが、どうしても役所とか、あるいは議員を通していろんな悩み事を打ち明けに来るのが事実でございますので、そういう相談窓口については検討中ということですが、いつごろから設置されようとしているのか。今回の機構改革の中でも窓口的なものをぜひ設置するように要望もしておりましたが、設置されておりませんので、その点、再度お伺いをしたいと思います。

それと、福祉総合会館ですが、これについては市長の方針として、コミセンの後 61 年、62 年ぐらいに建てられるということです。非常にありがたいことですが、目撃あるいは泉大津も見て来ましたが、まだ両市ともその建物を上手に利用していない。もちろん、建物の計画としては図面を書いて建てられたんでしょうが、建物の中身を見ますと、いろんな訓練センターとかリハビリの部屋とかありますが、そこには理学療法士がいないので器具が遊んでいる等いろんな問題も出ておりますので、和泉市でも建設については慎重にお願いしたいということと、会館はこれからたくさん建ちます。これは一つは、市長の人気政策的な面もあると思いますが、その中身の問題。それと、会館ができると、必ず館長以下の職員を張りつけなくてはいかん結果になると思います。そうすると、財政面からも厳しい状態が出てきますので、今後は、そ

いう会館の管理等にボランティア活動なり民間を導入する考え方ですね、館長を1人張りつけたら、あとは補助金的なお金でやる形も考えてはどうかと思うんですが、この点について、関係部局の答弁をいただきまして、この件については終わりたいと思います。再質問はできるだけ避けたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

- 市民部次長兼福祉事務所長（中川鉄也君） まず、第1点目の身体障害者相談窓口の件でございますが、これについては現在、福祉課の福祉係で担当しておりますのでその充実、あるいは別の現在の福祉医療係という係がございますが、それらで行うか、もう少し4月に向けて検討しておりますので、時間をいただきたいと思います。

それから、福祉会館の利用方法については、御指摘の御意見については十分拝聴させていただき、今後、委員会等でも聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

- 8番（並河道雄君） 1点忘れたんですが、手帳交付の件ですけど、診察を受けてから現実に2、3ヶ月かかります。府の関係ですので本来、市は責任がないんだと言えばそれまでですが、府の考えとしても将来、市町村に移したいんだ、という答弁をいただきました。

それと肢体関係では、現在、市民病院で受診しているわけですが、非常に以前と違って予約するまでの日数が長い。その点の解決策について、先ほどの質問の要旨説明で述べたんですが、もう少し明快にお答え願いたいと思います。

- 市民部次長兼福祉事務所長（中川鉄也君） 確かに市立病院の場合、申し込んでも診察を受けるまでの期間が非常に長いわけです。そういうことで一昨年でしたか、和泉診療所にもお願ひしております。和泉診療所では比較的早い時期にこれらの診察をしていただいてますので、極力、診療所を利用していただきたいと思います。

それから、場所は泉大津ですが、カワイ（？）診療所ですか、そこも同じようにやっておりますので、お急ぎの場合はそちらへも回っていただければ、比較的早い時期に診断書はいただいておると思いますので、その点窓口へ来られた方々の状況を聞いて対処させていただきたいと思います。

- 8番（並河道雄君） それでは、福祉関係については以上で終わりたいと思います。

それから、国際青年年の行事ですが、障害者関係の行事のときもそうでしたが、1、2年はかなり行事もやっていたんですが、国際青年年ということいろいろこれから行事計画が行われると思いますが、アドバルーンだけではなく、実際に中身のある、将来を背負っていく青年たちが、本当に参加してよかったです、と言える行事を推進していただきたいと思います。昨年は、主張大会というのが行われ、私も参加しましたが、大成功に終わっております。ことしもそ

いう行事をやるということですが、ちょっとそれ一つだけでは行事の内容として物足りないよう思います、その辺の考え方を伺って、この件については終わりたいと思います。

○ 指導部長（佐藤登志男君） ただいま御指摘の主張大会だけでは物足りないんじゃないか、というお話をございます。それ以外にも国際青年年を記念しての計画も持っておりますし、また、なぜ本年、国際青年年が行われるのか、という趣旨も皆さんにお知らせしていくこと、チラシ、懸垂幕等での啓蒙もあわせてやってまいりたいと思います。先生御指摘の面も意を体しまして、今後の計画の中に盛り込んでいきたいと思います。

○ 8番（並河道雄君） 3番目の道路問題についてちょっとお伺いをしたいんですが、確かに本市の市道の舗装率は95%、これは実際に100%舗装されている市もあるんですが、本市の財政事情からすれば、かなり舗装されているんではないかと私なりに理解しております。あと5%についても年次計画的に進めさせていただき、道路舗装100%を目指してやっていただきたい。

それから、私道については先ほど答弁がありましたように、新興住宅が増えてくると、私道もたくさんできてくるわけです。その点の舗装はできるだけ業者の方でやってもらうよう行政指導を強くお願いしたいと思います。

それと、それ以前の私道、かなり4メートルぐらいの私道もあるわけですが、30%負担といふことです、なかなか町会によっては1軒が反対すれば舗装ができなかったり、いろんな町会自身に財源がなくて舗装が遅れているところも多いと思いますので、この点については先ほど申し上げましたように、砂利あるいは穴埋め等の防塵処理ぐらいは、できるだけ要望にこたえていただけるようお願いをしておきます。この点は要望に終わっておきます。

それから、4番目の行政事務改善についてでございますが、プライバシーの保護が一番懸念されるわけです。以前にも職員の住民票改ざん事件等があり、非常に大きな社会問題になりました。いろいろ議会での質問に対して、職員の研修、資質の向上等を図ってかかる問題が起らないようにするということですが、まだ、そういう懸念もありますので、どうか慎重に管理者としてやっていただきたい。

それと、今回の機構改革では、若干課が増設されたりしていますが、これはいろんな市民サービス上の必要があってそうされたのだと思います。ただ本来、課というのは、余り増やすよりは、統廃合的にやっていくのも一つの現在の行革のからみからすればいいのではないか。何も人間を減らすという意味ではなくね。何というか。横の連絡の面からすれば、課は少ない方が横の連絡はうまくいくのではないかと思うわけです。私もいろんな形で担当課に要望に行きますが、だれそれが休みということがある。ひどいのは、係が変われば仕事のことが全然わか

らない。一般の民間企業では考えられない。担当者が休むとその業務がストップするという、役所独特の傾向もあると思うんですよ。だから、この課については、一緒にできるものはすべきではないか。先ほども言いましたように、行革の面からも、事務効率の向上の面からいっても意見を申し上げておきたいが、この点、最後にちょっと意見をお聞きして、終わりたいと思います。

○ 助役（坂口禮之助君） 御答弁申し上げます。

いわゆる事務機構の改善等につきましては、議員さんがおっしゃっておられるように、一つの課なり係である一定の人員でもってできるだけ簡略化、課自体の規模を大きくする、こういう考え方があるわけでございます。今回、とらせていただきましたのは、提案理由でも御説明を申し上げましたが、いわゆる機構全体の見直しは、47年に大きな機構改革がございまして、その後51年でしたか、一部をしただけでございます。事実上、1人の係員が休んだらその仕事の内容がわからないという不手際をお聞きし、恐縮に存じておるわけですが、今回、特に課等が増設されたというのは、かねてからいろいろ御提言いただいている中で、特に仕事の内容等から必要であろうということで増設に踏み切ったわけでございます。

一つの考え方といたしましては、いわゆる非常に複雑多岐にわたる行政事務の中で、専門的な考え方を導入して専門化を図ること。それから、職務の分類につきましては、いわゆる純化を図るという考え方方が基本にあるわけです。そういう考え方を基本にして、今回の機構改革に取り組んでおるわけでございます。たまたま臨調行革時代の中で部や課を増やすことは、その方向に逆行するんじゃないか、という御批判もあるかもしれません、ここ10年近く機構改革を行っておりませんし、ある一つの部をとらえましても、管理的な立場にある管理職の部や課もございます。その判断から専門化、事務の純化を図る考え方で今回の機構改革を行った次第でございます。先生御提言の考え方も、機構改革の基本的な中には確かにございます。われわれもそれは承知いたしておりますが、今回は、先ほど申し上げました方向で行いましたので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○ 8番（並河道雄君） 今後、職員問題あるいは機構改革については、この私たち党の考え方も含めてひとつ検討していただきたいと思います。

最後に、投票所設置の問題点ですが、いろいろ説明がありましたけれども、確かに本市の場合、ちょっとデータをいただいたんですが、昭和55年9月の市議会選挙では74.07%の投票率だったのが、59年の選挙では66.2%ですが、市長選挙においてもそうです。また衆議院選でも、第5区の関係では一番投票率が低い。そういう結果が出ております。私も議員をしておりますので、利害関係がどうのこうのとなるかもしれません、私どものところははっきり言

って組織政党ですので、逆に投票率が低い方がいいのですが、誤解のないようにお願いしたい。ただ、投票率が高いということは、多くの市民が行政参加の権利行使したことになりますから、投票率が高い方が市政に対する関心度が深いわけです。その意味で投票率アップについて質問させていただきました。

大きな原因は、やはり新興住宅地域で投票率が低下しているのではないかと思います。もちろん、先ほど言いましたように、棄権する自由も権利だ、と言われればそうかもしませんが、投票所設置とかいろんな問題があるのではないか。本市の場合、新興住宅というか、他市から流入された方と旧村の方との人口比率がほとんど同じ、これから逆転していくのではないかといふ人口急増地域に入っております。旧村そのままの公民館とか、いまにもひっくり返りそうな洞窟みたいな投票所へ400世帯の人たちが投票に行ってます。おまけに立会人は、その村の人がやっており、新興住宅の市民からはなかなか選ばれていないとか、いろんな問題点が出ております。

また、増設については、自治省の通達があつてもむずかしいという説明がありました。それならば、新しくできた小学校などを借りて、旧村の人も新興住宅の人も同じように平均的な距離の投票に行けるように移設をしていただきとかも考えていただきたい。

それと、地元の要望があれば、ということですが、さすれば、審議会的なものをつくって検討すれば可能なのかどうか、その点、ちょっとお伺いしたいと思います。

○ 選挙管理委員会事務局長（農端小一君） お答えいたします。

投票所の最終設置問題につきましては、大阪府の選管が決定するわけでございますけれども和泉市の選管として要望というか、地域の方の同意を得まして申請するわけです。ただ、移設となりますと、投票所だけでなく、投票区域自体の変更も伴います。そうすると、現在、投票に行ってます人が遠くなることも一部にはあるかと思います。その方たちから反対が出ると、大阪府は、最終的には認めないという経過がありますので、十分地域皆さんと話し合いをする。もちろん、選管も入させていただき御協議願いまして、移設問題については御相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 8番（並河道雄君） 最後に1点だけ。

先ほど言い忘れましたが、助松団地がありますね。いま、いろんな行政協定とか飛び地の問題で泉大津に編入してくれ、と言ってますが、あそこからちょっと要望が出たんです。あの団地の中に自治会館という投票所があって、泉大津の市民はそこで投票する。泉大津の市民と一緒に住んでおりまして、たしか25棟ぐらいまで和泉市の富秋町に入ってますが、泉大津の市民はその投票所で投票できるが、和泉市の人には、遠く富秋町まで選挙のときは第2阪和を越え

て富秋公民館まで非常に距離を行くわけです。危険も非常にあります。国政レベルの選挙から市長、市議会選挙など各種の選挙がありますが、せめて投票くらいは一緒にできないものか。市長の話では、あそこが泉大津に編入されると、交付税などを含めて4,000万円くらい減収になるという。なかなか昔の殿様的感覺で領土問題の解決はむずかしい。それはわかりますが、せめて投票所くらいは、そこで一緒にできるように話し合いができるものか。最後にその答弁をいただいて終わりたいと思います。

- 選挙管理委員会事務局長（農端小一君） 1カ所の投票所を泉大津と一緒に同時に使うということは禁じております。たとえば、市長選挙や市議会選挙だけに使うとなると、その都度、投票所の変更等もございまして住民にPRしなくてはならないという、一つも二つもむずかしい問題もございますので、御理解願いたいと思います。
 - 8番（並河道雄君） 以上で終わります。
-

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、22番・西口君。
(西口秀光君登壇)
- 22番（西口秀光君） 通告に基づき4点ほど質問をいたします。理事者におかれましては、明瞭な御答弁をよろしくお願ひ申し上げます。

まず、第1点目に、「身元調査お断り運動」についてお尋ねいたします。すでに御承知の通り、大阪府議会におきましてはいわゆる興信所条例なるものが上程され、現在、審議に付されているところでございます。この条例制定の動きにつきまして、私はもとより、多くの市民の皆さん方も大きな関心を持っているところでございまして、まして、全国的にも初めてのケースとして注目されているわけでございます。就職や結婚のときに身元を調査され、あるいは、聞き合せをされ、本人の能力や人間性を全く無視し、ありもしない家柄や血筋あるいは国籍や出身地を暴き立てる。そういうことによって、就職が一次試験でバシしながらこの身元調査で不採用になった、結婚が破談になるという深刻な差別の実態がいままお多く存在するわけでございます。

こういったときにはよく興信所なり、あるいは秘密探偵社といったものが利用されるわけです。あの悪質極まりない差別図書、部落地名総鑑を制作、発行した張本人である坪田という男が、自分が興信所に勤めていたころの経験談を語っている中で、興信所へ身元調査を依頼するお客様の9割以上が、同和地区出身かどうか、そういった内容の調査依頼であったといみじくも白状しているわけでございます。

こうした状況を踏まえまして、最近では宗教界におきましても、差別的な身元調査をしてい

るということが、宗教者自身の内部告発といったものが、氷山の一角でありますか、実態が明るみになっている状況でございます。今回の大阪府議会における興信所条例なるものは、ただ興信所だけではなく、全府民的に自主的な身元調査お断り運動についてますますの高揚を期待するものでありますし、また、社会啓発あるいは行政による人権啓発の強化とあわせまして取り締まることが大きく期待されるわけでございます。相当な成果を上げるのではないかと私自身も考えるわけでございますが、この点につきまして、理事者のお考えをお聞きしたい。

また、本市におきましてこういう興信所なるもの、また、それに近いものが実態としてあるのかどうか、また、おつかみであるかどうか、その点につきましてもお聞きしたいと思います。

また、本市におきましてもここ数年来、身元調査お断りといったステッカーを全市民を対象として取り組んでいただくなど、非常に同和教育なり人権教育が活発になってきておるわけでございますけれども、引き続き本年はどのようなものをお考えなのか、お尋ねしたいと思います。特に市職員研修あるいは同和教育推進協議会、企業同和問題連絡会、まして社会教育部門におきましては市立図書館の蔵書の問題、こういったことについてもお聞きをしたいと思います。

第2点目でございますが、プライバシー保護とコンピューターオンラインシステムの問題でございます。先ほど並河議員さんの方からもお話がございまして多少重なるかと思いますが、端的に言いまして、4月1日から市が自己導入するコンピューターが稼働するということでございますが、私自身、不勉強でさっぱり内容がつかめておらない状況でございます。そこでお聞きするわけですが、恐らく和泉市民のほとんどの方がわからない、知らないという状況ではないかと思うわけでございます。余りにも膨大な和泉市の事務作業の改革でございまして、恐らく内部の検討に追われ、肝心の個人情報の持ち主である市民に対する配慮が不足しているのではないかと思うわけでございます。

1980年10月に経済協力開発機構、OECDというところから勧告が出ております。その勧告には、個人が自分に関する情報をコントロールできる権利、すなわちプライバシー権と規定しまして、プライバシー保護の基本原則を高らかに掲げております。その第1点目に挙げておりますのは、何といってもすべての個人データは本人の同意を得た上で収集すること、こういう大前提になっておりまして、OECDの方から日本政府に対しても、プライバシー保護法を制定せよ、という勧告をしているわけでございます。いまや、先進国でプライバシー保護法を制定していないのは、日本とアイルランドの二つの国だけでありまして、ますます日本は、この分野において孤立しておる状況でございます。政府の方もこの点は一定の考え方があるようでございますが、和泉市としても、コンピューター導入に際しまして、その点どのようなお考

えなのか、お尋ねしたいわけであります。

具体的にまず第1点としては、どのような個人情報データがこのコンピューターに記憶されるのか、お尋ねしたい。

二つ目に、このデータがどういった形で外へ出てくるのか。

三つ目、データ通信という言葉がちょくちょく新聞などでも出ておりますが、最近、大阪市などでは膨大な計画を立てておるようです。いわゆる電話ケーブルとか光ファイバーといつたもので情報交換が和泉市あるいは他市との間で行われるのかどうか、お聞きしたいと思います。

4点目に、停電や地震といった事故でもしデータが破壊あるいは消えた場合、トラブルはないかどうか。

5点目に、すべての個人情報は、本人が死亡した後でも永久に記憶されたままなのか、あるいはある一定の時期で消されるのかどうか、その点お尋ねしたいと思います。

6点目に、納税課や保険年金課、水道部等、いわゆる市民が市役所に使用料等を負担する場合、銀行振り込みがたくさん利用されておりますが、そういった関係で銀行、税務署等のコンピューターとどういう関係になるのか、お尋ねしたいと思います。

7番目として、コンピューター関係のデータにつきましては、たとい警察あるいは裁判所といったところからもし依頼があった場合、提出するのかどうかもお尋ねしたいと思います。

8点目、東京の方で実際に発生した事件でございますけれども、コンピューターを導入してから、職員の手からその地元の議員さんに選挙人名簿のデータが流れたということで、後々問題になったということをお聞きしておりますが、そういった問題が他市で実際にあったかどうか、お聞きしたいと思います。

9点目に、個人情報データがもし市職員あるいは委託業者等々から外部に流れた場合、市としてはどういうことになるのか、お尋ねしたいと思います。

10点目に、銀行等々が個人に住宅ローンなどの融資をする際、その契約書の末尾に「個人信用情報センターへの登録に同意します」という記述がありますが、本市におきましても、住民基本台帳あるいは戸籍等々をコンピューターにインプットする場合、本人の同意を得ているのかどうか。もし同意を得ていないとするならば、法的に職権としてこういった行為が認められるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

最後に、コンピューター条例あるいはプライバシー保護条例といったものを制定するお考えがないか、お尋ねいたします。

8点目に、同和対策事業につきまして質問申し上げます。池上下宮線及び岸和田南海線の進

歩状況と今後の見通しにつきましてお尋ねしたいと思います。

4点目に、住居表示並びに住所表示の整備に関してお尋ねいたします。和泉市北部とりわけ伯太町より北側に位置する町内につきましては、一部を除きほとんど住居表示が未整備のままでございます。池上町などは、一丁目しか整備されておりません。幸、王子はもちろん、尾井、富秋、太町とまだまだ整備されておらないわけですが、地元との協議なしにはできないということもよくわかりますが、再度、前向きに検討していただけるものか、お尋ねするものでございます。

また、住所表示に関してであります、このことは町会、学校あるいは市民課等いろんなところで関連する問題でございますので、一つのケースを取り上げお話申し上げたいと思います。

何年ごろの話か、いまのところ資料はございませんので詳しくはわかりませんが、和泉市の王子地番の住所でございますけれども、それがどういうわけか、建て売り住宅として何軒が家が建つうちに、その住所表示が鶴山台何番地と表示されているわけでございまして、教育委員会の方もただそのことだけを見て鶴山台の南小学校と相なったわけでございます。ちょうど位置的に見て聖神社の北側にあるわけでございます。鶴山台へ上がる道の南側、信太3号線の南側という格好になると思いますが、その区域が王子町地番となるはずなのに、なぜか、鶴山台の旧地番になってしまいます。この点、私としては理解できておりませんので、お尋ねしたいと思います。

以上が質問の要旨でございます。自席からの再質問の権利を留保して、終わりたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 第1点目の身元調査お断り運動につきまして、御指摘の2点につきまして、同対部長からお答え申し上げます。

まず、いわゆる興信所、探偵社に係る正式には現在、大阪府議会で御審議をされております条例ですが、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」でございます。この条例につきましては、先ほど議員さんからその制定に至るいろんな動き、あるいはまた、本市の議会においても要望、決議等もされております。当然、和泉市としてもその条例を早期に制定し、所期の目的を達成していきたいと考えるものでございます。

具体的には、府議会の中でもいろいろ御意見があるよう聞いておりますが、まず、何を申し上げましても、部落差別にかかる身元調査を行わないというのが基本でございまして、それに対して行政の責任と申しますか、あるいは大阪府民の責務ということから、身元調査お断り運動をずっと続けてきているわけでございます。

御承知のとおり、ステッカーの運動とか、あるいは街頭啓発運動をねばり強くやってまいっております。本年度についても特定の対象と申しますと語弊がございますが、街頭宣伝だけではやはり限界がございますので、たとえば保育所なり幼稚園の子供さんから御家庭にステッカ一等を含めてお持ち帰りをお願いしたいという活動も現在、やっております。そういうふうに教育委員会あるいは市長部局等々の相当多岐にわたって運動を展開しておりますので、その辺を集約いたしまして、人権対策本部の事務局会議で毎年、必要な時期に諮っております。その中でそれぞれ担当部局において、身元調査お断り運動を中心として人権啓発に努めてまいっているのが実情でございます。そのあたりでひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 指導部長（佐藤登志男君） 第1点目の図書館図書につきまして、指導部からお答え申し上げます。

いま、お話がございましたように、人権啓発図書の収集を積極的に取り組んでおるわけでございますが、中身がやや専門的な資料が多うございまして、一般市民の方々に読んでいただき理解していただけるよう、いわゆるかみ砕いた中身のものが少のうございます。今後もある方法をとりまして、できるだけやさしく市民の皆さんに理解していただけるよういろいろ人権啓発に関連した図書を配置したいと存じますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市長公室次長兼人事課長事務取扱（神藤恒治君） 2点目のプライバシー保護とコンピュータオンラインシステムに関連して、市長公室次長神藤からお答えいたします。11点といった細目にわたって御質問をいただきましたが、若干、関連する部分もございますので、まず、まとめて答弁申し上げ、その後、個々に御説明を申し上げたいと思います。

まず、本市のコンピューター導入いたしております業務の内容といしましては、市民課の住民票及び証明書の即時発行並びに住民移動届の即時処理、それから税務部門における課税計算、税額更正、証明発行、収納状況の業務、保険年金課における保険料の計算、収納状況及び給付業務その他福祉、保育、予防衛生、選挙及び教育委員会等の業務並びにデータが収録されることになるわけでございます。

次に、個人情報保護対策に關連いたしまして、総括的にお答え申し上げますと、本市では、まず収集の制限の原則、これにつきましては、電算処理されます個人の情報は、いわゆる行政目的上必要最少限度のものとして、市民からの申告の届け出等により収集したものに限ることとなってございます。市民個人の人格を尊重し、基本的人権を侵す項目は一切記録しない。たとえば思想信条、宗教及び社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項等は、一切記録と

して収集しないという制限を持ってございます。

また、利用の制限の原則に従いまして、行政目的のために収集された個人情報は、行制目的以外には利用してはならない。たとえば市内部の利用といつても、一定のルールに基づいて利用しなければならないと考えております。

また、個人情報の外部提供等につきましては、必要事項のみ編集するものといたしまして、利用済みのものについては、返還もしくは焼却等の条件をつけて運用したいと思っております。

さらに、安全保護の原則に従いまして、自己処理の趣旨を徹底し、やむを得ないものを除いて外部委託は行われない。公務員の服務規律を徹底させ、個人情報の保護を徹底させる。また、端末操作等はパスワードと暗証番号により電算本体で規制し、必要業務以外は操作させない。

また、機械課あるいはシステム課が操作盤を分担し情報管理課、コンピューター室への不法な侵入を禁止する。

以上、保護対策について総括的にこのように考えてございます。

なお、個々の質問の中で情報交換が他市との間で行われるか、といった点でございますが、電子計算組織の管理運営に関する要綱の中でも、電算組織の結合の禁止を特に強くうたってございますので、他市とか、あるいは他の機関との間で情報交換することはまずございません。

それから、事故等の発生した場合についてでございますが、事故が発生した場合の措置、報告といったものも要綱に定めて慎重、万全を期してまいりたいと考えております。

さらに、警察、裁判所等から提出を求められた場合、といったことがございましたが、原則として提出はしない。ただ、法等による場合はやむを得ないと思いますが、基本的には提出はしない考え方でございます。

それから、他市で選挙人名簿等が外部に漏れた事件があったということでございますが、ちょっとその辺の事実については確認をしておりません。申しわけございません。

さらに、これら電算機導入に係る条例制定のお話がございましたが、当市といたしましても、当面、定着するまでは、こういった要綱で管理運営をし万全を期する考え方でございますが、やはり最終的には条例化を図るべく、いまからそれらに向かって準備を整えてまいりたい、かよう考えている次第でございます。

以上、簡単でございますが御答弁といたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 建設部次長（中上好美君） 同和施策のうち道路問題の御質問につきましてお答えいたします。

環境改善整備事業の中で大阪府道に係る御指摘の池上下宮線並びに岸和田南海線につきまし

ては、従前から大阪府とその実現に向けて協議を重ね、取り組んでいるところでございます。現時点でどうなっているか、との御質問でございますので、その現状を報告させていただきます。

まず、池上下官線でございますけれども、すでに本市において相当部分の買収を行っております。本年は、これらの用地の大坂府の買い取り、加えまして、現在の府道であります和泉泉南線から山側、この間の用地買収をまず第一義的に取り組んでいく。その用地買収ができ次第、この間の工事をとりあえずやるということで大阪府と協議が整っております。

また、岸和田南海線でございますが、この道路についても下宮線同様、地区内の分について優先的にやっていくということで取り組んでおりまして、地区内2号線から泉南線までの間、約130メートル、また、地区内3号線と4号線の間が230メートルございますが、これらの部分のとりあえず用地集約と、それが済み次第、その分からでも工事をやっていくということで協議が終わっておりまして、その方向で現在、取り組んでおるところでございます。

2点目の住居表示の問題でございますけれども、本年は、若干、予算に計上させていただいているのは、府中町の残った分を進めてまいる予定でございます。御指摘の伯太町以北につきましては、かって信太地区、特に王子町、尾井町地区の整備をするために審議会も設置していただきなどいただきましたが、地元の関係者の一部の御協力をいただけなかったということで、前回は実施できなかった経過がございます。ただ、議員さんが御指摘のように、地元の関係者の皆さんとの御協力をいたかない限りできないのが実情でございます。しかし、住居表示そのものは行政側はもちろんのこと、市民の皆さんにとっても、日常生活の利便性が非常に大きいこともありますので、引き続きこれらの地区を含めまして事前調査、事前研究あるいは具体的な対応をし、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

3点目に、住居表示に係りまして王子町地番の問題でございますけれども、御指摘の場所は、道路に面して鶴山台地番になっております。その1枚後ろに王子町地番があるということで、宅地の開発業者との事前協議が行われました時点で、業者から出ましたのは、2筆にわたっているということで協議がなされました。その後、その建て売り住宅を購入された入居者が、市の方に地番設定をなされたのが鶴山台地番という経過になってございます。こういう場合につきましては、特にどうこういう指導は具体的にできない実情でございますので、その点御理解いただきたいと思います。

以上です。

- 22番(西口秀光君) まず、第1点目の身元調査の問題でございますが、図書館についてお尋ねいたします。

本市におきましては市立図書館といりりっぱなものがございます。ついこの間、朝日新聞でしたか、報道されておりましたが、枚方市の市立図書館が蔵書を調べた結果、いわゆる差別を助長するような図書、たとえば冠婚葬祭の手引といった本に「身元調査をやりなさい」とか「興信所を使って調べなさい」とか、問題事実のある本が実際にございましたので一斉に処置した。現在、一切貸し出しあない措置をとられたと思いますが、和泉市の図書館の場合どういったことになっているか、その点いかがでしょうか。

○ 指導部長（佐藤登志男君） お答え申し上げます。

いま、御指摘いただきましたように、市立図書館におきましても冠婚葬祭といふような本が事実ございました。議員さんが申されましたように、「身元調査をやりなさい」というような文句がございます。しかし昨年10月、これは差別を助長するものであるという判断のもとにすべて撤収、図書館の方で厳重に保管いたしてある状況でございます。したがって、市民の目に入らないわけでございます。ただ、文献的な性格を持った本の問題もございますので、その点につきましては、ただいま論議、検討しておる状況でございますが、とりあえず、厳重に保管いたしております。

以上でございます。

○ 22番（西口秀光君） いつごろのことか、ちょっとお知らせください。それから、何冊ぐらいあったのかもお答え願います。

○ 指導部長（佐藤登志男君） 昨年10月でございます。そして、約28冊ございましたので、これを厳重に保管いたしました。

○ 22番（西口秀光君） 実は、私のところにも市民の方から通報がございました。先日、市立図書館から本を借りたということで、この2冊の本でございます。初めてでも自信がつく仲人、司会などの手引の本、主婦の友社から出てますが、こういう本がまだあるわけでございます。中に何を書いてあるかと言いますと、「不審な点あるいは調べたい点があれば、興信所などに調査を依頼しなさい、安くつきます」と書いています。ひどいのは、「戸籍謄本を取りなさい」とあります。「最近は行政がやかましくなって他人は取れませんから相手にもらひなさい。それでも無理な場合はプロ、いわゆる興信所を使いなさい」。また「家柄や血統を調べなさい」ということも書いてます。こういう本が2冊あります。ある人が仲人を頼まれたので市立図書館へ行き、貸してもらったそうです。これは問題ではないか、と通告があったわけです。私も早速その足で図書館を調べましたが、他に2冊ほど同じ内容のことが書いてある本がございましたが、その点いかがですか。

○ 指導部長（佐藤登志男君） ただいま御指摘のページによりましていろいろと書かれてある

ことにつきましては、早速図書館の方を調べまして、もし、ございましたら厳重に保管させていただきたい、かように存じます。

- 22番（西口秀光君） 非常に不十分な回答でございますが、どうぞよろしくお願ひをいたします。

それから、プライバシー保護の問題で再質問させていただきます。

たとえば福祉課の方の生活保護の関係でコンピューターに入るということでございます。生活保護を永久に受けるのではなく、半年あるいは1年ぐらいで更生、脱出するわけでございますが、今までコンピューターに入ってない場合でしたら、3年か4年、書類では残るでしょうが、コンピューターに入れれば永久に個人情報として残るのかどうか。ちょっとお聞きをしますと、住民票などは5世代ぐらいまで残るということになります。笑い話みたいな話ですが、自分のデータを調べていくうちに、5世代前の祖先が何年何月に生活保護を受けていたということまでわかるんじゃないかな。そこまで記憶させる必要があるのかどうかも考えられるわけでございますが、その点どんなものでしょうか。

- 市長公室次長兼人事課長事務取扱（神藤恒治君） お答えいたします。

いわゆる個人データが永久に残るのか、といった御質問かと存じます。ただいま御指摘いたしております福祉関係ということではなく、個人データにつきましては、その必要な範囲内の時期だけの記録ということで、基本的に申しますと、基本マスターとなるデータは残りますが、それ以外の個人データにつきましては全部抹消処分する。方法としては、焼却なり磁気抹消あるいは裁断等を考えてございます。

- 22番（西口秀光君） その点くれぐれもよろしくお願ひいたします。

コンピューター問題につきましては、条例を制定するということで非常に喜んでおりますが、単に条例を制定するだけでなく、特に個人情報データ管理につきましては鋭意、配慮を欠かさないようによろしくお願ひしたいと思います。

次に、同和対策事業の問題でございますが、改良事業部の管轄で一定の前進はしておりますが、地区内事業につきましても、いよいよ山手町あるいは王子町の山手の方へ移ってきているわけです。そのためにも地区内道路はもちろんでございますが、この岸和田南海線の整備というものが重要になってくるわけでございます。そういう意味で早期着工をよろしくお願ひしたいと思います。

あと池上下宮線の問題でございますけれども、実際、地区内に東側1号線が通っております。最近では、信太山駅の方まで続くような工事をされておりますが、こういった関係、あるいは1号線という関係がありまして、国道26号線、第2阪和国道に流れる車が非常に増えており

ます。同和対策事業の関係で地区内は非常に道路が整備されてきておりますのでいいわけですが、富秋町あるいは池上町の旧村の地区内の細い道路に多くの車が往来し、始終トラブルが発生しております。この点を解消するためにも、池上下官線の早期着工と同時に、何とか広い道路というものが通れないものか。私自身が大ざっぱに見て簡単にいかんとは思いますが、和泉工業高校前の道などをもっと第2阪和国道までつないでもらったら、大分そういうトラブルが解消するのではないかと思いますが、その点どんなものでしょうか。

- 建設部次長（中上好美君） 御指摘の道路につきましては、以前から議員さんとの間でもいろいろ御相談申し上げてきたことでございます。これにつきましては、権利者の問題はもちろんでございますが、いわゆる第2阪和との関係もあり、直ちにといふことは困難となった経過もあろうかと思います。ただ、御指摘のように、第2阪和との接合につきましては、早急につくっていく必要があるということについては、私ども全く同感でございます。したがって、御指摘の方法も含めまして、今後はさらに一段と実現に向けて進んでまいりたいと思います。
- 22番（西口秀光君） 実現に向けよろしくお願ひをしておきます。

あと住居表示の問題で再質問させていただきますが、旧信太村あるいは幸の住居表示の整備につきましては、銳意御努力をお願いしたいと思います。

それから、王子町地番の土地が鶴山台地番になっている問題ですけど、説明によりますと、2筆あるということでございます。2筆ともはっきり言って99%王子町地番ではないかと思うわけでございます。公団の所有しておった道路のへり地の分が鶴山台地番、ここへ入り口を引っかけて鶴山台という住居表示でございます。先ほどの話と関連いたしますが、将来、もしこのエリアが地が住居表示される場合、果たして王子町地番になるか、鶴山台地番になるかわかりませんが、ちょっと行くと100%王子町です。全く不合理というか、不自然な住所だと思います。

この点、計画課の方では、一生懸命に鶴山台の住居表示をしてもらいましたが、次から次へと古い地番が出てきたら非常に困ります。私、考えますのは、こういった処置の方法、へり地の処分につきましては市当局も関係しておりますので、その時点でできれば地番を変更するなり、あるいは確定というか、町名変更も含めてきれいに処置した上で、あるいはそれが無理ならば、何とか権利者に王子町地番を名乗ってもらうか、あるいは鶴山台地番でも結構ですが、名乗ってもらうという約束ができるのではないか。こういう処置ができるのではないかと思いますが、しかし、何といっても過ぎ去ったことでございますので、いま、どうのこうのと言っても仕方がございませんが、次回ということもあり、また、他にもあるということもございますので、この点、指摘だけさせていただきまして、今後、こういったことのないよ

うに努力していただきたい。

以上をお願い申し上げて、私の質問を終わります。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、17番・西村慎太郎君。
 - （西村慎太郎君登壇）
 - 17番（西村慎太郎君） 私は、日本共産党を代表いたしまして、市長が披瀝されました市政運営方針について質問をさせていただきます。最初に、質問が多岐にわたって膨大ですので、少々の時間をオーバーしたときは延長していただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。まず、市政運営方針の総論の部分について市長にお尋ねいたします。

臨調が発足いたしましてから5年目を迎えるわけでありますが、この5年間に国の一般会計の主要経費の推移は、国債費、経済協力費、軍事費、エネルギー対策費は大変な勢いで伸び、軍備拡大、財界奉仕の予算編成となっております。その一方で、社会保障関係費や文教科学振興費は横ばいです。中小企業対策費はマイナスとなっております。教育や福祉、中小企業などの経費については徹底して削減され、市民の暮らしや業者の営業を圧迫しております。そして、来年度を中曾根内閣と臨時行政改革推進審議会は地方行革元年の年と位置づけ、地方財政法などで厳しく規定され、法律でも決められております負担金と補助金を高率補助の是正などとすり替え、一括して一律に削減をし、和泉市の財政運営を圧迫し、市民に負担を転嫁するものとなってきています。そして、竹下大蔵大臣は1月30日の衆議院大蔵委員会で、この補助金カットは恒常化したいと答弁しています。

そこで、お聞きしたいんですが、この補助金カットが本市財政運営に及ぼす影響は、また、来年度以降の市の公共料金はどうなる見込みなのか、お答え願いたいと思います。そして、このカットについて市長は、市の財政運営を守り、市民の暮らしや営業を守るため、国や行革審に対してやめるよう働きかけるなど、市長の態度を明らかにしてください。また、国や府の補助金でカットされるものについて、その項目と額を予算委員会までに資料として示してください。

2番目に、自治省の地方公共団体における行政改革推進の方針、いわゆる地方行革大綱が発表されました。その中で、これは自治体に行革委員会と行革推進本部の二つの組織を置くように指示をしております。行革委員会は、これを議会と行政当局の上に置くことで、地方行革推進の事実上の最高決定機関化をねらうもので、議会の形骸化など、地方自治を大きく侵害するものです。また、大綱はコスト主義と効率主義の見地から、自治体行政の縮小と切り捨てを主体に持ち、地域条件や自主性、市長の裁量権を無視して一方的に押しつけをするものとなって

おります。住民本位の地方自治行政の推進と地方自治拡充のために、地方行革大綱にわが党は断固として反対いたしますが、市長はどういう考え方を持っておられるかお答えを願いたいと思います。

3番目に、和泉市を取り巻く環境は、産業構造の変化、新住宅地の拡大、中央丘陵開発など急速な変化が予想されます。市制制定30周年記念事業やお祭りが盛りだくさんで計画されていますが、それだけに終わるのでなく、将来の和泉市の町づくりを考えるシンポジウムを初め、あらゆる地域の階層の人々を網羅した恒常的な町づくり委員会の創設を検討してはどうでしょうか。

以上3点が総論部分の質問でございます。

それでは、次に個別問題についてお尋ねいたします。まず最初に、ことしは終戦被爆40周年を迎えます。1945年に3発の原子爆弾から40年後のいま、核兵器は全世界に5万発あるとも言われています。そして、核戦争が引き起こされる緊張が日々増してきております。こうしたときに、米ソなど核保有国を初め、あらゆる政府が核廃絶のための交渉や取り組みを始めるよう、全世界の世論を起こす運動をすることが非常に重要であります。いまこそ、非核平和都市宣言を決議した和泉市が、核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さを訴えたビデオテープや書籍の購入など具体的な予算をつけ、非核平和のための実践を強化しなければなりません。その予算措置を図られるのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

第2番目に、市長が言っておられる五つの町づくり問題について具体的にお尋ねをしたいと思います。

豊かな人間性を育て、地域文化を高める町づくりの問題であります。臨時教育審議会が昨年9月発足し、その中でもろもろの論議がされております。しかし、この論議の内容は非公開といふことありますが、マスコミなどを通じて多くの国民世論を操作する手法がとられております。臨時教育審議会の中で多様化といって早くから子供の能力を固定化し、差別をするのが基本的に間違っているわけであります。自由化という名のもとに、できる子とできない子を振り分ける、そういう方向が進んでおります。そして、国際化ということで日本の子供を、中曾根内閣が進めます戦争の不沈空母の乗組員にする、そういう画一的な教育をしていく方向が論議をされているわけであります。私どもは、市民の皆さんが求める子供たちの学力向上、非行化防止のために40入学級など、切実な教育条件の整備こそ大事な問題だと考えております。

そこで、お尋ねをするわけですが、教育長は、この臨時教育審議会に対しまして、その審議の過程についてどういう考え方を持っておられるか、基本的にお尋ねをしたいと思います。今度から40入学級の早期実現ということで国も予算をつける運びになりました。しかし、大阪府におきましては、大阪や豊中市など一部地域の実施であります。和泉市も40入学級実現のた

めにどういう方策、努力をされるのか、お尋ねをしたいと思います。

教育の2番目に、教材費の国府補助削減の影響と今後の対策についてお尋ねしたいと思います。教材費は今度から国の負担が全額カットされ、昨年の予算実績に比べても小学校、中学校とも約半額になっております。そのためいまでもPTAに対しまして大きな負担をかけている教材費問題の今後の改善策、そして、どう解決していくのか、そういう点についてお示し願いたいと思います。

教育問題の三つ目は、大規模補修工事に今年から国庫補助がつくことになりました。今後のこの大規模補修工事の計画、予算獲得の方向を教えていただきたいと思います。

教育の問題の大きな2番目に移ります。昭和59年2月、和泉市社会教育委員会会議が、和泉市における教育文化の普及の現状と問題点並びに社会教育の拡充、整備のための総合的基本施策についてを答申しております。この中で、和泉市の公民館活動の現状については貸し館業務だけを行っており、公民館活動本来の機能を果たしていないと指摘をしております。そして、社会教育の充実を図るために市が取り組むべき緊急課題の第1に公民館の整備を挙げております。社会教育団体の育成のためにも公民館の整備と活動の充実を図らなければならないのですが、この答申をどう具体的に実現するのか、お示しを願います。

次に、図書館活動の問題ですが、図書館活動の充実のために努力され、府下でも他に類を見ない活動と好評ですが、南部地域や鶴山台など図書館の遠隔地に分館を設け、より一層利用者の利便を図るべきですが、その実現のために具体的な検討はできないでしょうか。

そして、教育問題の最後になりますが、近畿自動車道の建設や中央丘陵開発に先立ち埋蔵文化財の調査を慎重に行い、市立の郷土博物館をつくり、膨大な文化遺産の収集、保存公開を図り、あわせて自然や歴史を学べるセンターづくりを実現できませんでしょうか。

2番目に、緑豊かな活力あふれるまちづくりについてお尋ねいたします。市政運営方針では緑と泉の新たな再生にも努力していると述べられております。中央丘陵、コスモポリス構想、近畿自動車道、ミニ開発、市街化調整区域の見直しなど、急激なスピードで緑や池が失われていこうとしております。これらの計画、コスモポリス構想も含めてどれぐらいの緑がなくなる予定なのか。また、中央丘陵では、池の数にして減少率は何%ぐらいでしょうか。開発に対して、緑や泉をどのように守っていくのか、その具体策をお尋ねしたいと思います。

公園についてお尋ねいたします。新たな開発区域では大規模な公園ができてますが、旭、小田公園以外の公園整備の計画はどうなっていますか。生活の身近なところに子供やお年寄りが憩える公園整備を促進できませんでしょうか。促進方策をお聞きいたします。

そして、中央丘陵開発がいよいよ始まるわけですが、阪和線沿線や南北池田、松尾地域など、

既存地域の今後の町づくり計画はどうするのでしょうか。中央丘陵開発を公団任せにせず公共性を貫くために、また、和泉市全体の計画を練り上げるために、(仮称)「町づくり委員会」をつくり、市民の創意を生かしてはどうでしょうか。

3番目に、安全で快適な生活環境を整えるまちづくりについてお尋ねをいたします。第1番目は、上水道についてあります。お年寄りや母子、障害者など社会的弱者の立場に置かれている人たちに福祉料金の導入はできないのかどうか。そのために一般会計から水道会計への財源繰り入れはできませんでしょうか。その点を明らかにしていただきたいと思います。

2番目に、昨年からの異常渇水対策で井戸水の役割が今回、見直されてきました。しかし、井戸水の使用に当たっては、急速な都市化でその水質に注意を払わなければなりません。そこで、渇水時期に井戸が安心して活用できるように、その飲料用水質検査手数料の補助はできないものでしょうか。

次に、汚水、下水道についてお尋ねいたします。信太、伯太、黒鳥、府中地域など、汚水、下水道建設のめどはどうなっているのか、その点をまずお尋ねいたします。その実現の根幹である湾岸下水道事業の進捗状況とめどはどうなんでしょうか。

次に、交通問題についてお尋ねいたします。3月14日の国鉄ダイヤ改正から各駅で人員の削減やホーム要員や出改札係員が削減をされます。これで障害者の案内やホームの安全性が損なわれ、北信太、信太山駅では、定期券や100キロ以上の切符が発売されず、市民にとって不便となります。このことについて、国鉄から市へ協議がなされたのか。また、このことについて、市長は反対の意思表示をされましたか。市民にとって不便となるこのような合理化の強行に抗議をしましたか。その点をお尋ねしたいと思います。

交通問題の2番目ですが、南海バスでは、この春から運転手の拘束時間を大幅に延長し、収益の向上を図ろうとしています。最近の路線バスにおきましても、運転手の過労が原因となる事故が増えておりますが、乗客である市民の安全を図る立場から、南海バスに対して、このような拘束時間の延長の実施をやめるように、市として申し入れはできないものでしょうか。

公害、環境問題についてお尋ねをいたします。松原泉大津線、近畿自動車道、泉州山手線などの開通、供用に伴い、低周波による被害が予測されます。昨年、大阪府、環境庁が実施をいたしました府下高速高架自動車道付近の低周波の発生測定調査や影響調査の結果からしても、これが大変大きな問題として予想されるわけです。事前の対策をどうとられるのでしょうか、その点をお聞きしたいと思います。新たな開発でいまよりも公害などの相談業務が増えるのではないかでしょうか。今後の公害行政体制を充実しなければならないと思いますが、その点どう

予定されているのか、お聞きいたします。

そして、3番目の最後であります、消防救急体制についてお尋ねいたします。光明台地域の人口増、中央丘陵開発に伴う工事の開始など、和泉市南部地域での救急体制の充実は急がなければならないと思います。南池田、南松尾の消防署出張所の整備計画はどうなっているのでしょうか。そして、そこへ救急車の配置は検討されているのでしょうか。その点をお尋ねしたいと思います。

4番目、地場産業を活性化し、あすの産業を創造するまちづくりについて。府の柑橘母樹園跡地利用について、農協連絡会と連携し、農家と市民のために営農センターとして活用できるように今年も精力的に取り組んでいく計画はあるのでしょうか。その点をお尋ねいたします。

2番目に、市街化地域の田畠を有効活用し、自然の緑として育てていくためにも宅地並み課税をしないこと。そして、周辺の家庭排水路の整備を進めるなど、このようなことで市街化地域の緑を寄る方策はどうされるのか。その点をお尋ねいたします。

そして次に、市民の消費生活を守り、地元商工業の経営振興を図るためにも、大型間接税の導入に反対する立場をとられるのかどうか。その点をお尋ねいたします。この点は市長にお願いいたします。

次に、婦女子のパートタイマー対策についてであります。パートタイム労働者が短時間雇用者とは言いたいフルタイマー並みの労働時間や日数、その上残業もし、一方で低賃金で諸手当や社会保険、有給休暇もなく働いている実態であります。この劣悪な条件で働くパート労働者に労働関係法を厳格に適用させるため、市に相談窓口、パート110番を設置し、相談員に弁護士や労働組合の代表も配置し、相談に乗るなど具体的な援助を行うことはどう考えておられますか。

次に、泉北地域広域行政による南大阪地場産業振興センター建設への共同出資についてお尋ねをいたします。

泉北地域広域行政については、昭和55年3月28日、泉北地域広域行政推進協議会の設置に関する付帯決議がこの議会でなされております。これに沿って、このような広域行政について、議員に事前にその計画内容が周知され、意思が反映されるように図られているのでしょうか。その具体的な問題についてお尋ねをいたします。

5番目、生きがいを感じ、健やかな暮らしと心のふれあいを広めるまちづくりについてお尋ねをいたします。高齢期検診については、きめ細かな計画が求められているところであります。その中でも出張検診が必要と思われますが、計画は具体的に進んでいるのでしょうか。その点をお尋ねいたします。

障害者対策につきましては、障害者福祉都市事業も2年目を迎えます。この事業の中で協議会や委員会が設置され、事業が推進されてまいりました。この組織を今後も（仮称）「福祉委員会」として存続させてはどうでしょうか。そして、総合的に福祉を必要とする保護の人々に対しまして、真に親切でよりいい援助活動を福祉施設や医療機関が連携してできるよう、検討調整を行うようにしてはどうでしょうか。とりわけ、障害者の勤労の場や拡充や障害児の発達保障のための施設の実現や内容について詰めなければならない問題が多く残されております。障害者福祉都市指定最終年の今年、市制施行30周年の記念すべき年に、このような福祉を切に求められている人々に対しまして、きめ細かくて温かい施策を実施、実現できるように検討してくださいますようお願いをいたします。

福祉総合会館についてお尋ねをいたします。福祉総合会館につきましては、単なる貸し館としての業務ではなく、市立直営とし、老人、障害者対策などについて、家族だけでは不十分にしかできない専門的あるいは日常生活の援助によって家族や家庭の負担を軽くするとともに、対象者の福祉が十分守れるような条件づくりと、具体的な援助を組織するようなセンターでなければならぬと考えております。本年度からこの福祉総合会館につきまして調査費を計上し、61年度からその具体的な着手ができるようにできないものか、お尋ねいたします。

次に、国保料の申請減免制度についてお尋ねをいたします。就学援助、母子年金、児童扶養手当の受給者など対象にして枠を広げ、きちんとした基準を明らかにしてはどうでしょうか。この点をお尋ねをいたします。

次に、同和対策の推進についてお尋ねをいたします。同和問題は、時代遅れの古い差別主義と一部の特定団体の暴力や無法がつくり出す新差別主義を克服し、公正民主の同和行政を進め、地対法期限内に事業の基本的終結と住民の自立を図らなければなりません。そこで、お聞きいたしますが、一般会計に占める同和関連予算の額と財源内訳はどうなっているか。そして、建設費につきまして、同和関連事業の額と財源内訳はどうなっているか、資料としてお示し願いたいと思います。また、残事業をあと2年間で終了する見通しはどうなのか、見直しはしないのか。この点を明確に答弁願いたいと思います。そして、その資料を予算委員会までに提出をしていただきますようお願いをいたします。

そして最後に、その他の施策についてでございます。コンピューターの導入に伴ってオンライン化が進み、住民基本台帳の事務事業も円滑に行われることになると思います。そういう中で、かねてから要望している鶴山台、南松尾、横山での住民票等の交付事務をオンライン端末装置の導入で即時交付はできないものでしょうか。その点をお尋ねいたします。あわせてコンピューターの導入に伴い、光明台や南横山地域でも同様のサービスを実施できませんか。その

点をお尋ねいたします。

その他の施策の2番目ですが、コンピューターの導入問題でございますが、オペレーター派遣の予算を組んでおりますが、これは二つの問題をはらんでいると考えております。その第1は、労働者派遣事業の市役所への導入であり、低賃金で困難な仕事を押しつけ、劣悪な労働条件の労働者派遣事業を和泉市が公に認めることになってしまいます。第2に、市役所に入ってくる市民の個人データを時間外も含めて扱うこともあり得るのではないかでしょうか。その場合、データの流出も考えられます。オペレーターの受け入れは見直さなければならないのではないかでしょうか。オペレーターの具体的な仕事の内容、何をするのか、その作業表など詳細な資料を予算委員会までに提出していただくようお願いいたします。

最後に、機構改革について、次の点をお尋ねいたします。4月から機構改革を行うということではありますが、今回の改革は、十分に職員の中で練られたものかどうか。その作業の経過を答えていただき、資料を提出してください。

2番目に、4月実施であれば具体的な配置計画、係の構成も含めて資料を予算委員会までに提出をしていただきたいと思います。なぜいまの時期にするのか。コミセンができる9月まで待てないものかどうか。たとえば教育委員会学事課は、忙しい時期に2度も引っ越しをしなければならない事態になります。また、教育委員会の市民会館への移設に伴い、市役所本館と教育委員会の間の通路、渡り廊下の建設などをどう考えておられるのか。そういう点をお尋ねいたしたいと思います。いまの時期にする効果は何か、明確な答弁をいただきますようお願いをいたしまして、私の質問の要旨を終わりたいと思います。

なお、自席での再質問の権利を留保いたしまして終わりたいと思います。ありがとうございました。

- 議長（柳瀬美樹君） 答弁は午後にお願いいたします。ここで、お昼のため暫時休憩いたします。

（午後零時休憩）

（午後1時再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

西村議員の一般質問に対する理事者答弁。

- 財務部次長兼財政課長事務取扱（大塚孝之君） 前段で財政問題につきまして数点の御質問をいただいておりますので、お答えしたいと思います。

まず、国の補助金カットに対する市財政への影響の度合いの御質問でございますが、十数項

目の補助金が削減されてございます。本市への影響は、経常経費のカットは、2億5,064万6,000円が削減されております。投資的な面では898万7,000円、合わせて一般会計では2億5,963万3,000円といった状態でございます。特別会計の方では、公共下水道特別会計の中で5,522万4,000円の削減措置が図られております。合わせますと、3億1,485万7,000円の影響額が60年度の予算ベースで出ております。そういった状態でございます。

それから、今後引き続き実施された場合の市の対応はどうか、こういった点でございますけれども、まず、今回の高率補助金の削減につきましては、昭和60年度限りというか、暫定措置として現在、国会で補助金に関する臨時特例法案によりまして一括上程され、審議を進められているわけでございます。したがいまして、61年度の国庫補助金の見方につきましては、61年度予算編成に向け、特に社会福祉国庫補助負担率のあり方等について、国と地方の役割分担というか、あるいはまた、費用負担の見直しなどとともに、政府部内においても検討を進められ、今後の1年間の中でそれらについて結論を得るものとされているところでございます。

本市につきましては、すでに議会の反対決議をいただいております。全国市長会を初め、他の公共団体と足並みをそろえながら、国に対して強く補助金削減に対して反対運動を推し進めてまいりたい、そういった考え方でございます。引き続きそういった削減措置がなされましても、できるだけ既定経費を節約いたしながらその削減措置に対応してまいらなければならないと考えている次第でございます。

それから、第3点目、それぞれの項目あるいは資料をまとめて提出せよ、という御意見でございますが、資料の提出につきましては、市議会の議長さんともよく協議させていただきまして対応させていただきたいと考えておる次第でございます。

以上、前段の財政に係る御質問のお答えとさせていただきます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 企画課長（三井義秋君） 企画課に關係いたします数点の御質問に対しまして、企画課長よりお答えいたします。

まず、1点目の核兵器廃絶平和都市宣言事業についてでございます。一昨年の12月第4回定例会におきまして、核兵器廃絶平和都市宣言の御議決を賜り、その後、59年度におきまして、市庁舎前に啓発用の看板の設置、「広報いづみ」に宣言文などを提載及び宣言文のチラシの配布を阪和線の3駅前で行うなどの事業実施をいたしましたが、昭和60年度におきまして、も、引き続き市民への啓発事業を実施してまいりたく存じます。

まず、今回お願いいたしております機構改革によりまして、その担当部局を明確にいたしまして、担当部局が中心となり他の部局にまたがる行事も含め調整を行うこと。また、府内推進

委員会の設置など新機構の中で取り組んでまいりたく存じております。今後、なお一層啓発活動などの推進に努めてまいりたく存じますので、よろしく御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、2点目のコスモポリス構想による緑の減少する状況でございますが、大阪府のコスマポリス構想に基づき、本年度より本市丘陵部に先端技術産業を含む産業団地立地について調査を進めておるところでございます。調査対象区域は、近畿自動車道和歌山線、大阪外環状線、府道父鬼和気線、府道春木岸和田線に囲まれた春木町、久井町を含む区域を設定しております。調査対象面積は、約106ヘクタールとなっております。調査対象区域の現況でございますが、航空写真により判読いたしました結果、果樹園が約半数で、その他は竹林、ため池、水田などとなっております。

現在、私どもの考え方といたしましては、従来のようないかにも工場団地といったイメージではなく、本市の緑豊かな自然を生かした産業団地形成を基本として、できるだけ団地の周辺は自然緑地を残し、団地内はかなり緑地などのスペースを確保するなど、緑の比重の高い、緑の中の産業団地の形成を図るべく調査検討をいたしておるところでございます。

次に、旧市街地などの町づくり計画についてでございますが、本市の町づくり計画の基本方針となる第2次総合計画の策定につきましては、議員さん御存知のとおり、アンケートによる市民の意向調査を初めとして、市議会議員の代表、各界の代表、学識経験者などの方々による和泉市総合計画審議会に御出席賜り、昨年2月に御答申をいただき、3月議会において御議決を賜ったものでございます。今後、昭和70年を目標年次とする第2次総合計画を本市の町づくりのよりどころといたしまして、和泉中央丘陵開発事業など新市街地の開発や既成市街地の整備などを調整、調和のある住みよい町づくりに邁進する所存であります。

次に、4番目の泉北広域行政圏の地場産業振興センターについての議会の意思の反映についてでありますが、御質問の泉北地域広域行政推進協議会は、昭和55年3月31日、泉北4市1町の各議会の議決を得まして、泉北地域広域行政圏における広域行政の推進を図るために、広域行政圏計画の策定及び同計画に係る事務事業についての連絡調整を行うことを目的に協議会を設立いたしました。また、昭和55年度には、広域行政圏計画案を策定し、4市1町による25名の代表委員さんで組織いたしました広域行政圏計画審議会で慎重な御審議を賜り、広域行政圏計画を策定したものでございます。

その後、この計画に基づきまして、同協議会で圏域共同事業について調査、研究を重ねてまいりました。同行政圏計画に定められております地場産業の紹介や活動、交流を図るため、総合的な地場産業会館を設置するという内容に基づきまして調査、研究を進めてまいりましたが、

近年、国際的な不況の波に洗われ、内陸部に散在する地場産業においては、需要の低迷、消費者ニーズの多様化、高度化、国内外の競合の激化等によりその経営環境は厳しくなっていることから、今後、国際化に伴う競合や需要構造の変化に対応できる先端技術情報を重視した地場産業の育成を図るため、泉北地域に地場産業振興センターの整備を図ることを協議会で共有の認識のもとに具体化を図ることを確認いたしました。泉北地域への設置について、大阪府など関係機関に要望してまいったところでございます。

たまたま、中小企業庁の助成制度の中で、各都道府県に1カ所、国、府合わせて4億円の補助金、高度化資金の融資、また、この設置に当たっては、実施主体を都道府県、広域行政圏など関係市町村及び地元中小企業関係団体が出資する、または出えんする公益法人、すなわち第3セクター方式で設置することが条件となっており、泉北地域広域行政推進協議会で調査、研究いたしました泉北地域産業振興センターの規模につきましては、泉北地域としては、敷地面積約1万m²、建築延べ面積7,000～8,000m²が適当な規模であると調査、研究の結果、結論を得ております。

当初、4市1町で協議する中で、和泉市、堺市、泉大津市がその立地に名乗りを上げましたが、膨大な事業費、高度化資金の返済、管理運営、市内の業界の内容から、和泉市、泉大津市ともに財政事情から断念せざるを得なくなり、堺市に実施することになり、他の3市1町が協力していくことで確認されました。また、堺市に設置するに伴い、堺市を除く3市1町などの負担について協議を重ねてまいりました。現在、この制度で設置されております全国13カ所の広域圏の状況を研究いたしまして、総額3市1町で500万円程度が適当な額と定めまして、各市町の広域圏の設定により毎年、地方交付税の嵩上げがされていく事業所数、就業者数、人口割、財政規模などにより一定の率を算定し、総額500万円を3市1町で……。

（「もっと答弁を簡潔に」と呼ぶ者あり）

- 企画課長（三井義秋君） 本市の負担額は、建設負担額及び出えん金など合わせて18.8万5,000円と定めたものでございます。地場産業センターの建設計画は、昭和61年1月着工、62年3月完成の予定でございます。

次に、6番目の今回の機構改革について職員の中で十分練られたか、という御質問でございますが、今回の機構改革案を検討するに当たりましては、全国の類似都市及び大阪府下各市の行政機構、事務分掌資料の収集を行うとともに、本市のすべての部課長を対象にして昨年7月中旬より8月中旬まで約1ヶ月にわたり、機構、事務分掌についてヒアリングを実施いたしまして、現在、各部課で問題になっている事項、意見などを聴取、それぞれの原課の意見を十分に尊重いたしまして検討の上、策定したものでございます。

次に、事務室等の配置、レイアウトができていれば予算委員会に提出してほしい、という御質問でございますが、庁舎事務室のレイアウト図につきましては、一定の考え方により作成いたしておりますが、今回の大幅な機構改革によりまして、各課、係の事務分掌の内容について現在、最終の調整中でございますので、その結果、微調整による業務内容の変更も生ずるかと思います。それらに伴いまして、事務室等のレイアウトも変わってまいりごとあろうかと存じます。それで確定した事務室のレイアウト図につきましては、現時点ではお示しすることは困難ですが、今後、事務分掌の調整が終わった時点で正式なレイアウト図をお示しし、御理解を賜りたいと存じております。

次に、なぜいまの時期に教育委員会なり福祉などがコミセン等のからみで引っ越しきしなければならないのか、ということでございますが、今回の機構改革におきまして、現在の都市整備部が本来の町づくりに関する業務を担当することといたしまして、現行の建設部の計画部門と公園部門を移管することといたしましたので、業務の内容から本庁内にて業務を行う必要が生じました。また、現状の庁舎の狭隘の解消を図るために、一部教育委員会事務局を市民会館に移っていただることになりました。コミュニティセンターの完成まで大変御迷惑をかけることと存じますが、よろしく御理解賜りたくお願ひいたします。

以上、簡単でございますが、御質問の答弁を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者に申し上げます。質問が多岐にわたっておりますので、答弁は簡単に願います。次。

○ 秘書広報課長（井阪和充君） 続きまして、市長公室秘書広報課井阪より30周年記念事業でシンボジウムとか将来の町づくりについての御質問にお答え申し上げます。

本年9月1日、市制施行30周年記念を迎える中で、昨年、庁内におきまして、市制30周年記念事業企画委員会の組織を編成、市制施行30周年記念事業計画をまとめ、本議会に予算案を御提案申し上げた次第でございます。将来の町づくりの一環として、特に市民の潤いの拠点であります黒鳥山公園にメモリアルゾーンを設け整備工事をし、記念施設、記念植樹等を行いまして、本市総合基本計画にも掲げておりますように、森と泉の町づくりを目指し事業を計画した次第でございます。また、30周年記念事業の冠といたしまして、文化祭式典におきまして……。

○ 17番（西村慎太郎君） 聞いたことだけ答えてください。

○ 秘書広報課長（井阪和充君） また、30周年記念のキャッチフレーズも市民の方々より公募いたしております。これらの事業等によりまして、30周年記念を一つの契機といたしまして、和泉市のイメージアップに鋭意、努めてまいりたいところでございます。どうぞよろしく

お願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 電算導入準備室長（山本 裕君） コンピューターの関係につきまして、将来、出張所が開設された場合オンラインシステムをするかどうかということですが、やはり出張所を設置する位置、規模、対象人口、取り扱い業務等々を勘案した上でないとむずかしいものがございます。さらに、出張所とオンラインサービスをする場合、やはりコンピューターの機能、システム構成の問題になります。そういう関係も十分に勘案した上で将来、オンラインサービスができるように取り組んでまいりたいと考えます。

それから、2点目のオペレーターの関係ですが、オペレーターはコンピューター運用のS Eとかプログラマー、パンチャーなどの中の一つの職種であります。主にコンピューター機器の運用が中心であります。ただ、4月以降コンピューターを運用するに当たりまして、現在、最終のテストを行っております。したがって、現在はまだオペレーターの作業表はつくってませんので、予算委員会までに提出せよ、ということですが、少し間に合わないのではないかと考えております。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 教育長（葛城宗一君） 教育委員会葛城から臨時教育審議会等についての考え方等についていろいろ御質問をいただきましたので、まず、私からこの臨教審についての考え方を申し上げたい、かよう考えるものでございます。

先生方御理解のとおり、近年、社会の急激な変化あるいは教育の量的な拡大ということがいろいろ論議され、そのあり方が現実に沿っていないのではないかという問題、すなわち御承知の児童・生徒の問題行動の点あるいは過熱した受験競争、加えて現状の個性豊かなと申しますか、その生徒の能力に応じた教育ということに弊害が起きているのではないか等々、いろんな教育の今日的な課題が論議されまして、世論となって現われました。

そういうことの中から国においては、内閣総理大臣の諮問機関として臨時教育審議会なるものを設置し、わが国の今後の教育のあり方、そして、国際社会に対応する次の世代の青少年の育成ということを目指しての教育諸般にわたる改善、改革を行う必要があろうということで、設置されたものでございます。私どもはこれに対しましては、都市教育長協議会という組織を持ちまして、現実に即した改革であることを期待いたしまして、いろいろ見解提案を臨教審に提出しているのが実態でございます。

それらの内容をかいつまんで申し上げますと、先生御指摘のとおり、現在の特に義務教育におけるいろいろの弊害の改善、改革を重点にいたして要望いたしております。すなわち、学校

制度の中では、入試制度の改革ということを重点に置きまして、幼児教育と初等教育との関連性をもっと明確にしてほしい。中高教育の一貫性を考慮し、選抜入試制度のような受験競争にならないよう高校入試についても改善してもらおう、あるいは教育条件の整備としては、学級編成基準も当然立法措置を講じられ、3年間、国の財政事情によって据え置きとなっておりますが、これを1日も早く現実に即した実施をしてほしい、そういう方向で改善の中で検討願いたい。また、生徒指導の問題あるいは地域の特性に応じた学校施設設備の改善要望等を含めまして、終局的には、教員養成制度の改善ということを特に強調いたしまして、現職員の研修、再教育の強化あるいは教員養成大学を充実し、もっと教育実習を実際に身につけた先生を派遣、採用してもらう等々、意見も含めて教育長協議会としての一つの意見として審議会に対して御意見、御提案申し上げておる実態でございます。現実に即して問題を解決するような改善であることを期待いたすものでございますので、その点御理解いただきたいと思います。他の問題につきましては、部課長からお答え申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 教育次長（杉本弘文君） それでは、教育関係の2点目、3点目、4点目につきまして、杉本よりお答え申し上げます。

まず、2点目の40入学級の取り組みでございます。文部省における当初計画は、昭和55年度から昭和66年度までの12年間でもって実施に移してまいりることでもって、まず、先生の御質問の中にもございましたように、小学校にあっては、児童減少市町村については昭和55年度から、その他の市町村は昭和58年度から、また、中学校にあっては、生徒減少市町村は昭和61年度から、その他の市町村は64年度から実施に移す予定でございました。

しかし、この計画も55年度から56年度に児童減少市町村はスタートしたものの、行革特例法によりまして57年度から実施が凍結いたしてまいっております。今回、文部省は、40入学級の進め方について見直しを行い、まず、60年度から児童減少市町村の小学校を実施に移し、その他の市町村にあっては61年度から学年進行により、また、中学校にあっては当初計画どおり、生徒減少市町村は61年度から、その他の市町村は64年度から実施に移すことといたしております。したがいまして、本市も国の計画に基づき、小学校にあっては61年度から、中学校にあっては64年度より学年進行により40入学級の実施に移してまいりたいと存する次第でございます。

次に、2点目の教材費削減による対策でございます。義務教育の無償及び教育の機会均等の観点から、教材を一定水準に整備充実を図るという理念に基づきまして、昭和42年に教材費国庫負担制度が発足いたしました。発足当初の國の方針は、基礎的に必要な教材の整備を図る計

画のもとに教材基準が定められ、第1次整備10カ年計画が策定されまして、51年度から10年間、当初計画の70%の整備が行われたのでございます。その後、52年7月に行われました新学習指導要領の改定に伴り学習指導要領を実施していく上での必要な整備と、新しい時代に即した理想的とも言える高い水準の教材整備を図るべく教材基準が定められ、53年度を初年度といたしまして、第2次教材整備計画の10カ年計画が実施されたわけでございます。

本市におきましても、これら基準に従いまして鋭意、その達成に努力いたしてまいりたのでございますが、昭和60年度に至り、国は財政事情から国庫負担の2分の1補助がカットされる事態に至ったのであります。現状、この措置に対する文部省の考え方といたしましては、これに係る財政措置として、地方交付税制度による基準財政需要額に見込む中で地方負担の軽減を図るという考え方でございますが、教育委員会といたしましては、これら国の動向に対し積極的な財源確保に向けての運動をさらに強めるとともに、整備計画達成に向けて取り組んでまいりたい、かように考えております。

3点の大規模改修についての計画でございます。大規模改修の補助制度は、昭和58年度より67年度までの時限立法として制定されておりますが、59年度までは補助対象地域が限定されておりまして、離島あるいは豪雪地帯、台風常襲地帯、地震の防災対策強化地域の4地域が対象で、大阪府は対象外でございましたが、全国的な制度実施の運動の中で、本年度より地域制限が撤廃されたのでございます。

補助の内容でございますが、窓枠の取り替え、屋根の防水、外壁、内装あるいは給水設備等の大規模改修工事で、建築後15年以上の経過の建物、改修工事費が2,000万円以上1億円を対象とし、これには財政力指数等による補助率に相違がございますが、一般地域では3分の1の補助がされることになったわけでございます。新設、増築等の整備もようやく見通しが立てまいりました本市におきましては、今後における学校整備の重点はこれら大規模改修に力を注ぎ、年次計画により実施し、学校格差の解消あるいは教育環境の浄化に努めてまいりたい、このように考えております。

なお、以下につきましては、社会教育よりお答え申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 指導部次長（稻田順三君） それでは、社会教育関係の3点につきまして、教育委員会稻田よりお答え申し上げます。

まず、公民館設置問題につきましては、確かに御指摘いただいておりますように、去る昭和59年12月に社会教育委員会議より緊急課題の一つとして御答申をいただいております。教育委員会といたしましては、施設整備を初めとして早急に充実していかなければならないと考え

えており、その必要性は十分理解いたしておるところでございます。施設が整備されるまでの間は、現在、設置されておりますサンライフ和泉などの既存施設や、60年度中に完成が予定されているコミュニティセンターなどを利用し、各種講座や教室などを開設するとともに、住民の要求にこたえられる事業を計画していく考えでございます。御理解賜りたいと思います。

次に、図書館分室分館問題でございますが、近年、映像文化が氾濫し活字離れ、文字離れの中、和泉市におきましては、なお、読書意欲の強いことは、まことに喜ばしいことと考えているところでございます。今後とも利用者の要求にこたえるべく努力していく所存でございます。特に広範な地域を有する当市の実情から、60年度は自動車文庫の増車によりさらに一段と地域サービス、文化の向上に努めてまいる所存であります。

なお、分館分室の建設につきましては、一館蔵書5万冊、7名の人員の配置が必要となり、現時点においては、自動車文庫によるきめ細かなサービスの提供がより効率的であると考えておりますので、建設問題につきましては、今後の検討課題といいたしたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと存じます。

3点目の資料館問題でございます。まず、池上曾根遺跡の関係でございますが、現在、水道部所有の土地が池上曾根遺跡に隣接する関係上、何とか大阪府に買い上げを願いたいということを過去、要望してまいったところでございます。大阪府教育委員会といいたしましてもその趣旨を御理解賜り、何とか60年度中に買い上げのめどをつけるという確約をいただいております。これが実現いたしますと、新聞報道等にもありましたように、基本設計後実施設計を組み立て、近い将来、考古資料館が建設されるものとわれわれは期待いたしております。この建設につきましては、全力を挙げて取り組みたいと考えております。

なお、中央丘陵関係につきましては今後、都市整備公団とその時点で努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどを賜りたいと存じます。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 中央丘陵の関係につきましてお答え申し上げます。

まず、緑がどの程度減少するかという問題でございます。対象となります緑の把握でございますが、大阪府の緑のマスター・プランの緑地区分を見ますと、地域森林計画対象民有林というのがございます。この地域森林計画対象民有林は、中央丘陵の中の緑の代表的なものと思われますが、370ヘクタール中約124ヘクタール、33%程度あるわけでございます。今回の開発の中で、この民有林を公園や緑地の中に一部取り込んで引き続いて整備するものもあり、すべてが減少することにはなりませんが、かなりの部分が失われることになると思われます。

なお、開発に伴いまして公園、緑地として4.2.3ヘクタール、道路用地の植採地等で1.5ヘクタール、合わせまして5.7.8ヘクタールを予定しております、想定緑比率を求めますと、1.5.4%程度になる予定でございます。

次に、ため池減少問題でございますが、和泉市のため池台帳と昭和56年の現地調査によりまして、財産区財産といたしましては28カ所、個人所有分として106カ所、合計134カ所あるわけでございます。この中で受益地が地区内のみで今回、改廃の対象といたしますものが101カ所、また、受益地が地区外にまたがるもののが33カ所ございます。したがって、この33カ所につきましては今後統廃合いたしまして、公園あるいは緑地として自然形存置をしたり新設いたしまして都市整備萩本部長に申請し、合わせて地区外農地の利用水を確保したいと考えております。

以上でございます。

○議長（柳瀬美樹君） 次。

○建設部次長（中上好美君） 公園計画につきまして、建設部よりお答えいたします。

本年度は、小田池公園、旭公園、それに光明池緑地、黒鳥山公園の計画を予定いたしております。これらにつきましては、引き続いて整備していく予定でございます。

なお、昭和59年度、本年度に肥子池が完了いたしますと、市街地周辺の公園整備につきましては、都市公園以外に宅地開発あるいはそういった計画が出た場合、できるだけたくさん緑地、公園を取るように指導してまいりたいということでやっております。

以上です。

○議長（柳瀬美樹君） 次。

○建設部次長（山崎琢磨君） 下水道の方からお答え申し上げます。

阪和線沿線のいわゆる人口集中地帯の下水道整備につきましては、伯太、黒鳥町以北は泉北環境が、それ以外につきましては、私どもの下水道課の方で担当しております。下水道の整備につきましては、雨水、汚水同時に排出するのが本旨でございますが、現在、流域下水道の到達を待ちながら雨水排水を主として整備しております、この幹線を埋設した後、在来水路を取り込むことで整備をしているわけでございます。当面、この計画で進めてまいりたいと考えております。

また、流域下水道につきましては、本市に關係する幹線のうち、和泉、泉大津第2幹線は62年度までに富秋町まで、和泉忠岡幹線は65年度までに箕形町まで進捗する予定でございまして、これに合わせて公共下水道を計画的に整備したいと考えてございます。

○議長（柳瀬美樹君） 次。

- 水道部次長兼総務課長事務取扱（岩井益一君） それでは、水道部関係で2点ございましたのでお答え申し上げます。

まず、第1点目のいわゆる社会的弱者に対する福祉料金制度の導入について積極的に取り組む考えはないか、とのことでございます。福祉料金導入につきましては、かねてから御要望のあるところでございますが、たてまえ上から申しますと、受益者負担が原則であり、企業経営から独立採算性を前提といいたしますので、福祉の立場から福祉料金制度を導入することはきわめてむずかしい現状にございます。また、御指摘のとおり、福祉料金と言いましても、その対象は多岐に及んでおります。生活保護世帯、身体障害者、母子世帯、福祉施設等がございますが、すでに施策の中で措置されているものもございます。今後、水道事業の公共性について十分留意しながら、行政的課題として十分研究してまいりたいと存じます。

第2点目の渇水時における井戸水活用の一環として、水質検査手数料に対して助成の考えはないか、ということでございます。現在、井戸水の水質検査につきましては、通常の窓口といたしましては保健所で処理いたしてございます。また、市におきましても、和田浄水場水質検査室では、水道法に基づき27項目の検査を初め、一定の範囲で実施し得る体制は整備されてございますが、目下のところ人員等の制約から検査能力に限界がございます。

御質問の趣旨の今回の渇水時における井戸水検査手数料の助成の件につきましては、保健所と事前相談を行いまして、通常は有料でございますが、昭和48年の渇水時と同様、無料扱いと決めてございます。これに伴いまして市でも同様の方針でございましたが、今般は、断水といった事態が回避されたこともあるって、申し出の実績等はございませんでした。

以上のとおりでございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） それでは、産業衛生部関係につきましてお答え申し上げます。

まず、国鉄の切符の発売方の変更でございます。日本国有鉄道天王寺管理局長から2月末日の日付けでもって本月上旬、市長あて文書がまいっております。これは申し入れ文書でございます。内容は、「国鉄では経営の健全化を図るため、各種の近代化、合理化に総力を挙げて取り組んでいるところであり、駅の業務体制につきましても管内全駅において刷新を図るため、お客様の利用が少ない駅については駅員無配置化を、駅員を存置する場合でも徹底した配置要員の適正化を推進しております。つきましては、貴市に所在する北信太駅及び信太山駅の切符の発売方は、昭和60年3月14日から別紙の内容のように変更させていただきますので、よろしくお願い申し上げます」という内容でございます。細部の内容につきましては、議員さんよりお示しされたとおりでございます。

これについての私たちの考え方でございますが、乗車券の発売については、すでに自動発売機で一般化している現状でありますので、特に国鉄に申し入れることは考えてございません。ただ、身体障害者への配慮につきましては、口頭で申し入れを行ってございます。その内容につきましては、常勤者によるサービスに努めることで一定の回答をいただいておりますので、御理解賜りたいと思います。

次いで、南海バスのお尋ねでございますが、御指摘のように、合理化の中で利用者の安全面についての申し入れでございます。利用者の安全が第一主義であるので、その安全面に対する配慮を今後とも強く要望してまいりたいと考えております。

次に、公害問題で松原泉大津線等2、3線の低周波公害の事前対策ということでお尋ねがございました。現時点での予測は非常に困難でございますが、全く低周波が出ないということはあり得ないと思われますので、現在の技術で防止できる最大の努力を要望してまいりたい、かよう考えます。

それから、公害行政の体制充実のこととでございますけれども、担当職員には常に新しい情報収集と、それにこたえられる研修をさせておりまして、少数精銳で公害防止に的確に対応してまいりたい、かように考えてございます。

次に、農業についてでございます。柑橘母樹園跡地利用でございますが、大阪府農林技術センター柑橘母樹園跡地利用は、昨年5月11日付で農協連より営農センターを設置したいとの要望を受けております。これにつきましては、大阪府の農林部といろいろ協議しているところでございますけれども、その協議の中で、譲渡は農協合併を前提とし、営農センター構想を具体的に検討、再度提出するよう言われております。したがいまして、現在、農協合併の推進と合わせて鋭意、検討してまいるところでございます。

次に、市街化区域内での緑を守るための水路整備でございます。現在、本市の市街化区域内に田が291ヘクタール、畠が42.4ヘクタールございますが、市街化区域内の農業構成ができないものでございます。しかし、集団化した有料農地についてはこの限りでないので、農家と協議の中で補助対象事業と相まって整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、商工関係で大型間接税につきましては、過去数年来、国税当局並びに政府税制調査会で検討され、その都度、国会はもちろんマスコミ等でも大きな論議を呼んでいるところでございます。申すまでもなく、これが実施されますと、一般大衆、特に所得の低い階層に負担がかかり、なお物価上昇にもつながり、国民生活に大きな影響を及ぼすことは必至でございます。本市といたしましては、去る昭和53年10月の議会におきまして、一般消費税導入に反対する決議がなされております。その趣旨を十分に尊重し今後の動向に対応してまいりたい、かよ

う考えております。

次に、婦人のパートタイマーの問題でございます。婦人労働者の労働条件の改善に伴い、パートタイム労働者が増加してまいっておりますが、これらにいろいろトラブルがございまして、労働省では昨年12月、パートタイム労働対策要綱を策定いたしております。この内容からいろいろ労働省当局も行政指導を行っているところでございまして、これらの内容等を十分市民の皆様方に知っていただくためPR等も行っております。

なお、御承知の納花町にありますサンライフ和泉の中高年齢労働者福祉センターの中に中高年齢労働者、若年労働者のパートタイム等についての職業相談に応じる相談員を置きまして、この方は嘱託でございますけれども、いろいろ御相談に応じさせていただいております。このセンターでは電話による相談もいたしております、さらに、PRを強化しながら雇用機会の創出にも努力してまいりたいと考えます。市広報2月号及び3月号にもいろいろこれに関してPRを行ってまいったところでございます。

次に、最後になりましたが、老人保健の関係で高齢期の出張検診をどう考えているかのお尋ねでございます。現況の実施方法といたしましては、住民のサービス及び地域性も考慮し、個別方式によって市内の56医療機関において、診療期間内ではいつでも受診できる体制で行ってまいっております。毎年5月1日から12月25日までの8カ月間、市が実施したところでございます。

この出張検診のお尋ねでございますが、いろいろと協議をいたしておるところでござりますけれども、地区巡回となりますと、会場の確保とか診療場所、いわゆる男子と女子を分ける必要もございます。検尿に必要なトイレの問題もございます。なお、検査医師、看護婦さん等の人員確保も図っていかねばならない等山積された問題がございますが、今後とも受診率向上の見地から医師会等とも十分協議、検討させていただきたい、かより考えております。

以上、お答え申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 消防長（角谷泰夫君） 特に山間部の消防力、救急体制の問題についてお答え申し上げます。

御承知のように、本市の消防体制は地形等も考慮し、常備機関として1消防本部、2消防出張所を備え、100名の職員を配備しております。今後、光明台の人口増加の問題、和泉中央丘陵開発等、都市構造の変貌に伴います問題等につきましては、これらの都市構造の変貌並びに市内人口の分布や市街化の動向を考慮し、池田、松尾両出張所を含め、消防力の充実とともに救急体制の充実に向けて鋭意、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市民部長（松村吉堯君） 市民部に関連いたします3点の御質問に対しましてお答え申し上げます。

まず、第1点の障害者福祉都市推進協議会の問題でございます。御記憶されておりますように、59、60年度の2カ年、福祉都市としての指定を受け事業を推進しているところでございます。その関係で昨年8月1日、26名の委員もって推進協議会を発足させていただきました。この協議会の委員の任期が2年間となっております関係上、任期が来年7月末となっております。まだ1年数カ月先のこととございますので、御趣旨に沿いまして、今後の事業の進行状況を見ながら協議会の皆さんとも御相談申し上げ、対処してまいりたい、このように存じております。

二つ目は、福祉会館の関係でございます。第1点の位置づけでございますけれども、一つは、老人、障害者などの福祉向上の場としたい。二つ目は、社協あるいはボランティア団体などの社会福祉関係団体の活動の場としたい。三つ目は、市民の福祉向上を図り、福祉に関する諸事業の用に供する場としたい——ということでございます。

大きな2番目の運営につきましては、現在のところ未定でございますけれども、先ほど答弁させていただきました目的を達成するために、先進都市の例も十分に研究、学びながら今後検討してまいりたい、このように存じます。

なお、調査費の件につきましては、今後の状況によりまた財政当局とも協議、計上してまいりたい、このように存じます。

3番目の国民健康保険の問題でございますが、国民健康保険は、制度発足当時から財政基盤が非常に脆弱であるということから国庫補助の導入が図られておりまして、加えまして、国庫補助対象となった保険料の軽減措置が講じられております。これらは国民皆保険制度として、所得の有無にかかわらず強制加入となったことによる国の補助制度でございます。

以上のように、国民健康保険加入者の医療費に対する補助制度を初め、個人に対する軽減措置の制度がございますが、なおかつ救済できない特別の事情ある者につきましては、本市の条例に基づきまして減免しているところでございます。議員さん御指摘の御趣旨を十分踏まえまして、現行制度を有効に活用してまいる所存でございますので、よろしく御了解賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、3点にわたります答弁といたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 同和対策につきまして3点の御質問がございました。まず、

第1点、残事業でございますが、御承知のとおり、地対法があと2年で失効する時期でございます。われわれといたしましては、単独施設等地対法の期限内でできるものは完了していくという基本的な姿勢でございます。

なお、道路、下水路あるいは住宅など非常に大規模な事業につきましては、地対法失効後にそれ込む恐れのあるものがございます。これにつきましては、関係省庁の特別措置を希望するとともに、地域住民の皆さんと協議しながら事業執行に当たってまいりたい。その中で不必要的事業が生じましたら当然、見直しをしていくということでございます。

なお、要求されております60年度の一般会計に係る資料につきましては、その取り扱いにつきましては議長さんと御協議の上、対処させていただきたいと考えます。

- 17番（西村慎太郎君） 1点抜けてます。地方行革大綱に対する考え方については、全く答弁がありませんでした。それと、広域行政の件ですが、事業の進め方ではなく、55年の決議に基づいていろんな事業、埠にできるものもあり、中央丘陵の中の公園、スポーツセンターの件もありますが、こういうものについて、議会に事前に資料の配付とか事前説明があったのかどうか、こういう点についてお聞きをしているわけです。事業の内容とかを聞いているわけではございませんので、念のため申し添えておきます。

それと、時間がありませんので、答弁の抜けている点などは、また、予算委員会で私どもの委員から明らかにしてもらいますが、資料の提出については、予算委員会までということにつきましては、議長と相談の上、ということですが、そうお願ひしておきます。そして、いつ出してくれるのかを明らかにしていただけたらと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 市長答弁。
- 市長（池田忠雄君） 行革につきましては、セクションでいろいろ検討中でございますので、私からお答え申し上げたいと存じます。

行政改革というものは、むだを省いて効率のいい行政をやることによって、市民サービスを前進させていたものだと理解いたしております。国の方から行革大綱が示されましたか、一つの指針として私は受けとめております。本市は、本市なりの理念に沿って行革を進めさせていただきたい、このように存じております。地方自治権でございますので、国から言うくることは一つの指針として受けとめ、本市は、本市なりにやっていく、こういう姿勢でございますので、御理解をいただきたいと存じます。

それから、補助金カットにつきましては財政からお答えいたしましたが、安易に行革の名で地方自治体に削減を押しつけてくる態度については、全国市長会と相談りながら、国に対して強くそうしたことのないように今後とも訴え続けてまいりたい、このように存じております。

以上、補足も含めまして、お尋ねの市長答弁という2点について私の考え方を述べさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

- 17番（西村慎太郎君） これで終わりますが、あと抜けている問題につきましては、予算委員会で私どもの委員から明らかにしていきたいと思います。どうもありがとうございました。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、6番・藤原君。

（藤原正通君登壇）

- 6番（藤原正通君） 通告順に従いまして、質問の要旨を述べさせていただきます。先ほどの西村議員の質問に重複する点があるかと思いますが、理事者におかれましては、重複した答弁は避けるようお願いいたします。

第1点目に、市制施行30周年記念行事についてお尋ねをいたします。記念行事として市長も市政運営方針の中で述べておられますが、黒鳥山公園整備事業及びコミュニティセンターの完成を目玉とされておられるようありますが、多くの市民の声として、本当の意味での市民参加の行事としてほしい旨の要望がございます。本年は国際青年年でもあり、和泉市にとって青少年健全育成宣言都市にしてもらいたい。国、府でも緑と花一杯運動を進めているので、和泉市においても市の花である水仙の球根を全小学校児童に配布し、子供に花を愛する心を育てるとともに、町一杯花運動をしてほしいとの校区青間協役員の方々からの要望もありますが、この点、どのようにお考えなのか。

また、青少年対策についても、市長は、国際青年年でもあり各種団体と市行政が一体となり云々とございますが、昨年も青間協に対する助成金の増額を予算委員会で要望いたしましたが、本年も余り変化がないように思うが、常にボランティア精神で取り組んでおられる方々に対して増額助成する考えはないのか、合わせて御答弁をお願いいたします。

第2点目に、不燃焼物の収集についてお尋ねいたします。多くの市民の方々が現行の40日に1度の収集を、最低月に1回にしてほしいとの要望があることは御存知のことと思います。原課として年に1度和泉市を美化する美化キャンペーンの時期に各校区町会を回り、それなりの説明と協力を呼びかけて努力されていることについては評価もいたしますが、全く現状は効果が上がらないのが現実であります。今後どのようにして市民の要望に沿うよう努力し、対応されるお考えなのか。他市では婦人団体でありましょう、消費者団体にお願いし、各町で分別収集の協力の訴えを展開しているようですが、具体的なお考えをお答え願います。

第3点目に、関西国際空港関連問題についてお尋ねいたします。空港関連で交通網が整備されても、通過都市であっては何にもならないことは、市長も認識されておられるところであり、

また、各市町村でもそう考えているところでありましょう。市長の市政運営方針演説でも、国際空港の利便性を生かし、本市の地場産業の活性化、ひいては大阪経済の復興につながる先端技術産業の本市への立地、コスモポリス構想についての調査、研究を進めてまいりました。本市を含め三つの候補地が挙げられており、安易な予断は許されませんが、一層の努力で実現に向かわれる決意が伺われ、まことに頼もしい、夢とロマンを感じさせますが、各自治体とも自主財源の確保が急務であるときだけにそれぞれが努力いたすところであり、予断は許されないのは当然のことであると思いますが、本市の将来のためにもぜひ実現するよう努力していただきたい。

そのためにどのような計画を立て、企業が進出しやすいうように考えておられるのか。府任せではありませんでしょ。いま現在、本市にある企業でさえ和泉市を転出していかざるを得ない。工場の増築にしても使用水の放流についても規制があり、他市へ行ってしまう現状の中で、多量の水を使用するであろう先端技術産業をどのように本市に誘致しようとするのか。また半面、地場産業としては賃金水準が上がり、マイナスになる不安もあるといわれるが、これらの疑問点をどのように克服して実現に努力される決意であるのか。市長の具体的な御答弁をお願いいたしまして、自席からの再質問を留保いたしまして、質問要旨の説明を終わります。また、御答弁のいかんによりましては、多少時間がかかることがありますので、よろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
 - 指導部長（佐藤登志男君） 市制施行30周年事業に関連して青少年対策につきまして、指導部佐藤よりお答え申し上げます。

校区青問協の皆様方には、かねてよりいろいろと青少年の健全育成に積極的に取り組んでいただいておりますことについて、大変感謝申し上げる次第でございます。御指摘いただきまして、30周年記念事業として何か形のあるものを、という御提言でございます。すなわち水仙の球根を児童に配布してはどうかという御提案、大変ありがとうございます。現在、30周年記念事業につきましては、具体的な計画が討議されている中でございます。青少年対策を担当する部の私などとしても、その方法等について検討を加え御趣旨を体して御提案してまいりたい、かように考えておるものでございますので、御理解のほどをお願いいたしたいと思います。

なお、青少年対策の予算面でございますけれども、この面につきましても、午前中に申し上げましたいいろんな青少年対策事業がござりますので、その他の事業ともタイアップいたしまし

て、その中で予算の有効な使用を考えてまいりたい、かように考えておりますので、御理解のほどをお願いをいたします。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 次に、2点目の不燃焼物の収集につきまして御答弁申し上げます。

まず、不燃ごみの収集日程でございますが、大部分の都市では30日に1回の収集を行っておりまして、本市においても30日に1回の収集を昭和60年度のできるだけ早い機会に実施できるよう、民間委託等の方途も含め現在、検討中でございます。

次いで、ごみの分別方法でございますけれども、これらの徹底につきましては、かねてより広報誌等を通じてPRを行っております。また、昨年5月には、「ごみの分け方、出し方」というパンフレットを作成、全家庭に配布いたしました。キャンペーン等の期間中に事業の説明会などを各校区町会などを開催しておりますが、その席上において分別や減量化などについても説明をいたしております。このように機会あるごとに住民の方々に御協力を求めているのが実態でございますけれども、さほど効果が上がってないのが実情で今後、効果的なPRを実施するため、婦人会等を中心とした研究会の開催を検討したいと思います。

なお、小学校向けの副読本「ごみと私たち」を昭和60年度も作成、今後、内容等を十分見直し、より一層充実させてまいりたいと考えております。

次に、昭和60年度の環境美化キャンペーン事業でございますが、59年度と同様、空き缶、空きびんの回収活動を中心に街頭キャンペーンを実施してまいる予定でございます。空き缶、空きびんの回収については、各町会、自治会のいろいろ御協力を得る中でごみの袋等を配布、この袋も無公害性のものの配布を考えております。

なお、事業の趣旨は、散乱ごみの回収を目指すものということですが、その辺の理解を得るために説明会でもいろいろ訴えてまいりたい、かよう考えております。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 企画課長（三井義秋君） 関西国際空港関連の先端技術産業について御説明を申し上げます。

昨年3月議会におきまして御議決を賜りました第2次和泉市総合基本計画の中に中央丘陵開発の後背地、近畿自動車道和歌山線に隣接する部分に産業エリアを設定、研究開発企業を中心とした新産業の立地を誘導していくとされております。これによりまして59年度当初より大阪府及び関係機関が一体となって和泉市産業文化エリア研究会を発足し、本市では助役以下関

係部課長が当研究会のメンバーとして参加し、調査、研究に取り組んでいるところでございます。

当研究会では、和泉市の実情、考え方を十分取り入れる方向で進めておりますが、今後、具
体化する中で、事業の実施手法、企業の誘致など、和泉市単独では実施できる事業ではござ
いませんので、広く関係する大阪府などのバックアップを必要とするため、当初から大阪府など
と協力して一体となって取り組んでいるものでございます。

59年度の調査につきましては、対象地域の自然条件、社会条件などの調査、土地利用計画
の検討、採算性などの検討を行ってまいりましたが、引き続き先生御指摘の電気、ガス、水道
など供給施設の関係について、昭和60年度で具体化に向けて調査していく予定でございます。

以上でございます。

- 6番（藤原正通君） 端的なお答えをいただいてますが、1番目の水仙の花ですが、いまか
ら10年前、市制施行20周年の記念行事が行われたわけですが、そのときにやはり30周年
と同じようにいろんな企画がなされました。各町会、自治会長に対して和泉市の木である楠の
苗木を記念の一端としてお渡しした事実があります。それが今日、りっぱに育てられ、あるいは
枯らしてしまった人は残念ですが、「これが20周年のときにもろうた木やな」と、10年
たって苗木がこのようになったという思いで喜んでいる自治会長、町会長もたくさんおられます。
その意味で単純な考え方かもしれません、やはりお祭りや記念のときに、青少年育成に
取り組む姿勢を述べておられる市長の気持ちとして、お金もかかりましょうが、できるだけ全
児童に配る、全員が喜ぶ、喜ばないは別として、やはり青少年問題に取り組んでいる人たちの
希望もあるので、ぜひその方向に向かって御検討いただくことを要望して、この点は終わっ
ておきます。

2点のごみの問題ですが、環境整備課においてものすごく努力されていることはわかって
ます。しかし、現実に効果が上がらない。その中で、都市に散乱する缶を収集しようというこ
とはよくわかります。わが党の方で空き缶収集運動を展開し、市の方でも取り上げていった過
去の事実があります。このことを否定するものではありませんが、いま言う30日に1回とつ
てほしいというときに、市の環境整備課の方としても人員に限りがあるので、どうしても40
日に1回になる。市民の皆さんが空き缶及び空きびんを分別して出していただいたらねば、必
ず30日に1回、20日に1回収集します、と説明して協力要請に回っているのは事実です。

そこで、市民の人たちの意見ですが、昨年、水道部の方は、非常な水不足だということで節
水の御協力ををお願いに回った。ちょうどタイミングよく水を使おうと思ったときに回って来た
ので、自然に水を使いにくくなつたと言います。そのように市が市民に要望、協力を求めるな

らば、自治会や町会長だけに説明しただけでよしとせず、なぜもっと多くの市民に呼びかけるという啓蒙活動を考えてくれないのか。毎日、毎日4時中回る必要はないが、せめてごみ収集の日が決まっているときに、市民感情として、ごみを出そうかな、と思っているときに、水道の水と同じように「ごみは区別して出しましょう」という声が聞こえてくれれば、人情的に分類しなければいけないなーーと市民の感情をそそるような創意工夫がなせされないのか。単に漠然と捨い集めてください、とお願いするのも結構です、否定しません。しかし、実際に持ち込まれてくるごみは、和泉市全域から9月23日なら9月23日のその日に収集されてきたものではないはずです。

そして、150万円の助成金を収集料として出している。これも否定しませんけれども、財源がない中で、150万円でもってよりよき市民サービスをしていく上においては、せめて各町会に袋を配布するのもわかりますが、各家庭に袋を色分けして渡しても、どっちの色に何を入れたらよかったですか。と思われてもいかんので、これは缶入れ、これはびん入れと書いて一度テストに各家庭に配布したらどうですか。そういう創意工夫をしながら、環境整備課が抱える悩みを少しでも解決、前進する努力があつてもいいんじゃないかな。

それから、ちょっと疑問に思うんですが、環境整備課の人たちは、分別して出してくれたらより分ける手間が要らんから、市民の要望にこたえて30日に1回でも20日に1回でも取りに回れます、と協力を呼びかけておられるが、現実問題、分別して出しているごみでも、放り込むときは一緒に放り込んでるように思うんですが、どんなものでしょうか。そこら辺をちょっとお答えしてください。わざわざより分けてあるごみでもいらっしゃく間に放り込んでますな。どないなってますね。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 御指摘のように、一部そういう傾向がございます。私自身もよく存じております。いろいろ分別収集の手法で御提言いただいておりますが、傾聴に値する大変貴重な御意見だと考えております。意を体しまして努力いたしたいと考えます。

○ 6番（藤原正通君） 余りやり合ってもしようがないので、あっさりおいときます。また、この次にやります。2点目は終わります。

3点目の先端技術産業誘致の問題ですが、先ほどから御答弁いただいたことは、すでに一切各種新聞に載ったことをお答えいただいただけです。そんなことは、各議員さんは全部御存知なんです。私が言っているのはそうやない。ということは、和泉市でも自主財源の確保が急務のときです。岸和田でも泉大津でもそうです。いま、各市は議会が開かれてます。その中でそれぞれの市長が、市政方針をわが和泉市同様述べておられる。泉大津でも空港貨物基地を絶対に誘致したいという決議をしています。空港関連で通過都市にならんよう一生懸命に努力して

います。貝塚については、ちょっと先端産業からは外れますが、何とか二色の浜を埋め立てて産業立地をしたいと考えていますよ。岸和田では神於山ですか、新聞に載ってました。すでに議会の論議から誘致に向けてスタートしています。

なぜ先端産業の誘致が大事なのかと言いますと、私自身も余り知識はありませんが、いまや先端産業は、日本の経済成長、本年度4%余りですが、その大部分を占めているわけです。現在、年間で2兆5.000億という収益をあげ、今後、年間に50%の伸びを示すという、これは莫大なお金ですよ。10年後は100兆円になろうかという先端技術産業を誘致するために努力する、と和泉市長は市政方針で述べておられます。大したもんや、さすがは和泉市長や、と私は思っています。実現するために努力をしていただきたいと思います。和泉市の市民からいろんな要望がありますが、和泉市には“打出の小槌”はおまへん。したがって、何らかの形で自主財源の確保に努力しない限り、いかに市民要望を理事者の方々にお願いしても、ない袖は振れないのが世の中の常識です。

和泉中央丘陵が開発され、和泉市にはたくさん的人が住みつく、という要素を持っています。この先端技術を誘致する条件として土地は必要ですし、また、それにからむ人材もどうしても必要です。泉北地域から先端技術産業に通勤しておられる人口密度は非常に高い。したがって、人材確保の条件にもかねませんし、また、空港関連で近道等が整備されると、交通のメリットもできます。ただ、和泉市で先端技術産業を誘致する上で心配なのは水です。私も一応、いろんな角度から至らんながら勉強したんですが、関連産業にしてもたくさんの水が要ります。ものすごい何ミクロンという細かい作業で、少しでも不純物が入ってたらいかんので、ものすごくきれいな水が要るんです。後は、それをいかにして公害問題を起こさずに排水でき、安心して企業が来られるようにするか、この点の研究が一番大事じゃなかろうか。この点について、どの市よりも和泉市が努力した場合、和泉市への誘致が本当に実現するのではないか。これで和泉市の将来は決まるんじゃないかな、このような意味でお話しているわけです。この点、いかがなもんですか。

- 市長（池田忠雄君） ありがとうございます。非常に熱烈な、ぜひ先端技術産業を誘致するよう頑張れ、という建設的な御提言、ハッパをかけていただき感謝いたえません。市政方針で申し上げておりますように、本市の地場産業が構造不況で苦しい中、工場誘致、企業誘致は年来の悲願でもあったわけでございます。しかし御存知のように、本市の立地条件では来る企業はございませんでしたが、これから中央丘陵が開発され、鉄道が1駅延伸され、近道が乗り入れる。近道に乗れば空港まで20～30分といり至近距離です。あるいは、外環状が整備されていく等、あらゆる都市基盤が中央丘陵開発を契機に整備される中、初めて立地的に企業誘

致が可能になる見通しがついてまいりましたので、いち早く昨年から大阪府に申し入れました。

これは大阪府だけの構想ではございません。府市協調して1年間、研究をしてきた経過がございます。もちろん、中小企業団体あるいは工業会等も参画いただいております中で、実は、コスモポリス構想が練られてきました。本年に入りまして先般、和泉市、岸和田市、泉佐野市の3地区が、先端技術産業の候補地ということで府当局から発表されたわけでございます。これから熾烈な誘致合戦に相なろうかと私たちは存じております。したがって、安易に誘致ができるとは考えておりません。市政方針で申し上げたとおりでございます。

しかしながら、少なくとも、本市の将来の発展のためには、中央丘陵の隣接地、近道のインターの横の方、外環あるいは光明池春木唐国線等あらゆる道路網が取り巻く立地条件の中で、候補地として突っ込んだ、シビアな調査をことしも続けながら誘致合戦に名乗りを上げ、ぜひ和泉市にということでこれから猛運動を展開してまいりたい。そういう決意を秘めておりますのが市政方針の本論でございます。私どもいたしましては行政一体化、府市協調して昨年から研究していることでございます。府の構想だけではございません。うちの構想とミックスしての話でございますので、他市よりも幾らか有利な点があるという中で、ことし1年かけて公害のない、先端技術産業的な団地づくりを目指したい。

先ほどの御質問の中にもございましたが、従来の工場団地とはわけが違います。緑に囲まれた産業文化エリアの位置づけの中、緑と併存した企業的なものの団地約30万坪、中央丘陵110万坪の隣接地でございます。それから泉北広域圏の問題で、先ほどどなたから御質問がございました健康レクリエーションゾーン、これは松尾寺公園付近一帯約60万坪でございます。中央丘陵が110万坪、コスモポリスが80万坪、その横の方に健康レクリエーションゾーンが50～60万坪という設定の中で、70年を目指してばく進してまいりたい。中央丘陵は軌道に乗りましたが、コスモポリスはこれからでございます。泉北広域圏の健康レクリエーションゾーンもその後を追いかける。これらをしっかりと見定めて住民に直結した行政を開き、明日の和泉市の発展を願って、これらの構想実現に向かってまいりたいというのが市政方針の願いでございます。

その意味合いから、先端技術産業の本市への誘致にしても、まだまだむずかしさがございます。特に水の点は、これから研究に待たなくてはなりません。先端技術産業は大量のきれいな水が要ると聞いておりますので、その辺も含めて調査、研究を進めますとともに、候補地として最大の努力をしてまいり、何とかこうした本市の将来の発展に結びつく問題について全力を挙げてまいりたい、このように存じておりますので、ひとつ議員皆様方の一層の御支援、御協力のほどをひとえにお願い申し上げ、御礼を兼ねての御答弁にかえさせていただきます。あ

りがとうございました。

- 6番（藤原正通君） 市長の御答弁でこれ以上何も言ひことはないんですが、これから熾烈な誘致合戦になってくるかと思います。そこで直接関係があるかどうかわかりませんが、私が感じたのは、昨年11月、福祉が充実しているということで、実は高知の方に行政視察に行ってまいりました。そのとき高知の市役所を訪ねましたが、最初にびっくりしたことは、大体、大阪は商魂たくましいと思っておったが、高知の市役所の方が商魂たくましい。われわれ視察に行った議員をつかまえてでも、やはり高知の特産物のPRをする。私は、これから市の行政の自主財源確保のための努力は、ありとあらゆるところで出てきていると感じました。なぜ役所がそんな旅館のPRまでしなければならないか、おかしな話やと思いますよ。しかし、そうやない。1人でも多くの人が高知へ来て泊ってくれることが、市の財源確保につながってくるという感覚です。訪ねて来る議員に対しても、パンフレットを配ってでもPRに努めています。

これとコスモポリス構想は関係ないかもしれません、市長は、私がるる申さなくてもおわかりやと思いますが、広い土地があるからといって、先端産業が来ると限ります。秘密を有するからね。たとえば富士通が来て、その隣に日立が立地するとは考えられない。したがって、和泉市としては、完全に間違いなく将来のために先端技術産業の誘致を実現するためには、どの企業に売り込んでいくか、「ぜひ来てください」と呼びかける努力が必要です。和歌山県の岩出町が松下の誘致に町挙げて努力してますな。やはり府、国とのからみの中で、和泉市がこれだけ積極的に研究、調査する意欲で進めていただくならば、市長のおっしゃっていることが必ず実現するであろうと確信いたします。まさしく、この30周年記念と市長就任10周年というよき年、最善の努力を払っていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 最後に、21番・若浜記久男君。

（若浜記久男君登壇）

- 21番（若浜記久男君） 通告に基づき一般質問の要旨説明を行います。

理事者を初め関係部局の方々にとっては、厳しい経済環境の中での予算編成、大変であったろうと敬意を表する次第であります。特に60年度は、多くの市町村で公共料金の使用料、手数料の値上げが提案されているやに聞き及んでいるところでありますが、本市にあっては各種の値上げを抑制し、市民の苦しい台所事情を理解していただきたいことは、私が昨年12月、予算要望を提出した中での基本的な事項もあり、また、数点が考慮され、反映されていること

は、卒直に評価するところあります。先に市長の市政運営方針をお聞きいたしまして、60年度が市制施行30周年ということで記念事業等も企画立案され、予算計上も図られています。大変結構だと思います。

さて、60年度予算の収入に膨大な市債が新たに計上されています。過日の新聞に、59年度の起債制限の留保ということで大阪府下の職員給与、いわゆるラスパイレス指数11.5以上の大27市町が報道されておりましたが、当然、本市も該当していると思いますが、その対象はどこにあるのか、お尋ねしておきたいと思います。

次に、市政運営方針にもありました国庫補助金の削減ということで、本市においても相当カットがなされているわけでありますが、その項目、また、総額はどれほどになるのか。さらには、それによる制度の見直し等があるのか、影響はどうなのか、お尋ねいたします。

それから、財政の2点目として、本予算の各種の超過負担額は幾らになるのか。できれば超過負担する、たとえば義務教育、生活保護、児童福祉、国保、年金の事務委任等詳しく答弁をいただきたいことと、これらに派生する原因は何か。また、この解消に当たってはどのように考えておられるのか。具体的な対策を講じて対応されているのかを御答弁願いたいと思います。

次に、60年度は、市税100億突破の予算ですが、60年度は、固定資産税の評価替えの年でありますし、固定資産税の大幅な伸びを見込んだものであろうと予測するわけであります。土地、建物、償却資産の59年度と比較してどうなっているのか。また、中央丘陵開発に伴い、公団が買収済みの土地の固定資産税の取り扱いはどのようになるのか、答弁をお願いいたします、財政について終わります。

次に、2番目の社会教育についてであります。PTA活動のあり方についてお尋ねをするわけであります。和泉市の小中学校の需用費が不足をしていないかを問うものであります。市長も教育の推進は積極的に取り組んでおられることは十分理解もいたしますし、反論することはないわけであります。学校教育現場の先生たちもPTAの役員の方々も熱心の余り夜おそくまで、また、学校行事等々において、私費を投じて活動されていることをよく耳にするわけでございますが、任期中に相当の負担を強いられるのは常識のようであります。経済的に余裕のある人でないと、会長なり役員はできない実態であります。そこで、これらの事実関係を認識しておられるのか。黙認しておられるのか。また、指導等されておられるのか。需用費が妥当なのかどうかを御答弁をお願いいたします。

次に、先ほどからたびたび御質問もありましたが、国際青年年についてであります。60年度の活動、運動として、国を初め、地方自治体、各種団体が取り組んでいるところであります。本市においても予算を計上し、事業に参画されるわけでありますが、啓蒙活動や特別講演

会等の予算の具体的な中身をお示し願いたいと思います。

次に、社会教育の振興についてお尋ねをいたします。光明池運動場や光明池緑地等のスポーツ施設が徐々に整備、拡張され、スポーツを愛し、体づくり、健康増進に多くの市民の方々の御賛同を得ているところですが、まだまだ不足しているのではないかと思います。特にソフトボール愛好家の日曜、祭日にはグラウンドを求め、学校広場の確保を目指してわれ先にと奔走しているのが実情であります。そこで、光明池運動場の申し込み状況をお聞かせ願いたい。また、民間の持つ遊休地の借り上げ状況等もお示し願いたいと思います。さらに、学校施設の開放状況等もあわせてお願ひをいたします。

次に、公園緑地の整備についてであります。今回、都市公園条例等の議案も上程される予定になっております。本格的な都市機能を有する公園が実現してまいるわけでありますが、特に黒鳥山公園が市制施行30周年記念事業として位置づけられております。ここでうたわれておりますメモリアルゾーンの地域はどの部分を指すのか、施設とはどんなものか、明らかにしていただきたい。また、それに伴う周辺の排水、下水路対策等の整備はどのように考えておられるのか、お示し願いたいと思います。

次に、下水道整備事業について、もう1点質問しておきます。中央丘陵開発、下水道施設の整備、また、南大阪湾岸広域下水道の事業化と、和泉市立病院の南側に位置しております府中団地の汚水施設との接続あるいは関連はないのか、この点の御答弁をお願いいたします。

次に、道路の件について1点だけお聞きをいたしますが、国補事業として黒鳥観音寺線が事業認定され予算も計上され、地元の方、学校関係者、保護者の方々の期待と喜びは大なるものがあります。昭和42年に計画され、18年余を経過しているところでありますか、私どもや地元町長さん全員の会合も何度も持ち、推進した経過があります。1日も早い実現が望まれるところであります。地元説明会等も行われたと思いますが、年次的な計画があれば御答弁をお願いいたします。

最後に、大きな2番目として、物品購入、修理業者指名についてであります。本市においても、多くの業者の方々からの指名願が出ていると思いますが、なかなか購入量が少なく、全業者に割り振ることは不可能だと十分理解もいたしますが、毎年、毎年、申請を行い、わずかな望みを託しておられる業者も少なくありません。行政に対する不信感も多々あります。そこで、端的にお聞きをいたしますが、業種ごとに指名願の出ている業者数はどれほどあるのか。年次ごとの指名願の傾向はどのように推移しているのかをお尋ねいたします。

さらに、自動車修理業者の組合加入は何社か。そのすべてに車検を含め修理を依頼しているのか。また、価格は適正であるとお考えかどうかをお尋ねいたします。

もう1点、新車の購入等は地元で購入されているのかもあわせてお尋ねをいたしまして、私の質問要旨の説明を終わります。自席からの再質問の権利を留保させていただきます。

以上です。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） 市政運営方針の中の財政問題について御答弁申し上げます。

まず、第1点目の起債制限にかかっているのかどうか、という御質問でございます。端的にお答え申し上げまして、59年度の起債、当該年度で現在、財政運営を行っているわけでございますが、数多くの起債を借り入れるべく申請をいたしておりますが、現在、3事業につきまして、約1億7,910万円の起債認可の見通しが立っていないわけであります。本市にありますのは、保健センターの建設事業、唐国東と黒鳥東の排水路整備事業、これは1件として申請いたしております。それから、保健センターと同様、年度末に間もなく竣工いたします老人会所の建設事業の起債、それ以外に一般単独事業と厚生福祉事業の起債額が現在、制限にかかっております。新聞報道では、起債の留保ということでございます。

自治省が起債を留保しております根拠、つまり地方自活法250条の規定では「普通地方公共団体は、地方債を起し並びに起債の方法、利率及び償還の方法を変更しようとするときは、当分の間、政令の定めるところにより、自治大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない」となっております。また、59年度から自治省の地方債の許可方針の中の1項目として、給与その他財政支出の状況が著しく適正を欠き、かつその是正のために必要な努力を払わないもの、こういう団体については、一部起債をストップするぞ、という方針でございます。いわゆる議員さん御指摘の給与条項での起債制限、留保ということでございます。

私どもいたしましては、できるだけそういった制限にからないように円滑に起債を認可されまして、予定どおりの財政運営を行ってまいりたいと考えているところでございます。先ほどから市長が行革問題のところで御答弁申し上げておりますように、国に強く訴えてまいりたいと考えておる次第でございます。

以上が、起債制限にかかっている状況でございます。

次に、先刻の藤原議員さんの御質問にもございましたが、いわゆる補助金カットの問題でございますが、若干、御質問の内容が異なりますので、別の観点から申し上げたいと存じます。

○ 21番（若浜記久男君） カットされた分の大きなもの2点だけ言ってくれれば結構です。

○ 財務部長（麻生和義君） カット金額の大きなもの2件につきましては、生活保護費の負担金につきまして、現行国の10分の8の補助率が10分の7に、補助金のマイナス要因といつしましては2億490万円でございます。これが一番大きなものです。次には、保育所措置費

の負担金の国庫補助が約3,800万円の減額でございます。

それから、超過負担の問題でございますが、常々御指摘をいただき、解消に向け御指導をいただいているところでございます。御提案申し上げております昭和60年度の予算案でも、保育所運営経費を初め、義務教育施設建設事業、国民健康保険事業、国民年金の事務委託費等々の約11項目についていろいろ分析いたしましたところでございますが、超過負担が約13億6,500万円発生する見込みでございます。これらの原因といたしましては、地方公共団体の実態を無視した一方的な国の積算単価だと存しております。国の補助単価と、私どもが実際に行政財政を運営いたしております歳出予算等の中で乖離があるわけでございまして、国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金の額が、地方公共団体が国の支出金に係る事務を行うために必要かつ十分な金額を基礎とし、これを算定していただきたいということを常々、要望しているところでございます。この解消につきましては本市だけの問題ではございませんので、全国市長会を初めとして強く働きかけてまいりたいと存じておるところでございます。

具体的には、義務教育施設の建設事業につきまして、本年度当初に予定いたしております超過負担額が約2,600万円、保育所の運営費では、実に11億6,800万円の超過負担が発生する見込みでございます。国の歳出基準並びに歳入の保育基準等から積算したものでございまして、これが一番大きな超過負担の実態でございます。それから、国保につきましては約9,300万円。国民年金等の事務費については約4,500万円、あと若干ございますが、昭和60年度当初で見込みました超過負担総額が13億6,474万4,000円でございまして、これには単価差、数量差、対象差のすべての超過負担を合計した額でございます。

以上、財政問題のお答えを先にいたしましたが、次の市税の状況につきましては、税務担当の次長よりお答えいたしたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 財務部次長（吉田日出男君） 昭和60年度予算の固定資産税の問題についてお答えいたします。

固定資産税につきましては、土地、家屋、償却資産税で約4億1,300万円、約14%の增收を見込んでおります。増加の主な要因といたしましては、土地及び家屋に係るものでございます。土地につきましては御承知のとおり、昭和60年度は、3年に1回の評価替えの年でございまして、今回も評価替えにつきまして、税負担の緩和を図るための負担調整措置がとられておりますが、この評価替えによるものが大きな伸びの一つであります。

一方、中央丘陵の市街化区域編入に係る代替評価分及び宅地への地目変更に伴う評価見直しによる增收が主でございます。中央丘陵に係るものといたしまして、約1億8,000万円の増

収を組ませていただきました。

次に、家屋につきましては、59年度中の新築分約1,200戸の増収を見込みました。もう一つの要因といたしましては、新築家屋に対する軽減措置がございまして、通常は3年間となっておりますが、その軽減の期限切れがございますので、それらの増収分も見込ませていただいております。

以上です。

○議長（柳瀬美樹君） 次。

○教育次長（杉本弘文君） 教育委員会関係の御質問の学校需用費予算についてお答え申し上げます。

学校運営における需要費については予算内容は適切かどうか、というお尋ねでございます。その限度なるものが非常にむずかしゅうございます。ただ、学校管理面での経費、いわゆる光熱水費等につきましては、可能な限り節減を図るよう努めております。しかし、毎年度予算編成に当たりましては、学校の御要望も聴し、児童・生徒の教材等に係る備品、消耗品等は、できる限りの努力をして所要の措置を講じておるところでございます。

なお、PTA負担についてありますが、教育費の父兄負担の軽減につきましては、常々、御指摘を受け努めるところでございます。しかし、一部クラブ活動あるいは生徒会活動費として、その一端を御協力を願っておる点もございます。私どもといたしましては、できるだけ公費でもって対応いたすべく、限られた予算の効率的な配分でもって創意工夫をこらし、予算執行をいたしておるところでございます。決して子供を持つ親心に甘えることなく、父兄負担の軽減に努めてまいりたい、このように考えます。

なお、御指摘のPTAのための経費につきましては、それぞれの学校にあって自主的、主体的に運営されておるところでございます。今後、そのあり方につきましては、御指摘のようなことのないよう各学校を通じて指導してまいりたい、このように考えますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長（柳瀬美樹君） 次。

○指導部次長（稻田順三君） 國際青年年のお尋ねにつきましてお答え申し上げます。

御指摘いただいておりますように、記念講演の著名な講師を招くための謝礼として、少額でございますが、他の事業とも合わせて予算を有効に使用させていただきたく存じます。たとえば昨年は、青少年対策事業の一つとしてシンガーソングライター嘉門達夫を招き、講演と交流会を催しました。本年度も引き続き20万円をもって、こういった仲間づくりの事業を計画いたしております。事業の計画段階におきまして、これらの事業とタイアップしながら、御

指摘いただいておりますとおり、より多くの青年が参画していただけるよう十分創意工夫をこらし、事業に取り組んでまいりたいと存じますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

なお、30万円の予算の中身につきましては、講演・のぼり等となってございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 指導部次長（明坂貞士君） 社会体育につきまして、指導部からお答え申し上げます。

最初に、光明池球技場の使用状況でございますが、昨年5月18日に開設いたしまして現在、鋭意利用されているところでございます。土曜、日曜、祭日につきましては運動場が69.4%、平日が非常に少なく20.4%、テニスコートにつきましては、土曜、日曜、祭日が98.1%、平日は75.9%、ナイターにつきましては、土曜、日曜、祭日が94.7%、平日が6.8%、こういった利用状況でございます。

2番目の民間の遊休地の活用につきましては、御指摘のとおり、社会体育施設の充実は、スポーツの振興にとって最重要課題という認識を持っております。民間遊休地の活用については、現在、市内数カ所のグラウンドを利用されている実態でございますが、最近、普及の目覚ましいゲートボールは、比較的少ない面積でもプレーできますので。各地域の方々が近くの地主と自主的に話し合いをされ、了解を得て活用されている実態でございます。しかし、ソフトボールや軟式野球となりますと、少なくとも、小学校の運動場以上の広さを必要としますので、現在、その広さを持つ空き地を調査いたしまして、整地や排水等の問題もございますので、今後の検討課題としてまいりたいと考えます。

3番目の学校体育施設の開放につきましては、現在、小学校18校、中学校8校、計26校が年間100日以上の体育施設の開放をしていただき、十分活用されている状況でございます。今後とも校長会等を通じ、学校運営に支障のないように努めながら開放に努力してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 建設部次長（中上好美君） 公園、道路の関係につきましてお答えいたします。

御質問の黒鳥山公園の整備でございますが、30周年記念事業として記念区域、いわゆるメモリアルゾーンでございますが、広さ約1ヘクタール、この中に設けます施設等は、一つは、園路、通路でございます。それから、藤棚を兼ねた日除けのようなもの、あるいは花壇などをつくっていくということでございます。

それから、道路でございますが、黒鳥観音寺線につきましては、議員さんが御指摘のとおり地元の皆さんの御協力によりましていよいよ事業に着手することになりました。本年から用地

買収に入るわけでございますが、現時点では、具体的な設計積算までは至っておりません。橋も一つあり、これについては、予備設計の段階でございます。そうしたことから、年次計画もまだ確立していないのが実態でございます。したがって今後、これらの設計を見ながら、当面は5カ年を目途に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（柳瀬美樹君） 次。

○建設部次長（山崎 磨君） 続きまして、下水道関係についてお答えいたします。

黒鳥山公園の周辺の下水道につきましては、特に西側のところかと存じますが、かねてから排水管を埋設するよう関係者と協議いたしまして、59年度に下流部分を一部施行いたしました。しかしながら、上流につきましては、道との関係からまだ問題解決に至っておりません。今後とも地元と協議を重ねながら検討してまいりたいと考えます。

それから、流域下水道の進捗状況でございますが、先ほど申し上げましたように、第1期計画として昭和65年4月をめどにしておりますので、市でもこれに合わせて公共下水道の整備を進めているものでございます。御指摘の府中団地ですが、原則的には、流域が異なるために直接接続はできません。しかし、御趣旨の実情もございますので、他の方法がないかなど、建設者の公社とも合わせて検討してまいりたいと思います。

○議長（柳瀬美樹君） 次。

○管財課長（坂田平之君） 2点目の物品販売、修理業者指名等について、数点にわたっての御質問にお答え申し上げます。

指名登録業者でございますが、業種は多種にわたっておりますので、和泉市といたしましては、指名登録業種は、事務用品ほか30業種ということで分類しております。登録業者数は、59年度の指名登録業者受け付け数は457社でございます。

なお、市内登録受け付け業者数は107業者でございます。

最近の指名登録業者数の傾向ということでございますが、昭和58年度の指名登録業者受け付け数は426件、59年度は457件となっております。60年度は現在、指名登録受け付けをいたしておりますが、59年度より1割前後増加するのではないかと推測いたします。

それから、修理関係でございますが、和泉市内の自動車修理業者は22社ございます。検査受け、修理等についてはどのようにしているか、という御質問でございましたが、それにつきましては、59年4月より和泉市自動車整備連合会を22社でもって設置されておりますが、それぞれの役員さんと話し合いを持ちまして、22業者に各1台検査受けをお願いしておる次第でございます。

なお、修理等につきましては、最寄りの修理業者にお願いをしておることでございます。

本庁の修理につきましては、一応、和泉市の整備管理者の業者にお願いしておるということでございます。

それと、自動車の検査受け、修理等の価格については適正か、という御質問でございますが、自動車の検査受け及び修理等につきましては、専門的な知識を必要といたしまして、部品等の関係でわからないというむずかしい点もございます。それらの点を考えまして、検査受け及び修理をお願いする場合は、あらかじめ見積書をいただき検討した結果、それぞれの業者に検査受け、修理等をお願いをいたしております。

自動車の購入はどのようにしているか、との御質問でございますが、自動車の販売経路は大別いたしますと、メーカー、営業所、それから代理店、ユーザーという形で自動車の流通経路ができております。和泉市の場合、自動車メーカーが100%出資しております営業所の特殊課と購入契約しております。特殊課と申しますのは、官公庁及び大手ユーザーのみを販売目的にしている課でございます。

以上、数点にわたりましてお答えさせていただきましたので、よろしく御了解のほどをお願いいたします。

- 21番（若浜記久男君） ちょっと時間が足りないので、30分ほど延長をお願いしたいと思います。

まず、59年度の起債の留保ということで、3事業、1億7,000万円ですか、保健センター、老人集会所などが制限されておるわけでございますけれども、60年度の市債の中身を見ますと、やはり18億ぐらい収入に組んであるわけです。こう考えると、和泉市の職員給与といいうものが現状の予算書には載っておりませんけれども、これに入勧の枠内あるいはプラスアルファといいうものが支給されることとは、大体、議会の中では公然の空気です。こういたしますと、非常に懸念されることは、このラスパイレス指数が、現状、117~118ぐらいになるんじゃないいかと考えます。そうすると、教育債とか福祉部門についても、制限が加えられるんじゃないかと思いますけれども、起債が認められないんじゃないいかというのが私の素直な疑問です。これに対して、市長はどのように対応されていくのか、その辺の決意をひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 起債制限についてのお尋ねでございます。もちろん、国として、人件費の問題と天秤にかけていることは事実でございます。本市の場合、いろいろ財政再建をしてきている中で抑制策をとってありますけれども、現行、府下の30市の中で25番目、ラスパイレス指数が117.5ぐらいでございます。ラスパイレス指数は比較論の問題であって、国では、課長以上の国家公務員は指定職といふことで入っておりませんが、うちには特別職を除いて

全部入っております。地方自治体との本当の比較論となれば微妙な点があろうという、政治家としての判断は持っております。しかし、それは好むと好まざるにかかわらず、“引かれ者の小唄”で言っているだけのことと、いわゆる人件費は抑制をしていかなければならないという、一つの方向づけは持っております。ただし、長年にわたる労使慣行の積み重ねがございまして一朝一夕にはまいらない。お互いによく話し合っていかなければならぬので、和泉市自体の課題としてこれからも考えてまいりたい、このように存じております。

しかし、起債制限という問題は、自治大臣あるいは知事の認可を得なければならぬ中で、昨年から一定の歯どめとして、著しく高給な自治体、私のところは著しい高給とは思っておりませんが、ラスパイレスといや一つの観点から、そういう抑制策がとられてきていることについては、地方自治体としての言い分はあると存じております。給与と施策を天秤にかけるのはおかしいという考え方を基本にあります。

しかしながら、現行は日本国、大阪府の中の和泉市でありますから、國の方針というものは現実として受けとめながらも、言うべきことは言うていく、襟を正すべきことは正していくという方向づけで、これからも国に対しても遠慮なくものは言わせていただく。しかし、みずからも人件費対策等襟を引き締めていく問題は、和泉市自体の課題としてやっていきたいと存じております。したがいまして、起債制限についても、何とか留保を解いていただく努力は、今後も市長会等とも相談りながら、片方で人件費対策も進めながらこれの留保撤廃を求めていく、こうした態度で対応してまいりたい、このように存じております。

補助金カットについても、国が120兆の財政赤字を抱える中、臨調の名のもとに、安易に地方自治体に押しつけられでは困るという気持ちであります。しかし、現実は現実として、これにもわれわれは対応していかなくてはならない苦しい立場に立っております。少なくとも、こうした一律の安易な補助金カットをする態度は改めていただきなければなりませんので、全国市長会挙げて今後も取り組んでいきたい、このように存じております。

○ 21番（若浜記久男君） まだ市長のお話を聞きしたいわけですが、時間が非常に限られておりますので……。確かに予算を執行していく段階で「市長、すぐ来なさい」となるのは明らかだと思います。そういう形の中で予算を執行させるのに相当無理が出てくると心配をするわけです。果たして、円滑に予算執行ができるのかどうかと考えるわけです。私自身も、地方公務員の給与は国に準ずるという考え方というものは非常に無理があり、疑問だと考えるわけなんです。その意味で、全国市長会等の中で十分論議され、これらを天秤にかけて起債制限をすることのないように十分やっていただきたいと考えます。

それから、補助金カットについてですが、一つには、生活保護が相当カットされますね。

生活保護のカットとなりますと、当然、扶助費とか措置費を抑制することはできないと思います。現状どおりの支給を考えいかなければならぬわけですが、そういたしますと、非常にどこかにしわ寄せがくる。恐らく一般財源、地方交付税の中からやっていくだろうと思いますが、そういたしますと、また、超過負担というものが出てくるであろうと懸念するわけです。私どもは、よく市民の中からいろんな声を耳にします。たとえば生活保護を受けているのに働きに行っていい生活をしているとかね。そういう問題についても十分検討していただき、厳しく対応していただきたい。これは要望だけにとどめておきます。

次に、超過負担についてお聞きいたしましたが、もちろん、国の補助に見合うということになりますと、いま、市民のニーズが非常に多様化しておりますし、なかなか補助の対象になる部分だけの事業はできない。そこで単価差ということで超過負担になることは、十分私自身も理解するわけです。

ここで1点だけ教えていただきたい。施設費でどれくらいの超過負担があるのか、措置費でどれくらいになるのか、人件費、農業委員会等の事務費の問題について。それから、体育施設、小中学校等の面でもちょっと御答弁いただきたいわけですが、資料にして出していただきたいと思いますので、ひとつお願いをしておきます。また、詳しくは、予算委員会等でも論議されると思います。

超過負担については、人件費を含め国の委任事務の面で大きな超過負担の原因になっております。たとえば農業委員会を見ても200%くらいになるんじゃないかと感じますが、そういう面でも、国並みの給与という形になつていかないと超過負担はずっと続していくわけです。当然、超過負担が出ることはわかっておりながら、予算を組んでいかなければならぬ形になつております。なかなかこの解消は市政方針でうたつますが、不可能に近いわけでございまして、本当に具体的にどういう対策を今までとてこられたのか、お聞きをしたいわけです。

時間がないので、ちょっと意見を申し上げておきますが、やはり超過負担の解消ということで、内閣に対する意見書等を出されたのかどうか、この点だけお聞きをしておきたいと思います。

○ 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げたいと存じます。

とりたてて超過負担の1項目について、具体的に内閣に対して出したいという事実はございません。超過負担の実態を踏まえながら、いわゆる特別交付税での算入、こういったことを明らかにしながら、あらゆる機会を通じて財源の獲得に努力する、すなわちこの解消に向かっていく一つの努力の結果としてあらわれるんじゃないか。その方向で行っているのが実態でございますので、御了承賜りたいと思います。

○ 21番（若浜記久男君） それで結構です。

それから、中央丘陵開発の買収済みの課税についてはちょっと聞き漏らしたんですが、もう一度答弁してもらえますか。

○ 財務部次長（吉田日出男君） 中央丘陵開発の都市整備公団の買収につきましては、代替評価といいたしまして、約1億8,000万円程度の増収を見込んでおります。

○ 21番（若浜記久男君） 宅地並み課税という形ですか。

○ 財務部次長（吉田日出男君） そうです、造成費を考慮いたしまして。

○ 21番（若浜記久男君） それで、1億8,000万円の増収を見込んだわけですか。

○ 財務部次長（吉田日出男君） そうです。

○ 21番（若松記久男君） わかりました。

それから、市税収入の中の使用料で790万円余が増加していますが、これは光明池運動場の使用料、救技場の使用料の増加分と考えてよろしいんですか。幼稚園保育料のアップはないと確認してよろしいんですか。

○ 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げます。

単価の引き上げは、本年度当初には一切いたしておりません。対象の人員や生徒の社会増の関係では増えていますが、個々の改正については行っておりません。御理解願いたいと思います。

○ 21番（若浜記久男君） 結構です。

もう1点、国有資産等所在市町村の交付金、納付金という項目がございますが、この中で電電公社が4月1日から民間に移行する形になりますと、納付金ということではなく、民間並みの課税という形になると思いますが、これの考え方。手続の問題もあると思いますが、どのようにお考えなのか。

○ 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げます。

すでに御案内どおり、4月1日より日本電信電話株式会社が発足いたしますが、60年度の交納付金に限りましては従前どおりでいただき、61年度から固定資産税そのものとしていただくという制度になってございますので、御了承願います。

○ 21番（若浜記久男君） PTA需用費の不足については、どこまでが妥当かわからないということですが、議員の皆さんの中でもPTAの会長とか、役員をされた経験をお持ちの方もあると思いますが、現職の間は、非常に出費が要ってもそれなりに対応されているわけですが、相当な負担をしております。1期2年間で200万円使ったとか、300万円使ったとか聞きます。どことは申しませんが、ある地域でPTAの役員に立候補したいという話があったわ

けですが、経済的に余裕がなければやれないという制度になっておりますので、ひとつ金のかからないPTA活動ができるように十分指導していただきたいと指摘しておきます。

それから、国際青年年の具体的な内容について、先ほどから何回も出でておりますが、その中で予算10万円ですか、30万円ですか、答弁は要りませんが、これでははっきり言って何もできないですね。ピラひとつ出しても10万ぐらい要りますよ。よそがやるからうちも便乗してやるということではなく、やはり若い人たちが興味を持つような、有名なタレント性のある有識者をコミセンのこけら落としなんかに呼ぶとかね。ぶっちゃけた話、単に事業に参加するだけでなく、本当に内容のあるものにしていただきたいと要望しておきます。

体育施設についていろいろ御答弁がありました、いまの利用状況が69.4%、平日が入っているからこういう数字になると思いますが、実際には、日曜、祭日は利用できない実態です。学校施設を申し込んでも当然、子供たちのクラブ活動なりが大前提になるので、10日前、1週間前にならんと返事できないという形です。それはそうだと思いますけれども、借りることは不可能に近い。ひとつ検討していただきたいということで要望だけさせていただきますが、和泉市の場合、ソフトボールの愛好チームが約130ぐらいでできます。各地域にチームがでています。いろんな大会が月に2回ぐらい組まれていますが、そういうのを集約していただき、ある1カ所の施設なりをですね、市民球場が軟式野球に使われてある実態の中で、何とか試合用に割り振りができるのか、ひとつ検討していただきたい。これも要望だけにとどめておきたいと思います。

黒鳥の公園緑地の排水対策の件ですが、いろいろ無理や障害があるということも私自身、聞いております。また、地域の方々の要望も非常に強く、権利者とのからみもあると思いますが、やはり都市公園として位置づけられ、発展していくとするならば、周辺の排水も十分考えなければならない問題だと思います。これも答弁は要りませんが、十分対応していただきたい、このように思いますのでよろしくお願ひいたします。

それから、府中団地の汚水、し尿処理施設の問題でございます。中央丘陵の広域下水道にも一切関連しないということですが、この府中団地の汚水、し尿処理施設の費用というものが、現在、普通市民の皆さんのが負担しておられる大体3倍ないし4倍ぐらいになっております。もちろん、和泉市が誘致した公団住宅や分譲住宅もありますが、その中で、汚水、し尿処理施設にも固定資産税が課税され、1世帯当たり6,000~7,000円かかっているんじゃないかな。私、会計報告も拝見させていただきましたが、確かにそのぐらいの費用がかかってます。これからだんだん時間が経過していく中で堆積沈殿物が多くなるので、その処理費だけでも相当な金がかかる。そこの住民の方々と市行政に対して何度も交渉を持ち、何とか和泉市に引き取っ

ていただけないか、固定資産税の減免は考えられないかと要請もし、陳情もしたところですが、全く該当しないということです。前向きにいい方策はないか検討するということなんですが、具体的にどういう方法があるのか、お考えがないか、その点だけお聞きしておきたいと思います。

○ 建設部次長（山崎琢磨君） 65年度に父鬼和気線の流域下水道が来るわけですが、それまでの対応というものは、とうてい考えられません。その時点におきまして、公社も含めて検討してまいりたいということでございます。

○ 21番（若浜記久君） 結構です。具体的に市に引き取る考えはないか等も含めてお聞きしたかったんですが、これでおいときます。

非常に時間も経過して申しわけないんですが、最後に大きな2番目、いろんな事務用品、物品、消火器等もあると思いますが、非常に指名願の業者数が年々、増えてきているということです。60年度には500近くのことなんですが、この方々全部に仕事を割り振り、これは全部に行き渡りませんわな。物品や事務用品については、どれくらいの業者数にやられているんですか、わかりますか。

○ 管財課長（坂田平之君） 具体的な数字については、ここでお答えできませんが、物品の購入契約をするときには、指名登録をされ、なおかつ、日常営業活動をされている業者の方々を主に契約するという基本姿勢を持っております。

○ 21番（若浜記久男君） わかりました。それで結構です。

それから、決算委員会でも若干質問させていただきましたが、非常にそのときの答弁そのものに疑問を持っておりますので、改めて一般質問という形の中でやらせていただいているわけです。まず、加入業者22社おられるということですが、この業者の方々には、それぞれ1台ずつ割り振っているということですが。

○ 管財課長（坂田平之君） そのとおりでございます。

○ 21番（若浜記久男君） ということは、2年間に1社で2台というわけですか。

○ 管財課長（坂田平之君） 車の検査受けにつきましては、新車を除きまして2年に1回とか、1年に1回という形で、車種によりまして検査受けに出しております。昨年4月、和泉市整備連合会の役員の皆さんとのお話では、2年に1回それぞれ1台ずつ車を検査受けしていただくということで、御了解を得たということでございます。

○ 21番（若浜記久男君） そうしたら、いま、用度課でやっている車、水道の車も含めてやっとるわけですか。

○ 管財課長（坂田平之君） 水道は、水道で別にやっていただいてます。

- 21番（若浜記久男君） 2年に1台となりますと、その後は1社にやらせているわけですか。
- 管財課長（坂田平之君） 昭和53年、道路運送車両法によりまして、20台以上車を保有している場合、自動車の整備管理者を置かなければならないという規定がございます。それに基づきまして、53年度より自動車整備管理者を市内の業者の方々にお願いいたしております。自動車整備管理者は、常に車の整備状況を把握し、安全運行を期さなければならない責務がございますので、車の整備管理者の業者の方には、常に和泉市の保有する車の状況を把握していくたゞくという観点から従来、先ほど申し上げました22社の業者の方々に対しては、2年に1回の車の検査受けをお願いする。その他修理等につきましては、出先機関とか、それぞれの故障場所によりまして、近くの業者に修理をお願いしているということでございます。
- 21番（若浜記久男君） 整備管理者は1社だけしかないんですか。
- 管財課長（坂田平之君） 前任課長からいろいろ聞き及んでおりますが、整備管理者を置かなければならないときに、数社の方にいろいろお願ひした経過がございます。ところが、乗っていただけなかったということで、1社の方に無理にお願いしてやっていただきたいという経過がございますので、御了解をいただきたいと思います。
- 21番（若浜記久男君） 決算委員会のときに、あなたから、車は人命を預かるものだから他の業者には仕事は出せないんだ、という答弁があったと思います。この整備管理者というものについては、ちょっと私もわかりませんが、ただ1級なり2級なりの免許を持っておれば、車検のそういう仕事はできるわけですね。
- 管財課長（坂田平之君） できます。
- 21番（若浜記久男君） それを人命上、そういうものはできない、やらせておりません、という答弁に疑問を持っておるわけです。一つには、やはりそういういろんな資格を有して業種を営んでおられ、指名願を出しておる業者に指名入札ですか、そんな形の中で進めていくのが順当なやり方ではないかと考えるわけですが、その点どうですか。
- 管財課長（坂田平之君） 過日の決算委員会で、私の言葉足らずなために先生がお気を悪くされたことについては、深くおわびいたしたいと思います。私は、競争入札もしくは見積もり合わせはどうか、という先生の御質問だと思いました。そのとき私は、普通の物品の購入とは違うのです。ひとつ間違えば人命にもかかわる問題ですから、競争入札や見積もり合わせとか、そういうものは不適当ではないか、という趣旨のもとで発言させていただきました。私の意図しているところが先生に十分伝わらなかつたことについては、私の言葉足らずでござりますので、深くおわびいたしたいと思います。

- 21番(若浜記久男君) 余り1点だけについて言いたくないんですが、あなたの言われることはおかしい。免許があれば、法律的に認められているんでしょう。それを人命上どうのこうのということは通用しませんよ。
- 管財課長(坂田平之君) 私は、いまもそういうつもりで言ってません。たまたま、先生の御質問が、普通の物品の購入と同じ立場でおっしゃっておられるんじゃないかという御趣旨だと思いましたので、物品の購入とは違うんだ、ということをお話させていただいたわけでございます。
- 21番(若浜記久男君) ちょっと角度を変えてお聞きをしたい。
- ある業者が指名願を出したが、全く仕事をいただけなかった。倒産してしまった。当然、家庭の不和が起きます。こういう本市の実態がある。やはりそれが市の仕事をもらえなかつたからどうだ、というわけではないが、事業税を払い、固定資産税を払っている業者の方がおられるんです。やはり皆さんに利益分配という形の中で、もちろん、官庁用の車については、特に念入りにやっていっていると私自身、そう理解するわけですが、その点、どうですか。もうよろしいわ。
- それから、指名競争入札とか見積り合わせとか、これらについての答弁はなかつたんですが、今後、どのように考えておられるのか。
- 管財課長(坂田平之君) 今後、先生の御趣旨に十分に沿うよう努力いたしたいと思います。
- 21番(若浜記久男君) 最後に。新車購入について、いろいろ何社かのディーラーを寄せたという答弁がありましたが、事実はそうじゃない。和泉市にもディーラーはあります。特殊課と言うんですか、金額はそこが安いと言われますが、そうじゃない。あなたたちが引き合いを出し、お互いにさせれば、同じ会社でも独立採算制なんです。岸和田ですか、高月ですか、この車を買われるのは。和泉市から買えば、もちろんそれ相当の値引きもしますし、同じ水準に合わせながらやることもできるわけです。固定資産税も事業税も払ってるんです。社員の所得税も払ってます。その中で、こんなやり方は改めるべきだと考えるんです。今後、水道も含めてそうでしょうし、いろんな用度以外の管轄外のところでも指摘をしておきたいと思います。この点についてはどうですか。いわゆるよそのディーラーあるいは安ければ、どこで買ってもよろしいというか、ひとつ配慮していただきたい。考えていただきたいと思いますが、その答弁をいただいて終わらせていただきます。
- 管財課長(坂田平之君) 自動車購入につきましては、先ほどから御答弁させていただきましたように、確かにメーカー100%出資の営業所から購入いたしますのは事実でございます。過去には、いろいろ和泉市内の業者もしくは営業所とも取り引きした経過があるよう

でございますが、価格面におきまして若干、差が出てきたということで、現在の営業所と取り引きしている実態でございます。今後は、先生の御指摘の点も十二分に調査、対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

- 21番（若浜記久男君） ありがとうございました。終わります。
- 議長（柳瀬美樹君） 以上で一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力、まことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

なお、過日の議会運営委員会で御決定いただいておりますので、明12日は議案審議を行いますので、よろしくお願ひいたします。

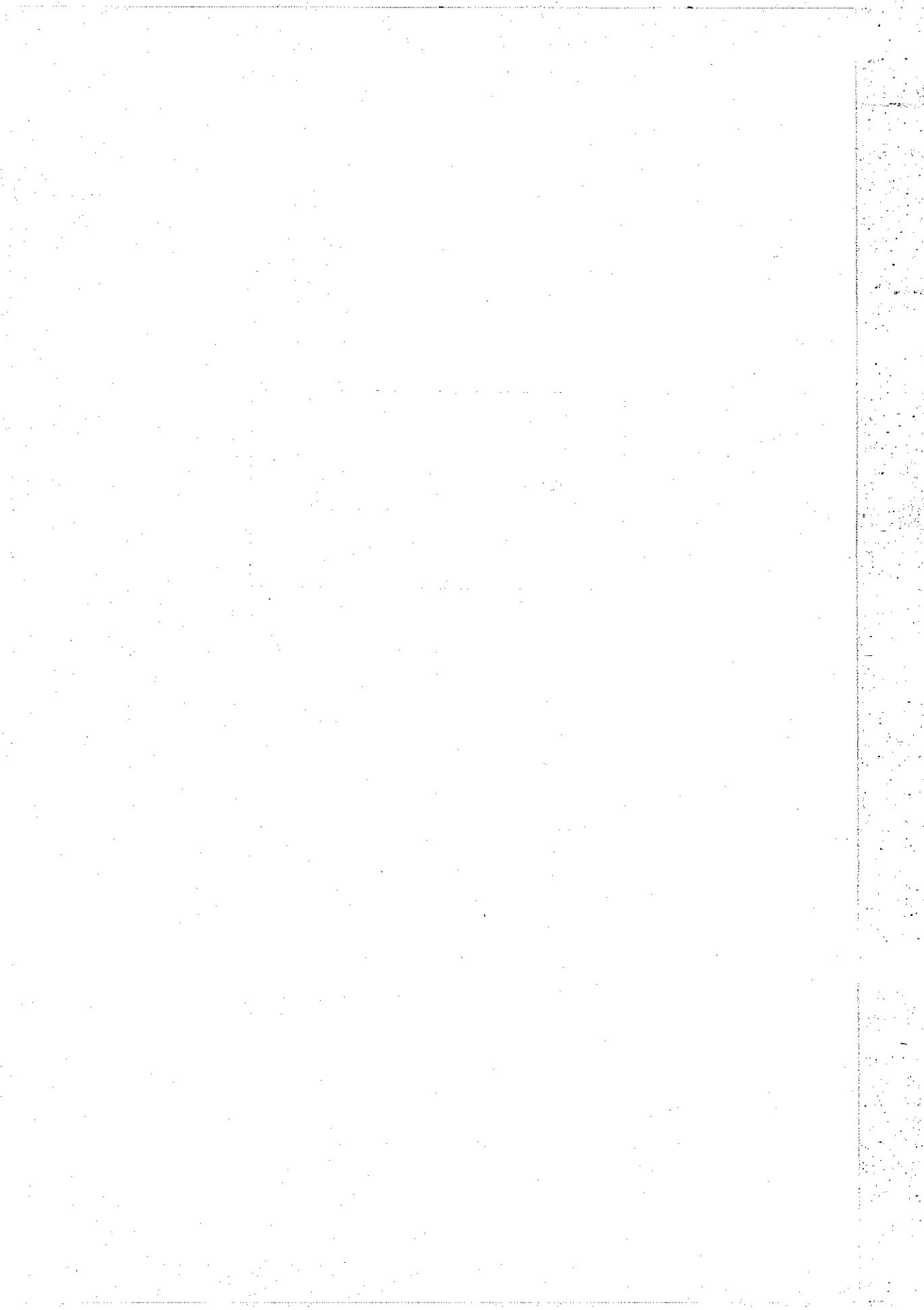
お詫びいたします。本日はこれにて散会させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。長時間、どうもありがとうございました。

（午後4時10分散会）

第三日



昭和 60 年 3 月 12 日午前 10 時和泉市議会第 1 回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	飯坂楠次	16番	天堀 博
2番	奥村 圭一郎	17番	西村 慎太郎
3番	田中 昭一	18番	勝部 津喜枝
5番	赤阪 和見	19番	原 重樹
6番	藤原 正通	20番	坂口 敏彦
7番	穴瀬 克己	21番	若浜 記久男
8番	並河 道雄	22番	西口 秀光
9番	竹内 修一	23番	柳瀬 美樹
10番	仁井 明	25番	成田 秀益
11番	竹下 義章	26番	池辺 秀夫
12番	貝渕 博治	27番	金谷 衛
13番	大谷 昌幸	28番	出原 平男
15番	松尾 孝明	29番	田中 包治

地方自治法第 121 条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田 忠雄	同和対策部	次長	兼取扱	向井 洋
助役	坂口 禮之助	総合調整課	長事務	長取扱	吉堯也
役員	中塙 白	市民部	長	長取扱	村川 清
収入役	西川 喜久	市民部	次長	長取扱	鉄史
参与兼市長公室長	中塙 白	福祉市民部	次長	長取扱	臣郎
事務取扱	西川 喜久	民課	次長	長取扱	岡田 康史
市長公室理事	逢野 一郎	産業衛生部	長	長取扱	広木 行
市長公室次長兼人事課長	神藤 恒治	産業衛生部	理担当	(事)	青堀 宏
秘書広報課長	井阪 和光	産業衛生部	次長	次長	木田 隆
財務部長	麻生 和義	建設部	長	長取扱	浅井 行
財務部次長兼取扱	大塙 孝之	建設部	理担当	(事)	福中 好
財政課長事務取扱	吉田 日出男	建設部	次長	次長	上崎 美
財務部次長(税務担当)	橘本 昭夫	建設部	長	長取扱	山好琢磨
同和対策部長	生田 稔	都市整備部	次長	長取扱	萩本 啓介
同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱		下水道担当	長	長取扱	

都市整備部次長	森 利治	教育委員長	由 姬
改良事業部次長	富 宏	教育次長	宗 内
改良事業部次長	前 守	教育次長	弘 城
改良事業部次長	笠 正	理務課長	博 本
改良事業部次長	高 忠	總管課長	賢 野
病院長	竹 行	學校教育課長	登 島
病院事務局長	藤 淳	指導部長	志 藤
水道部長	原 光	導美術部長	郎 田
水道部次長兼取 務課長	原 清	導體育部長	士 坂
会計課長	田 司	選舉管理委員會委員長	三 田
消防長	中 稔	選舉管理委員會事務局長	道 坂
消防部次長兼取 務課長	井 益	監查委員長	小 田
消防部次長兼取 務課長	岩 優	監查事務局長	喜 久
消防部次長兼取 務課長	赤 傑	農業委員會委員長	多 田
消防部次長兼取 務課長	角 泰	農業委員會事務局長	亮 森
消防部次長兼取 務課長	高 武		忠 信
消防部次長兼取 務課長	一ノ瀬 喜		義 田
消防部次長兼取 務課長	内 田 繁		種 行
消防部次長兼取 務課長	中 辻 寿		

備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男。

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野 敦雄
参事	大塚 俊昭
議事係長	大中 保
議事係	味谷 博
議事係	佐土谷 茂一

○
本日の議事日程は次のとおりである。

昭和 60 年和泉市議会第 1 回定例会議事日程

(3月12日)

日程	種別及び番号	件 名	摘要
1	(昭和 59 年) 認定第 3 号	昭和 58 年度和泉市歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
2	監査報告 第 1 号	例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 昭和 59 年 9 月分)	P. 1
3	監査報告 第 2 号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和 59 年 9 月分)	P. 12
4	監査報告 第 3 号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和 59 年 9 月分)	P. 18
5	監査報告 第 4 号	例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 昭和 59 年 10 月分)	P. 23
6	監査報告 第 5 号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和 59 年 10 月分)	P. 34
7	監査報告 第 6 号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和 59 年 10 月分)	P. 40
8	監査報告 第 7 号	例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 昭和 59 年 11 月分)	P. 45
9	監査報告 第 8 号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和 59 年 11 月分)	P. 56
10	監査報告 第 9 号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和 59 年 11 月分)	P. 62
11	議 案 第 14 号	和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	P. 27
12	議 案 第 15 号	和泉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例制定について	P. 30
13	議 案 第 16 号	和泉市名譽市民条例制定について	P. 49
14	議 案 第 17 号	和泉市功労者表彰条例制定について	P. 52
15	議 案 第 18 号	和泉市事務分掌条例制定について	P. 55
16	議 案 第 19 号	和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	P. 66
17	議 案 第 20 号	市道の路線認定について(室堂光明池線)	P. 69
18	議 案 第 21 号	市道の路線認定について(府中今福歩行者道)	P. 71
19	議 案 第 22 号	市道路線の廃止及び認定について(信太3号線)	P. 72
20	議 案 第 23 号	市道路線の廃止及び認定について (黒島観音寺線)	P. 74
21	議 案 第 24 号	財産取得について (和泉市立光明台南小学校校舎及び体育館)	P. 76
22	議 案 第 25 号	財産取得について (和泉市立光明台中学校校舎)	P. 78
23	議 案 第 26 号	財産取得について (和泉市立信太中学校校舎)	P. 80
24	議 案 第 27 号	工事請負契約締結について (旭第一団地 8 棟建設工事)	P. 82
25	議 案 第 28 号	工事請負契約締結について (旭第二団地 13 棟建設工事)	P. 84
26	議 案 第 30 号	和泉市老人医療費の助成に関する条例及び和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	追加 P. 8

(午前10時開議)

○ 議長(柳瀬美樹君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには連日の御出席、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長(北野敦雄君) ただいま御出席されておる議員さんは22名でございます。

欠席並びに遅刻の届け出ある議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、22名でございます。

○ 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、御了承賜りたいと存じます。

○ それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「昭和58年度和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。本決算については、昨年12月第4回定例会におきまして決算審査特別委員会に付託され、その審査を終わっておりますので、審査の経過並びに結果を決算委員長から報告願います。

(決算審査特別委員長登壇、報告)

○ 決算審査特別委員長(田中包治君) 昭和59年12月開会の第4回定例市議会におきまして、昭和58年度一般会計並びに特別会計決算認定についてが上程され、その審査を決算審査特別委員会に付託となり、慎重に審議いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめ御報告いたします。

去る2月5日、委員会を招集し、各会計の説明は提案の際終わっていることから、一般会計歳出より款を追って直ちに審査に入りました。なお、報告の内容については、重点的かつ要点のみにとどめますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、議会費と総務費の審査に入り、議会図書室の整備についての質問に対し、年々図書の充実に配慮していくべきとの答弁がありました。

次に、総務費が、補正予算を計上しながら多額の不用額がある理由については、財産区財産の地元公共事業交付金・総合会館の基本設計委託料など、不用額の主なものについて内容の説明がありました。また、職員研修費の不用額に関連して、最近の職員の不祥事についての質問があり、処分内容の説明がありました。今後とも職員の資質の向上に努めるよう要望があり

ました。

大阪府同和事業促進協議会和泉地区協議会の構成と活動内容についての質問に対し、協議員は四名であり、同和事業に対する協力、また、事業執行に係る推進業務であり、助成金は、事務局職員の入件費と必要な事務費であるとの答弁がありました。

次に、民生費では、身体障害者解放会館の理学療法士の身分について質問があり、大阪府の職員を一定の手続きをとったうえで、非常勤嘱託員として派遣していただいている、との答弁がありました。また、駆け込み資金の保証人の廃止・障害者専門の相談窓口の設置・寝たきり老人の入浴の実施等について要望がありました。

次に、衛生費から商工費では、葬儀使用料から見ると、墓地管理費全体が賄われているよう見えるが、受益者負担のかけすぎではないか、との質問があり、職員の給与は部分的にしかみていないので独立採算制までには至っていないが、今後、他市との格差が少なくなるようにしたい、との答弁がありました。農林関係の災害復旧事業については、該当しない小規模なものに対し、原材料を出せるよう検討されたい、旨要望がありました。

次に、土木費と消防費では横尾山公園について、植栽は58年度でどの程度進めたかに対し、桜48本を植樹した、また、ダイヤモンドトレールに關係ある所までに碎石事業が接近している現状をどう考えているのか、に対しては、今後実施調査を含めて検討する、との答弁がありました。

次に、教育費から予備費では、留守家庭児童会の実績について質問があり、58年度は10クラブで300名程度であった、との答弁があり、これに対し、希望されるところは早急に実施するよう意見がありました。諸支出金の開発公社貸付金に關連して、公社の累積赤字解消の見通しについて質問があり、できるかぎりの方途を講じ再建に取り組んでいく、との答弁があり、歳出を終わりました。

引き続いて、歳入を一括して審議いたしました。

まず、個人市民税が前年度に比べ約5億円増加しているが、その理由についての質問に対し、給与収入の伸びによる自然増である、との答弁がありました。また市税の不納欠損の理由については、居住不明者で差押物件がない納税者であり、58年度は657件で約1,570万円であった、との答弁があり、これに対し、今後不納欠損の減少のために努力されたい、旨の意見がありました。消防の罹災証明及び諸証明手数料については、撤発する方向で検討されたい、との意見がありました。

なお、以上のはか歳入歳出にわたり数十点の質疑があり、また要望意見等もあり、一般会計決算の審議を終わりました。

お諮りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決した次第であります。

引き続いて、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

料金値上げと老人保健法の関係により黒字となっていると思うが、今後の国保財政の見通しはどうか、との質問があり、58年度の黒字3億2,000万円は基金に積み立てているが、59年度は、退職者医療制度の創設などにより不確定の要素があり予想はむずかしいが、60年度は基金を取り崩さなければ予算編成はできない、旨の答弁があり、審議を終わりました。

お諮りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、老人保健事業特別会計については、国庫支出金が当初見込みより少なくなっているが、老人保健法により医療費が抑制されたということにつながるのか、との質問があり、受診率が低下した、旨の答弁があり、審議を終わりました。

お諮りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、公共用地先行取得事業特別会計については別に質疑がなく、本決算を認定するについてお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定を可とすることに決しました。

次に、公共下水道事業特別会計についても質疑がなく、本決算を認定するについてお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定を可とすることに決しました。

次に、和泉中央丘陵整備事業特別会計については別に異議なく、本決算を認定するについてお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定を可とすることに決しました。

以上が、本決算審査特別委員会で審査いたしました結果の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願い申し上げまして、私の報告を終わります。どうもありがとうございました。

○ 議長（柳瀬美樹君） ただいま決算委員長から詳細な審議の経過及び結果の報告がありました。

お諮りいたします。これに対する質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、討論を行います。まず、反対の方からお願ひいたします。

○ 19番（原重樹君） 昭和58年度の一般会計及び特別会計決算審査に関するただいまの委員長報告に対しまして、共産党議員団より反対の意見を申し上げます。

まず、一般会計の決算でありますけれども、当市の行財政、市政運営の基本の一つである同和行政につきましては、審査の中でも明白でありますように、依然として解同主導型で行政の主体性のなさが如実にあらわれております。個人給付、地区協、要求者組合、解同支部助成金、非常勤嘱託員、新大阪タクシーの借り上げ等々、そのことが明らかであります。同時に、環境改善整備事業等における建設工事請負の同建ルールを打破できていない問題点もあります。それにも増して、町づくりそのものが、本当に暮らしよい生活ができるものになっていない点は大いに反省し、いまこそ、同和行政の改善をしなくてはなりません。また、各費目の中での問題点も多くありますけれども、基本的な点だけを述べまして、反対の意見といたします。

次は、国保特別会計でございますけれども、現在の国保会計のもとでは、老人保健法や退職者医療制度、薬価基準の引き下げや技術料等々の外的要因の問題が多くあります。本会計は、一般会計からの繰入金の1,000万円の増額があったものの他市に比べてもまだ少なく、あるいはまた、保険料の大幅な値上げにより、結果的には、基金をつくるほどの黒字になったわけですが、このことで市民への負担を一層強めております。私どもは、行政の責任で値上げの抑制も可能であったと考えております。

以上の理由で、国保会計につきましても反対をいたします。

次に、老人保健特別会計でございますけれども、国民の医療を受ける権利の抑制や、社会保険本人1割負担など、その他医療制度改悪の突破口としてやられたこの法律に基づく会計であり、現時点では、会計の執行そのものの審査のみでは賛成するわけにはまいりません。

それ以外の特別会計については認定をしたいと思いますけれども、委員長報告は一括の決算審査報告ですので、反対を表明いたします。

以上です。

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、賛成の方の討論をお願いいたします。
- 1番（飯坂楠次君） 私は、昭和58年度和泉市一般会計及び和泉市健康保険事業特別会計を中心とする5特別会計の決算認定に当たり、賛成の立場から簡単に意見を申し述べます。

まず、一般会計についてでありますが、前年度から引き続き教育施設や都市基盤施設の整備、充実に努め、一方、経費節減にも努力され、限られた財源のもとで実質7,600万円の黒字になったことを高く評価し、今後とも健全な財政運営を目指されるよう期待いたします。

次に、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計、和泉中央丘陵整備事業特別会計についてでありますが、多様化する市民のニーズにこたえ、高齢化社会の対策と市民生活の健康保持に大きく貢献し、また、本市の将来の都市づくりの基盤である下水道整備や中央丘陵整備事業の進展に着実に対応している

ものと考えます。さらに、これらの会計を健全に運営された努力に対し敬意を表するものであります。

以上の観点から本決算認定に賛成いたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 以上で討論を終わります。

それでは、挙手により採決を行います。本決算を委員長報告どおり認定するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

ありがとうございます。賛成多数であります。よって、昭和58年度和泉市歳入歳出決算は認定されました。委員の皆さんには慎重な御審議、まことに御苦労さんでございました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第2から日程第10までは、いずれも例月出納検査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告の表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

監査報告第1号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和59年9月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年12月4日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克巳

記

1. 検査実施日 昭和59年12月4日
2. 検査の対象 昭和59年9月分の出納状況
3. 検査の結果

9月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第2号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和59年9月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年12月4日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克巳

記

1. 検査実施日 昭和59年12月4日
2. 検査の対象 昭和59年9月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第3号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和59年9月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年12月4日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克巳

記

1. 検査実施日 昭和59年12月4日
2. 検査の対象 昭和59年9月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第4号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により昭和59年10月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年1月22日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克巳

記

1. 検査実施日 昭和60年1月22日
2. 検査の対象 昭和59年10月分の出納状況
3. 検査の結果

10月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第5号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和59年10月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年1月22日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克巳

記

1. 検査実施日 昭和60年1月22日
2. 検査の対象 昭和59年10月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第6号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和59年10月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年1月22日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克巳

記

1. 検査実施日 昭和60年1月22日
2. 検査の対象 昭和59年10月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第7号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和59年11月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年2月15日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克巳

記

1. 検査実施日 昭和60年2月15日
2. 検査の対象 昭和59年11月分の出納状況
3. 検査の結果

11月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第8号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和59年11月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年2月15日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克巳

記

1. 検査実施日 昭和60年2月15日

2. 検査の対象 昭和59年11月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第9号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和59年11月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年2月15日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克巳

記

1. 検査実施日 昭和60年2月15日

2. 検査の対象 昭和59年11月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

本報告について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第1号から第9号までの報告を終わります。

- 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第11「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第14号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について
和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和60年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立老人集会所条例(昭和48年和泉市条例第41号)の一部を次のように改正する。
第2条の表に次のように加える。

和泉市立南横山老人集会所 和泉市父鬼町186番地の4

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

老人の教養の向上及び健康の増進等、老人クラブ活動の促進を図り福祉の向上を期するため、
今般、南横山校区に老人集会所を新設する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。

- 市民部長(松村吉堯君) それでは、お許しを得まして自席から、議案第14号「和泉市立
老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御

説明を申し上げます。

まず、理由でございますが、老人福祉施策の一環といたしまして、老人の教養の向上及び健康の増進等、老人クラブの円滑、快適な活動の場を提供することにより老人クラブ活動の促進を詔り、老人福祉の向上を期するため今般、南横山校区に老人集会所を新設いたしましたので、その名称、位置を定める必要が生じましたので、ここに御提案申し上げる次第でございます。

次に、内容でございますが、今般の新設に伴いまして、条例第2条の表中、「和泉市立池上老人集会所」の次に「和泉市立南横山老人集会所 和泉市父鬼町186番地の4」を加えさせていただきたく存じます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたしたいと存じております。

以上、簡単でございますが、「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 8番（並河道雄君） 1点だけお伺いいたします。

1校区1集会所ということですと建設を進めておるんですが、各校区ごとにバランスのとれた、同じような規模の集会所を建てていただくのが行政の原則だと思いますが、その辺はどうなっているかということと、補助金以外は、ほとんど単費と起債で建設されることになると思いますが、調度品についてはどのようになるのか、条例的な、あるいは内規的なものがあればお伺いしたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 市民部次長兼福祉事務所長（中川鉄也君） 答弁させていただきます。

建物については、1カ所が大体40坪前後でして、南横山が181.35m²でございます。各老人集会所ともほぼ同じ面積でございます。

2点目の調度品でございますが、約100万円程度の備品を備えております。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第12「和泉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第 15 号

和泉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例制定について
和泉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 60 年 3 月 7 日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例(案)
(和泉市国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 和泉市国民健康保険条例(昭和 35 年和泉市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条の見出し中「保険料」を「一般被保険者に係る保険料」に改め、同条中「保険料」を「保険料のうち一般被保険者(第 5 条第 1 項第 1 号に規定する被保険者をいう。以下同じ。)に係る保険料」に改め、同条第 1 号中「療養の給付及び」を「一般被保険者に係る法の規定による療養の給付並びに特定療養費及び」に、「療養の給付についての」を「当該療養の給付についての」に、「100 分の 65」を「100 分の 75」に改める。

第 14 条の見出し中「賦課額」を「賦課」に改め、同条第 2 項中「保険料」を「保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る保険料」に、「被保険者」を「一般被保険者」に改め、同項ただし書きを削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、一般被保険者と退職被保険者等(第 5 条第 1 項第 2 号に規定する退職被保険者及び同項第 3 号に規定する退職被保険者の被扶養者をいう。以下同じ。)とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。

第 15 条の見出し中「所得割額」を「一般被保険者に係る所得割額」に改め、同条第 1 項中「賦課期日」を「一般被保険者に係る賦課期日」に改め、「総所得金額及び山林所得金額」の次に「の合計額(第 17 条及び第 17 条の 3 において「基礎控除後の総所得金額等」という。)」を加える。

第 16 条の見出し中「資産割額」を「一般被保険者に係る資産割額」に改め、同条中「第 14 条」を「第 14 条第 2 項」に、「前年度分」を「一般被保険者に係る前年度分」に改め

る。

第17条第1項第1号中「保険料」を「一般被保険者に係る保険料」に、「第15条に規定する控除後の総所得金額及び山林所得金額の合計額」を「基礎控除後の総所得金額等」に改め、同項第2号中「保険料」を「一般被保険者に係る保険料」に改め、同項第3号中「保険料」を「一般被保険者に係る保険料」に、「世帯主及び被保険者」を「一般被保険者」に改め、同項第4号中「保険料」を「一般被保険者に係る保険料」に、「被保険者」を「一般被保険者」に改め、同条第2項中「第3位」を「第4位」に改める。

第17条の次に次の5条を加える。

(退職被保険者等に係る保険料の賦課)

第17条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る保険料の賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。

(退職被保険者等に係る所得割額の算定)

第17条の3 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に第17条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る資産割額の算定)

第17条の4 第17条の2の資産割額は、退職被保険者等に係る前年度分の固定資産税額(固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額)に、第17条の資産割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額の算定)

第17条の5 第17条の2の被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、第17条の規定により算定した額と同額とする。

(賦課限度額)

第17条の6 第14条第2項又は第17条の2の賦課額(一般被保険者と退職被保険者が同一の世帯に属する場合には、第14条第2項の賦課額と第17条の2の賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条において同じ。)は、255,000円を超えることができない。

第20条中「第14条第2項」を「第14条第2項若しくは第17条の2」に、「第21条の2第1項各号」を「第21条各号」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「第14条第2項本文」を「第14条第2項又は第17条の2」に改め、同条第1号中「第314条の2」を「第314条の2第1項」に、「所

得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、同条第2号中「第58条の18第1項」を「第58条の89第1項」に改める。

附則第6項及び第7項を4項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の4項を加える。

（長期譲渡所得に係る保険料の算定の特例）

6 世帯主及びその世帯に属する被保険者が地方税法附則第34条第1項の譲渡所得を有する場合における第15条第1項及び第21条の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第15条第2項及び第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は地方税法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る保険料の算定の特例）

7 前項の規定は、世帯主及びその世帯に属する被保険者が地方税法附則第35条第1項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「地方税法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは「地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と読み替えるものとする。

（みなし法人課税を選択した場合に係る保険料の算定の特例）

8 昭和55年度から昭和65年度までの各年度分の保険料に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が地方税法附則第33条の2の規定の適用を受ける場合における第15条及び第21条第1号の規定の適用については、これらの規定中「第314条の2第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法附則第33条の2の規定の適用を受ける者についてはその者が同条の規定の適用を受ける者でないとして算定した同法第314条の2第1項に規定する総所得金額）」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険料の算定の特例）

9 世帯主又はその世帯に属する被保険者が地方税法附則第33条の3第1項の事業所得又は雑所得を有する場合における第15条第1項及び第21条の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第15条第2項及び第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額の算定」とする。

(和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例(昭和55年和泉市条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第3項から第6項までを削る。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。
2. この条例による改正後の和泉市国民健康保険条例第13条から第17条の6まで、第20条、第21条及び附則第6項から第9項までの規定は、昭和60年度分の保険料から適用し、昭和59年度分までの保険料については、なお、従前の例による。

理 由

退職者医療制度が創設されたことに伴い、保険料に関する規定を一般被保険者に係る規定と退職被保険者に係る規定に区分する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
- 市民部長(松村吉堯君) ただいま御上程いただきました議案第15号「和泉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、御承知のとおり昨年、国民健康保険法が改正されまして、国民健康保険事業の中に新たに退職者医療制度が創設されました。このことに伴いまして、国民健康保険の被保険者を一般被保険者と退職被保険者等に区分すること等が必要になったことから、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、その内容について御説明申し上げます。

まず、第1条は、和泉市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

第18条 保険料の賦課総額につきましては、見出しを「保険料の賦課総額」から「一般被保険者に係る保険料の賦課総額」に改め、同条中「保険料」を「保険料のうち一般被保険者(第5条第1項第1号に規定する被保険者をいう。以下同じ。)に係る保険料」に、「療養の給付及び」を「一般被保険者に係る法の規定による療養の給付並びに特定療養費及び」に、「療養の給付についての」を「当該療養の給付についての」に、「100分の65」を「100分の75」に改めるものでございます。

以上のうち主なものは、賦課総額に係る算定方法の変更でございますが、これは賦課総額の

算定に当たっては、従来、すべての被保険者に係る医療費の保険者負担額を基準にして100の65と定められておりましたものを、今回、退職被保険者等を除いた一般被保険者に係る医療費のうち、国庫負担の対象となる医療費の保険者負担額を基準にいたしまして100分の75に改めるものでございます。

次に、第14条、保険料の賦課総額でございますが、見出しを「保険料の賦課総額」から「保険料の賦課」に改め、同条第2項中「保険料」を「保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る保険料」に、「被保険者」を「一般被保険者」に改め、「ただし書」を削除し、一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する混合世帯の平等割額については、一般被保険者の保険料とみなす旨の規定を新たに設けるものでございます。

なお、削除いたしました「ただし書」については、後段の第17条の6に条文変更いたしたものでございます。

次に、第15条 所得割額の算定につきましては、見出しを「所得割額の算定」から「一般被保険者に係る所得割額の算定」に改め、同条中「賦課期日」を「一般被保険者に係る賦課期日」に改め、「総所得金額及び山林所得金額」の次に「の合計額（第17条及び第17条の3において「基礎控除後の総所得金額等」という。）」を加えるものでございます。その内容の主たるもののは、一般被保険者を対象とする旨の規定に改めるものでございます。

次に、第16条 資産割額の算定につきましては、見出しを「資産割額の算定」から「一般被保険者に係る資産割額の算定」に改め、同条中「第14条」を「第14条第2項」に、「前年度分」を「一般被保険者に係る前年度分」に改めるものでございます。

次に、第17条 保険料率についてでございますが、第1項中「保険料」を「一般被保険者に係る保険料」に、「第15条に規定する控除後の総所得金額及び山林所得金額の合計額」を「基礎控除後の総所得金額等」に、「世帯主が被保険者に」を「一般被保険者」に、「被保険者」を「一般被保険者」に改め、第2項中「第3位」を「第4位」に改めるものでございます。これは一般被保険者に係る規定に改めますとともに、保険料率の決定に当たりまして、小数点以下第3位を有効単位としてまいりましたものを小数点以下第4位に改め、より的確な保険料率となるよう措置するものでございます。

次に、第17条の2から第17条の5までの規定につきましては、ただいま御説明申し上げましたとおり、第14条から第17条までの規定を一般被保険者に係る規定に改めることに伴い、退職被保険者等に係る保険料に関する規定といたしまして新たに設けようとするものでございます。

なお、その内容でございますが、一般被保険者と同様の取り扱いとするよう規定いたしてご

ざいます。

次に、第17条の6 賦課限度額についてでございますが、第14条の「ただし書」が削除されたことに伴い新たに設けられた規定でございますが、従前と同額の25万5,000円いたしてございます。

なお、賦課限度額は、1世帯についての限度額を規定したものでございますので、一般被保険者と退職被保険者が同一の世帯に属する混合世帯につきましてもこの規定が適用され、限度額は25万5,000円となるものでございます。

次に、第20条 賦課期日後における保険料の変更につきましては、「第14条第2項」を「第14条第2項若しくは第17条の2」に、「第21条の2第1項各号」を「第21条各号」に改めるものでございます。これは退職被保険者等に係る保険料についても一般被保険者と同様に、被保険者の異動等に伴う保険料の更正を行うように改正するものでございます。

次に、第21条 保険料の減額につきましては、「第14条第2項本文」を「第14条第2項又は第17条の2」に、「第314条の2」を「第314条の2第1項」に、「所得税法（昭和40年法律第38号）」を「所得税法」に、「第56条の18第1項」を「第56条の89第1項」に改めるものでございます。これは退職被保険者に係る保険料についても一般被保険者同様に、保険料の政令軽減が適用されるよう改正するものでございます。

次に、附則でございます。附則第6項及び第7項を4項ずつ繰り下げまして、第6項 長期譲渡所得に係る保険料の算定の特例、第7項 短期譲渡所得に係る保険料の算定の特例、第8項 みなし法人課税を選択した場合に係る保険料の算定の特例、第9項 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険料の算定の特例を加えるものでございます。これは和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（昭和55年和泉市条例第7号）の附則第3項から第6項に規定されていたものでございますが、今回の条例準則の改正に伴い所要の改正を行ったものでございます。

次に、第2条 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、附則第3項から第6項までを削除するものでございます。これは前条の附則で御説明申し上げましたように、母条例の附則に移し替えたため削除するものであります。

続きまして、附則でございます。第1項におきまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

次に、第2項におきましては、改正後の条例は、昭和60年度の保険料より適用し、昭和59年度までの保険料につきましては、従前の例によることと規定いたしてございます。

以上で提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきますが、参考資料として新旧対照表を添付いたしましたので御高覧いただき、何とぞよろしく御審議賜り、原案どおり御可決、

御決定くださいますようお願ひいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 16番（天堀 博君） いま、説明をされましたか、条例そのものの文章的な条項の変更の説明ということですが、実際、われわれ自身も非常にわかりにくい。保険制度そのものに老人保険とか退職者医療制度というものが入ってきて、国保会計そのものがややこしくなっている状況も事実です。専門家でも研究せないかんし、担当者も非常にわかりにくいと思います。やっといま、慣れてきている状況だと思います。われわれ議員にとっても、勉強不足もありますが、率直に言ってわかりにくい。

そこで、条例がいろいろ変更されること自体、提案理由にもありましたけれども、国の制度そのものが昨年変わったために条例も変えなければならない状況になってきたので、今回、変えてきていると思うんです。そこで、何点かお聞きしたいのは、18条から17条の6まで、20条、21条、附則、これらについては60年度の保険料から適用等、いろいろとあります。その辺、ちょっとしっかりと頭の中に入ってないと非常にわかりにくい。そうすると、退職者医療制度というものの適用がどんな形で入ってきているのかが第1点。

つまり、この法律そのものが昨年の夏でしたか、101国会かで成立したんですが、それ以後、12月の議会などもあったように思うんですが、それを今回、提出してきた理由についてお聞かせ願いたい。

それから、実際上の国保会計はどうなのかという現実の問題が出てきます。われわれが多少、聞きかじっているところによりますと、給付割合が退職者医療制度に移行しますので、国保そのものの拠出金から持ち出す部分が軽減されるというふうに聞いてますが、その辺、実際にはどうなっているのか。軽減されるならば、和泉市の国保会計に金額的にどの程度影響を与えるのかということです。

それから、退職者医療制度そのものの会計は、実際上、具体的にどうなっていくのか。たとえば他の政管健保、組合健保の拠出金その他となってくるのなら、その辺はどうなるのか、御説明願いたい。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 保険年金課長（原 美助君） まず、第1点の昨年10月から健康保険法が改正されまして、いまだ條例の改正をするのはどういうことか、という御意見だと思います。その改正で一般被保険者と退職被保険者との給付割合が異なってございます。今までの健康保険でしたら、一部負担金が3割だったのが、今度の退職被保険者等につきましては2割、ただし扶養者については、外来3割という形に変更されてございます。そういう基礎的な部分につきましては昨

年9月、市長の専決処分で10月の議会で御承認をいただき、その後の問題点は、保険料がどうなるのかということでございます。その保険料につきましては、3月31日までは、一般被保険者と同一の取り扱いをせよ、という国の指導がござります。それを今回、60年度から保険料の取り扱いについて、こういう区分けをしたということでございます。

また、退職者医療制度に伴いまして国保会計の負担率、支出割合が軽減され、それが国保会計にどう影響するか、という御質問であろうかと思います。これは以前から御説明申し上げておりますように、退職者の被保険者が1割以上あった場合、ただし1割であっても、医療費が一般被保険者の2.4倍ぐらいあれば国保会計はトントンではないか。今回、国庫負担率が4.5%から3.85%に引き下げられてございますけれども、トントンぐらいになるんではないかというのが国の考え方でございます。また、実際に試算しても、そのとおりになります。ところが、本市の加入率を見ますと、現在、5.85%ということで若干、国が言う半分ぐらいということになりますので、国の補助金の削減の方が多いというのが現在の実態でございます。

そしてまた、国保会計がどうなるのか、ということでございますけれども、国保会計の中に一応、区分けした勘定項目を設定いたします。60年度予算を見ていただければおわかりだと思いますが、一般被保険者に係る分と退職被保険者に係る分という形で予算も区分けされているということでございます。

以上です。

○ 16番(天堀 博君) そうすると、いまちょっと答弁で出ましたが、いわゆる国の方で考えていた被保険者の1割以上が退職者医療制度へ行って、一般被保険者の2.4倍ぐらいであればトントンになってくる。ところがいまの答弁にあったように、国からの補助金が軽減されるやろうということで削減されてきてますな、40%から30%位にね。その方が大きくなっているということは、その分が直後、国保会計の負担としてかかってきていると解釈してよろしいですか。

○ 保険年金課長(原 美助君) そのとおりでございます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 他に、田中君。

○ 29番(田中包治君) 保険料の徴収問題ですが、税法上からいえば、所得に応じて負担するというのが日本の制度だと思うんですが、保険料の資産割の賦課というのはどういう意味でやってるのか。というのは御存知のとおり、この辺で資産割の税金が非常に高い。たとえば10アールぐらいあれば大体20万円~30万円です。こうなると、全然所得がなくても保険料は全部払わなくてはならない。こういう制度になってると思う。これは日本の税法上からいっても問題があるのではないかと思いますが、その点、どうなんですか。

○ 議長(柳瀬美樹君) 答弁。

○ 保険年金課長(原 美助君) 田中議員さんがおっしゃるとおり、賦課は当然、所得割でするのが最善ではないかとわれわれも考えております。ところが本市の実態を見た場合、所得税のかからない世帯が約30%ございます。あくまでも、所得割を補完する意味での資産割ということでございます。御了解賜りたいと思います。

○ 29番(田中包治君) そんなことはおかしいのと違いますか。30%ぐらいは所得税がかからないと言うが、それやったら、日本の制度としては、多額の資産割を払って困っている人がたくさんいる。老人夫婦しかいなくて手が足りないので、田が10アールぐらいあれば最高かかってくる。実際上、これで払えますか。これらを一体どう考えてますか。保険料さえ取ればいいんか。日本の税制の問題、公平の原則からいっておかしいと思う。

○ 保険年金課長(原 美助君) おっしゃることはごもっともだと思うんでございますが、あくまでも、これは税金ではなく保険制度でございます。互いにお金を出し合って助け合う、相互共済の制度であるというところから、応分の御負担をしていただくということでございます。その点、御理解を賜りたいと思います。

○ 29番(田中包治君) はっきり言って、個人割は一人、一人納めて平等にやってるでしょう。それで総合したやつが最高で25万5,000円、これらがちょっとおかしいというのが私の考え方です。もちろん、保険料は税金とは違いますよ、これははっきりしてます。しかし、負担するということは、それなら日本国中全部平等にしたらええ。保険料は別です、と言うんならね。保険の金額を一定にしたらええ。そういう答弁は通りませんぜ。

○ 助役(坂口禮之助君) いろいろ保険料の賦課につきまして、資産割を取るということは是か否かの議論につきましては、過去何回か議会の委員会等でも御指摘もいただいてまいっております。議員さんがおっしゃるとおり、保険料は、所得に応じて取るという考え方方が保険料算定の基礎にあることは、私もよく承知しております。ただ、資産割を入れることは、決して税法上も規定されておりませんが、市あるいは町の実情に応じて資産割を入れることは違法でも何でもありません。これは非常に長い歴史があると思います。国民健康保険事業が開始された当時からの経過がございます。

議員さんも御承知のとおり、所得割が必ずしも正当であるかどうかにつきましては、10・5・8(トゴサン)とか9・6・4(クロヨン)とか言われまして、階層によって十分に所得が把握されてない実態があることは事実でございます。特に和泉市のように、いわゆる商工業あるいは農業、給与所得者等いろんな所得階層の分布がされておりますので、その中でも所得の把握の率がかなり異なっております。それをそのまま保険料の賦課に適用するということに

なりましたら、こういうことを申し上げていいかどうかわかりませんが、たとえば門構えのりっぱな家に住み、乗用車を1台、2台持つておられるのに所得を調べると非課税だということで、均等割だけの家庭がかなりあります。保険年金課長も説明しておりますように現在、所得ゼロという方が30%もあります。その方が事実、所得がないという状況であるのかどうか、非常に疑問がございます。

したがって、資産を多くお持ちの方についても、賦課総額の100分の15に相当する金額につきまして資産割としてお願いいたしまして、できるだけそうした方についても保険料を負担していただく、こういう考え方で創設されたものでございます。御趣旨はよく理解もしかりますが、和泉市の実態の中でのこういう算定方式を探らせていただいていることでござりますので、その点を御理解賜りたい、かように存じます。

○ 29番（田中包治君） 私は、助役さんが不公平税制の問題まで引き出すとは思いませんでした。ただ、やはり山間都市ですから資産割も導入されているのだと思いますが、基本的には、税法上の考え方方が正しいと思う。いま、言われるよう、門構えの家に住んで所得がない、乗用車を持っていると言われるが、それは不正をやっていることは事実なんです。これはいま、言われている不公平税制の問題やと思います。ただ、だから保険料はこうするんだ、という話は納得できませんけれども、何は論議しても切りがないので一応、理解はしますが、今後、この問題は大いに研究する必要があると思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ございませんか。赤阪君。

○ 5番（赤阪和見君） この条例改正は、国の法律の改正から出てきていることですが、先ほど賦課をどうするかで資産割云々の話がありましたけれども、一定の資産割、平等割、所得割、均等割ですか、この四つが考えられて、なるほど平等にいってると私は考えているんです。しかし、資産割といつても、運用資産と生活上必要な資産があると思う。いわゆる利を生まない資産ですね。そこに老人2人暮らしはどうしようもない。しかし、家は府中のど真中で広い面積を持ってるが、運用目的には使えない。そういう家庭をたくさん見受けるわけです。そういうところをどうするかという点を、今後の検討課題の中に一つ加えてもらいたい。

もう一つ、国保の関係で疑問に思うのは、1年間滞納し、切り替え時期がきても保証証が送られない。取りに来いと言っても、お金を持っていかないので来られない。どうしようかということで、たくさん送ってない保険証をいまでも持っていると思う。ちょっとした風邪やったら現金で行っています。しかし、保険証をもらってないので、その分もまけてくれないという悪循環でどんどんたまっていっている現状があるわけです。払わん人にも持って行ってやれ、とは言いにくいが、その解決の方向をどのように考えておるのか。その点だけ1点、お聞かせ

願いたい。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 保険年金課長（原 美助） 保険証更新の件でございますが、一応、できるだけ保険料を納付していただくようお願いをしておりますが、どうしても納められない方につきましては、年度末を境に送っております。中には抜けている部分もありますが、原則的には送付いたしております。
- 5番（赤阪和見君） それは初めて聞いたが、9月に切り替えがあります。年度末ということは3月ですが、この間はすべて保険証を手元に送っていると理解してよろしいですか。
- 保険年金課長（原 美助君） 1年の更新時に送付しております。年度やなく10月に切り替えがございますので、1年サイクルで送付させていただいてます。
- 5番（赤阪和見君） そうやない。ぎょうさんたまってる人がある。滞納者には送ってませんな。
- 保険年金課長（原 美助君） 原則として送っております。
- 5番（赤阪和見君） 保険証を送つてることはないでしょう。
- 保険年金課長（原 美助君） 滞納者にもできるだけ入れていただくようにしております。保険証がなければお医者さんにかかりませんので、原則として送付いたしております。
- 5番（赤阪和見君） それは課長、間違っています。現実、送られてないのが本当です。高校生などは2月、3月にはスキーとか修学旅行などがありますが、保険証を持ってこいと言われてる。しかし、何十万か、ひどい人になると70～80万たまっています。僕の知ってる家族なんか9人おるが、所得が全然ない、というよりも本当にその日暮らしです。「コピーだけでもええからくれ」と言うが、「原本だけ市役所へ置いといてコピーだけくれなんて言えるかいな」と渡り合っていろいろ渡してますが、実情もよく知っています。僕も「たとい3万円でも入れろ」という形で指導もしますが、なかなか生活上厳しい。そこに生活保護世帯と一般家庭に差がある。生活保護を受けければ、保険料も固定資産税も要らないということになります。自分の住んでる家でもね。しかし、それがボーナスと消えると負担がずうっと増えてくる。いまの課長の送付しているという答弁は絶対間違っていますから、それをどうするか、今後の方向を検討してピチっと決め、予算委員会もありますので、それまでに報告してください。それだけで終わっておきます。
- 保険年金課長（原 美助君） 徹底していないことにつきましては、まことに申しわけございません。送るように指示もいたしております。ただ、送つてない点につきましては、全くおわびいたします。

- 5番（赤阪和見君） 送ってないことを認めるわけやね。送ってないのが1箱も2箱もありませ。
- 保険年金課長（原 美助君） 私の申し上げているのは、担当者に対しまして、また、係長に対しましては、「医療が受けられないので送りなさい」という指示はいたしてございますが、徹底していないことについては、どうか御容赦願いたいと思います。
- 5番（赤阪和見君） 別に僕は、送ってないから云々ではない。送ってない人、つまり滞納している人がたくさんあるということですね。どちらが悪いかは別にしてね。僕らは悪いとは言ってない。しかし、もらいて来れない人、払わんから来れなくて1年が過ぎたとすれば、それを現金で払ったすれば、その間の保険料は免除されるのか、されないと思います。何か人質を取って、使ってないやつがどんどんたまっていますが、非常に大きな問題やと思います。
- 助役（坂口禮之助君） ちょっと議員さんの見解と課長の指示している内容とに食い違いがあるようですが、いま、御指摘いただいている内容につきましては大きな問題だと思います。よく内容を詳細に調べまして早急に善処方を図っていきますので、よろしく御理解いただきたいと思います。
- 議長（柳瀬美樹君） 天堀君。
- 16番（天堀 博君） この条例は先ほども言いましたように、101国会での国の法律の改正というか、われわれは改悪と言っていますが、それに基づくものですので、基本的には、先ほどの質問の中でもはっきりしましたように、この制度が創設されることによって、国の考えは、国保会計は楽になるということで補助金を削減してくる。さらには、他の組合健保とか共済、政管健保などからの健康保険会計への拠出金ということで、国が出す金を削ってその分を健康保険へ出させる。そして、国保そのものも楽になったということで削ってきており、国保にも負担の圧迫がきておる状況が生まれております。そもそも国会の中で多数により、国会内外の国民の多くの人たちの反対を押し切って強行されてきましたので、その点から本条例の制定につきましては、われわれは反対をしたいと思うわけです。
- 議長（柳瀬美樹君） 本件について反対の意見がありますので、挙手により採決を行います。本件を原案どおり可決するに賛成の方は挙手願います。
- （挙手多数）
- ありがとうございました。賛成多数であります。よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第13「和泉市名誉市民条例制定について」及び日程第14「和泉市功労者表彰条例制定について」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第16号

和泉市名誉市民条例 制定について

和泉市名誉市民条例を次のように制定する。

昭和60年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市名誉市民条例（案）

（名誉市民）

第1条 和泉市民又は和泉市に縁故の深い者で広く政治、経済、学術、技芸その他社会文化の発展に貢献し、和泉市民が郷土の誇りとして敬愛するものに対し、この条例の定めるところにより、和泉市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号を贈ることができる。

2 名誉市民の称号は、死去した者に対しても追贈することができる。

（選定手続）

第2条 名誉市民の称号は、市長があらかじめ別に定める和泉市名誉市民審議会の意見を聴いた後、議会の同意を得て贈るものとする。

2 和泉市名誉市民審議会の組織、運営等については、規則で定める。

（顕彰）

第3条 名誉市民に和泉市名誉市民章及び記念品を贈るとともに、その氏名及び事績の概要を公表するものとする。

（待遇）

第4条 名誉市民の待遇については、規則で定める。

（取消）

第5条 名誉市民が本人の責めに帰すべき事由により、名誉市民としての名誉を著しく傷つけ和泉市民の敬愛を失ったと認めるときは、市長は、名誉市民であることを取り消すことができる。

2 前項の場合においては、第2条の規定を準用する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

本市及び本市にゆかりのある者で政治、経済等社会文化の発展に特に貢献した者に対し名譽市民の称号を贈る等、名譽市民制度を創設し、もってその功績に報いるとともに本市のより一層の発展に資する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第17号

和泉市功労者表彰条例制定について

和泉市功労者表彰条例を次のように制定する。

昭和60年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市功労者表彰条例(案)

(功労者)

第1条 和泉市の公益の増進、文化の向上その他市勢の振興発展に尽力し、その功労が顕著である者を和泉市功労者(以下「功労者」という。)として表彰することができる。

(選定手続)

第2条 市長は、功労者として表彰する場合においては、あらかじめ別に定める和泉市功労者表彰審議会の意見を聴いて贈るものとする。

(表彰)

第3条 功労者に表彰状及び和泉市功労章を贈るとともに、その氏名及び功労の概要を公表するものとする。

(待遇)

第4条 功労者の待遇については、規則で定める。

(資格の喪失)

第5条 功労者が次の各号の一に該当したときは、その資格を失うものとする。

- (1) 禁固以上の刑に処せられたとき。
- (2) 公民権を停止されたとき。
- (3) その他功労者としてふさわしくない行為があったとき。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年文化の日に行う。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

市勢の振興発展に貢献し、その功労が顕著である者を和泉市功労者として表彰し、もってその功績に報いるとともに本市のより一層の発展に資する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御提案いただきました議案第16号「和泉市名誉市民条例制定について」並びに議案第17号「和泉市功労者表彰条例制定について」の2議案の提案の理由並びにその内容について、一括して御説明申し上げます。

本市も昭和31年9月1日、人口5万1千人余で発足して以来、本年で市制施行30周年を迎え、いまや13万7,000人の人口を持つ泉州の中堅都市として着実な発展を遂げているところでございます。市制30周年の歩みの中で今日、本市がこのような興隆発展を見ることができましたのも、幾多の苦難を克服して本市のもとを築かれた先人の方々の英知と実行力によるものであるとともに、各界、各層の市民の郷土愛に基づく献身的な努力によるものであると存じております。

市制施行30年を迎えた今日、これら市勢の振興発展に多大の貢献をなされた市民の方々の御功労をたたえ、その功績を顕彰することによって、本市の将来にわたる一層の飛躍と発展を期することを目的といたしまして、和泉市名誉市民条例並びに和泉市功労者表彰条例を御提案

いたしますのでございます。

それでは、和泉市名譽市民条例制定についてより、その内容について御説明を申し上げます。

50ページでございます。

第1条の名譽市民につきましては、和泉市民又は和泉市に縁故の深い者で広く政治、経済、学術、芸術その他社会文化の発展に貢献し、和泉市民が郷土の誇りとして敬愛するものに対し、和泉市名譽市民の称号を贈るものとしたもので、死去した者に対しても追贈できる規定を定めたものでございます。

第2条の選定手続でございますが、名譽市名という称号の権威にかんがみ、市長は名譽市民審議会の意見を聴いた後、議会の同意を得て贈るものといたしております。

第3条は、顕彰に関する規定で、名譽市民に対しては名譽市民章及び記念品を贈るとともに、その氏名及び事績の概要を公表することといたしたものでございます。

次に、第4条の待遇につきましては、規則で定めることといたしております。

第5条は、取り消しに関する規定でございますが、名譽市民が本人の責めに帰すべき事由により、名譽市民としての名誉を著しく傷つけ和泉市民の敬愛を失ったと認めたときは、それを取り消すことができるものとしたもので、この場合の手続は、第2条の規定、すなわち名譽市民審議会の意見を聴いた後、議会の同意を得て行うものでございます。

また第6条は、委任に関することで、本条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものといたしております。

なお、附則につきましては、本条例の施行期日を公布の日からといたしたく、御提案申し上げる次第でございます。

次に、和泉市功労者表彰条例制定について、その内容を御説明申し上げます。58ページでございます。

まず、第1条は、功労者に関する定義で、和泉市の公益の増進、文化の向上その他市勢の振興発展に尽力し、その功労が顕著である者を和泉市功労者として表彰することができるものといたしております。

第2条の選定手続につきましては、市長は、別に定める功労者表彰審議会の意見を聴いて行うものでございます。

第3条は、表彰の方法では、功労者には、功労者表彰状及び和泉市功労章を贈るとともに、その氏名及び功労の概要を公表するものと定めました。

次に、第4条の待遇につきましては、規則で定めることといたしております。

第5条は、資格の喪失に関することで、功労者が禁固以上の刑に処せられたとき、公民権を

停止されたとき、その他労働者としてふさわしくない行為があったときは、その資格を失うものとしたものであります。

第6条は、表彰の時期で、表彰は、毎年文化の日に行うものとし、市の記念式典その他市長が特に必要と認めるときは、別途行うものと規定いたしております。

第7条は委任で、本条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものといたしております。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日は公布の日からといたしたく、御提案申し上げる次第でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びにその内容の御説明を終わります。何とぞよろしく御審議をいただき、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願ひ申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 16番（天堀 博君） 大体、皆さんと同じようなことを聞かれるとと思いますが、一つは、審議会ですね。これは両方とも審議会になってますが、どういうふうなメンバーで何人ぐらい、どういう形、また、常置されるのかを含めましてお聞きしたい。

それから、第4条の待遇につきまして、これは労働者の方も同じく第4条ですが、大体、どんなことを考えておられるのか。

それから、当面の対象者数はどの程度か。第1回目ですから、今までたまってる分もあると思いますが、毎年、毎年、そういうことで決めていくのかということです。

それから、労働者の方で資格の喪失というところですが、「次の各号に該当したときは、その資格を失うものとする」とあって、(1)と(2)はわかりますが、(3)の「その他労働者としてふさわしくない行為があったとき」と規定してますが、たとえば(1)と(2)についても、裁判で最高裁までいくという可能性もあります。それが(3)に当てはまる時期がくるのかどうかの判断も必要やと思います。そういう点についての判断はどこでされるのか。名誉市民の方は、第2条の規定を準用して市長がやると書いてますが、労働者の方はその辺がないようにも思いますので、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 基本的な課題でございますので、私よりお答えさせていただきたいと存じます。

・ いずれも30周年を契機として、大阪府下でも多くの市が名誉市民条例、労働者表彰条例を持っている市が、私の記憶でも府下30市の中で3分の2ぐらいあるんではないか。そこで、遅まきながら本市も30周年を迎え、先人の英知と御功績をたたえるため、一定の区切りとし

て本2条例を御提案申し上げた次第でございます。

議員皆様方の御理解をいただき御議決をいただきました後、どちらも私の一存ではまいらない大事なことでございますので、各界代表による審議会を設置させていただく。たとえば議会の代表、いろんな団体の代表も入っていただく。議員さんにつきましては、御議決をいただいた後に御委嘱申し上げる段取りでございます。

いまの私の腹案では、8名程度で審議会を構成願いたいと考えてございます。名誉市民の方は、めったにあるものではございません。名誉市民審議会と功労者表彰の審議会は同一の審議会でお願いし、その都度、名誉市民あるいは功労者を御選任いただく。それぞれ冠をつけて同一の審議会で若干名をもって構成、御答申をいただいたて表彰する。名誉市民につきましては重大なことでございますので、御諮詢、御答申をいただいた後、やはり議会の御同意をいただいて名誉市民章をお贈りしたいと存じます。どこの市でも名誉市民は2、3人ぐらいではないかと思いますので、御同意をいただいて表彰させていただきたいと考えております。

功労者の方々につきましては、審議会でいろいろ御選任をいただいた上、基準を設けさせていただく。たとえば公職にある方々の顕著な御功績なり、あるいは一つの基準として、在職年数も問題になるんではないかと思います。議会の先生方であれば何期以上とか、自治会等いろんな各種団体の長等では、在職年数が何年かという基準を設けてお贈りする。一つの物差しを明確にさせていただきたい、このように存じておる次第でございます。

それから、待遇につきましても、これは名誉市民、功労者ということで考えております案につきましては、いずれも市の重要な式典へ御招待させていただく。また、御年配の方でありますと、死亡されたときには、市として相当な礼をもって弔慰を表明させていただかなければならぬようなこと、あるいは名誉市民の顕彰につきましては後日検討の上、単に感謝状1枚ということではなく、それ相当の飾っていただける記念の銅板、また、名誉市民並びに功労者に対しましても、やはりバッジなりメダルなりを胸につけていただき、記念式典に参加いただく。また、名刺に市政功労受賞と刷っておられ、喜んでおられるということもございました。非常に誇りに思っているところで、そういう一つのメダル的なものもつくらせていただきお贈りしたいと思います。

また、今年は30周年記念式典の席上、名誉市民あるいは功労者の表彰をさせていただきたいと存じます。普通の年でありますと、名誉市民はめったにございませんが、功労者の方々につきましては、30周年、35周年ということでなく、その都度、文化の日に表彰申し上げる機会を持つのがいいのではないか。文化の日を一つの目安にさせていただきたいと存じております。今年は30周年をお祝いいたしますとともに、先人の御功績をたたえ、これからもお

力添え、御奮闘いただくことを期待いたしましての両条例でございます。基本的な趣旨だけを私から申し上げ、御理解と御賛同をいただきたい、このように存じております。

○ 16番(天堀 博君) いまの中で、名誉市民の方は数も多くない、2、3人ということです。結局、何周年記念とかのときをめどにされるという解釈でよろしいわけですね。そこで、効労者の方も、大体、どの程度を考えておられるのか。まず、基準をつくってやるということですが、基準に合う人が増えれば100人も200人もになるのか。それとも、厳選された数になるのか。これは値打ちの問題もありますので、その辺も聞いておきたい。

それから、答弁漏れでは、効労者の取り消しの問題はどうされるのか。条例にその分が入っていない。法的な根拠はどうなるのかを含めてお聞きしたい。

また、審議会そのものは常置されるのか。名誉市民と兼務というか、兼職されるということですから、ずっと常置されていくのかどうか。

○ 市長公室次長兼人事課長事務取扱(神藤恒治君) お答えいたします。

審議会は常設されるのか、といった点でございますが、本審議会につきましては一応、その審議が終了したときをもって終了という考え方を持ってございます。その都度、設置することになるかと思います。

それから、対象者につきましては、現在のところ、実態把握は十分にできておりませんけれども、人選につきましては、やはり効労者と申します以上、それなりの権威がある章でなければいけないといった観点から、やはり基準等を設けて少数を厳選するということになろうかと存じます。

それと、資格の喪失の判断でございますが、一応、条例上の規定といいたしましては、禁固以上の刑あるいは公民権停止等という規定になってございます。しかし、実際問題といいたしまして、この点の時期等で若干、困難な問題もあろうかと存じます。したがいまして、これらにつきましても審議会で御審議をいただく、このように考えております。

そして、待遇につきましては、市の重要な式典への招待、それから、効労者が死亡されたときには、相当の礼をもって弔慰の表明その他待遇にふさわしいと市長が認めた場合、このような考え方を持っておる次第でございます。

以上です。

○ 16番(天堀 博君) もう一つ突っ込んでお聞きしておきたいのは、効労者の数も基準で少数になる、といつても、受け取り方があります。たとえば20人とか50人ぐらいまでか、あるいは10人程度やとか、一定のわれわれとしてつかめる枠を出してほしいわけです。そうでないと、どの程度の人たちが基準になって受けられるのかわからない。市民さんから聞かれ

ても困りますのでね。その辺についてひとつ聞いておきたい。

それから、常設でない、その都度設けるということなんですが、たとえば功労者の場合、取り消しは審議会に諮るとなつてない。それならそれで条例にきちんと入れるべきです。必要な事項は市長が定めるという委任事項がありますが、その辺をきちんと入れるんなら入れると確約しておいてほしい。そうでないと、条例そのものが不備になりますからはっきりしてほしい。そうでないと、功労者としてふさわしくないという基準が非常にあいまいではっきりしないわけでしょう。いま、裁判も3審制度ですから、最高裁までいって判決が下りるまで取り消しができないということが起きてくる。だから、市長が審議会の意見を聞いてするんや、とはっきり規則の中で定めるということを言明してほしい。

○ 市長（池田忠雄君） 基準等につきましては、明らかにさせていただきながら審議会にお諮りさせていただきたい、このように存じております。ただ、やはり名譽市民はもちろんでございますが、功労者の方々につきましても、一定の在職年数を基準として定めさせていただき、権威のあるものにしていきたい、このような考え方を持っております。したがって、何百人のほるということは考えておりません。何十人という程度ではないかと考えております。

いろんな団体がございます。行政委員会の委員さん、あるいは町会なり本市の商工、観光、農林業、教育、文化、芸術、社会福祉、保健、衛生などいろんな分野で尽くされた方々については、10年以上とか20年以上在職された方とか、一定の基準によって決めさせていただく。その物差しにはずれた方々については、30周年記念等において感謝状を贈らせていただくことがいいのではないか。名譽市民は2、3人と聞いておりますが、功労者の方々についても、何百人ということは考えておりません。一定の在職期間なり範囲等を定めさせていただき、功労顕著な方々にのみ功労章を贈らせていただき、あるいは功労に至らない方々には感謝状を贈らせていただくのが一つの方法ではないかと思います。まだはっきりしてませんが、私の思つておる点を述べさせていただきました。

それから、取り消しの問題ですが、めったにあってはいけないことですが、名譽市民はわずかでシンボル的な方々になりますので、やはり審議会に諮り、議会の御同意をいただいて名譽市民章をお贈りする以上、万が一、取り消しの場合も議会の御同意が必要ではないかと思いまして、条例で明確にさせていただきました。功労者につきましては、ふさわしくない行為ということで、名譽市民と同様に条例にはうたってございませんが、明確にやらせていただきたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。大谷君。

○ 13番（大谷昌幸君） 獲章というのは、人の値打をつけるというむずかしさがあります。

そこで、お聞きしたいのは、名誉市民条例の方の第1条第2項に「名誉市民の称号は、死去した者に対しても追贈することができる」とありますが、その範囲についてです。当然、規則その他で決められると思いますが、普通、死亡して1週間以内とか、申請を外したら全然あかんのか、といったこともはっきりしていただきたいのと、もう一つ、功労者については、第6条で「表彰は、毎年文化の日に行う」となっていますが、そうすると、該当する人がいなかった場合、「今年はありません」と公表するのか。それとも、無理矢理に探し回って1人でも功労者をつくっていくのか。市民というのは、その点に引っかかるものです。

さらに、今まで教育委員会の方で選定して市長名で贈っております文化功労章ですか、この分は、この60年度で廃止してこれにかえていくのか、その点、ちょっと御答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） まず、第1点目の死亡者に対する追贈でございますけれども、名誉市民章は非常に権威あるものでございまして、私も御提案申し上げるまでに、すでに制定をしている先進都市の内容、実態等を十分に調査したわけでございますが、名誉市民章は決して乱発すべきではないと非常に限定されております。今回の死亡者に対する追贈につきましても、他の先進都市が行っております内容を十分検討させていただき、それらを参考にしてやっていきたい、かように考えるものでございます。

それと、功労者の文化の日の表彰でございますけれども、恐らくや、現時点で考えております案で表彰していくことになりますと、今年は該当者がいないということはない存じます。なぜならば、先ほど市長からもちょっとお話をありましたが、特に市に対して功労があった方々を表彰するわけですが、行政で申し上げますと、特別職なり審議会の委員さん、行政委員会の委員さんなりで、一定の基準、恐らく年限が基準になると思います。一例を申し上げますと、15年を1つの基準に決めた場合、15年以上の方を表彰するとしますと、14年の方は恐らく来年に対象になろうと思いますし、議員さんの場合でも、同じ15年を基準にしますと4期で16年、3期の方だと来期は……、という形で毎年、功労者が出てくるものと考えております。一定の基準が整備されました時点で、よく議員さんにも内容を御説明申し上げたいと存じます。

人選につきましては、私ども諮問する立場にある者がさせていただくんですが、諮問させていただき、御答申をいただいて表彰するという考え方でございます。とりあえず、先ほど申し上げましたように、行政委員会の委員さんなり付属機関の委員さん、その他市に直接功労のあった団体等の方々の表彰でございます。一定の基準を決めさせていただきますので、恐らくや、

毎年出てくると思います。その基準ができ次第、所管の委員さんにも内容を御説明申し上げたいと存じますので、それまでに年限その他の内部調整を進めていただきたいと考えてございます。

○ 市長（池田忠雄君） もう1点、文化の日に顕著な体育文化の功労者に対しまして感謝状を贈らせていただいてます。たとえば一つのスポーツの部門で全国優勝したとかの場合を含めてやらせていただいております。ですから、おのずから功労者の表彰とは趣を異にしていると理解いたしております。功労者表彰は、厳重な物差しを明確につくって審議会の議を経てやらせていただく。現在、行っておりますのは、たとえば野球で全国優勝し、文化、スポーツ面で顕著な成績をおさめたので、文化の日に記念して表彰させていただいてますが、おのずから趣を異にする面もあろうかと思います。それは別個に考えていただきたいと思っております。

○ 13番（大谷昌幸君） 追贈の場合、どの辺までさかのぼるか詳しい答弁がなかったように思います。なぜ聞くかといいますと、死亡後も云々ということがどこかにありましたな、それとの兼ね合いかけてきます。まだ細部が決まってなかつたらよろしいが、詳しく決めてほしいと思います。

文化の日の表彰は、毎年というのはやはり引っかかります。2年や3年はよろしいが、余り運用することにこだわったら、文化祭の記念式典そのものが表彰式にすり替えられた形になってしまいます。その点、十分考えて運用してほしいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。赤阪君。

○ 5番（赤阪和見君） 名誉市民というのは、その人が生存している間は、ずっとその肩書が生きていくわけですね。ところが、功労者というのは過去形です。第5条で資格を失う、とありますが、資格とは、どのような資格なのか、非常にむずかしいと思います。名誉市民の資格の喪失はわかりますよ。市民の鏡ということで顕彰されているからいいんですが、功労者の表彰では、あくまでも10年なり15年、和泉市に対して功労があったとして贈られるものです。ここにわれわれ議員も対象になるとすれば、議員を15年やって表彰を受けても、極端に言えばその後は関係ない。関係ない、という言い方はおかしいが、名誉市民のような身分は残らない。そこで、15年の功労があって功労章をもらうたが、公民権を停止されだとします。われわれもいつ選挙でやられるかわかりませんが、そのときに発表するのかということです。15年の功労があつてもらったが、その後も一生懸命に市のために尽くしていく。われわれもその気持ちはありますが、お互にいろんな政治の分野の主義主張でそういう面はありますよ。公民権停止とか禁固以上の刑に処せられたとき、功労者もはずてしまえる資格というものがあるのかどうか。ということは、功労者として表彰したが、この人はこういうことがあったのでそれをとった、と発表するのかどうか。

- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。
- 市長公室次長兼人事課長事務取扱（神藤恒治君） お答えいたします。
功労者の資格の喪失に関連するかと思いますが、おっしゃるとおり、功労者につきましては、一定の功労者表彰をするわけですが、その後、規則で定めていく予定ですが、功労者台帳に登録いたしまして永久に保存しようということを考えておるわけでございます。そういう観点から、もし、資格の喪失がありました場合、その旨台帳から抹消するという意味合いの資格の喪失ということでございます。御理解いただきたいと思います。
- 5番（赤阪和見君） そういうのを広報で発表することはないわけですね。しかし、この条例の第5条の文面でいくとそりなる。できれば内規の中でそういうふうにしておく方がいいのではないか。このままでは、何か資格を持っている者が資格を失う、イコールそれを市民に公表すると私たちはとなりますよ。そういう条例的な配慮をしていただきたい。
- 市長（池田忠雄君） 御趣旨はよくわかるわけであります。名誉市民につきましては、審議会から御答申をいただき、議会の御同意を得て名誉市民章を贈らせていただく関係上、万が一ということがございましたら、議会の御同意を得て取り消しさせていただく。それが妥当ではないかと思います。功労者の方々については、赤阪議員さんの言われることもよくわかりますが、功労者として表彰申し上げ、それは生きているわけでございますので、公民権の停止あるいはその他社会通念上の問題について、一定の歯どめ的なものを御提案をしているだけでございますので、公表までは考えておりません。したがいまして、第5条については、「その資格を失うものとする」とだけにさせていただき、公表とかには何ら触れておりませんのでその点を御理解いただき、われわれも運用面の中でそうした趣旨を体していきたい、かように思っております。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 御異議ないものと認めます。よって、議案第16号及び議案第17号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 日程第15号「和泉市事務分掌条例制定について」を議題といたします。
- 議案を朗読させます。
- (市会事務局長朗読)

議案第18号

和泉市事務分掌条例制定について

和泉市事務分掌条例を次のように制定する。

昭和60年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市事務分掌条例(案)

和泉市事務分掌条例(昭和47年和泉市条例第15号)の全部を改正する。

(部等の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第7項の規定に基づき、本市に次の公室及び部を置く。

(1) 市長公室

(2) 総務部

(3) 同和対策部

(4) 市民生活部

(5) 産業部

(6) 都市整備部

(7) 建設部

(8) 改良事業部

(市長公室の分掌事務)

第2条 市長公室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 秘書に関すること。

(2) 広報、広聴及び市民相談に関すること。

(3) 市の総合企画調整に関すること。

(4) 統計に関すること。

(5) 情報管理に関すること。

(6) 人事及び給与に関すること。

(総務部の分掌事務)

第3条 総務部においては、次の事務をつかさどる。

(1) 文書に関すること。

- (2) 財産管理に関すること。
- (3) 建設工事の請負契約及び物品の調達に関すること。
- (4) 市の財政に関すること。
- (5) 市税の賦課に関すること。
- (6) 市税の徵収に関すること。
- (7) 他の部の所掌に属しないこと。

(同和対策部の分掌事務)

第4条 同和対策部においては、同和対策の総合企画及び連絡調整に関する事務をつかさどる。

(市民生活部の分掌事務)

第5条 市民生活部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (2) 国民健康保険及び国民年金に関すること。
- (3) 保健衛生に関すること。

(産業部の分掌事務)

第6条 産業部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 商工及び農林に関すること。
- (2) 交通及び公害に関すること。

(都市整備部の分掌事務)

第7条 都市整備部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 和泉中央丘陵開発事業及び関連事業の総合調整に関すること。
- (2) 都市計画及び開発指導に関すること。
- (3) 土地区画整理事業及び都市再開発事業に関すること。
- (4) 公園及び緑化に関すること。

(建設部の分掌事務)

第8条 建設部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 住宅管理に関すること。
- (2) 道路及び建築に関すること。
- (3) 河川及び下水道に関すること。
- (4) 用地取得に関すること。

(改良事業部の分掌事務)

第9条 改良事業部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 同和対策事業の実施計画に関すること。
- (2) 同和対策事業に係る土木施設及び市有建物の建設に関すること。
- (3) 同和対策事業に係る用地取得に関すること。
- (4) 改良住宅の入居に関すること。
- (5) 宅地取得資金及び住宅新築資金に関すること。

(臨時措置)

第10条 臨時又は特別の事務、事業のため必要があるときは、市長は、前各条の規定にかかわらず、別に事務分掌をもうけることができる。

(施行の細目)

第11条 第1条に掲げる公室及び部の内部組織その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

理 由

最近の多様化する行政需要及び人口増加に伴う業務量の増大にかんがみ、行政組織を改革し、もって行政全般にわたる各種施策の積極的な推進と的確かつ柔軟な対応を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第18号「和泉市事務分掌条例制定について」の提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、御提案の理由でございますが、御承知のように最近、行政需要がますます多様化、高度化いたすとともに、本市の人口増加に伴い事務量が増大いたしておるところでございます。また一方では、合理的で効率的な事務処理が社会的に求められておるところでございます。かような業務量の増大と多様化、高度化する住民ニーズに的確、柔軟に即応するとともに、似通った事務の整理統合や各部局間の調整機能の充実などによりまして、さらに、合理的、効率的で、しかも責任体制の明確な行政組織を確立いたすため、現行の組織を変更する必要が生じたので、本条例案を御提案申し上げる次第でございます。

次に、内容でございますが、まず、第1条は、部の設置を規定しております、現行の市長部局の財務部、市民部及び産業衛生部を廃止いたしまして、新たに総務部、市民生活部及び産

業部を設置しようとするものでございます。

また、福祉事務所につきましては、別に和泉市福祉事務所設置条例で定められております関係上、本条例では規定いたしておりませんけれども、この機構改革と同時に部待遇といたしまして、福祉部門の充実を図ろうとするものでございます。その結果、市長部局を実質1部増の9部制にいたしたいと存する次第でございます。

第2条から第9条までは、各部の分掌事務を規定いたしておるものでございます。以下、本日お配りした参考資料の機構改革比較表をあわせて御参照いただきたいと存じます。

第2条の市長公室は、電子計算組織が本年4月から本格的に稼働するに伴いまして情報管理に関する事務を明確に位置づけ、文書及び他の部の所掌に属しない事務を新設の総務部に移管いたすものでございます。

第3条の総務部は、物品のみならず工事請負をも含む契約事務を一元的に所管する契約課を設置いたしまして、効率的にしてかつ体制を強化いたしたいと存じます。また、先ほど申し上げましたように、市長公室から移管する文書その他の庶務的事務、管財事務とを所管する総務課を設置いたしまして、総務部を庶務担当部局に的確に位置づけるとともに、総務的な調整機能を強化し、もって企画的な調整機能を分担する市長公室とともに、庁内全般にわたる調整機能を強化しようとするものでございます。

第4条の同対部につきましては、現行どおりでございます。

第5条は、新設の市民生活部に関する規定でございますが、同部では、戸籍住民基本台帳、国保、国民年金並びに保健、衛生に関する事務、現行の組織で言いますと、おおむね市民部市民課、保険年金課、それに産業衛生部衛生課、環境整備課の事務を所管するものとし、市民生活に直結する行政サービスの向上を図ろうとするものでございます。

第6条の産業部の新設は、積極的な産業振興施策を推進いたすべく現在、産業衛生部商工課、農林課で所管いたしております産業振興行政と、交通公害課で所管いたしております交通対策、公害対策を担当し、産業部門の専門化を図ろうとするものでございます。

第7条の都市整備部は、現行の中央丘陵の開発に関する事務を担当するほか、建設部で所管いたしております都市計画、開発指導、土地区画整理事業、都市再開発事業並びに公園緑化に関する事務を所管いたしまして、計画的な都市づくり体制と公園管理体制を強化しようとするものでございます。

第8条の建設部は、事業実施部門として都市基盤の整備に当たるべく、先ほど申し上げましたように、主として都市計画に関する事務を都市整備部に移管いたすものでございます。

第9条の改良事業部は、現行どおりでございます。

第10条並びに第11条は、現行条例第3条、第4条と同趣旨のことを規定いたしております。

また、この条例は、本年4月1日から施行いたしたく存する次第でございます。

なお、部ごとの課及び係の組織につきましては、現段階における案を参考までにお示ししておりますが、一部なお調整を要する事項が残されておりますので、今後、多少変更があり得ることと思いますので、この点ひとつ御了承賜りますようお願い申し上げたいと思います。

また、教育委員会事務局の組織でございますが、これは教育委員会の権限に属する事項でございますけれども、機構改革案比較表にもあげてございますように、この機構改革と同時に社会教育行政を充実いたすべく、管理部、指導部並びに社会教育部の3部といった方向で当委員会と協議中でございます。

以上のとおりでございます。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 13番（大谷昌幸君） 和泉市が発足して実質的には28年と6カ月になると私は記憶するんですが、47年から13年間、約2分の1になりますが、その間、現行体制でやってきました。助役さんには、前市長さんの時代からずっと御苦労されてきたと存じます。ここで機構の大改革をされることになりますと、まず、問題になるのが機構そのものと、次に一番大切なのは人事管理であると思います。機構改革が行われると、まず、人事が関心を呼ぶわけです。その中でお互いに人間が人間を見るんですから、なかなか公平にということは無理かもわかりませんが、できるだけ公明正大にやっていただきたい。18年の長い年月の間、今まで各部全員の職員さんによってかなり組織的、活動的にやられてきてるよう思います。そういうことがあればこそ今日、和泉市制30周年を迎えるわけであると信じておりますが、そういうことを考えまして、人の選任には十二分の御配慮を願いたい。

特に私事をはさんで大変恐縮に存じますが、例のコミセンと私の家が工事の関係でいろんな方が私にお話をしてくれました。そういうことから、人の誠意は口先だけでは簡単に言えない。俗に言う口八丁ということがあっても、問題はやはり真心です。行政は書類だけではありません。14万市民に対応していくわけですから、まず、人格というものが第1ではないかと思うわけです。そういう点を十分御配慮いただきたいと思います。これについては、過去13年間やっておられる助役さんの御見解をお述べいただきたい。

次に、教育委員会ですが、この条例には関係いたしませんが、当然、教育委員会事務局も変わることと思います。かねてから私も不審に思っておったんですが、指導部が独立して指導課と教

育研究所と同和教育室ですか、三つに分かれましたが、今までの指導部というのは、一体何をするための指導部であったのか、改めてここで御認識をしていただきたい。といいますのは、指導部は当然、学校教育の場で行われるものであって、社会教育の場に指導部はないと確信しているわけです。したがいまして、今までの機構できておりますから、昨日の一般質問の中でも、指導部長から国際青年年に対するあのような答弁が出てくる。私は何も現指導部長を責めているわけではありません。今までの機構できているからあのような答弁が出てくる。何ともおかしいなと思わずにしてはるのかということです。今までの指導部が社会教育課も含んでいるからそういうことが出てくるんです。

ここで、社会教育課が部に独立されました。非常に結構なことだと思います。現在、社会教育課におられる方たちは、課の職員として非常に活動していく中、十分活発に動いてくれておればこそ、今まで公民館がないのに公民館がある以上の活動ができ、各層の団体からも御信任をいただいてきたのだと思う。それが今度、独立されたので、一層の活動を期待するわけです。

そこで、指導部の部長をどのように選任されるおつもりか。今までの私の記憶では、指導部長はほとんど現場の先生であります。その指導部長がやめて現場に帰られた地位は一体何ですか。学校には、最高責任者の校長さんがおられます。最高責任者の下の地位にある方が指導部長で一体何を指導できたんですか。そして、その指導部の中においでになる指導主事の先生方、これもほとんど教頭待遇であると認識しております。同じ待遇で部長であり指導主事であり、いかに仕事がしにくいか。

その指導部長さんが次の校長登用試験のとき面接を受けるが、どなたが面接されたんですか。現場のことを一番よくわきましておられる校長先生の経験豊かな方が果たして面接試験に同席されておられましたか。私も過去、教員の経験がありますので、今までの教育委員会の人事面について納得できないものが多いわけです。今後、これをどのように改革されていかれるのか、この点について教育長さんから説明をお願いしたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 助役（坂口禮之助君） 直接機構改革に関係ないかもわかりませんが、今回の機構改革と関連いたしまして、やはり機構を変えるだけでなく、実際にその機構が十分な機能を発揮するのは人であるという御指摘だらうと存じます。私も全く同感でございまして、この機構改革に関連いたしました人事の異動等につきましては、十分に研究検討し慎重に対応していかたい、かよう存じます。よろしく御理解をお願いいたしたいと思います。
- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

先生も御理解のとおり、教育委員会行政組織の機構の中には当然、指導部は置かなければならぬ。その職員は学校教諭の資格者をもって充てる、ということが規定されているのであります。加えて職責上の部長、課長、一般の指導主事等の規定につきましては、本市の教育委員会の規則の中で位置づけるものでございまして、決して校長をもって充てなければならないという規定もございません。ただ、教育委員会に課せられております教育的管理、教育課程の完全実施についての管理機構の上に立つての指導行政権を持っておりますので、職階が指導主事であろうと部長であろうと、管理権はすべて教育委員会の所管ですので、個人の身分とは何ら関係がない。胸を張って、現場に対して公教育管理の徹底を期さなければならぬと考えるものでございます。

なおまた、指導部長の身分については、人によって直接校長として現場へ戻る者あるいは教頭として戻る者等々がございます。それは、そのときの校区編成その他の事情等によりまして、やむを得ない場合があるわけです。顧わくば、校長あるいは教頭の職階身分にかかわらないで、やはり多少1年なりとも教頭の経験をして現場に戻ることが、きわめて学校現場における識見あるいは管理納力を發揮する上においては本人のためであろうということは、過去の経験においても、一般的の問題の上からも考えられる点でございます。

なおまた、そのほかに面接等がございます。管理職試験においては御承知のとおり、泉北で大阪府の規定に基づき教頭、指導主事の予備選考を行っておりますし、また、市においても予備選考を行います。もちろん、市において予備選考を行ひ場合は、校長については、あらかじめ私がその面接規定等に基づいて面接を行ひます。私を筆頭にいたしまして、部長あるいは直接学事人事を担当する課長も加わり、委員長も入って行ひわけでございます。さらに、大阪府の教頭、校長関係の規定に基づくテスト合格の中から選任を行っているものでございまして、万遺漏のないよう今後ともやっていきたいと存じます。よろしく御理解願いたいと思います。

○ 13番（大谷昌幸君） 30年勤めて管理職登用試験を受けるのは、並み並みならん大変なことであろうと思います。そういう方をテストしていくについて、いろんな方法はあると思いますけれども、いままではよかったです、今後は改めてもらいたい。現場の先生方の人格を尊重するという意味で、教育委員会として考えてもらいたいことを要望したいと思います。

すでにお昼ですので、余り時間をとってとやかく言いたくありません、そういう点を十分にやっていただかないと、指導部はがいかに一つの部制にしても、市の何部というのとは性格が根本的に違いますから、部長さんの異動はどうなっているんかわかりませんが、一応、大阪府の公務員、市の公務員ではないことも十分に考えていただき、今後は、本当に指導部が小中学校の教育の振興、活性化のための指導ができるような人と組織でやってもらいたいと思いま

す。

したがって、この指導部の下に指導課があると思いますが、課はおかしい。課となると課長を置かなくてはいかん。他の市の課長と混同しますので、これはあくまでも指導室であるのが望ましいと思います。そういう点を十分に考えてもらいたい。和泉市教育委員会が、指導部というのをどのように見ているのかの証左でなかろうかと思いますので、あえて要望したいと思います。

次に、市長にお聞きしたいのは、漏れ承るところによりますと、何か部長室をなくすということも聞いております。果たしていいかどうか両論があると思うんですが、われわれを含めた一般市民が官庁に行くと、何かよろいを着たという感じを受けやすい。しかも、広い部屋の中でデンと座っては十分な話はできないと思う。そういう意味においても、やはり狭くてもよろしいから、部長室がぐあい悪かったら何とか名前をつけた部屋が各部に必要じゃないかと思うんですが、御見解をお聞きしたい。

○ 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） 部長室についての考え方につきまして、私からお答え申し上げますが、私は、部長室を廃止するという考え方持っておりません。なぜならば、非常に先生方も御承知のとおり、事務室もかなり狭うございます。会議室も少ないとこどもございまして、部長室は、単に部長だけが座って仕事をするような利用は考えておりません。各部の会議等がありましたならば、その部長室を使って会議をしております。私は、会議室兼部長室であるという考え方を持っております。また、部によっては、いろいろ税金の問題とかで市民さんがおいでになるときには、プライバシーの問題もございますので、部長室に入っていただき、お茶の一杯でも飲みながら話をしてもらいたいという考え方ございます。私は、部長室廃止の考えは持っておりません。今回のレイアウトづくりもそういう考え方で進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。田中君。

○ 29番（田中包治君） 私は、この改正案は常識的に考えまして、官僚が人を増やすためにやっているものだと感じます。というのは現在、いろいろ行革とか呼ばれてますが、これに逆行するんじゃないかな。たとえば市長公室と総務、これは常識から考えれば一緒なんです。一般に関係ないものは総務、これは世の中の常識ですよ。こうすることによって人を増やすんでしょう。市民サービスではない。官僚が「ここが足りないから増やしてくれ」という、これが官僚の本音やと思います。これぐらいやかましく行革で節約、節約と言われながらね。権限のない同対部なんか置いといてもしようがない。行政として権限のない、要らんものを置いとくから逆差別という意見が出てくるんです。どうたらこうたらという話はある程度あるかもしれません

せんが、この改革は、われわれもよく経験があるんですが、官僚が人を増やすときの一つの手段にすぎないとと思う。

簡単に言いますと、財政と市長公室、総務を考えてみなさいよ。これは非常に混乱すると思いますよ。市民がその行政にないやつは総務に来る。市長公室には来ませんよ。そういうところをどういうふうに理解してますね。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 私からお答え申し上げたいと存じます。

冒頭、提案理由で御説明させていただきましたように、基本的には、現在の機構改革は47年に定め、私が就任いたしましてから1、2点をやった程度で今日に至っております。人口10万人ほどのときの機構改革でございまして、いま、13万7,000人、これから70年に向けて人口20万人を目指し行政需要が多様化してまいる。そうしたことに耐え得る機構あるいは10年間、私も各部課を觀察いたしておりまして、整理統合すべき、あるいはもっと集中すべきもの、こういうことを考えた結論が今回の行政機構の改革であるわけでございまして、決して人を増やす云々という考え方の上に立ってございません。多様化する住民ニーズ、増加する事務量の中で相互の連携を取りやすく、あるいは市民さんへのサービスをよりきめ細かく対応していくという考え方で立った、現行のよけいなものなりを改善すべきは改善していくという考え方でございます。官僚的発想で人を増やすという考え方には持ってございません。

ただ、教育委員会の中での社会教育の重視、建設部、都市整備部の相互分担の問題あるいは産衛部、市民部の中での福祉施策の重視の問題、また、財務が一部総務という名前に変わりましたが、契約業務、物品購入まで一元化していくべきだというのは以前からの課題でございました。こうした点を改善させていただきました。あるいは公園の数が増えていくので公園管理を厳格にせよ、ということで係から課に昇格させていただきました。また、広報公聴を重視せよ、ということで住民と直結した市民サービスの充実のため、秘書広報課ではなく広報公聴という独自部門を持ち、いろんな団体なり市民の方々とのコミュニケーションを図る、こういった点等を充実、加味したのが今回の機構改革でございます。

機構改革というと、何か課を減らす、機構縮小が一つのイメージとしてつながるものがありますが、私は、決してそうは考えておりません。やはりどういう体制が市民サービス強化の上で便利であるか、あるいはサービス向上という重要な部門については増やしてもいいという考え方でございます。決して逆行はしていないつもりでございます。もうもうの10年間の懸案を盛り込み、明日に向かっての市政進展の一つの体制づくりという面が、今回の機構改革に込められておりますので、その点をひとつ御理解を賜りたいと存じます。よろしくお願

いいたします。

- 29番(田中包治君) 市長は口でうまいことを言ってますが、問題は、総務というのは、自治会とか町会関係は全部総務へ移ると思う。そうでないと、総務は雑用になってくると思う。それと、いまの市政を見まして、現在、職員は全部で何人おりませんね。パーセンテージから見てどないなってるんかということです。パートとか、すっともんだ言うてますが、そういうのを合わせたら、大体、100に対してどのぐらいの割合かということです。これは大きな問題やと思う。

それと、われわれ常識から考えて、そんなことを言うとここにおられる部長さんに氣の毒ですけど、ほとんど部長室におらないでしょう。おらずに課長や係長を指導できますか。ちょっと田舎の道が悪いと言われて部長が飛んで行って、あの仕事ができない。そんなことをしているから金や人が要るのは当然や。ちょっと人に言われたら行く。だから、市民が行つても部長室には相談する人がおらないということが実際あるでしょう。そやから私が言うように、初めから部なんか減らしといたらいいんですよ。

- 議長(柳瀬美樹君) ここでお昼のため暫時休憩いたします。

(午後零時15分休憩)

(午後1時15分再開)

- 議長(柳瀬美樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の田中議員の質問に對し理事者答弁。助役、お願ひいたします。

- 助役(坂口禮之助君) 休憩前の田中議員さんの御質問にお答え申し上げます。いろいろ御指摘をいただきしておりますが、今回の機構改革につきましては、提案の理由等で十分御説明申し上げましたように、われわれといたしましては、現在時点における本市の行財政を運営していく上におきまして、いろんな角度から検討し、御提案申し上げた次第でござります。機構がいかにあるべきかにつきましては、それぞれ考え方なり見方によりまして議論があるところでございますが、それぞれのものを集約いたしまして、こういう形の機構ということで今回、御上程申し上げたものでございます。今後の運用面におきましては、御指摘の点等を十分に配慮しながらやっていきたい、かように思いますので、ひとつよろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

- 29番(田中包治君) 別にどうこうないんですが、公室と総務との関連が非常に混同してやりにくいくらいじゃないか。会社あるいは官庁においても、人事は総務というのが大体の常識です。そういういろんな問題があると思いますが、混同しないように最大の努力をお願いしたい。

かよう考えております。

- 議長（柳瀬美樹君） 天堀君。
- 16番（天堀 博君） お聞きをしたいのは、この事務分掌を変えることについては、委員会か何かを設置されてやってこられたのか。もし、そりであるならば、何回ぐらい委員会を開かれ、どの程度、どの段階ぐらいまでの意見の集約をされてきたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

そういうことに関連して言うと、西村議員の一般質問にありました、現場でよく練ってきたのか。案を示すなり、現場からの問題提起をされたのかどうか。どうもそうなっていないようにわれわれは聞いてます。練ってきたという答弁がありましたが、その点、ちょっとそうではないんじゃないかな。ほとんどできて、最終的に決まった時点で何かやいやいやい言っているんじゃないかな。その辺の答弁を願います。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。神藤君。
- 市長公室次長（神藤恒治君） お答えいたします。

この機構改革につきましては、提案理由の中でもちょっと触れさせていただきましたが、昨年7月、8月にかけて、全庁的に課長、部長を対象にヒアリングを実施いたしました。その後、企画課においてかなりの日数をかけながら、一応、素案づくりをいたしました。なお、その間に原課との若干の調整があったわけでございますが、それらをもとに過日、事務改善委員会にお諮りいたしまして一応の説明を申し上げ、その後、総務委員会に提示させていただきまして本日、御提案申し上げた次第でございます。

御指摘の全庁、全職員の考え方、意見の反映ということにつきましては、われわれとしましても、できる限りそりあるべきだという基本的な考えは持っておるわけでございますけれども、原課の部課長といったヒアリングにつきましては、当然、全職員の声が反映されているという前提のもとに進めさせていただいたわけでございます。よろしく御理解いただきたいと思います。

- 16番（天堀 博君） この件は長引いておりますので意見にしておきますが、部課長を対象にしてヒアリングをし、企画課で素案づくりをやって事務改善委員会に提示したということなんですが、大体、こういうふうにやるという段階以降の問題も含めまして、1人、1人の全職員さんの個々の意見はまちまちな部分もありますので、それをすべて聞くということはとうてい無理な話といえば無理なんですが、実態としては、市民課のレイアウト、位置とも含め、また、保険年金課あるいは一般質問に出ましたように、教育委員会なりが市民会館へ行くが、その中で学事課ですか、こちらに残るという話ですが、そのようなことも一切含めて、

実際の現場で対応している人たち、たとえば市民課の窓口業務関係の人たちの意見については、十分にくみ尽くされ、練られていないという面もかなり出てくるんじゃないかな。また、市民課だけでなく、全体的にそういう傾向があるんじゃないかなと思うわけです。

せやから、企画づくり、事務改善委員会に出てきたそのままの形がかなり強いと思いますので、その点では、問題点がどこにあったんか、ということを明らかにしながら改善していく方向がなかなか貫かれてないとわれわれは思うわけです。事務分掌の条例そのものには反対するつもりはありません。一応、そういうことで総務委員会でも説明された経過もございますからね。ただ、あとは、総括的なものではなくて、比較表として各課係を出されておりますが、具体的には、今度は実際の現場、原課で市民さんに迷惑のかからないよう、特に住民サービスがより行き届くようにしなければなりませんので、その点は極力努めてほしい。トラブルがあれば、即座に対応する体制をつくっていただきたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 11番（竹下義章君） ちょっと2点だけお聞きをしたい。

第1点は、今まで建設課にありました工事請負契約の事務が総務課の方に入っとるわけですが、常任委員会との関係をお聞きしておきたい。常任委員会には建設水道委員会がありますので、こういう請負契約等々の問題はそこで審議される場合が多い。したがって、今まで建設課にあったものを総務に持って来たことによって、常任委員会への出席とか、そういう点はどうお考えになってるのかということが第1点。

もう1点は、あえて名前を変える必要はないんじゃないかなと思いますのは、特に建設におけることですが、私がいつも言うことですが、建設課の方では、建設があって土木がある。今までこういうことで言い慣れてきているわけです。これを見ると、土木が道路課に変わっています。内容はほとんど同じであろうと判断されるわけでございます。したがって、できるならば、何も道路課でなく、土木課でもおかしくはないんじゃないかな、あえて変える必要はないんじゃないかなと考えるわけですが、この点についてどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 市長公室次長（神藤恒治君） 2点についてお答えいたします。

議会の常任委員会の件につきましては、今後、議会関係と十分調整しながら決めていきたいと考えております。

なお、名称変更の件でございますが、今回、いわゆる道路関係、特に都市計画道路とか、下水道で一部扱っておりました生活道路関係等、そういった業務分野がございましたが、今回、

道路に関する業務はすべて1課に統合する。その場合住民の方々が、いわゆる道路といえば道路課ということの方が理解しやすい、といった原課からの声もございましたので、この際、道路課という形で名称変更をさせていただいたわけでございます。よろしく御理解いただきたいと思います。

- 11番（竹下義章君） 名称変更の件は理解しておきましょう。ただ、問題は、常任委員会の件は議会とも相談して、と簡単に言われてますが、そしたら、なおお聞きしたいのは、少なくとも、工事請負契約など一切は、大体建設課の方の担当部分だと思うんですが、あえて、なぜ総務の方に付けたかについてお聞かせ願えませんか。

- 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） 私からお答え申し上げます。

機構改革に伴う常任委員会の所属でございますが、過日、総務委員会がすんだ後で、正副議長さんにもひとつ御検討を申し入れ、事務局長さんにもその旨御検討を申し上げているところでございます。お説のように、機構改革で常任委員会の所管がスムーズにいかない。それがために行政に支障を来すことのないように、正副議長さん、事務局長さんにも十分調整を図っていただこう、理事者ともども努力をいたしたいと思いますので、いましばらく時間をお借り願いたいと思います。

- 11番（竹下義章君） なぜ、今まで建設にあった工事請負関係のものをわざわざ総務の方に持ってきたか、あえて、持ってきた理由をちょっとお聞かせ願いたい。

- 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） お答え申し上げますが、すでにいろいろ御承知のとおり、工事請負あるいは物品購入等につきましてはいろいろ報道なり取りざたされておりまして、でき得れば、このような組織に変更いたしましてそのようなことを未然に防ぐ、ということよりも、やはり第三者から見て、そういう考え方を持たれないような組織にして請負工事を推進していきたい、こういう考え方のもとに位置づけたわけでございますので、御理解願いたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に。

- 5番（赤阪和見君） 他の議員さんからも質問が出ましたので、端的に1点だけ。

過去の一般質問等で公園課を設置して公園の担当を明確にせよ、ということで今回、公園課が出てるわけですが、他にもいろいろ課の新設もあります。しかし悲しいかな、福祉事務所という位置づけで大きくクローズアップをしてやっていく中で、昨年、障害者福祉都市の宣言もしましたが、障害者の「障」の字も出てない。いつも一般質問等で他の議員さんからもたくさん出てくる障害者問題について、一定の雇用促進とかの窓口を設けよ、また、その他のいろんな面ではっきりした窓口を市民にわかるように、障害者にわかるようにせよ、という形で要

望もしておりますが、そういう位置づけの問題ですね。福祉係はありますが、本当にお風呂の入浴券の発行とか事務に追われてしまって、個々の社会復帰に対する指導はできない。常々、指摘をしておりますが、そういう点、どうお考えでしょうか。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） 私からお答え申し上げます。

提案理由の中でも私が申し上げましたが、課の位置づけあるいは係の位置づけにつきましては、各原課ともまだ調整が残っておりますが、一定の変更が生じることもありますので、御理解を賜りたいと申し上げた次第でございます。

今回、福祉事務所を特に充実させていただいたのは、御承知のように、福祉6法に基づいてこれらの行政を進めておるわけですが、議員さんがおっしゃっているように、確かに福祉課の福祉係で業務を担当しておりますが、現在は、そのような考え方を持っておるわけでございます。これにつきましては、福祉事務所の方と十分ひとつ協議をさせていただき進めてまいりたい、かよう考えます。

○ 5番（赤阪和見君） いま、含みのある答弁をいただきました。本当に期待しながら待ちたい。他の市と比べてというのは、比べるのはきらいですが、障害者に対する思いやりのある形の中で、ひとつの大きな施策として取り上げてほしいと要望しておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第16「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第19号

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和60年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第19号

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例(案)

和泉市営住宅条例(昭和35年和泉市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中 「唐国改造住宅 唐国町1,059番地
横山改造住宅 北田中町185番地」 を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

建物の老朽化による取壊しに伴い、唐国改造住宅及び横山改造住宅の公用を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
- 建設部長(浅井隆介君) お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第19号「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

本件は、昭和29年度に当時、横山村並びに北松尾村が既存建物を改造設置した横山改造住宅及び唐国改造住宅について、老朽化に伴い供用廃止を行ったものでございます。

条例改正の内容は、和泉市営住宅条例の第1条の表中、「唐国改造住宅唐国町1,059番地」及び「横山改造住宅 北田中町185番地」を削除し、附則として、この条例は、公布の日から施行する旨制定しようとするものでございます。

以上、簡単に説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

- 議長(柳瀬美樹君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 5番(赤阪和見君) 古いので取り壊すというが、これで住宅が何戸減るのか。それと、一般の既存住宅がいま何戸で、耐用年数が来ているものが何戸か。
また、今後の計画として、和泉市行政として、市営住宅というものをどういう位置づけに置き、どういうふりに考えておられるのかをお聞きいたします。
- 議長(柳瀬美樹君) 理事者答弁。
- 建設部長(浅井隆介君) 唐国改造住宅の場合は7戸、横山改造住宅の場合は6戸減るわけでございます。

○ 建設総務課長（奥村富彦君） 現在、一般公営住宅として管理いたしておりますのは442戸でございます。提案させていただいてます13戸につきましては、実は、横山改造住宅につきましては、すべて合併で市に引き取られた時点から、教員向け住宅として供用されてきた分でございます。また、唐国改造住宅につきましても、7戸のうち2戸が教員住宅として供用してきましたものでございます。したがって、それらにつきましては、教員住宅としての用途が全く必要でなくなったということが一つと、さらには、その建物が根本的に改造していく上でもう無理がきていたということで今回、除却に伴って条例から削除したい、こういうふうに思います。

現在、管理しております一般公営住宅の中で耐用年数のきているものにつきましては、建設年度で言いますと、昭和28年に建設いたしました横山住宅5戸、坊城川住宅25戸、それから、伯太第2改造住宅16戸と繁和住宅の10戸が昭和29年、松尾寺住宅10戸、黒鳥第1住宅10戸が昭和30年に建設しております。大体、その辺までが30年経過しております、ほつほつ耐用年数がきておると思います。

○ 5番（赤阪和見君） 全部で76戸ですか。あの300余戸はどちら辺になるんですか。

○ 建設総務課長（奥村富彦君） その後、昭和31年からずっと建設が進められてます。伯太屋敷住宅が31年に20戸、春木住宅が31年に12戸、黒鳥第2住宅が32年に60戸、黒鳥第3住宅が32年に50戸、昭和34年に池上住宅が建設され、いま若干、第2阪和との関係でできておりますが、1種10戸、2種が10戸、井ノ口住宅が35年に7戸、唐国住宅が35年に25戸、36年に7戸、39年に20戸、48年に16戸と4回にわたって建てられております。その他繁和第2住宅が49戸、伯太団地があります。

以上です。

○ 5番（赤阪和見君） 基本的にだんだん減る一方なんですね。いまの答弁からしても、昭和35年以前に建てられた住宅が大半であると思います。それと、特に旧村の合併から出てきた、もらった、と言うとおかしい言い方ですが、引き取った建物がさびしいかな、だんだんなくなっていく。本来ならば、そこへ新しくていいものが、高層であれ何であれ、そういうものが建てられていくのが基本的な行政なんです。ところが市長、この市営住宅のみならず、南池田公民館や南横山公民館・北松尾公民館にてもだんだんつぶす方向にありますね。そういういろんな形の中で、その村の人たちが中心となつてつくった財産を、新しい市になって要らんと考えているのか、あるいはこれは何とかしなくてはいかんと考えているのか、今後の基本的な考え方について市長、お答え願いたいと思います。

特に市営住宅の空き家申し込みが1軒から8軒、多くて5軒という実態の中で、宝くじを買

うようなものです。また、1戸の申し込みなどは、どうせ申し込んでもあかんやろう、とあきらめる者の方が多い。そういう実態の中でこれだけの戸数が減る。教員住宅として引き取ったにしろ、13戸が減るわけですから、基本的にはゼロになる。後にこれに見合ひものがフォローできるのか。その点についてどうお考えか、お答え願いたい。

- 建設部長（浅井隆介君） そういう形で住宅が減っていくことは確かにございます。ただし現在、御提案申し上げております2カ所につきましては、その場所に高度化利用するというような立地条件の場所ではございませんので、今回のこの用地の跡地につきましては、また、いい方に考えたいということでございます。

それでは今度、どうするのかとなりますと、先ほど課長も申し上げましたように、耐用年数がきている住宅もございます。したがいまして、先ほど御提案、御可決いただきました事務分掌条例改正の参考資料にも、住宅施策につきまして住宅課設置の素案も出ております。そういうところから今後、建て替えにつきまして研究、検討を加え、できれば現在、府営住宅の方で繁和地区の改造計画がございますので、その辺からでも手をつけていきたい。今後は、こういうものの高度化利用を図り、戸数の確保と住宅内容の改善等にも手をつけていきたいと考えます。

- 市長（池田忠雄君） 建設部長から大要お答えさせていただきましたが、確かに和泉市の力で今後とも市営住宅を建設していくことは、財政構造自体からいたしましてもまさに至難な事態に相なっていることは、議員さんも御理解を賜っているところでございます。ただし、やはり公営住宅というものの必要性は、現在の住宅事情の中で厳として存在いたします。この中で、新しい土地を求めて建てていくことは至難なことではございますが、老朽化していく中で、府が行っています建て替え制度、高度化、たとえば5軒あるものを高度化して10軒あるいは20軒にしていく。場所が狭いので、大阪府の住宅団地の方の広域的な建て替えも至難な点もあるかと思いますが、その辺、何とかお認めいただきました住宅課の方で、その観点の上に立って検討を重ね、やっていきたいと思います。

また、府の住宅供給公社の住宅も市内に建てられてくる中で、和泉市民優先はいつも歯どめとして十分に申し入れ、市民の方々に市営住宅がなかなか建設できないかわりに、そうした公営的なものへの優先入居を認めさせてる努力を重ねております。生活レベルの向上に伴ういろんな住宅需要には、創意と工夫をこらしながら対応してまいりたい、このように考えておりますので、実情は御理解賜りたいと存じます。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第17「市道の路線認定について」(室堂光明池線)及び

日程第18「市道の路線認定について」(府中今福歩行者道)を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第20号

市道の路線認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和60年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
室堂光明池線	568.30	10.74~ 19.00	室堂町785番地の 1先	室堂町919番地先	

議案第20号、議案第21号、議案第22号及び議案第23号参考資料

道路法(昭和27年法律第180号)抜粋

(市長村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3~5 略

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 略

3 前2項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手

続に準じて行わなければならない。

議案第21号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和60年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
府中今福 歩行者道	1473.70	3.50～ 8.50	府中町810番地の 12先	今福町46番地の 113先	

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました議案第20号及び第21号はいずれも「市道の路線認定について」でございますので、一括して提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

なお、参考資料3ページから4ページをあわせて御参照願います。

まず、議案第20号 室堂光明池線は、大阪府企業局が泉北ニュータウン光明池地区の開発に伴い整備された道路で、府道和田福泉線から泉北4号線に至る道路でございます。すでに本市と光明池駅を結ぶ主要な道路として、広く市民の利便に沿うように供されており、今回、企業局から移管を受けることについて認定をお願いするものでございます。

内容は、起点、室堂町735番地の1先から、終点 室堂町919番地先とする延長563.30mでございます。幅員は、10.74m～19.00mでございます。

次に、議案第21号の府中今福歩行者道についてでございますが、大阪府住宅供給公社が開発した府中団地、和気団地、今福団地を結ぶ歩行者道として整備されたものでございます。先に団地内道路の移管を受け認定をお願いしたところでございますが、本件歩行者道については、交通安全対策等不十分な部分について指摘をし、協議の上必要な工事が施行され、このほどその完了を見ましたので、認定をお願いしようとするものでございます。ちなみに本件道路は、全国地住民はもとより、一般市民の通学、通園、通勤、買い物など広く市民の利便に供しております。

内容は、起点 府中町810番地の12先から、終点 今福町46番地の113先までの延

長1478.70m、幅員は、3.50~8.50mでございます。

以上、議案第20号及び第21号について一括して御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本2件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第20号及び第21号はそれぞれ原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第19「市道路線の廃止及び認定について」（信太3号線）並びに日程第20「市道路線の廃止及び認定について」（黒鳥観音寺線）を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第22号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第8条第2項の規定により、次の市道の路線を廃止し及び認定する。

昭和60年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 廃止する路線

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
信太3号線	1303.20	3.30~10.10	尾井町157番地の3先	鶴山台三丁目1番地の3先	

2 認定する路線

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
信太3号線	1479.20	3.30～ 11.00	尾井町114番地の 1先	鶴山台三丁目1番地 の3先	

議案第23号

市道路線の廃止及び認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項及び第8条第2項の規定により、次の市道の路線を廃止し及び認定する。

昭和60年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

1 廃止する路線

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
黒鳥観音寺線	1050.20	7.80～ 10.40	黒鳥町1,719番地 の9先	一条院町94番地の 2先	

2 認定する路線

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
黒鳥観音寺線	1630.20	7.80～ 10.40	黒鳥町1,719番地 の9先	観音寺町836番地 の13先	

○ 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長(浅井隆介君) お許しを得まして自席から、議案第22号及び議案第23号について、いずれも「市道路線の廃止及び認定について」でございますので、一括して提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

なお、参考資料5ページから8ページをあわせて御参照願います。

まず、議案第22号 信太3号線でございますが、環境改善整備事業の一環として計画された道路で、阪和東側1号線から大阪和泉泉南線に至る176mについて、用地確保が終わり事業を進めてまいりました。補助金の確定に伴う手続上必要となることから、認定をお願いしよ

うとするものでございます。

内容は、従来の信太3号線 起点 尾井町157番地の3先から終点 鶴山台三丁目1番地の3先までの延長1303.20mを一たん廃止し、改めて起点 尾井町114番地の1先から終点 鶴山台三丁目1番地の3先まで延長1479.20m、幅員3.30m~1.1.00mとして認定しようとするものでございます。

次に、議案第23号 黒鳥観音寺線でございますが、かねてから懸案の黒鳥観音寺線の延長として、府道泉大津粉河線から府道和泉中央線に至る延長580mについて、事業化を図るために当たり認定の必要があり、今回、お願ひしようとするものでございます。

内容は、現在の黒鳥観音寺線の起点 黒鳥町1719番地の9先から終点一条院町94番地の2先まで延長1050.20mを一たん廃止し、改めて起点 黒鳥町1719番地の9先から終点観音寺町836番地の1.3先までの延長1630.20m、幅員7.80m~10.40mとして認定しようとするものでございます。

以上、議案第22号及び第23号について一括御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。赤阪君。

○ 5番（赤阪和見君） 2.3号についてちょっとお伺いをいたします。

これはいま、説明を聞きましたが、まだ全然なんのままでありますよね。こういう認定してからでないと工事にかかれないとということで出てきていると解釈していいんですか。極端に言えば、道がないところを認定するわけにはいかん。ところが、どういう法的な根拠で出されているのか。その点、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 土木課長（田中武郎君） 府の補助事業でも国の補助事業につきましても、補助金の申請をするときには、道路認定が先決問題になりますので、そういう形で今回、認定を出させていたいたいわけでございます。

○ 5番（赤阪和見君） 法的な根拠ですな。今までこういうのはありませんでしたな。ありましたか。

○ 土木課長（田中武郎君） いままでこういう補助制度の中で認定が先決だという1項目がございますので、いつもこういう形でやらせていただいております。

○ 5番（赤阪和見君） 補助制度に乗る中での認定ということですか。

○ 土木課長（田中武郎君） はい。

- 5番（赤阪和見君） 補助に乗らないやうは、後に受けるという形で新たに認定するということですか。
- 土木課長（田中武郎君） はい、そうでございます。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 御異議ないものと認めます。よって、議案第22号及び第23号はそれぞれ原案どおり可決されました。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第21「財産取得について」（和泉市立光明台南小学校校舎及び体育館）、日程第22「財産取得について」（和泉市立光明台中学校校舎）及び日程第23「財産取得について」（和泉市立信太中学校校舎）を一括議題といたします。
議案を朗読させます。
- （市会事務局長朗読）

議案第24号

財産取得について

和泉市立光明台南小学校校舎及び体育館として次の建物を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和60年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

1 場所

和泉市光明台三丁目8番1号

2 構造及び面積

校舎 鉄筋コンクリート3階建 $252m^2$

体育館 鉄骨平屋建 $725m^2$

3 取得の方法

随意契約

4 取得予定価格

校舎 $35,557,350$ 円

体育館 103,238,560円

5 取得の相手方

東京都千代田区九段北一丁目14番6号

住宅・都市整備公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

住宅・都市整備公団 関西支社

理事・支社長 松下良一

議案第25号

財産取得について

和泉市立光明台中学校校舎として次の建物を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和60年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

1 場所

和泉市光明台一丁目28番1号

2 構造及び面積

鉄筋コンクリート3階建 866m²

3 取得の方法

随意契約

4 取得予定価格

125,699,772円

5 取得の相手方

東京都千代田区九段北一丁目14番6号

住宅・都市整備公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

住宅・都市整備公団 関西支社

理事・支社長 松下良一

議案第 26 号

財産取得について

和泉市立信太中学校校舎として次の建物を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年和泉市条例第 14 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和 60 年 3 月 7 日提出

和泉市長 池田忠雄

1 場 所

和泉市鶴山台一丁目 1 番 1 号

2 構造及び面積

鉄筋コンクリート 3 階建 $1,648m^2$

3 取得の方法

随意の方法

4 取得予定価格

258,468,450 円

5 取得の相手方

東京都千代田区九段北一丁目 14 番 6 号

住宅・都市整備公団

大阪市城東区森之宮一丁目 6 番 85 号

住宅・都市整備公団 関西支社

理事・支社長 松下良一

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 教育次長（杉本弘文君） お許しをいただきまして自席より、たたいま御上程いただきました議案第 24 号、議案第 25 号及び議案第 26 号の 3 議案の財産取得について、議案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

この 3 議案は、いずれも住宅・都市整備公団の立て替え施行により建設し、すでに供用を開始いたしております市立光明台南小学校、同じく市立光明台中学校及び信太中学校の各増築した建物を住宅・都市整備公団との契約によって取得するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

次に、内容について順次、御説明申し上げます。

議案第24号は、市立光明台南小学校の校舎及び体育館でございまして、校舎につきましては昭和58年3月に、体育館については昭和57年12月にすでに完成し、供用を開始いたしておりまして、本年度国庫補助金の交付を受け、市有財産として取得するものであります。

構造及び面積は、鉄筋コンクリート3階建て、 $252m^2$ で、普通教室3教室でございます。

取得価格は、3,555万7,350円を予定いたしております、財源内訳といたしましては、国庫補助金1,672万円、起債1,420万円、一般財源4,63万7,350円であります。

体育館の構造及び面積は、鉄骨平家建て $725m^2$ で、取得価格は、1億323万8,560円を予定。財源内訳は、国庫補助金4,937万2,000円、起債4,190万円、一般財源1,196万6,560円であります。校舎、体育館とも一般財源相当額につきましては、昭和62年より昭和82年度まで年利6.5%、半年賦元金均等払いにより償還することといたしております。

次に、議案第25号、光明台中学校校舎でございます。本件の光明台中学校も昭和57年12月に完成し、すでに供用を開始いたしております、本年度国庫補助金の交付を受け、市有財産として取得するものであります。

構造及び面積は、鉄筋コンクリート造り3階建て $866m^2$ で、普通教室3教室、特別教室2教室等で、取得価格は、1億2,569万9,772円を予定いたしております。財源内訳といたしましては、国庫補助金8,036万4,000円、起債3,410万円、一般財源1,123万5,772円であります。一般財源相当額は、昭和62年より昭和82年度まで年利6.5%、半年賦元金均等払いによって償還することといたしております。

次に、議案第26号、市立信太中学校校舎でございます。本校舎もすでに昭和58年3月に完成、供用を開始いたしております、国庫補助金の交付を受け、市有財産として取得するものであります。

構造及び面積は、鉄筋コンクリート造り3階建て $1,648m^2$ で、普通教室4教室、養護教室2教室、特別教室3教室、給食室等で、取得価格は、2億5,846万8,450円を予定いたしております。財源内訳といたしましては、国庫補助金1億4,036万5,000円、起算7,962万4,000円、一般財源3,848万9,450円であります。同じく一般財源相当額につきましては、昭和62年より昭和82年度まで年利6.5%、半年賦元金均等払いにより償還することといたしております。

以上、簡単でございますが、3議案についての提案の理由並びに内容であります。何とぞよろしく御審議を賜りまして、御可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

- 29番（田中包治君） ちょっと聞きたいが、学校を建てるに50%の補助がありますね。その中で土地とかもありますが、土地の方は以前に無料でもう建てた。補助としてうちから出した金もあり、公団が出さずに全部市で負担しているのか、それとも補助との兼ね合いかあると思いますが、どうなっているんですか。
- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 管理部次長兼総務課長事務取扱（逢野博之君） 用地につきましては、住宅公団が設置した団地に係る学校施設につきましては、一応、公団との話し合いであります。最近ですと、光明台北小学校が建設されたわけですが、用地は一応、市の方で買い取ることになっております。これにつきましては国庫補助金がありまして、価格面につきましては、公団が買収した価格を基本にして交渉の中で決定していくわけで、用地につきましても、若干の補助金を見込んで買収をしていました。
- それから、建物につきましては、一応、公団の住宅に係る学校施設につきましては、先ほども提案理由で申し上げましたように、5省協定に基づき立て替え施行を適用いたしまして、資格面積が発生した年次で補助を適用していただけます。一般財源分は今後、20年間で償還していく形で、住宅団地の学校を建設している次第でございます。
- 29番（田中包治君） ちょっと理解できない。50%は補助になりますわな。いろいろ地価の関係もありますがね。そうすると、公団は1銭も出さないんですか。民間の小さなものがやっと幼稚園やとかで負担金を取ってますわな。それとの兼ね合いはどうなってますか。公団やったら、うちから金を出しますが、他の小さな住宅やったら1戸30万円か出しますね。そういう制度との兼ね合いはどうなんですか。
- 管理部次長兼総務課長事務取扱（逢野博之君） ただいまの御指摘は、一般の開発に伴う教育負担金との兼ね合いの問題だと思います。確かに一般の開発指導要綱の中では、1戸当たり30万円の教育負担金をいただいているのは事実でございます。ただ、公団制度の中では一応、低利な金額でもって将来20年間で一般財源相当分を償還していく形で、公団は、金額面では負担する中身にはなっておりません。しかし、利子の点から見ましても、また、補助対象外の建物並びに造成工事等が出てまいりますが、そういう中では、市といろんな協議をしてある程度御負担願う。施設によっていろいろ違います。その協議の中で御協力を願う点が出てまいります。そういう点はひとつ十分配慮してもらう。制度の中では一応、開発負担金的なものは適用いたしておりません。御理解いただきたいと思います。
- 29番（田中包治君） それやったらおかしいんと違いますか。一般的な場合は金を取るが、公団の場合は、市が予算の中でやるとなると理屈に合わない。大きな公団がこじらえる場合、当

然、学校も必要やから、その金は全部市で出しなさいというのはおかしい。補助が半分あるから、どこへ建てても一緒です。ちょっと差別的な行政になってるんと違いますか。一般のは1軒建ても30万円取るが、公団は出さんというのはね。そこらの兼ね合いを聞いてるんです。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

住宅・都市整備公団等において開発いたしますと文教施設につきましては、5省協定の中で、それらの補助率その他建設に対する財源等には特別な配慮が払われる規定されているんでございます。それらの開発要綱の5省協定に基づきまして現在までやってまいりました。新住市街地の校舎につきましては、いずれも人口急増都市として3分の2補助、起債相当額については、当該年度の元利償還時点で交付税に算入する。当該年度の一般財源につきましては、5年据え置き無利子で金利6.5%、20年間にわたって元利均等償還という制度が組まれております。したがって、公団直接の負担と申しますのは何と申しますか、5カ年の無利子等の規定が、住宅開発の直接の負担になろうかと思います。これは国の制度の中で規定され運用されております。その点御理解いただきたいと思います。

○ 29番（田中包治君） そうなると、うちの開発指導要綱が問題になってくる。一般的のやつは金を取るが、公団の金利といつもしますわな。そういうシステムになると、市としては公団が来ると損だということですね。そうなりますわな。民間の場合は、国の補助以外は開発会社が出してますわな。

○ 助役（坂口禮之助君） 私からお答え申し上げます。

教育費負担の関係ですが、一般民間企業等の開発の場合は御承知のとおり、教育費負担として1戸当たり30万円いただいてございます。それ以外のものは、いわゆる教育施設としてはいただいてございません。特に公団の場合は、先ほど教育長さんからも御説明がありましたように、国の機関の一環であるということで、国の方で5省協定という協定が結ばれまして、教育費負担については行っていくという規定がございます。やはり公団は国の機関であるということから、国の制度に従わざるを得ない。5省協定以外のものは、教育費負担としてはいただけません。

ただ、それだけでは非常に民間との格差があるということを力説いたしてございます。光明台南北小学校あるいは中学校もございますが、その敷地につきましては、原価を非常に安くお願いしてまいりました。その都度、用地購入の段階で議会の御議決をいただいておりますのでほぼ御推察いただけると思いますが、昔流の坪単価にして約6,000円ぐらいでございます。その土地を学校用地として有効に使えるように、石垣、整地、排水関係などすべて公団負担としてやっていただけております。たとえば光明台北小学校の場合でも、敷地の造成に約2億円

ぐらいかかってございます。この公団負担は、5省協定にも入っておりません。市の財政運営も含めてお願ひをしやつてきているわけです。そうした取り扱い上の違いがございます。

一方、民間は1戸30万円というと高いように見えますが、一つの学校を建てるということになりましたら、仮に1,000戸から3億円ぐらいしかいただけないとなりますと、敷地の確保すらできないということでございます。実質上、公団の方が高い御負担をしていただいてきているのが現実でございます。教育費関係に限つてでございますが、そういう扱いになってございます。御理解いただきたいと思います。

○ 29番(田中包治君) 大体、わかりました。第三者が考えると何かしら差別があるようになります。公団とかの兼ね合ひはあると思いますが、ちょっとおかしいなと思ったのでお聞きしました。

○ 議長(柳瀬美樹君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よつて、議案第24号、議案第25号及び議案第26号はそれ原案どおり可決されました。

○ 議長(柳瀬美樹君) 日程第24「工事請負契約締結について」(旭第一団地8棟建設工事)及び日程第25「工事請負契約締結について」(旭第二団地13棟建設工事)を一括議題いたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第27号

工事請負契約締結について

旭第一団地8棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和60年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

1 契約の目的 旭第一団地8棟建設工事

2 契約者 和泉市長 池田忠雄

3 入札の方法 指名競売入札

4 契約金額	141,000,000円
5 契約の相手方	大阪市浪速区浪速東一丁目2番26号 株式会社 榎並工務店 代表取締役 榎並昭
6 工期	自 昭和60年 3月 日(議決の日) 至 昭和60年12月28日
7 契約保証金	7,050,000円
8 保証人	大阪府泉南郡岬町汰輪5746番地の27 志真建設株式会社 代表取締役 高山隆志

議案第27号参考資料

旭第一団地8棟建設工事概要

1 工事場所	和泉市旭町113番地ほか
2 敷地面積	2,771m ²
3 工事種別	新築
4 構造及び規模	住宅棟： 鉄筋コンクリート造地上4階建 1棟(住宅16戸) 延床面積 1,007m ² 作業所棟： 鉄骨造 平屋建 1棟(作業所4戸) 床面積 120m ²

議案第28号

工事請負契約締結について

旭第二団地13棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和60年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

1 契約の目的	旭第二団地13棟建設工事
2 契約者	和泉市長 池田忠雄
3 入札の方法	指名競争入札
4 契約金額	590,000,000円

5 契約の相手方 和泉市旭町 4-29 番地の3
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内博文

6 工期 自昭和60年3月一日(議決の日)
至昭和61年3月20日

7 契約保証金 29,500,000円

8 保証人 貝塚市堀三丁目6番3号
株式会社 安部工務店
代表取締役 安部常一

議案第28号参考資料

旭第二団地13棟建設工事概要

1 工事場所 和泉市山手町14番地ほか
2 敷地面積 2,867m²
3 工事種別 新築
4 構造及び規模 店舗付住宅棟；鉄骨鉄筋コンクリート造地上7階建
1棟(住宅58戸 店舗3戸) 延床面積4,711m²
附帯工事；エレベーター1基、受水槽、ポンプ室
自転車置場、植樹等

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
- 改良事業部長(富田宏之君) お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました議案第27号及び第28号の「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として建設しようとする旭第一団地8棟及び旭第二団地13棟建設工事で、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

まず、先に旭第一団地8棟について御説明申し上げます。その内容は、契約金額1億4,100万円。契約の相手方は、大阪市浪速区浪速東一丁目2番26号 株式会社 橋並工務店 代表取締役 橋並昭でございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和60年12月28日までといたしております。保証人は、大阪府泉南郡岬町淡輪5746番地の27

志真建設株式会社 代表取締役 高山隆志でございます。

工事場所は、和泉市旭町113番地ほかで、敷地面積2,771m²。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上4階建住宅1棟住宅16戸、延床面積は1,007m²並びに鉄骨造平家建作業所1棟、作業所4戸、延床面積120m²でございます。

次に、旭第二団地1-3棟について御説明申し上げます。その内容は、契約金額5億9,000万円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3 株式会社 竹内建設 代表取締役 竹内博文でございます。工期は、御議決を得ました日から昭和61年3月20日までといたしております。保証人は、貝塚市堀三丁目6番3号 株式会社 安部工務店 代表取締役 安部常一でございます。

工事場所は、和泉市山手町14番地ほかで、敷地面積は2,867m²。構造及び規模は、鉄骨鉄筋コンクリート造地上7階建、一部6、5階建住宅1棟で住宅58戸、店舗3戸、延床面積4,711m²及び付帯工事一式でございます。

以上で議案第27号及び第28号「工事請負契約締結について」の提案の理由並びにその内容の御説明を申し上げました。

なお、今回の建設を行うことにより住宅戸数は、すでに58年度までに完成分1,156戸、現在建設中16戸、今回発注する分74戸を加えまして1,246戸となります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本2件について質疑、御意見ありませんか。

○ 19番（原 重樹君） ちょっとお聞きしたいが、いままでも同建ルールの中で指名競争入札ということになったと思いますが、一般の業者も含めて特にこういう時期でございますので、いろいろ主張しているところなんですが、その辺の考え方を明らかにしていただきたいのと、もう一つ細かい点ですが、作業所というのは具体的にどういうものになるのか。いままでこういうものはあったと思いますが、市立になると思いますが、その家賃というか、それは平方メートルごとに取っているのか。その点の説明だけお願いいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 改良事業部長（富田宏之君） まず、指名業者についてお答え申し上げます。

多分、昭和48年ごろだったと思いますが、現在の同建協会が設立されております。その当時、関係いたします各衛星都市も入りましてこの趣旨に賛同し、現在の形で運営を行ってきてるという経過がございます。われわれといたしましても、大阪府下一円の取り扱いと同様の運営をしてまいりたいと考えております。

なお、御議決をいただく金額までには達しておりませんが、それなりに建設委員会等で御報

告申し上げている段階でございますが、土木工事等につきましても一般業者の参加を極力努力しておりますので、ひとつその辺の御理解をいただきまして、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 改良総務課長（吉恵利朗君） 作業所につきましては、以前、ここで家内業をやっている方で、作業所は30m²くらいの大きさですが、改良住宅に入られる中で希望する方にはそこへ入っていただく格好で、いままでは、現地で139戸のうち61戸は改良住宅建設で作業所に入るという御希望の方がございまして、61戸の計画をしております。
- 19番（原 重樹君） 改良住宅のゲタばきの形でやるわけでしょう。家賃は……。
- 産業衛生部理事（青木孝之君） 家賃は商工課の方で受け持っておりますので、御説明させていただきます。

家賃は一応、面積等で定めます。表をつくってございまして、それによりまして徴収させていただいてございます。

- 19番（原 重樹君） 広さでやってるんですか。
- 産業衛生部理事（青木孝之君） さようございます。
- 19番（原 重樹君） この点は結構ですが、先ほどの最初の件ですが、結局、府下一円云々ということがございましたが、和泉市の建設事業で同和関連事業が占める比率は、ものすごいものになるのが現状だと思うんです。60年度予算もこれから審議されるわけですが、改良住宅の分も相当あがってます。公共事業全体が全国的にだんだん少なくなっており、もちろん本市もそうですが、その中で同和事業だけが大きな比率を占めてます。その辺では、一般業者のことこれから考えていかないかんと思う。このままではあかんと思います。逆に同建設者が一般の事業にも入ってきてますからね。

同時に先ほどの答弁にありましたが、いわゆる議会の議決を必要としない小さな分については、入れておるということだろうと思うんですが、できれば、きょうここではちょっと無理だと思いますが、どの程度入っておるのか。59年度で結構ですが、議会に出てこない分も含めて一覧表を出してほしい。同和関連事業のうち、どういうところへどれだけ発注しているかについて、それが可能かどうかだけ聞いておきたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。
- 改良事業部長（富田宏之君） 御回答申し上げます。

改良事業部で担当しておりますのは、特に団地建設が主でございます。その他につきましては、地区内道路を担当いたしております。59年度に地区内道路3線がございまして、そのう

ち指名業者につきましては同建設者1社、あと5社の一般業者の指名参加に加えまして、その3線とも指名競争入札を行っております。

以上でございます。

○ 19番（原 重樹君） 議長、ここで3線なら3線で結構ですので、何社が指名入札に参加し、どこが何を取ったかを含めて資料でお願いできるかどうかです。

○ 議長（柳瀬美樹君） わかりました。並河君。

○ 8番（並河道雄君） 最初に旭第一団地が建設されたとき11階建て、以後4階建てですが、今回、7階建てが建設される理由。買収の遅れでこうなったのかどうか。7階建てにすることによって付帯工事が要るんじゃないかと思うわけですが、その辺をちょっとお聞きしたい。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 改良事業部次長（前田守正君） 現在、旭第二団地の高層建築計画でございますが、いままでは、4階建ての一定の形におさまった住宅建設を行ってきたわけでございます。それと、立地条件なりあるいは町の中核に面というか、ゾーンをつくる形も考えてきました。ちなみに、阪和線寄りに建てております高層11階建て、それから現在、計画しておりますのは、いわゆる西教寺という、元の寺を中心とした町の形態の中心的なところにありますので、ひとつはシンボル的な工夫した住宅を建設していきたいという考え方もあるわけです。それと、用地もできるだけ高度利用を図り、周辺に縁あるいは緑地等をできるだけ配置していきたいという考えもございまして、そこに建設計画を立ててきたわけでございます。

なお、関連いたしまして、道路等につきましても、2号線の建設と相まって、いわゆる再開関係の車の搬入についても2号線に隣接したところであります。高層建築物についてもそれらの考え方に基づき、一定の計画とにらみ合わせた土地利用も含めて建設することとしたものでございます。

○ 8番（並河道雄君） いまの答弁は全く気に入りません。阪和線寄りに11階建ての高層を建て、今回、シンボル的な7階建てのものを建てるというが、その趣旨そのものが全く間違っていると思う。聞くところによれば、丸笠団地あるいは旭第一団地の高層その他でかなり空き家があるよう聞いておりますが、その実態把握を説明願いたいのと、これは必要だから建てるんだと思います。シンボル的に同和事業で建てるという見解が間違っているんじゃないかなと思います。御答弁をお願いしたいと思います。

○ 改良事業部長（富田宏之君） シンボルと申しましたのは、改良住宅の建設を必要とする戸数の範囲内で、あの地域全体の景観も含めまして、一定の事業も大体終わりに近づいておりますので、この辺では、あの場所が中心になって町が発展した経過もございますので、あそこに

一部5階、6階、そして7階の3段階のユニークで美しい建物にしていこうという考え方でございます。何もシンボルのために団地を建てる意味ではございません。既存の団地建設の計画の中での考え方の一部として、あの中心的なところに一定のいままでの建物じゃなく、少し変わった建物を建てていこうという考え方でございますので、その点、誤解のないようにお願ひしたいと思います。

- 8番（並河道雄君） 空き家については。
- 建設部長（浅井隆介君） 担当課長が先ほどの答弁後、退席しておりますので、後日、資料で提出させていただきます。
- 8番（並河道雄君） 先ほど、赤阪議員からも話がありましたけれども、市営住宅の建設については、非常に遅れているわけです。ところが今回、7階建てを建てるのは、やはりそれなりの需要があって必要だから建てるんだろうと、われわれ議員としては思っておるんですが、空き家があるよう聞いてるんですよ。その辺をはっきりしておかんと困るんです。
- 改良事業部長（富田宏之君） お答え申し上げます。
現実には、空き家という位置づけではなく、現在、私の方で不良住宅の買収に入っておりますが、その人たちの空き家対策の中で建設しているものに、未入居の住宅があるのは事実でございます。ただ、その点につきましては、速やかに入居をお願いしたいんですが、約1年間に地権者並びに借家人を含め、300人ぐらいのお方を対象に私の方は用地買収に入っているわけでございますが、過去の平均を見まして、約100件から150件の年間の契約件数でございます。その面で入居をしていただく予定の団地建設につきまして若干、未入居のところがあるということは事実でございます。
- 8番（並河道雄君） 市民に対する行政の公平さという面からも、市営住宅建設も急がなくてはならないと思います。それに反して、空き家もつくって予想される格好で待っているのも一概に間違ってはいないと思いますが、いきなり7階建てが出てくる。エレベーターの電気代やいろんな管理費の負担がかさんでくるんじゃないかと思います。こういう不公平な行政は、逆に差別行政にもつながると思いますので、この辺をしっかり考えていただき、こういう建設を進めていただきたいと要望して終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第27号及び第28号はそれぞれ原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第26「和泉市老人医療費の助成に関する条例及び和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第30号

和泉市老人医療費の助成に関する条例及び和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市老人医療費の助成に関する条例及び和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和60年8月7日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市老人医療費の助成に関する条例及び和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）
(和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部改正)
第1条 和泉市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年和泉市条例第25号）の一部を次のように改正する。
第3条を次のように改める。
(助成の範囲)
第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により療養に関する保険給付が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であった者を含む。）又は社会保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）若しくは組合員（被保険者若しくは組合員であった者を含む。）が負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から老人保健法第28条の規定による一部負担金に相当する額（以下「一部負担金相当額」という。）を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。この場合において、同条第4項中「当該給付（当該給付に伴う第17条第7号に掲げる給付を含む。）について第30条第1項の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定し

た額」とあるのは、「当該給付に係る対象者等負担額」と読み替える。

2 前項の規定にかかわらず、対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われるときは、その限度において助成を行わない。

第11条に次の1項を加える。

2 対象者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条 和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例（昭和48年和泉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「以下（世帯主等）という。」を削り、「社会保険各法による被保険者」の次に「（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）」を加え、「以下（被保険者等）という。」を削る。

第3条を次のように改める。

（助成の範囲）

第3条 和泉市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養に関する保険給付が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額を助成する。ただし、当該疾病又は負傷について国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われるときは、その限度において助成を行わない。

第10条に次の1項を加える。

2 医療証の交付を受けた者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

理 由

日雇労働者健康保険法の廃止及び健康保険法の一部改正に伴い、本市においても所要の規定の整備を行うほか、対象者等の死亡届出義務を課す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を簡単に願います。
- 市民部長（松村吉堯君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました議案第30号「和泉市老人医療費の助成に関する条例及び和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療

費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。追加議案書の8ページでございます。

すでに御承知のとおり先般、健康保険法の改正が行われましたが、そのうち日雇労働者健康保険法が廃止され、新たに健康保険法日雇特例被保険者に関する改正が行われるもの及び健康保険法等に対する該当者が死亡したとき届け出義務を付けられたことに伴いまして、本市においても関係2条例について所要の規定の整備を行う必要が生じたものでございます。

なお、2条例とも改正の理由並びに内容については全く同じでございますので、議案第30号として同時に御提案させていただいておりますので、その点よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、内容の御説明を申し上げます。

第1条の和泉市老人医療の助成に関する条例の一部を改正する内容につきましては、条例第3条第1項は、対象者に係る助成の範囲を定めたもので、過般の健康保険法等の改正で日雇労働者健康保険法が廃止されたため、その対象者に対して健康保険法に日雇特例被保険者を加えるものでございます。

第2項は、対象者の疾病などについて、国等が負担することとなる医療費については、当該規定による助成は行わない旨を規定いたしたものであります。

統いて、第1.1条に2項を設け、対象者が死亡したとき、届け出義務を定めたものでございます。

続きましては、第2条の和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例の一部改正条例の内容でございます。条例第2条第2項第4号の規定は、対象者に係る除外規定でございまして、同項中日雇特例被保険者を切除いたしまして、これらを対象者等に条文の整備を行うとともに、日雇労働者健康保険法が廃止されたため、その対象者を健康保険法に日雇特例被保険者として加えたもので、この方たちについても対象者に加えるものでございます。

次の第3条は、助成の範囲を定めたもので、これにつきましても、第1条と同様の内容と条文の整備を行うとともに、対象者の疾病などについて、国等が負担することとなる医療費については、当該規定による助成は行わない旨を定めたものでございます。

次いで、第10条に2項を設け、医療証の交付を受けた者が死亡したときの届け出義務を定めたものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第30号の提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

なお、参考資料として12ページから16ページまでに新旧対照表を添付してございますの

で御参考の上御審議を賜り、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

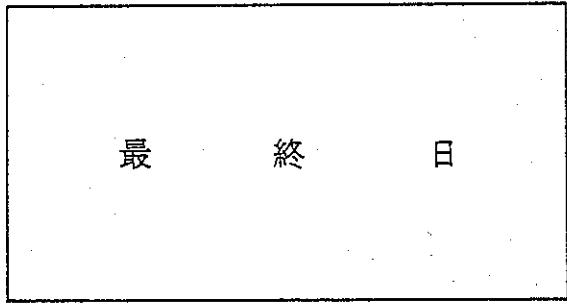
お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

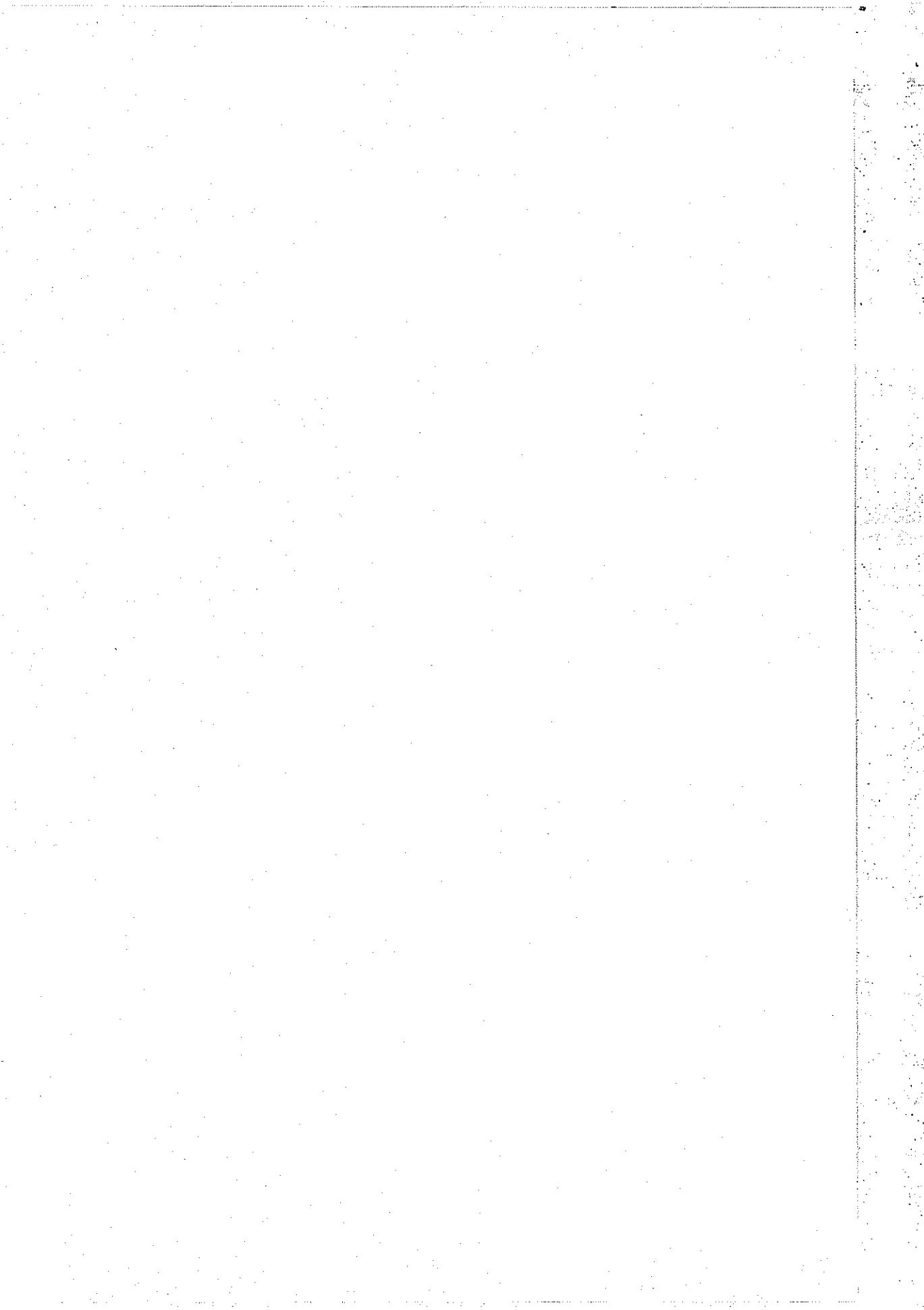
御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日から24日までを休会とし、14日から予算審査特別委員会を開きますので、委員の皆さんには大変御苦労でございますが、よろしく御審議をお願い申し上げます。長時間、まことにありがとうございました。

（午後3時15分散会）



最 終 印



昭和60年3月25日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番 飯坂楠次君	17番 西村慎太郎君
2番 奥村圭一郎君	18番 勝部津喜枝君
3番 田中昭一君	19番 原重樹君
5番 赤阪和見君	20番 坂口敏彦君
6番 藤原正通君	21番 若浜記久男君
7番 穴瀬克己君	22番 西口秀光君
8番 並河道雄君	23番 柳瀬美樹君
9番 竹内修一君	25番 成田秀益君
10番 仁井明君	26番 池辺秀夫君
11番 竹下義章君	27番 金谷衛君
12番 貝渕博治君	28番 出原平男君
13番 大谷昌幸君	29番 田中包治君
16番 天堀博君	

欠席議員(1名) 15番 松尾孝明

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市助	長役	池田忠雄	同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田稔
役	役	坂口禮之助	同和対策部次長兼	向井洋
役	役	中塚白	総合調整課長事務取扱	吉堯也
役	役	西川喜久	市民部長兼長	松村川清史
役	役	逢野一郎	市民部次長兼所長	中大宅臣
市長公室	理事	神藤恒治	市民部市民課長事務取扱	岡木之郎
市長公室	次長	井阪和充	産業衛生部長	青堀宏
人事課長	事務取扱	麻生和義	産業衛生部(商工担当)	木行
秘書広報課長	長	大塚孝之	産業衛生部次長	浅井隆介
財務部長	長	吉田日出男	建設部長	福田隆行
財務部次長	長	橋本昭夫	建設部理事長	中好美
財政課長	事務取扱		建設部次長	
財務部次長(税務担当)				
同和対策部長				

備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

和泉市嘱託速記士 中野満里

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北	野	敦	雄
参 事	大	塚	俊	昭
議事係長	大	中	保	保
議事係	味	谷	博	博
議事係	佐	土谷	茂	一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和 60 年和泉市議会第 1 回定期会議事日程

No. 1

(3月25日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第 31 号	和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	追加その 2 P. 1
2	議案第 32 号	和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について	" P. 4
3	議案第 33 号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	" P. 7
4	議案第 34 号	和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	" P. 43
5	議案第 35 号	昭和 59 年 12 月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について	" P. 53
6	議案第 36 号	財産処分について (内田財産区財産(ため池)の売却)	" P. 58
7	議案第 37 号	昭和 59 年度和泉市一般会計補正予算(第 4 号)	" P. 61
8	議案第 38 号	昭和 59 年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)	" P. 110
9	議案第 39 号	昭和 59 年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第 1 号)	" P. 123
10	議案第 40 号	昭和 59 年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)	" P. 128
11	議案第 41 号	昭和 59 年度和泉市水道事業会計補正予算(第 2 号)	" P. 142
12	議案第 42 号	昭和 59 年度和泉市病院事業会計補正予算(第 2 号)	" P. 168
13	議案第 9 号	和泉市都市公園条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 1
14	議案第 10 号	和泉市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 14
15	議案第 11 号	和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 17
16	議案第 12 号	和泉市中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 20
17	議案第 13 号	和泉市立保健センター条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 24
18	議案第 29 号	和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	追加 P. 1
19	議案第 1 号	昭和 60 年度和泉市一般会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
20	議案第 2 号	昭和 60 年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
21	議案第 8 号	昭和 60 年度和泉市老人保健事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
22	議案第 4 号	昭和 60 年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
23	議案第 5 号	昭和 60 年度和泉市公共下水道事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
24	議案第 6 号	昭和 60 年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
25	議案第 7 号	昭和 60 年度和泉市水道事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
26	議案第 8 号	昭和 60 年度和泉市病院事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
27	議案第 43 号	和泉市公共下水道の下水排除に関する事務の委託に関する協議について	追加その 2 P. 195
28	報告第 1 号	和泉市土地開発公社昭和 60 事業年度事業計画書類の提出について	P. 86

16.2.

日程	種別及び番号	件名	摘要
29	諮詢第 1 号	人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めるについて	追加その 2 P. 201
30	議案第 44 号	教育委員会委員の選任について	追加その 3 P. 1
31	請願第 1 号	障害児の医療・療育・保育をよくするための請願	別紙
32	意見第 1 号	中小企業専任(又は総合政策担当)大臣の設置に関する意見書	別紙
33	意見第 2 号	国鉄の「分割・民営化」に対する意見書	別紙
34	決議第 1 号	北方領土返還に関する要望決議	別紙

(午前 10 時 30 分開議)

○ 議長(柳瀬美樹君) おはようございます。大変開会が遅れまして、まことに申しわけございません。議員の皆さんには年度末、公私何かとお忙しいところ御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは 21 名でございます。松尾議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、21 名でございます。

○ 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配布してあるとおりでありますので、御了承願います。

議案第 31 号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 60 年 3 月 22 日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 20 号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第1条関係)

区分	報酬額
議長	月額 470,000円
副議長	月額 450,000円
議員	月額 430,000円

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和60年3月1日から適用する。
- 議会の議長、副議長及び議員が、改正前の和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、昭和60年3月1日以降の分として支給を受けた報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。

理 由

近時の社会経済の諸情勢並びに近隣都市の状況等を勘案し、議員等の報酬月額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第32号

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和60年3月22日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 33 号

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和45年和泉市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「500,000円」を「550,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和60年3月1日から適用する。
- 2 教育長が、改正前の和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて、昭和60年3月1日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例による給与の内払とみなす。

理 由

近時の社会経済の諸情勢並びに近隣都市の状況等を勘案し、教育長の報酬月額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第33号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和60年3月22日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 33 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「12,300円」を「13,200円」に、「3,800円」を「4,200円」に、「8,300円」を「8,900円」に改める。

第14条の3第1項中「17,800円」を「18,200円」に改める。

第40条第1項中「第4項」を「第5項又は第7項」に改め、同項第2号中「同条第2項に規定する基準日前の雇用期間」を「同条第4項に規定する算定基礎期間」に改め、同条第2項を次のように改める。

2. 前項第2号の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が22日以上ある月が1月以上あるもの（季節的に業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務した者に限る。）であった者（以下この項において「職員等」という。）であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

- (1) 当該勤続期間又は当該職員等であった期間に係る職員等となった日の直前の職員等でなくなった日が当該職員等となった日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなった日前の職員等であった期間
- (2) 当該勤続期間に係る職員等となった日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であった期間

第40条第3項中「第5項」を「第6項又は第8項」に改める。

第40条第13項を同条第16項とし、同条第12項中「第3項から第8項まで」を「第3項、第5項から第11項まで」に改め、同項を同条第15項とし、同条第11項中「第8項」を「第11項」に、「第4項又は第5項」を「第7項又は第8項」に改め、「傷病手当」の次に「再就職手当」を加え、同項を同条第14項とし、同条第10項中「第8項第3号」を「第11項第3号又は第3号の2」に、「又は第3項」を「第3項又は第11項」に、「これらの」を「第1項又は第3項の」に改め、同項を同条第13項とし、同条第9項を同条第12項とし、同条第8項中「及び第3項から前項」を「第3項及び第5項から前項」に改め、「傷病手当」の次に「再就職手当」を加え、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (3)の2 前2項に該当する者以外の者であって、安定した職業に就いたもの 雇用保険法第56条の2第3項に規定する再就職手当の額に相当する金額

第40条第8項第4号中「就いたもの」の次に「（前号の再就職手当の支給を受けることができる者を除く。）」を加え、同項を同条第11項とし、同条中第5項から第7項までを3項ずつ繰り下げ、同条第4項第2号中「特例受給資格者と」の次に「その者の基準勤続期間を同

法第17条第1項に規定する被保険者期間と」を加え、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項及び前項中「退職の日の翌日から起算して1年」とあるのは「退職の日の翌日から起算して1年と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、1年に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、第1項中「当該1年の期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、第1項及び前項中「の期間内に失業している」とあるのは「内に失業している」とする。

5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

- (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
- (2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第22条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第2項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によ

りその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

別表第1、別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第1 行政職給料表

職務の等級	1等級		2等級	3等級	4等級	5等級
	甲	乙				
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	—	—	125,600	107,500	—
2	216,100	183,500	153,400	132,000	112,800	88,000
3	224,800	191,200	160,400	138,500	118,800	90,700
4	232,600	199,000	167,400	146,000	125,600	93,600
5	242,600	207,600	175,500	153,400	132,000	96,600
6	252,700	216,100	183,500	160,400	138,500	99,900
7	262,900	224,800	191,200	167,400	146,000	103,600
8	273,100	232,600	199,000	175,500	153,400	107,500
9	283,500	242,600	207,600	183,500	160,400	112,800
10	294,000	252,700	216,100	191,200	167,400	118,800
11	305,200	262,900	224,800	199,000	174,700	125,600
12	316,700	273,100	232,600	206,800	182,200	132,000
13	328,300	283,500	241,100	214,600	189,600	138,500
14	340,000	294,000	249,700	222,400	196,800	145,000
15	352,100	304,500	258,400	230,300	203,900	151,700
16	364,800	314,700	267,200	238,300	210,700	158,200
17	376,500	324,900	275,900	246,400	217,500	164,600
18	387,900	334,800	284,600	254,500	224,200	170,900
19	398,400	344,400	293,200	262,700	230,800	176,200
20	408,800	353,800	301,700	271,000	237,200	181,500
21	418,400	362,100	310,200	279,100	243,500	186,600
22	427,100	368,500	318,300	286,600	249,100	191,600
23	432,100	374,700	326,200	293,700	254,600	196,600
24	436,700	379,000	332,600	299,400	258,600	201,000
25			338,600	304,700	262,100	205,300
26			342,600	308,500	265,400	209,600
27			346,400	312,100	267,900	213,500
28			350,200	315,700	270,400	216,800
29				319,300	272,800	219,900
30				322,900	275,200	222,200
31					277,600	224,500
32					280,000	226,800
33						229,000
34						231,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職務の等級 号 級	特1等級 給料月額	1等級 給料月額	2等級 給料月額	3等級 給料月額	4等級 給料月額
1	432,100 円	317,200 円	243,800 円	— 円	146,000 円
2	442,800	327,600	254,400	212,800	154,700
3	458,500	337,900	264,900	223,100	163,500
4	464,600	348,200	275,400	233,400	172,400
5	475,700	358,400	285,900	243,800	182,500
6	487,000	368,300	296,400	254,300	192,700
7	499,000	378,100	306,800	264,700	202,800
8	511,300	387,400	317,200	275,100	212,800
9	524,100	396,800	327,600	285,500	222,900
10	537,000	406,200	337,900	295,800	232,800
11	549,800	415,600	348,200	306,100	242,500
12	562,800	424,900	357,800	314,900	250,700
13	574,700	434,200	367,200	323,500	258,500
14	586,900	443,500	376,400	331,700	266,200
15	598,900	451,600	385,600	339,800	273,900
16	610,200	459,400	394,600	347,900	281,600
17	621,100	466,600	403,100	355,900	289,800
18	631,400	472,400	411,700	363,800	296,800
19	640,500	477,200	420,200	371,600	303,600
20		482,000	426,700	377,800	308,000
21			433,000	383,700	312,300
22			437,300	389,200	315,400
23			441,600	392,900	
24				396,600	

備考 この表は、医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職務の等級 号 級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	—	—	12,560	10,750	—
2	183,500	150,600	132,000	112,800	88,000
3	191,200	156,200	138,500	118,800	90,700
4	199,000	161,800	145,000	125,600	93,600
5	207,600	167,400	150,600	132,000	96,600
6	216,100	175,500	156,200	138,500	99,900
7	224,300	183,500	161,800	145,000	103,600
8	232,600	191,200	167,400	150,600	107,500
9	242,600	199,000	175,500	156,200	112,800
10	252,700	207,600	183,500	161,800	118,800
11	262,900	216,100	191,200	167,400	125,600
12	273,100	224,300	199,000	174,700	132,000
13	283,500	232,600	206,800	182,200	138,500
14	294,000	241,100	214,600	189,600	145,000
15	304,500	249,700	222,400	196,800	149,900
16	314,700	258,400	230,300	203,900	154,800
17	324,900	267,200	238,300	210,700	159,700
18	334,800	275,900	246,400	217,500	164,600
19	344,400	284,600	254,500	224,200	170,900
20	353,800	293,200	262,700	230,800	176,200
21	362,100	301,700	271,000	237,200	181,500
22	368,500	310,200	279,100	243,500	186,600
23	374,700	318,300	286,600	249,100	191,600
24	379,000	326,200	293,700	254,600	196,600
25		332,600	299,400	258,600	201,000
26		338,600	304,700	262,100	205,300
27		342,600	308,500	265,400	209,600
28		346,400	312,100	267,900	213,500
29		350,200	315,700	270,400	216,800
30			319,300	272,800	219,900
31				275,200	222,200
32					224,500
33					226,800
34					229,000

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師、保健婦、助産婦、看護婦等で規則で定めるものに適用する。

別表第3 特別職の職員の給料月額

区分	給料月額
市長	690,000円
助役	610,000円
収入役	550,000円

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定（第40条及び別表第3の規定を除く。）は昭和59年4月1日から、新条例別表第3の規定は昭和60年3月1日から適用する。

（失業者の退職手当に関する経過措置）

- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の期間に係る改正前の和泉市職員の給与に関する条例（以下「旧条例」という。）第40条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。
- 施行日前に退職した職員のうちこの条例の施行の際現に旧条例第40条の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関する新条例第40条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。
 - 新条例第40条第1項又は第3項の規定による基本手当の日額に相当する退職手当の額については、なお従前の例による。
 - 新条例第40条第1項又は第3項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧条例第40条第1項又は第3項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当（同条第10項の規定により支給があったものとみなされる退職手当及び前項の規定により従前の例によることとされる施行日前の期間に係る退職手当を含む。）の日数を減じた日数に相当する日数分を限度とする。
 - 新条例第40条第7項又は第8項の規定による退職手当の額については、なお従前の例による。
 - 雇用保険法第19条第1項（同法第37条第9項において準用する場合を含む。）及び同法第33条第1項（同法第40条第3項において準用する場合を含む。）の規定に関しては、新条例第40条第1項中「雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による

「基本手当の支給の条件」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第54号。以下「昭和59年改正法」という。）附則第3条第1項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第3項中「同法の規定による基本手当の支給の条件」とあり、同条第9項中「同法の規定による基本手当の支給の条件」とあり、及び同条第10項中「当該基本手当の支給の条件」とあるのは「昭和59年改正法附則第3条第1項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第7項及び第8項中「同法の規定による特例一時金の支給の条件」とあるのは、「昭和59年改正法附則第7条に規定する旧特例受給資格者に対して支給される特例一時金の支給の条件」とする。

(5) 新条例第40条第4項から第6項までの規定は適用しない。

4. 前2項の場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する昭和59年8月1日から施行日の前日までの間における旧条例第40条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第54号）による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）」と、同項第2号、同条第3項、同条第4項、同条第5項、同条第6項、同条第7項、同条第8項、同条第12項及び同条第13項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。
5. 前3項の規定にかかわらず、施行日前に職員等（旧条例第2条第1項に規定する職員、同条第2項の規定により職員とみなされる者及びこれらの者以外の者であって職員について定められている勤務時間以上勤務することとされているものをいう。以下同じ。）となり、かつ、その職員等となった日における年齢が65年以上であった者であって、引き続き職員等として在職した後、施行日以後に勤続期間6月以上で退職したもの（退職の際職員又は同項の規定により職員とみなされる者であった者に限る。）については、新条例第40条第5項又は第6項中「同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第54号）附則第2条第2項の規定により雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者となったものとみなされる者」と読み替えて、これらの規定を適用する。
6. 附則第2項から第4項までの規定にかかわらず、施行日前に退職した職員が昭和59年8月1日以後に安定した職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第54号）附則第9条に規定する再就職手当の支給の例により新条例第40条第11項第3号の2に掲げる再就職手当に相当する退職手当を支給する。

7. 附則第2項から第4項まで及び前項の規定にかかわらず、昭和59年8月1日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第40条の規定により退職手当を受けることができる者の退職手当の額は、市長が定めるところによる。

(給与の内払)

8. 旧条例の規定に基づいて昭和59年4月1日(昭和59年8月1日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して旧条例第40条の規定により支払われた退職手当については、昭和59年8月1日)から施行日の前日までの間に支給された給与は、新条例(昭和59年8月1日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して旧条例第40条の規定により支払われた退職手当については、新条例及び前項)の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

9. この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

理由

一般職の国家公務員の給与改定の趣旨等にかんがみ、本市の一般職の職員についても同改定に準じてその給料月額、扶養手当額及び住居手当額を改定するとともに、同改定及び近隣都市の実情その他諸般の情勢にかんがみ、市長、助役及び収入役の給料月額を改定するほか、過般の雇用保険法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

別表第1 行政職給料表

(単位 百円)

号 級	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級		
	甲			乙			新			旧			差		
	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差
1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	2,161	2,090	71	1,835	1,773	62	1,534	1,483	51	1,320	1,276	44	1,128	1,091	37
3	2,243	2,170	73	1,912	1,847	65	1,604	1,550	54	1,385	1,339	46	1,188	1,149	39
4	2,326	2,251	75	1,990	1,923	67	1,674	1,617	57	1,460	1,411	49	1,256	1,214	42
5	2,426	2,348	78	2,076	2,007	69	1,755	1,695	60	1,584	1,483	51	1,320	1,276	44
6	2,527	2,446	81	2,161	2,090	71	1,835	1,773	62	1,604	1,550	54	1,385	1,339	46
7	2,629	2,545	84	2,243	2,170	73	1,912	1,847	65	1,674	1,617	57	1,460	1,411	49
8	2,731	2,644	87	2,326	2,251	75	1,990	1,923	67	1,755	1,695	60	1,534	1,483	51
9	2,835	2,745	90	2,426	2,348	78	2,076	2,007	69	1,835	1,773	62	1,604	1,550	54
10	2,940	2,847	93	2,527	2,446	81	2,161	2,090	71	1,912	1,847	65	1,674	1,617	57
11	3,052	2,956	96	2,629	2,545	84	2,243	2,170	73	1,990	1,923	67	1,747	1,688	59
12	3,167	3,068	99	2,731	2,644	87	2,326	2,251	75	2,068	2,000	68	1,822	1,761	61
13	3,283	3,180	103	2,835	2,745	90	2,411	2,333	78	2,146	2,076	70	1,896	1,832	64
14	3,400	3,295	105	2,940	2,847	93	2,497	2,417	80	2,224	2,152	72	1,968	1,902	66
15	3,521	3,413	108	3,045	2,949	96	2,584	2,502	82	2,303	2,229	74	2,039	1,971	68
16	3,643	3,531	112	3,147	3,048	99	2,672	2,587	85	2,383	2,306	77	2,107	2,038	69
17	3,765	3,649	116	3,249	3,147	102	2,759	2,672	87	2,464	2,385	79	2,175	2,104	71
18	3,879	3,760	119	3,348	3,243	105	2,846	2,756	90	2,545	2,464	81	2,242	2,170	72
19	3,984	3,862	122	3,444	3,336	108	2,932	2,839	93	2,627	2,544	83	2,308	2,235	78

号 級	職務の等級	1 等				2 等 級				3 等 級				4 等 級				5 等 級			
		甲	新	旧	差	乙	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差			
20	4,088	3,964	124	3,538	3,427	111	3,017	2,922	95	2,710	2,625	85	2,372	2,297	75	1,815	1,754	61			
21	4,184	4,058	126	3,621	3,507	114	3,102	3,005	97	2,791	2,703	88	2,435	2,357	78	1,866	1,804	62			
22	4,271	4,144	127	3,685	3,569	116	3,183	3,083	100	2,866	2,775	91	2,491	2,412	79	1,916	1,853	63			
23	4,321	4,190	131	3,747	3,630	117	3,262	3,160	102	2,937	2,844	93	2,546	2,465	81	1,966	1,902	64			
24	4,367	4,236	131	3,790	3,673	117	3,326	3,222	104	2,994	2,900	94	2,586	2,504	82	2,010	1,945	65			
25							3,386	3,280	106	3,047	2,951	96	2,621	2,538	83	2,053	1,987	66			
26							3,426	3,319	107	3,085	2,988	97	2,654	2,570	84	2,096	2,029	67			
27							3,464	3,357	107	3,121	3,024	97	2,679	2,595	84	2,135	2,067	68			
28							3,502	3,395	107	3,157	3,060	97	2,704	2,619	85	2,168	2,099	69			
29										3,193	3,096	97	2,728	2,643	85	2,199	2,129	70			
30										3,229	3,132	97	2,752	2,667	85	2,222	2,152	70			
31													2,776	2,691	85	2,245	2,175	70			
32													2,800	2,715	85	2,268	2,197	71			
33															2,290	2,219	71				
34															2,312	2,241	71				

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表
ア 医療職給料表(一)

職務の等級 号 級	特 1 等 級			1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			(単位 百円)	
	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差		
1 4,321 4,186	135	3,172	3,071	101	2,438	2,359	79	—	—	—	—	—	1,460	1,412	48		
2 4,428 4,290	138	3,276	3,172	104	2,544	2,462	82	2,128	2,058	70	1,547	1,496	51				
3 4,535 4,394	141	3,379	3,272	107	2,649	2,565	84	2,291	2,158	73	1,635	1,580	55				
4 4,646 4,502	144	3,482	3,372	110	2,754	2,667	87	2,384	2,258	76	1,724	1,666	58				
5 4,757 4,610	147	3,584	3,471	113	2,859	2,768	91	2,483	2,359	79	1,825	1,764	61				
6 4,870 4,720	150	3,683	3,567	116	2,964	2,869	95	2,543	2,461	82	1,927	1,832	65				
7 4,990 4,837	153	3,781	3,662	119	3,068	2,970	98	2,647	2,563	84	2,028	1,960	68				
8 5,113 4,957	156	3,874	3,752	122	3,172	3,071	101	2,751	2,664	87	2,128	2,058	70				
9 5,241 5,082	159	3,968	3,848	125	3,276	3,172	104	2,855	2,764	91	2,229	2,156	73				
10 5,370 5,208	162	4,062	3,934	128	3,379	3,272	107	2,958	2,864	94	2,328	2,252	76				
11 5,498 5,333	165	4,156	4,025	131	3,482	3,372	110	3,061	2,964	97	2,425	2,347	78				
12 5,623 5,455	168	4,249	4,115	134	3,578	3,465	113	3,149	3,049	100	2,507	2,426	81				
13 5,747 5,576	171	4,342	4,206	136	3,672	3,556	116	3,235	3,133	102	2,585	2,503	82				
14 5,869 5,695	174	4,435	4,296	139	3,764	3,646	118	3,317	3,212	105	2,662	2,578	84				
15 5,989 5,812	177	4,516	4,376	140	3,856	3,735	121	3,398	3,291	107	2,739	2,653	86				
16 6,102 5,922	180	4,594	4,453	141	3,946	3,823	123	3,479	3,370	109	2,816	2,727	88				
17 6,211 6,028	183	4,666	4,522	144	4,031	3,905	126	3,559	3,447	112	2,893	2,801	92				
18 6,314 6,131	183	4,724	4,579	145	4,117	3,988	129	3,638	3,524	114	2,968	2,874	94				
19 6,405 6,222	183	4,772	4,627	145	4,202	4,070	132	3,716	3,599	117	3,036	2,940	96				
20				4,820	4,675	145	4,267	4,134	133	3,778	3,659	119	3,080	2,984	96		
21						4,330	4,197	138	3,887	3,718	119	3,123	3,027	96			
22						4,373	4,240	133	3,892	3,772	120	3,154	3,058	96			
23						4,416	4,283	133	3,929	3,809	120						
24									3,966	3,846	120						

イ 医療報給料表(二)

(単位 百円)

職務の等級 号 級	特 1 等 級		1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	新	旧	新	旧	差	新	旧	差	新	旧
1	—	—	—	—	—	1,256	1,214	42	1,075	1,040
2	1,885	1,773	62	1,506	1,455	51	1,320	1,276	44	1,128
3	1,912	1,847	65	1,562	1,509	53	1,385	1,339	46	1,188
4	1,990	1,923	67	1,618	1,563	55	1,450	1,402	48	1,256
5	2,076	2,007	69	1,674	1,617	57	1,506	1,455	51	1,320
6	2,161	2,090	71	1,755	1,695	60	1,562	1,509	53	1,385
7	2,248	2,170	73	1,835	1,773	62	1,618	1,563	55	1,450
8	2,326	2,251	75	1,912	1,847	65	1,674	1,617	57	1,506
9	2,426	2,348	78	1,990	1,923	67	1,755	1,695	60	1,562
10	2,527	2,446	81	2,076	2,007	69	1,835	1,773	62	1,618
11	2,629	2,545	84	2,161	2,090	71	1,912	1,850	62	1,674
12	2,731	2,644	87	2,243	2,170	73	1,990	1,929	61	1,747
13	2,835	2,745	90	2,326	2,251	75	2,068	2,010	58	1,822
14	2,940	2,847	93	2,411	2,333	78	2,146	2,076	70	1,896
15	3,045	2,949	96	2,497	2,417	80	2,224	2,152	72	1,968
16	3,147	3,048	99	2,584	2,502	82	2,303	2,229	74	2,039
17	3,249	3,147	102	2,672	2,587	85	2,383	2,306	77	2,107
18	3,348	3,243	105	2,759	2,672	87	2,464	2,385	79	2,175
19	3,444	3,336	108	2,846	2,756	90	2,545	2,464	81	2,242

20	3,588	3,427	111	2,932	2,839	93	2,627	2,544	83	2,808	2,235	73	1,762	1,703	59
21	3,621	3,507	114	3,017	2,922	95	2,710	2,625	85	2,872	2,297	75	1,815	1,754	61
22	3,685	3,569	116	3,102	3,005	97	2,791	2,703	88	2,435	2,357	78	1,866	1,804	62
23	3,747	3,630	117	3,183	3,083	100	2,866	2,775	91	2,491	2,412	79	1,916	1,853	63
24	3,790	3,673	117	3,262	3,160	102	2,937	2,844	93	2,546	2,465	81	1,966	1,902	64
25				3,326	3,222	104	2,994	2,900	94	2,586	2,504	82	2,010	1,945	65
26				3,386	3,280	106	3,047	2,951	96	2,621	2,538	83	2,053	1,987	66
27				3,426	3,319	107	3,085	2,988	97	2,654	2,570	84	2,096	2,029	67
28				3,464	3,357	107	3,121	3,024	97	2,679	2,595	84	2,135	2,067	78
29				3,502	3,395	107	3,157	3,060	97	2,704	2,619	85	2,168	2,099	79
30							3,193	3,096	97	2,728	2,643	85	2,199	2,129	70
31										2,752	2,667	85	2,222	2,152	70
32													2,245	2,175	70
33													2,268	2,197	71
34													2,290	2,219	71

別表第3 特別職の職員の給料月額

区分	給料月額	
	新	旧
市長	690,000円	620,000円
助役	610,000円	550,000円
収入役	550,000円	500,000円

議案第3・4号

和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和60年3月22日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例 第 号

和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年和泉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「次項」の次に「又は第6項」を加え、同条第6項中「前2項に」を「前3項に」に、「前2項の」を「第4項又は第6項の」に改め、「傷病手当」の次に「、再就職手当」を加え、「当該手当」を「当該給付」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「該当する者」を「該当するもの」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5. 勤続期間6月以上で退職した職員(次項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、

その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。
2. この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の期間に係るこの条例による改正前の和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「旧条例」という。）第14条第4項から第6項までの規定による失業者の退職手当の支給については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。
3. 施行日前に退職した職員のうちこの条例の施行の際現に旧条例第14条第4項から第6項までの規定により退職手当の支給を受けることができる者に関するこの条例による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新条例」という。）第14条第4項から第6項までの規定の適用については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 新条例第14条第4項又は第6項の規定による退職手当の額については、なお従前の例による。
 - (2) 履用保険法第19条第1項（同法第37条第9項において準用する場合を含む。）及び同法第33条第1項（同法第40条第3項において準用する場合を含む。）の規定に関するでは、新条例第14条第4項中「同法の規定による基本手当の支給の条件」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第54号。以下「昭和59年改正法」という。）附則第3条第1項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第6項中「同法の規定による特例一時金の支給の条件」とあるのは「昭和59年改正法附則第7条に規定する旧特例受給資格者に対して支給される特例一時金の支給の条件」とする。
 - (3) 新条例第14条第5項の規定は適用しない。
4. 前2項の場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する昭和59年8月1日から施行日の前日までの間における旧条例第14条第4項から第6項までの規定の適用については、同条第4項中「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第54号）による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）」と、同条第5項及び第6項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。
5. 施行日前に職員となり、かつ、その職員となった日における年齢が65年以上であった者であって、引き続き職員として在職した後、施行日以後に勤続期間6月以上で退職したもの

については、新条例第14条第5項中「同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第54号)附則第2条第2項の規定により雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者となつたものとみなされる者」と読み替えて、同項の規定を適用する。

6. 附則第2項から第4項までの規定にかかわらず、施行日前に退職した職員が昭和59年8月1日以後に安定した職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第54号)附則第9条に規定する再就職手当の支給の例により新条例第14条第7項に掲げる再就職手当に相当する退職手当を支給する。
7. 附則第2項から第4項まで及び前項の規定にかかわらず、昭和59年8月1日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第14条第4項から第6項までの規定により退職手当を受けることができる者の退職手当(同条例第14条第1項及び第3項の規定による退職手当を除く。)の額は、市長が定めるところによる。
8. 昭和59年8月1日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、昭和59年8月1日から施行日の前日までの間に旧条例第14条第4項から第6項までの規定により支払われた退職手当は、前項の規定による退職手当の内払いとみなす。
9. この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、市長が定める。

理由

過般の雇用保険法の一部改正に伴い、本市においても同法の趣旨に従い、所要の規定の整備を図る必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議案第35号

昭和59年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について
昭和59年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。
昭和60年3月22日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

昭和59年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、昭和59年12月支給分の期末手当の額の特例に關し必要な事項を定め

ることを目的とする。

(特例)

第2条 昭和59年12月支給分の期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)第25条の規定の適用については、同条第2項中「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に20,000円を加えて得た額」とする。

2. 昭和59年12月支給分の期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)第5条の規定の適用については、同条第2項中「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に20,000円を加えて得た額」とする。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。
2. 昭和59年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給した期末手当は、これらの条例及びこの条例の規定による給与の内払とみなす。

理 由

昨今の労働経済情勢その他諸事情にかんがみ、昨年12月支給分の期末手当の額を特例的に増額する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長(柳瀬美樹君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」から日程第5「昭和59年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」までは、いずれも人件費関係でありますので、一括議題といたします。

議案を順次朗読させます。

(市会事務局長朗読)

○ 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。

○ 参与兼市長公室長事務取扱(西川喜久君) それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第31号外4議案につきまして、一括して提案の理由並びにその内容の説明を申し上げます。

まず、議案書1ページでございますが、議案第31号「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、御説明を申し上げます。

議員各位の報酬につきましては、昭和57年4月から据え置いていること、また、経済諸情勢の推移、近隣都市との均衡等にかんがみ、本年2月に特別職報酬等審議会を設置いたしまして諮問を申し上げたところ、特別職報酬等審議会におきましては慎重なる御審議の末、御答申をいただいたわけでございます。この答申を尊重させていただきまして今般、報酬額の改定を御提案いたしたく存ずるものでございます。

その内容につきましては、議長の報酬月額現行「40万円」を「47万円」に、副議長「39万円」を「45万円」に、議員「38万円」を「43万円」にそれぞれ改定し、昭和60年3月1日から施行しようとするものでございます。

次に、4ページでございますが、議案第32号「和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

提案理由につきましては、議員各位の報酬の改定と同様の趣旨でございまして、内容につきましては、同条例第2条に教育長の給料の月額を「50万円」と定めてございますが、これを「55万円」に改め、昭和60年3月1日から施行いたしたく存ずる次第でございます。

次に、7ページでございますが、議案第33号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容の説明を申し上げます。

まず、提案内容の第1点は、昭和59年12月19日に国は一般職の国家公務員の給与について、昭和59年4月1日から平均3.37%の給与改定を決定したところでございますが、本市におきましても、この給与改定の趣旨及び経済諸情勢等の諸事情を考慮し、一般職の給与を改定しようとするものでございます。

第2点目は、昭和59年8月1日から雇用保険法の一部が改正されましたが、それに伴い所要の規定整備をする必要がございます。

第3点目は、特別職の給与月額を改定しようとするものでございまして、昭和57年4月から据え置いていること、また、近隣各市との均衡、経済諸情勢にかんがみ、特別職報酬等審議会の御答申をいただき、御提案申し上げる次第でございます。

内容につきましては、第13条第3項の改正は、扶養手当額を改定しようとするものでございまして、配偶者に係る1人「1万2,300円」を「1万3,200円」に、扶養者が2人までの者についてそれぞれ「3,800円」を「4,200円」に、また、配偶者のない扶養者の1人について「8,300円」を「8,900円」にそれぞれ改めるものでございます。

第14条の3第1項の改正は、住居手当の支給限度額を改定しようとするものでございまして、支給限度額「1万7,800円」を「1万8,200円」に改めるものでございます。

別表第1及び別表第2の改正は、行政職給料表及び医療職給料表を全面的に改めるものでご

さいます。別表第3の改正は、特別職の給料月額を改正しようとするもので、市長の給料月額「62万円」を「69万円」に、助役「55万円」を「61万円」に、収入役「50万円」を「55万円」にそれぞれ改めようとするものでございます。

第40条の改正は、雇用保険法の改正に伴り規定の整備でございまして、同条第1項の改正は、新雇用保険法により失業者の退職手当の支給対象外に高年齢求職者給付金受給権者を加えたものであります。

第2項は、全文改正でございまして、雇用保険法第22条に定める所定給付日数の変更により、勤務期間が長期になるほど所定給付日数が多くなったため、勤続期間が1年未満である職員のみでなく、1年以上ある職員についても、職員であった期間を勤続期間に含めることとしたものでございます。

第3項の改正は、適用除外者の対象に、新雇用保険法より新設された高年齢求職者給付金の受給権者を含めることとしたものでございます。

次に、第4項以下第13項までをそれぞれ3項ずつ繰り下げ、第4項、第5項、第6項を新設したものでございます。第4項の新設は、新雇用保険法により定年に達したこと等の理由による退職で、一定の期間求職の申し込みをしないこととする場合の特例が設けられたもので、これらの職員について、基本手当の受給期間を延長することとしたものでございます。

第5項の新設は、新雇用保険法に高年齢求職者給付金制度が創設されたことにより、同一の地方公共団体に65歳に達した日の前日から引き続いて雇用されている者で、勤続6カ月以上で退職した職員に対して、基本手当の支給にかえて高年齢求職者給付金を支給することとしたものでございます。また、この額は、給付金の額に相当する額から、その職員がすでに支給を受けた一般の退職手当額を減じた額に相当する金額とすることとしたものでございます。

第6項の新設は、勤続2カ月以上で退職した職員で高年齢継続被保険者に該当する者で、退職手当の支給を受けていない者には、新雇用保険法の規定により、高年齢求職者給付金の額に相当する額を支給することとしたものでございます。

この40条の改正は、公布の日から施行しようとするものでございます。

なお、附則第2項以下は、第40条の改正に伴り経過措置を定めたものでございます。

続きまして、議案書43ページでございますが、議案第34号「和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」、御説明申し上げます。

同条例の改正は、ただいま申し上げました和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例中、失業者の退職手当に関する条例第40条の改正と同様の内容でございまして、雇用保険法の改正に伴い、本条例につきましても、規定の整備を図るものでございます。

最後に、議案書5・8ページでございますが、議案第3・5号「昭和59年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

職員の給与につきましては、近年、人事院勧告を大幅に下回る給与改定にとどめているところでございまして、最近の経済情勢並びに職員の勤務意欲、また、府下各市の状況等諸事情を考慮し、昭和59年12月支給分の期末手当の額に限り、特例的に増額しようとするものでございます。

その内容でございますが、本条例案第2条第1項は、和泉市職員の給与に関する条例第2・5条を適用するに当たり所定の読み替えを行い、一般職員に対する期末手当の支給額を、同条例第2・5条第2項中「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に2万円を加えて得た額」とし、一律2万円を上積みしようとするものでございます。

また、本条例案第2条第2項は、議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例第5条第2項中「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に2万円を加えて得た額」とし、一律2万円を上積みしようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第3・1号外4議案につきましての提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明は終わりました。本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 16番（天堀 博君） 議案第3・1号から議案第3・5号まで一括して提案されました。職員給与の問題につきましては、人勧そのものが今まで凍結されたり、そのまま実施してもかなり率が低いとされていた当時もありました。それがいろいろと地方自治体で給与体系等を決めていく権限、その他もあるわけですが、いまの行革とか、いろんな形で国からの介入等もあります。ラスパイレスがどうのこうのという問題が出てきております。地方行政そのものへの介入もございますけれども、人勧そのものの率もかなり低くなっている実態がございます。それがまともな形で実施されず、延伸されたり、あるいはさかのぼるということもありますが、そういう形での実施となっております。今回の職員給与の住宅手当、それから、雇用保険法の関係、これにつきましては当然、昨今の諸情勢から見てもちろん、必要だと考えます。

ただ、議会議員とか、教育長を含め市の特別職関係につきましては、過般の代表者会議等でも意見を述べておりますが、他市に比べてどういうふうな状況にあるのかといった点です、お伺いしたいんです。特に和泉市の場合には、近隣の市といいますと、泉大津や高石が一つの

目安というか、岸和田市等も含め出てきますが、この辺と比べて三役あるいは教育長、議会の議長、副議長、議員の報酬が、大体、いつどろの改定でどういう金額になっているかをお伺いをしたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 市長公室次長（神藤恒治君） 神藤からお答えいたします。

特別職の報酬が他市、特に近隣の市町と比べて実態はどうなっているか、ということでございますが、市長の給与につきましては、近隣、特に阪南をとらえますと、8市のうち5位のランクに入ってございまして、和泉市よりも人口や面積ではるかに劣る泉大津、高石の2市が、本市よりも高いといった実態がございます。ちなみに府下で申しますと、24位といったランクでございます。また、助役につきましても阪南では5位、教育長、議長等につきましても同様5位でございます。また、副議長、議員につきましては、同3位ないし4位という順位でございます。

また、改定の時期でございますが、おおむね前回の改定は、阪南各市におきましては57年ごろでございます。そして今回、堺市が特別職報酬等審議会で一定の答申を得、今議会に上程される旨報道されております。表に出ております動きとしては堺市だけだと思いますが、水面下ではいろんな動きがあるように伺っております。

以上、簡単でございますが、各市の状況の御説明を終わらせていただきます。

○ 16番（天堀 博君） そういう中で報酬審議会が持たれたわけですが、審議会のメンバーは、どういう方に何人ぐらいお願いし、何回やられたのか。また、恐らく非公開だと思いますが、その点では公開か非公開か、どちらなのか、お伺いしたい。

○ 市長公室次長（神藤恒治君） まず、特別職報酬等審議会の委員さんを申し上げますと、人数は7名でございます。肩書きで申し上げますと、農協連絡協議会会长、連合婦人会会长、府議会議員2名ですが、委員に入ってございます。それから、商工会会長、町会連合会会长、社会福祉協議会会长でございます。

なお、審議会の会長としては、商工会会長にお願いをしてございます。

また、開催の状況でございますけれども、2月8日に初会合いたしまして、経過の報告なり資料の提示並びに御説明をいたしてございます。その時点でも若干の御意見はあったと思いますが、本格的な審議は、2回目の2月16日に慎重に御審議をいただいたと思っております。そして、3回目の2月23日、これまた慎重なる御審議の上、3月議会に向けて一定の御答申をいただいた経過がございます。

なお、審議の形態につきましては一応、公開ではなく非公開の形式をとらせていただきまし

た。

以上です。

- 16番（天堀 博君） いま、大体お聞きしましたが、これだけで時間を取りるのはどうかと思いますが、一つは、阪南各市の状況ですが、市長クラスで和泉市が8市のうち5位、議長、議員クラスで4位ぐらいということですね。高石、泉大津は別にしても、和泉市が特に低いといふことはないと思う。人口割や面積でいけば、確かに和泉市が約倍ですが、同時に議員の定数やいろんなことを考え、また生活実態から見れば、特に多くなければならないという理由はないと思います。そういう点では、前回の改定時期の57年から見て多少時期が早いのではないか。また今回、議員で5万円のアップ、副議長、議長との差が今まで1万円だったのが多少広がっているのは、他市の場合それなりの差がついておりますので、その点につきましてはとやかく申すわけではないんです。

ただ、市長以下につきましても、黒字財政になったとはいえ、いまの時期に上げる必要が果たしてあるのかどうかとなると、問題はあると思います。議員についても、やはり生活給、専門職としてのウェートがかなり乗ってきていることは確かです。その点での経費の必要性も考えますけれども、しかし、他市に比べて、だから果たして上げなければならない大きな理由はないと思います。

それから、審議会が非公開で行われてきた。最初、経過報告その他で、2回目から実質審議ということですが、2回程度の審議で結論を出されているということなんですね。その点では、審議そのものも非公開で中身がわかりませんが、もっと深めていただくことも必要であると考えますし、また、公開性を持った審議会の設置そのものも必要じゃないかと思います。

そういう点から、今回の改定につきましては一定の理解もいたしますが、しかし、だからといって、三役並びに教育長、議員にしても、これまでの報酬改定が必要であるということは認めがたいと思いますので、われわれとしては、5件とも一括上程でありますので、この件については反対を表明したいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 田中君。

- 29番（田中包治君） いま、いろいろと行革やとかで質素にするということで非常にやがましく言われておるわけですけれども、結局、和泉市では、どのくらい能率の向上を図ってきたか。新聞紙上を見ても、全然やってあらんのが現実ではないかと思います。

もう一つは、こういう給与の問題あるいは一般の問題にしても、議会というものは御存知のとおり、法治国家ですから条例を制定してきています。ところが、その条例が規則や運用によって変わってきているところが多いんです。こういうことはできるのか、できないのかといふ

ことです。法治国家の国民としては、憲法の範囲内で法律が決まり、法律の範囲内で条例が制定され、条例の範囲内で規則や運用が施行されてますが、こういう中で果たしてできるのか、できないのか。できるならば、はっきり言って議会というのは要らんと思う。われわれは何のためにここへ出て来て審議をしているんですか。審議をしても、規則や運用とかで変えられては何にもならない。ここらが、どうしても法的な見解からいって納得できない。

それから御存知のとおり、職員の場合は、団体交渉権があっても労働協約権はない。その労働協約権を条例で決めるわけです。しかし、そのルールが全然守られてないから、職員は、議員は給与とかには全然関係がないんだという考え方を持っていると思います。私も公務員の経験はあります。国会とかに行って請願もやりましたが、この場合は、市の理事者が勝手にできるんだという考え方ですね。これらの問題をどう理解し、どうしていくのかということが非常に大きな問題やと思うんです。議会の権威の問題です。これだけやない、ほかにもたくさんありますが、条例を規則や運用で変更できるのか、できないのか、それを質問したいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 市長公室次長（神藤恒治君） 2点ばかり御指摘をいただきました。

まず、給与を取り巻く情勢が非常に厳しい中、本市としては、給与是正というか、そういうふた点をどうとらえてきたか、という御指摘もあったと思います。われわれといたしましても、給与の適正化につきましては、非常に社会的な関心が高まっている点は、十分に認識はいたしておりますけれども、何を申し上げましても一連の経過の中で、一朝一夕に適正化を図れないといった実情もございます。今回の給与決定につきましては、一応本日、御提案申し上げております内容で労使間で協議を進めてきたわけでございますけれども、初任給の1号俸ダウン、そして、在職者の給与の適正化につきましても、引き続いて労使で協議をしていくこうといった約束をいたしてございます。

なお、2点目でございますが、職員の給与につきましては、申すまでもなく条例主義でございます。そういった観点から、条例で規定すべきもの、あるいは規定されているものについて、運用ということは適切かどうかというお話をございます。御指摘のとおり、運用で行うということは適切ではないと、われわれも十分認識いたしております。今後、こういった運用面につきましては、極力、条例主義に切り替えていくべき努力をしてまいりたい、かように考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○ 29番（田中包治君） 私は、これは議会の権威の問題やと言っています。議会で条例を決め、あるいは同和問題でも一緒ですが、それが相手と交渉して変わったらそのまま議会に出てこな

い。ここらに問題があると言つてます。そりでしよう。法治国家ですからね。組合の強いとき、解放同盟の強いとき、いろいろと法律とかに違反した行為が多々あると思う。しかし、それをそのままおいとけば議会の権威がなくなります。議会は何を審議しているのかと言いたい。いま、どこの社会においても、ましてや、地方自治体は法人団体、市民の代表機関です。われわれは、国民として法律を守らなくてはならないのに、なぜ守れないのかということに問題がある。

ただ、給与の問題は慣例上、いますぐにできるもんやないとは思います。しかし、だからといって、もう何年になりますね。わしらがやかましく言うてから。4、5年になりますよ。議会をボイコットした中で行政が行われていることについては非常に不満に思います。われわれは、何のために議会に出て来て審議をしているかということです。

市長もよく和泉市の給与は余り高くないとか、どうたらこうたらと言つてます。当然のことやと思う。御存知のとおり、和泉市は再建団体転落寸前に臨時雇用員というのをたくさん使ってました。5、6年前だと思います。これも地方公務員法に違反の方向で採用試験をして職員に切り替わってる。だから、和泉市の職員の平均的な勤続年数は薄いことははっきりしてます。いまの形態からいければ安いのは当然ですわ。それに急膨張しているから、職員の勤続年数も若い。そういうことが言えると思います。

ただ、私が言いたいのは、ここにおった阪東君が「もしもし新聞」に書いていたことを見て非常に憤慨を感じた。あの文章からいけば、大体、議会は何してるのかとなってくる。どういうふうに思うてまんね。

○ 議長（柳瀬美樹君） 助役答弁。

○ 助役（坂口禮之助君） 議長さんの御指名がございましたので、私から御答弁申し上げたいと思います。

約3点ぐらいにわたっての問題かと存じますが、御指摘されておるいわゆる条例の趣旨が十分生かされず、運用面でいろいろ問題を起こしているのではないか。しかも、その運用が優先しているという状態では、議会の権威にかかる問題だという御指摘が一番中心だと思います。その中で一番中枢になると判断いたしますのは、いわゆる俗に言う給与の渡り制度のことだと認識しておるわけでございます。御承知のとおり、条例では職階制と申しますか、1等級は部長とか課長とかいう職階制で給与を決めるという趣旨になってございます。それが現在、運用されております渡り制度というものの中からいきますと、職階制にかかわらず、現在の市の給与条例から申しますと、いわゆる2等級まで運用されておるわけでございますが、これは非常に問題があると私どもも認識はいたしております。

しかし、非常に長い歴史がございます。地方公務員法等に厳に職階制が行われるべきであると規定されておりながら、過去の石油ショック等の時期あるいはそれ以降の給与体系が非常に高額化してきた経緯の中で、国の公務員の一部あるいは都道府県等を含めまして、いわゆるこの制度に乗った渡り運用というものが行われてきた経過があるわけです。その時期に大阪府下各都市では、労働組合との交渉、要請に基づきまして、こうした制度が運用という形でとられてきたという経過になってまいりました。本市においても例に漏れず、同じような形で渡り制度というものが採用されてきたということです。

しかし、現実には、こういう制度というものは当然、廃止すべきであるという強い要請が最近、自治省を中心として大きく社会問題化してまいりました。本市の場合も昨年あるいは2年ほど前から、労働組合との間に渡り制度の廃止をめぐって長時間にわたりいろいろと議論をしてまいりました。労働組合との間に渡り制度の廃止をめぐって長時間にわたりいろいろと議論をしてまいりましたけれども、最終的には、昨年の団体交渉の中では、引き続いてこの問題については協議し交渉していく、ということにとどまってしまいました。御指摘は非常に痛み入るわけでございますが、今後、昭和60年度にも引き続いてこういった運用の問題につきましては、是正していくよう最大の努力を払ってまいりたいと考えてございます。それらの状況をひとつ御覧いただきたい、かように存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 29番(田中包治君) 地方公務員法の第2条にも、法律を条例とか規則で変えてはいけないとはっきり書いてますよ。その点ははっきりしてるとと思う。いろいろ過程があったかもしれません、この給与改定の3.3.7ですか、これでも余りにも自主性がないと思う。政府の言うとおりや。議会に出てくるのは当然ですが、出てこないというのは議会軽視をしているからです。彼らに協約権があれば問題ない。昨年も6%か何ぼか出ているわけです。政府が3.3.7やからそのままいこうという。市長とかそういう人が、財政は黒字や、黒字やと言うんなら6%出してやればいい。ただ、この問題をこのまま放つといて、他方では、渡り制度について元の職員が堂々と新聞に書いておる。これでは議員のメンツが全然ないのんと違いまっか。

私も議員を10年もやってるが、給与問題について職員から話を聞いたことは1度もない。同和の減免とかも一緒ですが、はっきり言えば、これは議会の権威の問題やがらです。いますが、是正しろと言ってもできるはずがない。生活がかかってるからね。慣例やという話もありますが、これを言ってから何年になるんや。その間何もしてない。違法であることははっきりしています。これは悪く言えば公金流用ですよ。職員と理事者が公金を不正に流用しているということにならないんですか。この問題はそこまで発展しますよ。一般には、渡りといつてもさっぱりわからない。ただ、給与が高いぐらいしか思ってない。しかし、かっての市の幹部が新

聞紙上でああいうことを書いたら、われわれの立つ背がないのんと違いまっか。そこらが問題やと思う。

○ 助役（坂口禮之助君） ある新聞に、われわれ先輩の方が書いていたということにつきましては、寡聞にして私は読んでおらないんですが、先ほどからおっしゃっておられますもろもろの問題点、職員から議員さんに給与の話が全然ないということですが、確かに労働組合が議会に対して、直接給与の話を持っていくことはないだろうと思います。地方公務員法等によって先ほど田中先生がおっしゃっておられたように、やはり団体交渉権まで位置づけるかどうかは問題がございますが、交渉を持つ権限は市職員組合にもあるわけです。その場合、交渉等を行う当事者は当然、理事者である市長を対象にするということで、議会として交渉に望む当事者能力は与えられてございません。そういうことから、議員さん方に個々の給与あるいは勤務条件等に関する話し合いを持っていくことはありません。ただ、間接的には、やはりあくまでも条例主義ですので、最終的には、市の当局としていかに交渉を持ちましても、その結果が妥当であるかの最終的な御判断というものは、条例に基づいて議会の方の御議決を得るということになりますので、当然、組合の方々も、議会審議なりの動向については、非常に大きな関心を持っておられるだろうというふうには私は思っております。

われわれとしても、このままの状態で放置しておくことは非常に問題があると考えております。各市のことを探し上げたら失礼ですが、最近、府下の衛星都市全体の動きといたしまして、いわゆる渡り制度の改善を図っていこうという動きが非常に顕著になっております。そうした社会的情勢の背景もございますし、本市は財政的にも窮屈に陥ってまいっております。そういう諸情勢の中で渡り制度の改善というか、改正と申しますか、これには意欲的に取り組んでいかなければならないということで、市長も決意を新たにいたしてございます。年度が変わりましたら、われわれといたしましても、一定の考え方を整理し組合とも話し合いに入りたい。過去、2年前から話し合いは継続してございますが、基本的な職員給与にかかる問題でございますので、なかなかうまく協議が整っておらない現実でございます。今後、精力的に運用面の改善に最大の努力を払っていきたい、かように存じますので、御理解を賜りたいと存じます。

○ 29番（田中包治君） いつまでも論議しておっても法律に違反していることははっきりしています。ただ、私たちが言いたいことは、おたくらがそれをするといふんなら、議会に条例の改正案を出すべきです。そうすれば問題ない。それがええか悪いかは議会が決めればいい。ただ、運用とか、すったもんだして、条例と違った方向に進んでいるから問題なんです。これだけ違いますがね。そのことについて私は不満足です。水道の職員やったら労働協約権があるんだし、どうしてもあかんなら労働委員会があるが、それをのむかどうかは議会が決める。国

会と同じですよ。そちらの考え方を全然考えずして法律違反をしている。われわれには内容は言わんでしょう。3年前でしたか、発表せよ、と言ったが、最後まで発表しなかった。結局、いつや知らん間にこうなってしまった。

きょうはこれでもええが、やはり行革という問題の中、地方自治体は法律を守るべきですよ。法律に基づいて運用すべき、というのがわれわれの考え方ですよ。日本の法律がきらいなら、日本の国から出て行けばええ。これ以上言っても答弁できないことはわかってます。しかし、行革だったもんだやっている中、ほかの市町もやってますが、もう少し熱意を持ってもらいたい。もし、おたくらがやってる制度が正しいと言うんなら、議会へ条例改正案を出すべきです。こういうことを要望して終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

反対意見がありますので、採決を行います。

お諮りいたします。本一括5件を原案どおり可決するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

ありがとうございます。賛成多数であります。よって、議案第31号、第32号、第33号、第34号及び第35号は原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第6「財産処分について」〔内田財産区財産（ため池）の売却〕を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第36号

財産処分について

次の財産（内田財産区財産）を売却するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和60年3月22日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 財産（土地）の所在地、種別、数量

和泉市内田町1,184 ため池 1,2,180,39m²

2. 売却の方法

随意契約

3. 売却の相手方

大阪市西区轟本町一丁目11番7号

日本道路公団大阪建設局

局長 時 乘 浩

4. 売却予定価格

126,676,056円

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。

○ 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第36号のため池処分について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げたいと思います。

本ため池は、内田町に所在いたす内田財産区財産でございまして、通称「払谷上池」と称しているものでございます。今回、内田財産区並びに水利関係者等の調整が相整い、関係書類を添えて処分申請がございましたので、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、御提案申し上げた次第でございます。

次に、処分内容でございますが、本物件は議案書にも表示しておりますとおり、内田町1184番地 ため池1万2,180.39m²でございます。処分理由並びに売り払い相手先でございますが、当該池は、近畿自動車道和歌山線建設事業対象用地でございまして、日本道路公団に売却しようとするものでございます。処分価格は、1m²当たり1万400円で、総額1億2,667万6,056円となってございます。

以上、簡単でございますが、提案理由並びにその内容の説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第7「昭和59年和泉市一般会計補正予算（第4号）」を

議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第37号

昭和59年度和泉市一般会計補正予算(第4号)

昭和59年度和泉市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,084,398千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,086,6218千円とする。

2. 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

昭和60年3月22日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 岁入歳出予算補正

1. 岁 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 市 税		9,201,890	801,830	9,503,720
1. 市民税	4,616,330	65,019	4,681,349	
2. 固定資産税	2,948,828	101,201	3,050,029	
3. 軽自動車税	74,555	8,089	82,644	
4. 市たばこ消費税	426,786	60,214	487,000	
5. 電気税	350,000	44,718	394,718	
6. ガス税	12,287	3,632	15,919	
7. 特別土地保有税	66,201	8,226	74,427	

款	項	補正前の額	補正額	計
	8. 都市計画税	706,903	10,731	717,634
4. 国有提供施設等所在市町村助成交付金		202,913	6,087	209,000
	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	202,913	6,087	209,000
6. 交通安全対策特別交付金		16,000	4,000	20,000
	1. 交通安全対策特別交付金	16,000	4,000	20,000
7. 分担金及び負担金		560,049	248	560,297
	1. 分 担 金	16,340	248	16,588
9. 国庫支出金		4,863,913	71,292	4,935,205
	1. 国庫負担金	2,168,749	94,498	2,263,247
	2. 国庫補助金	2,654,039	△ 23,206	2,630,833
10. 府支出金		1,919,991	15,131	1,935,122
	2. 府補助金	1,643,076	15,131	1,658,207
11. 財産収入		1,389,579	121,473	1,511,052
	1. 財産運用収入	124,262	2,355	126,617
	2. 財産売払収入	1,265,317	119,118	1,384,435
12. 寄附金		207,900	1,833,624	1,541,524
	1. 寄附金	207,900	1,833,624	1,541,524
13. 繰入金		528,476	179,000	707,476
	1. 基金繰入金	528,476	179,000	707,476
14. 諸収入		2,710,235	57,413	2,767,648
	1. 延滞金及び加算金	10,000	3,000	13,000
	5. 雑入	1,766,402	54,413	1,820,815
15. 市債		2,102,233	△ 5,700	2,096,533
	1. 市債	2,102,233	△ 5,700	2,096,533
歳入合計		28,781,820	2,084,398	30,866,218

2. 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		275,284	4,486	279,770
	1. 議会費	275,284	4,486	279,770

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,384,531	564,837	3,949,368
	1. 総務管理費	2,251,821	537,433	2,789,254
	2. 徴税費	502,532	8,823	506,355
	3. 戸籍住民基本台帳費	200,715	5,604	206,319
	4. 選挙費	56,788	2,210	58,998
	5. 統計調査費	17,352	455	17,807
	6. 監査委員費	20,660	2,631	23,291
	7. 同和対策費	334,663	12,681	347,344
3. 民生費		7,400,545	181,182	7,581,727
	1. 社会福祉費	3,011,718	12,708	3,024,426
	2. 児童福祉費	2,416,446	48,425	2,464,871
	3. 生活保護費	1,966,421	120,049	2,086,470
4. 衛生費		3,063,107	△ 91,764	2,971,343
	1. 予防衛生費	1,572,933	11,020	1,583,953
	2. 環境衛生費	1,411,130	△ 109,094	1,302,036
	3. 墓地管理費	62,293	6,310	68,603
5. 労働費		55,859	4,434	60,293
	1. 失業対策費	55,859	4,434	60,293
6. 農林水産業費		310,166	9,489	319,655
	1. 農業費	275,793	7,009	282,802
	2. 林業費	34,373	2,480	36,853
7. 商工費		223,909	9,208	233,117
	1. 商工費	223,909	9,208	233,117
8. 土木費		4,753,415	△ 25,898	4,727,517
	1. 土木管理費	241,541	5,211	246,752
	2. 道路橋梁費	610,960	20,671	631,631
	3. 河川水路費	171,797	1,402	173,199
	4. 都市計画費	1,197,320	△ 47,979	1,149,341
	5. 住宅費	2,531,797	△ 5,203	2,526,594

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 消防費		733,610	17,725	751,335
	1. 消防費	733,610	17,725	751,335
10. 教育費		4,047,047	41,703	4,088,750
	1. 教育総務費	309,056	15,879	324,935
	2. 小学校費	1,286,972	△ 19,656	1,267,316
	3. 中学校費	1,309,287	6,088	1,315,375
	4. 幼稚園費	353,783	△ 1,726	352,057
	5. 社会教育費	718,615	36,489	755,104
	6. 保健体育費	69,834	4,629	73,963
12. 諸支出金		610,071	1,368,996	1,979,067
	3. 諸支出金	291,056	38,017	324,073
	4. 基金費	225,415	1,335,979	1,561,394
歳出合計		28,781,820	2,084,398	30,866,218

第2表 緑越明許費

款	項	事業名	金額
8. 土木費	5. 住宅費	改良住宅建設事業	680,777千円
10. 教育費	3. 中学校費	信太中学校整備事業	163,978
合計			844,755

第3表 地方債補正

（単位：千円）

起債の目的	正 前			補			正			後	
	限 度 領	起債の方法	利 率	借 入 先	償 還 の 方 法	限 度 領	起債額	利 率	借 入 先	償 還 の 方法	
環境改善施設整備事業	26,000	普通貸借 普通貸借 又は 証券発行	年 9.0 % 以内	府 行 政 銀 そ の 他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換すること ができる。	34,100	普通貸借 普通貸借 又は 証券発行	年 9.0 % 以内	府 行 政 銀 そ の 他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換すること ができる。	
改良住宅建設事業	813,800	同 上	同 上	同 上	同 上	799,400	同 上	同 上	同 上	同 上	
農林施設整備事業	6,000	同 上	同 上	同 上	同 上	6,600	同 上	同 上	同 上	同 上	
計	2,102,233					2,096,533					

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いたしました議案第37号「昭和59年度一般会計補正予算（第4号）」について御説明申し上げます。

今回、御提案申し上げた補正予算は、人事院勧告に伴り給与改定等による人件費及び基金費の補正が主な内容でございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億8,439万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を308億6,621万8,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に第2条は、繰越明許費でございまして、経費の一部を翌年度に繰り越して使用することを定めるもので、内容につきましては、「第2表 繰越明許費」のとおりでございます。

第3条は、地方債の追加及び変更でございます。起債の目的、限度額、償還の方法等は、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

続きまして事項別明細書により内容を御説明申申し上げます。76ページでございます。

まず、議会費につきましては、議員報酬の改定による追加と一般職員給与改定等による追加、合わせまして448万6,000円の追加計上でございます。

総務費につきましては、5億6,483万7,000円の追加計上でございます。その内容といたしましては、給与改定及び退職手当追加による人件費で5億220万7,000円の追加、財産管理費の財産区財産売り払いに係る地元公共事業交付金5,602万1,000円の追加及び交通安全施設費として470万円の追加などが主な内容となっております。

次に、民生費につきましては、1億8,118万2,000円の追加計上でございまして、その内容は、給与改定等による人件費が2,477万6,000円の追加、保育所費では、育児休業代替保母賃金等の追加2,998万2,000円及び他市町村への保育委託料の追加として708万円をそれぞれ計上いたしております。また、生活保護費の生活扶助費等の追加として1億1,812万8,000円を計上いたしております。

次に、衛生費につきましては、9,176万4,000円の減額になってございますが、これは給与改定等による追加計上が1,783万7,000円、清掃費で泉北環境整備施設組合の清掃施設整備事業が起債の許可見通しがつきましたので、一般財源として分担金が1億960万1,000円の更正減がなされたことによるものでございます。

次に、労働費でございますが、443万4,000円の追加計上でございます。これはすべて給与改定等による追加計上でございます。

農林水産業費につきましては、948万9,000円の追加計上でございまして、給与改定等による追加555万3,000円と水田利用再編対策費として145万6,000円、林道事業費248万円それぞれ補助金確定に伴いまして追加計上いたしたものでございます。

次に、商工費につきましても920万8,000円の追加計上は、給与改定等によるものでございます。

次に、土木費でございますが、道路台帳作成委託料を初め、地区内道路整備事業費1,752万6,000円、泉大津阪本線街路整備事業費1,497万3,000円の追加、また、住宅費における既設住宅公共下水管接続工事費の更正減額及び職員の給与改定に伴う追加分と、職員の異動による給与費の調整等差し引きいたしまして2,589万8,000円の減額となる次第でございます。

次に、消防費につきましては、1,772万5,000円を追加計上いたしております。これはすべて給与改定等による追加でございます。

次に、教育費について御説明申し上げます。

教育費全体で4,170万3,000円追加計上いたしております。この内容につきましても、給与改定等による追加が1,363万3,000円でございます。このほかには、過日2月6日に芦部小学校で火災が発生いたしたことによりその対応を図るべく、芦部小学校給食室整備事業費として537万6,000円を計上いたしております。

また、小・中学校及び幼稚園において臨時校務員・調理員及び教育のそれぞれの賃金を2,103万9,000円追加計上いたしております。

最後に、諸支出金でございますが、13億6,899万6,000円追加計上いたしております。この内容は100ページのとおり、一部事務組合に係る地方交付税配分金として3,301万7,000円を追加計上いたしております。また、積立金として、公共施設整備基金積立金13億2,105万7,000円、福祉基金積立金1,383万2,000円及び美術館運営準備基金積立金109万円をそれぞれ追加計上いたしたものでございます。

続きまして、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。70ページでございます。

まず、市税でございますが、実績を勘案いたしまして3億183万円追加計上、また、国有提供施設等所在市町村助成交付金608万7,000円、交通安全対策特別交付金400万円を追加計上いたしております。

分担金及び負担金は24万8,000円を、国庫支出金につきましては7,129万2,000円、府支出金につきましては1,513万1,000円をそれぞれ追加計上いたしておりますが、これ

らの財源は、特定財源でございまして、すでに関係機関の了承を得ておるものでございます。

次に、財産収入につきましては、まず、財産運用収入といたしまして、利子配当金を285万5,000円、また、財産売払収入としては、財産区財産売払収入8,618万5,000円、不動産売払収入3,293万3,000円をそれぞれ追加計上いたしております。

寄附金については13億3,362万4,000円、繰入金は、公共施設整備基金からの繰入金として1億7,900万円、また、諸収入といたしましては5,741万3,000円をそれぞれ追加計上いたしました。

最後に、市債でございますが、今回、570万円更正減額いたしたものでございます。

以上が今回、御提案いたしました一般会計補正予算（第4号）の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 19番（原 重樹君） 4、5点、お聞かせ願いたいと思います。

まず、4号補正ですので細かい点は結構ですが、最初に、59年度決算見込みはどうか、お聞かせ願いたい。

それから、70ページの市税のところですが、法人が6,000万円、固定資産税が9,700万円、約1億近く補正されているわけですが、個人市民税等々と比べても見込み違いというか、大きな補正ですので、その辺の理由についてお伺いしたい。

それから、74ページの基金の問題ですが、開発指導要綱による収入が13億円と非常に大きいわけです。その主なものについてお聞かせ願いたいのと、予算委員会でちょっとお聞かせ願ったんですが、基金そのものの額はどうなっているのか。たしか83億円という話だったと思うんですが、これが入って1億7,900万円出での数字なのか。これが終わった時点での現在高、そういうことでいいのかどうかも含めてお聞かせ願いたい。

もう1点、94ページの住宅管理費の減の分、公営住宅公共下水管接続工事費の更正減3,500万円となってますが、なぜこれだけ大きな減になっておるのか、その内容について。

以上、お聞かせ願いたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 財務部長（麻生和義君） 原議員さんの数点にわたる御質問のうち、第1点の問題について御答弁申し上げ、基金問題、市税の問題につきましては、後ほど担当次長から御答弁申し上げたいと思います。

59年度4号補正でございますが、ほぼ59年度の見通しも立てました上での御提案ということでございます。それぞれ財政運営について御心痛を煩わせているところでございますが、

ほほ事務事業も固っておりますが、歳入面におきましては、ある一定の不確定要素もある短い期間でございますが、それらについてさらに銳意努力をいたしまして、5・9年度の一般会計決算につきましては収支の均衡、さらには、若干の単年度黒字を見込んでの5・9年度出納閉鎖に向かってまいりたいと考えておる次第でございます。前年度の実質黒字が約7,500万円でございます。先般、決算認定をいただいたばかりでございます。それに引き続いて、5・9年度も健全な決算収支で出納閉鎖を迎えるといふ次第でございます。

以上でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 財務部次長（吉田日出男君） 市税につきまして、個人市民税463万円、法人市民税6,000万円の補正につきまして、特に法人市民税に見込み違いがあったのではないか、ということにつきましてお答え申し上げます。

個人市民税につきましては、年度当初、無収入であった者が、その後の調査等で申告更正させた分でございまして、法人につきましては、税法の一部改正による税率の改正で増額なったものと、その後の更正決定がありました分でございます。個人市民税463万6,000円、法人税が6,038万3,000円それぞれ増額補正をお願いした次第でございます。

固定資産税につきましては、まず、家屋につきましては、新增築家屋の竣工の時期のずれによるものと、土地については、宅地などへの地目変換に伴うものでございます。

以上でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 建設総務課長（奥村富彦君） 74ページの一般寄附金の大幅な増につきましての主な内容という御質問でございます。主なものといたしましては、市新跡地の東急建設による開発許可がありた住宅1,022戸に伴う公園分を含め約8億3,000万円ということになってござります。これが主な内容でございまして、あとは若干、ほつほつ増えてきております開発によるものでございます。

なお、94ページの工事費の減でございますが、これにつきましては当初、住宅サイドといたしまして、現在、丸笠団地の浄化処理をしているものを何とか下の公共下水管まで接続できないか、ということで府とも折衝し、補助金等も準備しながら、工事をやろうということで予算化をしていただきました。しかし、その後、実際に現場で設計、調査に入った段階で、その経路が大変狭い道路であること、他のガス管とか水道管が複雑に入っている問題あるいは実際に工事の段階で通行止めをしなければならないというもろもろの問題が出てきまして、住宅サイドとしては工事を施行することは困難で、公共下水管が上へ伸びてくるまではあきらめざる

を得ないということで、減額させていただいたものでございます。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 財務部次長兼財政課長事務取扱（大塚幸之君） 基金充当問題につきましてお答えしたいと思います。

○ 今回、公共施設の基金から1億7,900万円繰り入れさせていただいております。59年度では、総額6億4,900万円を繰り入れをしておるという状況に相なるわけでございます。特に今年度は地方債の落ち込み、あるいは市税収入についても、減税などの影響によりまして伸び率が低下をしているといった状況でございます。また、歳出面におきましては、職員の定年制施行による退職手当の増といった、非常に厳しい財政運営を強いられている状況でございます。こういう中で、いわゆる財源不足を補てんする意味におきまして今回、本年度事業費予算の中で基金充当の可能な事業費につきまして、最終補正として公共施設整備基金より繰り入れるべく措置を講じさせていただいたものでございます。

また、基金の残高でございますが、そういう措置をとらせていただいた段階での公共施設整備基金の残額は、33億3,600万円と相なる次第でございます。

以上でございます。

○ 19番（原 重樹君） まず、ちょっと問題をしぼってお伺いをしたいと思います。

13億円余の分というのは、もちろん収入役預りになって今回、基金に入れるということになるわけですね。これはいわゆる利子も含まれているんですか。中途半端な格好になってしまいますか、もし、あれば何になるのか。

○ 財務部長（麻生和義君） 歳入についてのお尋ねと存じますので、お答え申し上げますが、いわゆる収入役預かりということではなく、歳入でございますので、歳入の手続を会計課でとった段階で実際の歳入をいたしております。いわゆる歳計現金ということでございます。議決をいただいた上で基金の方へ繰り出すということで、現在では、歳計現金扱いということでございます。利子につきましては、歳計現金預金利子ということでございます。13億数千万円の数値の中には、当該年度の利子については含んでおらないということでございまして、基金に積み立てられた日、60年度になりますが、その段階で基金からの利子収入ということで別途、歳入に計上してまいる。これについては、60年度当初予算に見込み計上いたしておるという、いわゆる事務手続により処理をしているものでございます。

○ 19番（原 重樹君） ちょっとわかりにくいか、東急不動産の8億がいつ入ったのか知りませんが、今までのやり方では、たとえば個々の開発業者からそれぞれ入ってきて、こうい

う形でまとめて13億になってそれを繰り入れるというのはわかります。ただ、それが入ってきたときにどうしてるわけですか。今までやつたら収入役預かりとして、こういうときがきたら基金の方へ入れるというやり方だと思うんです。現金を持っていると言うのは変な話ですが、一言で言えばね。

○ 財務部長(麻生和義君) お答えいたします。

東急不動産関係につきましては、先ほど建設総務課長からお答えいたしましたように、昨年の12月末近くと記憶いたしておりますが、歳計現金として歳入いたしております。その当時は、まだ歳入として計上しておりませんが、いわゆる歳計現金、他の歳計現金と同様な扱いとして歳入いたしました。それを今回、こういう形で御議決をいただいて初めて基金の方へ、という経理になる次第でございます。したがいまして、収入役預かりという措置は講じずに、いわゆる歳入として受け入れを行って措置いたしたものでございます。

以上でございます。

○ 19番(原 重樹君) もうちょっと聞きたいが、何でかと言うと、たとえば73ページに普通やつたら利子配当金収入として美術館運営準備基金運用収入、福祉基金運用収入の利子等が入っていますね。以前、基金のことでお伺いしたとき、たとえば先ほどの例を出せば、東急不動産から12月に入ったということですが、そういうものの利子は、一般会計の利子収入と一緒にしているという答弁だったと思います。そうしたら当然、12月から3月までですか、その間、他にもいろいろあると思いますが、そういうものも含めた基金に入る前の利子分が、どこかに歳入として入ってなかつたらおかしいんと違うかということです。

○ 助役(坂口禮之助君) 私からお答えいたします。

仰せのとおり、実際上の問題といたしましては、具体的に申し上げますと、東急不動産の方が入ったのは昨年12月20日だと思いますが、その場合、原課から収入命令書というものを作成して収入役の方に収入していただくわけです。税金が入ったとき、その金が収入役会計の中に入るのと同じ扱いをしております。歳入の場合は御承知のとおり、予算の金額にこだわる必要はございません。増えましても当然、その上に収入できる限度があります。ところが、基金に積み立てようとすると、歳入で予算化いたしませんと歳入はできません。いわゆる公共施設整備基金としての扱いは、議会に予算を上程、御議決をいただいてから初めて基金の性格に変わります。それまでは歳計現金として預かっているわけです。歳計現金というのは、すべて通常の預金になっておりまして、8億、13億幾らについても、それから生じる利息は、歳計現金の利息収入としての扱いで予算上は収入していくわけです。

そして、美術館、福祉基金が今回、あがってますが、一般会計上における公共施設整備基金

の条例を御議決いただきましたとき明確にいたしておりますように、公共施設整備基金から生じる収入につきましては、一般歳入として扱っていくという御議決をいただいております。美術館等から生じる利息につきましては、基金に一たん繰り入れいたしまして、改めて基金を増額して必要な都度、基金から繰り出しをする。そういう条例改正のときに御議決もいただいております。そういう点で、公共施設整備基金の利息と美術館や福祉基金から生じる利息の扱いにつきましては相違がございますが、いずれも条例で御議決をいただいた線に沿って運用させていただいているので、御理解を賜りたいと存じます。

○ 19番（原 重樹君） そういうことだったら当然、個々の美術館などから発生する利子については結構です。そしたら、13億余の現金として受け取った利子が結局、歳入としてどこかに入らんとあかんわけでしょう。一般的の利子収入としてやってるわけですから、どこかに歳入として入ってこなければいかん。それが今回、13億入ってる割には、その利息が入っていないじゃないかと言いたい。

○ 助役（坂口禮之助君） そのとおりでございます。御承知のとおり、巨額な何千万という金額でございましたら、今回の補正の財源にも使わせていただくわけですが、いわゆる一定期間の利息でございましたら、最終の決算の段階で「これだけ入ってます」ということを明確にさせていただきます。基金ということになると固定されますので、利率の高い定期預金なり公社債等で運用させていただきますので、年率7.2%ぐらいの収入になります。ただ、歳計現金につきましては、収入役さんの方でいろいろ工夫いただき、できるだけ多くの利息を収入するよう御努力はいただいてますが、普通預金あるいは期日指定預金などが精いっぱいだと思います。期間的にも短いですし、補正予算の財源に充当できるような大きな金額ではございませんでした。したがって、今回の補正予算の歳入の中には、その利息は計上いたしておりません。しかし、最終的なこの予算に基づく決算の段階では、どれぐらいの収入があったということを明確にできると思います。そういう状況でございます。

○ 19番（原 重樹君） 最終の決算の段階でそういうことになってくるということですね。意見だけ言うとますが、先ほどの基金からの繰り入れ1億7,900万円は事業費等という話をされましたか、実際には、歳出の方を見ますと給与改定が大きい。技術的には、今回の繰り入れを含めて、先ほどの利子の話もそうですが、今回は小さい金額なので計上していないと言いますが、はっきりさせてほしい。

同時に、基金の使い道そのものについては、なるほど条例ではそうでしょうが、現実的には、使い道その他について予算委員会でも言いましたが、もう少し考えていただきたい。結局、財政面に使っている状況です。先ほどの利子のやり方も含めて非常にわかりにくいと思います。

たとい数百万円か幾らか知りませんが、わかりにくい会計になっておることは事実です。それに使い道とか充当させる面もそうなっておると思います。

以上、意見だけにしておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。赤阪君。

○ 5番（赤阪和見君） 1点だけお聞きいたします。

歳入の75ページ、建物火災保険金545万2,000円、歳出の97ページ、芦部小学校給食室火災の改修工事の件だと思うんですが、ここで、この火災事故の内容。それと、保険金ですべてを賄えるというふうになって、まだ保険金が余るというふうにこの分でいけば考えられるんですが、その点の内容。

それと、責任検査と言いますか、火災保険の中でも100%出たのかどうか。また、今までの給食等をどうしておったのか、それをお聞きしたい。

それから、これは後で資料として出していただいたらありがたいんですが、特殊勤務手当の内容ですね。ここで支給対象職員の比率は、一般行政職の54.5%の人たち、技能労務職13.8%、消防職は100%とありますが、最近、非常に全国的に問題になってますので、ここでもいちいち質問はどうのこうのではなく、後に資料として出していただければありがたいんです。どういう特殊勤務手当をどのような形で、ということを知りたいと思いますので、その点、議長からよろしくお計らいを願います。

○ 議長（柳瀬美樹君） その点につきましては確かにいたしますので、御了承願います。

理事者答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） 去る2月6日に芦部小学校の火災がございましたが、保険は全国市有物件災害共済会に加入いたしておりまして、御指摘のとおり、工事費と保険金で差が出ておりますが、今回、歳出で計上いたしましたのは工事費でございまして、備品関係、設備関係のものもありまして、それらについては、歳出では経費の枠内で相整うということでございまして、損害相当分は、市有物件共済保険から全額、保険金として受領いたしたものでございます。

以上、簡単ですが、お答えいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 管理部次長（逢野博之君） その間、給食をどうしたか、という御質問でございますが、3月6日から給食を開始いたしましたが、それまで1カ月間、かっちり給食を中止いたしました。そして、給食費の徴収は、1カ月間切ったわけでございます。

○ 5番（赤阪和見君） 原因はわかりませんか。

○ 管理部次長（鹿島賢昌君） 消防署の幹部の方もおられると思いますが、回転釜に天プラを揚げるために油をたぎらせますが、通常、油の場合は、大体250度ぐらいになりますと自然発火するらしいです。おいしい天プラというのは、160度～180度ぐらいというふう伺っております。したがって、家庭のことにしてみると、材料等いろいろのものをつくりながら油のたぎるのをようチェックしなかった。そして、油が自然発火したということでございます。

○ 5番（赤阪和見君） 非常に少ない人数で給食という形の中で、おいしいものを、特に天プラ等熱いものを食べさせてあげたいという給食調理員の苦労があります。そこで、自動的に油の温度等がわかる機械等もあると聞いておりますし、また、最近のことですから、温度の調整が自動的にできるようなものもありますので、そういう点でよく検討していただき、少ない人数の中でより効果的にやっていただけます。時間を争う給食ですから、その点も大変な中でやっている方たちの安全というものをよく徹底し、そういう機械があれば購入していただくことをお願いいたしたいと思います。

以上で終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） ここで、お昼のため暫時休憩いたします。

（正午休憩）

（午後1時16分再開）

○ 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8「昭和59年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題いたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 8 号

昭和 59 年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 8 号)

昭和 59 年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第 8 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 23,766 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,221,328 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

昭和 60 年 3 月 22 日提出

和泉市長 池田忠雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9. 繰 越 金		310,000	11,956	321,956
	1. 繰 越 金	310,000	11,956	321,956
11. 財 産 収 入			11,810	11,810
	1. 財 産 運用収入		11,810	11,810
歳 入 合 計		5,197,562	23,766	5,221,328

2. 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		160,150	7,810	167,960
	1. 総 務 管理費	47,130	1,132	48,262
	2. 徴 収 費	111,664	6,678	118,342
8. 予 備 費		30,000	△ 7,810	22,190
	1. 予 備 費	30,000	△ 7,810	22,190
9. 基 金 積 立 金		310,000	23,766	333,766
	1. 基 金 積 立 金	310,000	23,766	333,766
歳 出 合 計		5,197,562	23,766	5,221,328

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を簡単に願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いたしました議案第38号「昭和59年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げたいと存じます。

今回の補正の内容でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,376万6,000円を追加いたしまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

次に、事項別明細書により御説明申し上げます。

まず、繰越金でございますが、昭和58年度繰越金の額が確定いたしまして、残額1,195万6,000円を計上いたしますのでございます。

次に、財産収入でございますが、財政調整基金の運用収入を計上いたしますのでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、人事院勧告に伴う人件費等の追加でございまして、789万円計上いたしました。この財源を次に予備費で減額充当したものでございます。

次に、基金積立金でございますが、歳入のところで御説明申し上げましたように、繰越金及び財産収入の合計額を財政調整基金に積み立てる所存でございます。

以上が国民健康保険事業特別会計補正予算の内容でございます。よろしく御審議のうえ原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 日程第9「昭和59年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算」及び日程第10「昭和59年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算」を一括議題いたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 39 号

昭和 59 年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

昭和 59 年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 601 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 150,546 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

昭和 60 年 3 月 22 日提出

和泉市長 池田忠雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰 入 金		65,945	601	66,546
	1. 一般会計繰入金	65,945	601	66,546
歳 入 合 計		149,945	601	150,546

2. 歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 公 債 費		64,710	601	65,311
	1. 公 債 費	64,710	601	65,311
歳 出 合 計		149,945	601	150,546

議案第 40 号

昭和 59 年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

昭和 59 年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,491千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ927,320千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

昭和60年3月22日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 繰 入 金		409,262	3,491	412,753
	1. 一般会計繰入金	409,262	3,491	412,753
歳 入 合 計		923,829	3,491	927,320

2. 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 下水道事業費		780,657	3,491	784,148
	1. 下水道総務費	547,660	1,967	549,627
	2. 下水道整備費	232,997	1,524	234,521
歳 出 合 計		923,829	3,491	927,320

第2表 線越明許費

款	項	事業名	金額
1. 下水道事業費	1. 下水道総務費	南大阪湾岸北部流域 下水道事業費負担金	9,017 千円

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
公共下水道整備事業	昭和59年度 昭和60年度	60,000 千円

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第39号「昭和59年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

今回の補正は、第1条にございますように、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,0万1,000円を追加いたしまして、1億5,546万6,000円と定めるものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

補正予算の内容につきましては、歳出予算で公債費を6,0万1,000円追加計上いたしたものでございまして、財源といたしましての歳入につきましては、一般会計より繰入金で措置したものでございます。

以上、簡単でございますが、公共用地先行取得事業特別会計の補正予算の内容の説明を終わります。

続きまして、議案第40号「昭和59年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、その内容を御説明申し上げたいと存じます。

今回、御提案申し上げました補正予算第2号につきましては、第1条にございますように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,49万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を9億2,732万円と定めるものでございます。補正後の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

次に、線越明許費でございますが、翌年度に繰り越しできる経費を定めるものでございまして、内容等は第2条のとおりでございます。

次に、債務負担行為でございますが、翌年度以降に債務を負担できる行為を定めるものでございまして、事項、期間、限度額は、第3表のとおりでございます。

次に、内容について御説明申し上げたいと存じますが、歳出予算の内容としましては、給与改定等による追加と泉北環境整備施設組合分担金の追加でございます。合計 349万1,000円を計上したものでございます。

歳入につきましては、一般会計から繰り入れ措置を講じた次第でございます。

以上が今回、御提案申し上げました議案39号及び40号の内容でございます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本2件について質疑、御意見ありませんか。

○ 16番（天堀 博君） この公共用地先行取得事業特別会計ですが、今回歳出は公債諸費で公募債事務取扱手数料の追加、これはしれているわけですね。主には、長期債利子の追加ということで入っているんですが、これは買い戻す場合には、もちろん一定、そういうふうな帳簿価格というんですか、この方からの買い戻しということになるのか。その辺の関連で、別会計にしているけれども、いわゆる起債を起こして、その賄いといいますか、一たんは持っていることはできるけれども、その辺の利息が結局は一般会計からの繰り入れによって賄わなならんというふうなことになっているんじゃないかという点、その辺のからくりを含めて、買い戻しの際に問題をお答え願いたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 建設部計画課長（松林 保君） 計画課松林お答え申し上げます。

今まで買いました当初の年度は、昭和52年度からやってございまして、この返還期間は10年間となっております。元金は4年間据え置きでございまして、52年度から利子の分を返還しております。都市計画資金の額は、5年以降10年以内に再取得という当初から要件となっておりますので、52年度から貸付資金について、期限が61年の9月から返還していくかなければなりませんので、61年度から補助対象事業としてやっていくような計画を立てております。

○ 16番（天堀 博君） 補助対象事業としてやっていくんだけども、買い戻しの際の金額的な問題とか、利息とかその辺がどないなってくるかと聞いたんです。

○ 建設部計画課長（松林 保君） 利息は一般会計から支出するようになっております。

○ 16番（天堀 博君） 一般会計から繰り入れた分で、今度買い戻すときの価格との差とかいろんなやつがどないなってくるかということです。負担したら負担したまま、元金についてだけの……。買い戻すわけでしょう、これは。

- 建設部計画課長（松林 保君） そうです。
- 16番（天堀 博君） だから、1億なら1億のままで買い戻すのか、利息分は一般会計からだけの負担になっているのか。
- 建設部計画課長（松林 保君） 利息分を乗せて買い戻すことになっております。
- 16番（天堀 博君） そうすると、結果的には同じことになってくるということですね。そういうことやな。利息分を乗せて買い戻す。1億が1億8,000万円になって、1億8,000万円で買い戻すわけでしょう。そういうことですわな。その3,000万円の分については、一般会計から毎年補正なりで繰り入れて、利息を補うていっている。こういう計算ですな。そういう解釈でよろしいですか。
- 建設部長（茂井隆介君） 今回追加しておるのは、そういう意味ではなくて、この長期債の確定が年度末でなしに、5月に確定いたしまして、当初には利子を一応見込んでいたんですけれども、それは繰延債ですから、その時点での発行利子との差額が生じましたので、これを計上しておる。それから、公園の補助金というものは一定の枠がございまして、その補助金の枠で借りておりますと、かなり長い期間ですが、そのかわり都市開発資金を借り入れますと、10年間の間に補助対象になるように努力をすれば、これらを含めて補助対象になっていく。こういうことになりますから、利子を含めて補助対象にして事業化を進める、こういうことになります。
- 議長（柳瀬美樹君） ほかに質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本2件につき原案どおり可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 御異議ないものと認めます。よって、議案第39号及び第40号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 先ほど一般会計補正予算並びに特別会計補正予算が可決されましたことに伴い、財務部長から昭和60年度当初予算書の債務負担と地方債残高見込み調書との修正をそれぞれさせていただきたいとの申し出がありましたので、これを許可します。
- 財務部長（麻生和義君） 昭和59年度一般会計及び特別各会計補正予算を原案どおり可決いただきましてありがとうございました。
お許しをいただきまして、昭和60年度当初予算説明書附表231ページ、地方債の前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書の差し替えについて御説明申し上げたいと存じます。

先刻可決賜りました昭和59年度一般会計補正予算第4号に関連いたしまして、今回の補正によりまして、昭和60年度当初予算に添付しております「地方債の現在高調書」の中で、前年度末現在高と当該年度末現在高見込み額を変更いたしましたく、ただいま配付いたしました調書のとおり差し替えをお願いするものでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。どうもありがとうございました。

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第11「昭和59年度和泉市水道事業会計補正予算」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第41号

昭和59年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 昭和59年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 昭和59年度和泉市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第4号中「3,750,0千円」を「2,450,0千円」に「1,550,70千円」を「1,371,07千円」にそれぞれ改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
取 入			
第1款 水道事業収益	22,38,884千円	△ 4,97,990千円	1,740,894千円
第1項 営 業 収 益	1,612,174千円	△ 3,500千円	1,608,674千円
第2項 営 業 外 収 益	1,342,220千円	△ 3,000千円	1,312,220千円
第3項 特 別 利 益	492,490千円	△ 491,490千円	1,000千円

支 出			
第1款 水道事業費用	1,842,571千円	△ 79,415千円	1,763,156千円
第1項 営 業 費 用	1,539,597千円	△ 75,415千円	1,464,182千円
第2項 営 業 外 費 用	301,274千円	△ 4,000千円	297,274千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「654430千円」を「763,264千円」に過年度分損益勘定留保資金「449,410千円」を「585,781千円」に当年度分損益勘定留保資金「205,020千円」を「177,483千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-------

収 入

第1款 資本的収入	508,440千円	△ 204,904千円	303,536千円
第1項 企 業 債	186,000千円	△ 34,000千円	152,000千円
第2項 工事負担金	207,840千円	△ 68,340千円	144,000千円
第4項 固定資産売却代金	107,600千円	△ 107,564千円	36千円

支 出

第1款 資本的支出	1,162,870千円	△ 96,070千円	1,066,800千円
第1項 建設改良費	1,018,829千円	△ 96,070千円	922,759千円

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額、配水管整備事業「36,000千円」を「28,000千円」に水道施設等整備事業「150,000千円」を「129,000千円」にそれぞれ改める。

第6条 予算第7条中原水及び浄水費「656,206千円」を「626,206千円」に支払利息及び企業債取扱諸費「296,224千円」を「292,224千円」にそれぞれ改める。

第7条 予算第8条中職員給与費「525,919千円」を「530,416千円」にそれぞれ改める。

第8条 予算第10条中「180,413千円」を「115,380千円」に改める。

昭和60年3月22日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和 59 年度水道事業会計予算実施計画

1. 収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備考
1. 水道事業収益			1,740,894	
1. 営業収益			1,608,674	
	1. 給水・収 益	水道料金及び量水器使用料	1,523,243	
	2. 受託工事収益	給水装置の新設・増設及び修繕並びに配水管修設等受託工事収益	53,600	
	3. その他営業収益	消火栓維持管理補償金、下水道業務受託収益並びに設備整備・竣工検査・材料検査・道路占用・掘削申請・各種証明手数料	31,831	
2. 営業外収益			181,220	
	1. 加 入 金	新規水道加入金	101,210	
	2. 受取利息及び配当金	預金利息及び有価証券利息	8,010	
	3. 他会計補助金	一般会計補助金	10,000	
	4. 雑 収 益	配給水管破損弁償金及び水質検査等協力金	12,000	
3. 特 別 利 益			1,000	
	1. 固定資産充却益	下の官舎水場用地売却収益	910	
	2. 過年度損益修正益	過年度損益修正益	90	

出
支
出

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1. 水道事業費用				
1. 営業費用				
1. 原水及び淨水費		1,763.156		
2. 配水及び給水費		1,464.182		
3. 受託工事費		801.998	原水の取水並びに淨水の維持及び作業に要する費用	
4. 業務費		167.248	配水・給水に要する費用	
5. 経常費		4.420.0	受託工事に要する費用	
6. 減価償却費		14,693.8	検針・調定・徴収・その外業務の運営に要する費用	
7. 資産減耗費		103,452	事業活動全般に關連する費用	
8. その他営業費用		197,386	固定資産の減価償却費	
2. 営業外費用		510	固定資産の除却損並びに機械資産減耗損	
1. 支払利息及び企業債取扱諸費		2,500	材料先却原価	
2. 捐助金		2,972.74		
3. 雑支出		292,224	企業債の利息及び一時借入金利息	
8. 特別損失		5,000	仏並町小川地区自家用管道建設助成金	
4. 予備費		50	雜支出	
	1. 過年度損益修正損	700	過年度損益修正損	
	1. 予備費	1,000		
	1. 予備費	1,000	予備費	

2. 資本の収入及び支出

入 収

款	項	目	予定額(千円)	備考
1. 資本的収入				
1. 企業債			303,536	
	1. 企業債		152,000	
		配水管整備及び水道施設等整備事業債		
2. 工事負担金			144,000	
	1. 工事負担金		144,000	配水管布設等工事負担金
3. 負担金			7500	
	1. 他会計負担金		7500	消化程新設に伴う一般会計負担金
4. 固定資産売却金			36	
	1. 固定資産売却代金		36	下の官等水場用地売却代金

出
支
出

款項	目	予定額(千円)	備考
1. 資本的支出			
1. 建設改良費			
1. 配水管整備事業費	1,066,800	922,759	
2. 配水管更新事業費	2,450,0	配水管整備事業に要する工事費	
3. 水道施設等整備事業費	4,200,0	配水管更新事業に要する工事費	
4. 改良工事費	6,99,385	水道施設等整備事業に要する工事費等	
5. 営業設備費	1,425,0	改良工事に要する工事費等	
6. 光明台水道施設建設費	5,517	營業に係る諸資産購入費	
2. 企業償償現金			
1. 企業償償現金	1,44,041	1,44,041	光明台水道施設建設費
		1,44,041	企業債の元金償還金

昭和59年度水道事業会計資金計画
(単位:円)

区分	当年度予定額
受入資金	2,841,669
1. 事業収益	1,592,224
2. 前年度未収金	142,008
3. 企業債	152,000
4. 工事負担金	144,000
5. 負担金	7,500
6. 一時借入金	230,000
7. 前受金	10,000
8. 預り金	10,000
9. 繰越金	553,901
10. 固定資産売却代金	36

支払資金	2,833,054
1. 事業費用	1,560,310
2. 前年度未払金	85944
3. 建設改良費	922,759
4. 企業債償還金	144,041
5. 一時借入金返済	100,000
6. 前受金払出	10,000
7. 預り金返済	10,000
差引	8,615

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
- 水道部次長(岩井益一君) それでは、議案第41号「昭和59年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)」について、誠に僭越でございますが、部長にかわって御説明申し上げます。
142ないし143ページでございます。

今回補正いたしました主な理由は、一般会計と同様、人事院勧告に基づく給与改定に準じて行う職員給与費及び決算見込みに基づく経常収支の補正と資本収支におきまして、企業債の確

定に伴い建設改良事業をそれぞれ補正しようとするものでございます。

内容について申しますと、まず、第2条におきましては、主要な建設改良事業のうち配水管整備事業費3,750万円を、計画路線築造が翌年度に繰り延べられたことにより2,450万円に補正するとともに、水道施設等整備事業費1億5,507万円を異常渇水に伴う工事繰り延べにより1億3,710万7,000円にそれぞれ減額更正するものでございまして、第4条及び第5条と相関連するものでございます。

次に、第3条は経常収支の補正でございまして、第1款 水道事業収益の既決予定額22億3,888万4,000円について、4億9,799万円減額するものでございます。

その内訳といたしましては、第1項 営業収益では、異常渇水の影響を受けたことにより、給水収益は3,200万円の小幅増加にとどまりましたが、これを追加計上し、このほか受託工事収益で3,500万円、その他の営業収益で50万円をそれぞれ減額し、差し引き350万円の減額更正の措置をとるものでございます。

また、第2項 営業外収益では加入金400万円減額、雑収益では100万円の追加で、差し引き300万円の減額更正でございます。

次に、第3項特別利益で4億9,149万円の減額更正をいたしております事情は、池上浄水場跡地処分に関連するものでございまして、当初、昭和59年度において、一般競争入札により売却予定でございましたが、たまたま市教育委員会を通じて大阪府教育委員会から、池上地域を初め郷土の先人の遺跡発掘資料を保存するため、郷土資料館的な施設の建設用地として取得したい旨の申し入れがあり、昭和60年度府予算において調査費が計上され、用地取得は同年度中に措置する旨の確約がなされました結果、当該相当額を削減いたしたものでございます。補正後の水道事業収益は17億4,089万4,000円といたしますものでございます。

なお、本件に関しては、確定次第、昭和60年度予算の補正段階で改めて所要の措置をとる予定でございます。

一方、支出につきましては、第1款 水道事業費用の既決予定額18億4,257万1,000円について、7,941万5,000円を減額補正するものでございます。その内訳といたしまして、第1項 営業費用におきまして、職員給与費で228万5,000円を追加し、受託工事費は工事量減少に伴う3,920万円、薬品費2,000万円及びその他の費用1,850万円をそれぞれ減額により、合計7,541万5,000円を減額補正するものでございます。

また、第2項 営業外費用では、資金収支の好転により一時借入金利息を400万円減額して、補正後の水道事業費用を17億6,315万6,000円といたしますものでございます。

以上、收支差し引きいたしますと、2,226万2,000円の当年度純損失が見込まれる予定

でございます。

次に、第4条は、資本的収支の補正でございまして、まず、収入より申しますと、第1款 資本的収入既決予定額 5億 844万円に対し、2億 490万 4,000円を減額するものでございます。

その内容といたしましては、第1項 企業債につきまして、水道施設等整備事業の減少により 3,400万円減額するとともに、第2項 工事負担金につきましても、民間デベロッパーの宅地開発等の減少により 6,334万円、第4項 固定資産売却代金は、池上浄水場跡地関係で 1億 756万 4,000円をそれぞれ減額し、補正後の資本的収入を 3億 353万 6,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款 資本的支出の既決予定額 11億 6,287万円について、第1項の建設改良費において 9,607万円減額しようとするものでございます。

内訳といたしましては、配水管整備事業で 1,300万円、水道施設等整備事業で 1,796万 3,000円、改良工事では 6,182万 4,000円、その他 328万 3,000円をそれぞれ減額し、計 9,607万円の減額となり、補正後の資本的支出 10億 6,680万円と予定するものでございます。

次に、第5条でございますが、本条は、起債の目的、限度額を定めているもので、起債の確定に伴い限度額をそれぞれ補正しようとするものでございます。

第6条は、予算第7条に定めた各項の経費の流用できる金額を定めたもので、今回の補正措置により、また、第7条におきましては、予算第8条に定めた流用禁止項目のうち職員給与費を、最後に第8条では、予算第10条に定めておりますたな卸資産購入限度額を、いずれも今回の中止によりそれ関連の措置を行うものでございます。

以上の結果、昭和59年度末の累積欠損金は 2億 9,186万 8,000円となります。減価償却費等の内部留保資金がございますので、資金的にはわずかながら余裕が生ずる見込みでございます。

以上が今回上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございますが、詳細につきましては 144ページ以降に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださいまして、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

○ 議長(柳瀬美樹君) 日程第12「昭和59年度和泉市病院事業会計補正予算」を議題いたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第42号

昭和59年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)

第1条 昭和59年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 昭和59年度和泉市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	4,083,020千円	△ 191,876千円	3,891,144千円
第1項 医業収益	3,896,587千円	△ 234,100千円	3,662,487千円
第2項 医業外収益	186,433千円	42,224千円	228,657千円
支 出			
第1款 病院事業費用	4,258,548千円	△ 151,900千円	4,106,648千円
第1項 医業費用	3,993,063千円	△ 151,900千円	3,841,163千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	791,246千円	23,876千円	815,122千円
第1項 出資金	89,369千円	△ 42,224千円	47,145千円
第3項 企業債	0千円	63,800千円	63,800千円
第4項 貸付金返還金	0千円	2,300千円	2,300千円

支 出

第1款 資本的支出	791,246千円	23,876千円	815,122千円
第1項 建設改良費	43,233千円	23,876千円	67,109千円

第4条 予算第9条を第10条とし第5条から第8条まで1条づつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	借入先	償 還 の 方 法
医療器械 購入事業	40,000千円	普通貸借 又は 証券発行	年 9.0%以内	政 銀 そ の 他	5年以内(内据置1年以内) ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利で借換えることができる。
病院敷地 拡張事業	23,800千円	同 上	同 上	同 上	30年以内(内据置5年以内) ただし、同 上

第6条 予算第8条中、職員給与費「2,006,051千円」を「2,105,063千円」に改める。

第7条 予算第9条中、一般会計から、この会計へ補助する金額「154,924千円」を「197,148千円」に改める。

第8条 予算第10条中、たな卸資産の購入限度額「1,521,874千円」を「1,270,900千円」に改める。

昭和60年3月22日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和59年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収　　入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業収益			4,083,020	△ 191,876	3,891,144	
1. 医業収益			3,896,587	△ 234,100	3,662,487	
	1. 入院収益		2,479,583	△ 148,250	2,331,333	
	2. 外来収益		1,335,374	△ 85,850	1,249,524	
	3. その他医業収益		81,630	0	81,630	
2. 医業外収益			1,864,33	4,2224	228,657	
	1. 受取利息配当金		4,500	0	4,500	
	2. 他会計補助金		1,549,24	4,2224	1,971,48	
	3. 国庫(府)補助金		5,358	0	5,358	
	4. 患者外給食収益		1,6436	0	1,6436	
	5. その他医業外収益		5,215	0	5,215	

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予算額	計	備考
1. 病院事業費用			4,258,548	△ 151,900	4,106,648	
1. 医業費用			3,993,063	△ 151,900	3,841,163	
1. 給与費			2,006,051	99,112	2,105,063	
2. 材料費			1,478,101	△ 250,974	1,227,127	
3. 銀 費			341,040	0	341,040	
4. 減価償却費			156,871	0	156,871	
5. 研究修繕費			11,000	0	11,000	
6. 資産減耗費			0	62	62	
2. 医業外費用			265,185	0	265,185	
1. 支払利息及び企業債取扱諸費			249,239	0	249,239	
2. 患者外給食材料費			15,946	0	15,946	
3. 予備費			300	0	300	
	1. 予備費		300	0	300	

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項	目	既決決定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的 収入		7,912,46	2,387,6	81,512,2	
1. 出 資 金		8,936,9	△ 4,2,24	47,145	
	1. 他会計出資金	8,936,9	△ 4,2,24	47,145	
2. 他会計長期借入金		7,01,877	0	701,877	
	1. 他会計長期借入金	7,01,877	0	701,877	
3. 企 業 債		0	63,800	63,800	
	1. 企 業 債	0	63,800	63,800	
4. 貸付金返還金		0	2,800	2,800	
	1. 貸付金返還金	0	2,800	2,800	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			791,246	23,876	815,122	
1. 建設改良費			43,233	23,876	67,109	
	1. 看護婦宿舎割賦金	1,233		0	1,233	
	2. 器械備品購入費	42,000		0	42,000	
	3. 用地取得費	0	23,876		23,876	
2. 企業償償還資金			70,018		70,018	
	1. 企業償償還資金	70,018		0	70,018	
3. 他会計長期借入金返還			678,000		678,000	
	1. 他会計長期借入金返還	678,000		0	678,000	

昭和59年度和泉市病院事業会計資金計画

区分	当年度予定額	区分	当年度予定額
受入資金	6,857,446千円	支払資金	6,744,007千円
1. 医業収益	3,012,487	1. 医業費用	3,224,230
2. 医業外収益	2,615.1	2. 医業外費用	265,185
3. 出資金	47,145	3. 建設改良費	65,876
4. 他会計補助金	197,148	4. 看護婦宿舎割賦費	1,233
5. 企業債	63,800	5. 企業債償還金	70,013
6. 国庫(府)補助金	5,358	6. 緑越未払金	459,170
7. 他会計借入金	759,500	7. 一時借入金	1,500,000
8. 貸付金返還金	2,300	8. 預り金	480,000
9. 緑越未収金	615,614	9. 他会計借入金返還金	678,000
10. 一時借入金	1,450,000	10. 予備費	300
11. 預り金	480,000		
12. 前期緑越金	197,943	差引	113,439

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長(藤原光夫君) お許しを得まして、自席よりただいま御上程いただきました議案第42号「昭和59年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。議案書168ページでございます。

今回の補正は、薬価基準並びに健康保険法の改正に伴います医業収益及び医業費用の補正並びに職員給与費、企業債の確定により収入の組替が主な内容でございます。

それでは、補正予算各項につきまして御説明を申し上げます。

予算第2条でございます。本条は、予算第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございまして、収入第1款 病院事業収益40億8,302万円を1億9,187万6,000円減額し、補正後の病院収益を38億9,114万4,000円とするものでございます。

その内容でございますが、第1項の医業収益は、薬価基準の引き下げ等により相当の減収が予想され、そのため入院収益で1億4,825万円、外来収益で8,585万円それぞれ減額いたしますのでございます。

第2項の医業外収益は、企業債の確定により、資本的収入、他会計支出により本項の他会計補助金に4,222万4,000円組み替えたものでございます。

次に、支出第1款 病院事業費用でございます。既決予定額42億5,854万8,000円から1億5,190万円減額し、補正後の病院事業費用を41億6,64万8,000円といったるもので、その内訳は、さきに御議決いただきました人事院勧告に伴り職員の給与費、退職金等の給与費で9,901万2,000円、資産減耗費で6万2,000円それぞれ追加し、薬価基準引き下げ等により薬品、材料費で2億5,097万4,000円減額いたしたものでございます。

次に、第3条でございます。予算第4条に定められた資本的収入及び支出を追加するものでございまして、収入第1款 資本的収入の既決予定額7億9,124万6,000円に企業債6,380万円、貸付金返還金230万円を追加し、一般会計からの出資金4,222万4,000円を医業外収益へ組み替えたし、差し引き2,387万6,000円を追加するもので、補正後の額は8億1,512万2,000円と相なるものでございます。

次に、支出第1款 資本的支出の既決予定額7億9,124万6,000円に、駐車場用地の取得費2,387万6,000円を追加補正いたし、補正後の資本的支出を8億1,590万2,000円といったものでございます。

第4条は、企業債の確定により予算第9条を10条とし、第5条から8条まで1条ずつ繰り下げ第5条として、起債の目的、限度額、利率等を定めるものでございまして、医療器械購入事業として4,000万円、病院敷地拡張事業として2,380万円をそれぞれの条件で確保いたしますものでございます。

次の第6条は、予算第8条に定めております議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与表額を20億6,005万1,000円から21億506万3,000円に、第7条は、予算第9条に定めた一般会計からの補助金を1億5,492万4,000円から1億9,714万8,000円に、第8条は、たな卸資産の購入限度額を10億2,187万4,000円から12億7,090円にそれぞれ改めるものでございます。

この結果、昭和59年度の收支は、2億1,550万4,000円の欠損が発生する見込みであり、今後の病院経営は非常に苦しい状況になるものと予想されます。しかし、なお一層の努力を傾注し、医療内容の充実と経営の健全化に努めてまいりたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上が今回上程いたしました「昭和59年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)」の内容でございます。よろしく御審議賜り、原案どおり可決決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第20「和泉市都市公園条例制定について」から日程第26

「昭和60年度和泉市病院事業会計予算」までの14議案を一括議題といたします。

本件につきましては、去る8月7日の本会議において予算審査特別委員会に付託し、去る14日から慎重御審議をいただいておりますので、その審査の結果並びに経過を赤阪委員長から御報告願います。

(予算審査特別委員長登壇、報告)

○ 予算審査特別委員長(赤阪和見君) 去る8月7日昭和60年第1回定例会におきまして、

昭和60年度和泉市一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、老人保健事業特別会計予算、公共用地先行取得事業特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算、和泉中央丘陵整備事業特別会計予算、水道事業会計予算、病院事業会計予算並びに関連議案6件についての審査を予算審査特別委員会に付託されました。慎重審議いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめ御報告いたします。

去る8月14日から委員会を開催し、審査の進め方については、一般会計から特別会計、企業会計の順とし、予算に関連する議案は関係する予算と並行して行うこととし、内容の説明は提案の際に終わっていることから、直ちに審査に入りました。

なお、報告の内容については、重点的かつ要点のみにとどめますので、よろしく御了承賜りたいと存じます。

まず、一般会計歳出から議会費と給務費を一括して審査に入りました。

企画費に関連して、まず、泉北地域広域行政推進協議会の取り組み状況についてであります
が、協議会が設置され、泉北地域行政圏計画が策定されて以後、広域行政圏計画に基づき、泉北地域の共同事業の調査研究に取り組んできたが、昭和60年度はソフト面の調査研究に取り組んでまいりたい。

なお、今回の南大阪地場産業振興センターの建設については、広域圏計画に基づき、泉北地域に設置されることになったものであり、堺市への設置については協議会全員一致で決定され

たものである。

次に、関西国際空港建設関連産業振興等調査委託料については、第2次和泉市総合計画に基づき、和泉市コスモポリス構想を昭和59年度当初より、大阪府など関係機関と調査研究に取り組んできたが、昭和60年度も引き続き、関係機関と協同して具体化に向け積極的に取り組んでまいりたい。

なお、関連する総合健康運動センターについては、自然を十分活用した中で、公式競技も可能な陸上競技場をメインとして、多目的広場、テニスコート、キャンプ場、水辺利用のローポート、魚つり場、また四季折々の草花などによる植物園、桜並木、梅林園、宿泊施設などの設置を構想いたしており、和泉市民のみならず、泉州、または大阪府下全域を対象とした広域な施設を考えており、今後、泉北広域、大阪府など関係機関に働きかけるとともに、民間活力を導入するなど検討いたしてまいりたい。

次に、和泉市、泉大津市行政境界適正化の今後の進め方については、昨年度において境界周辺の地形、地番図を作成して、両市事務担当段階で行政境界線を双方で確認しており、今後、両市担当者段階で一定の適正な行政境界線を定め、両市内部で一定の整理ができた時点で、行政境界適正化協議会に諮ってまいりたい旨それぞれ答弁がありました。

国鉄の合理化通告に対し、本市としてはどのように対応してきたのか、との質問に対し、今回の合理化についての国鉄からの通告内容は、切附販売の自動化が主になっており、自動券売機が一般に普及してきている中でこのことのみで反対しにくいが、今回の合理化が市民全体に不便をかけることのないよう申し入れをする、との答弁がありました。

電算管理について、パンチャー及びオペレーター等の派遣要員の勤務労働条件等について質問があり、それぞれ2名の派遣を計画しており、市職員の勤務労働条件に準じ、また、時間外勤務の場合には市職員が管理、監督する、との答弁がありました。

車両管理について、公用車を何台保有しているのか、もっと有効利用が考えられるのではないか、59年度の購入台数は、との質問に対し、公用車の保有台数は136台であり、有効利用については、関係課と協議のうえ対応していく。59年度の購入は6台であった、との答弁があり、また、ガソリンの給油方法及び単価はどのように決めているのかとの質問に対し、本庁、出先機関ともに近くのガソリンスタンドで指名登録願の出ている業者で給油しており、単価については、為替変動、市況価格及び参考資料を検討の上価格を決定している、との答弁がありました。

引き続き、同和行政については、昨年、國の地対協から出された意見具申に基づき数点の質問がありました。

まず、今後の啓発のあり方については、学校、家庭、社会のすべての分野で特に感性に訴える方策を強化したい。第2点目のいわゆる残事業が法の有効期間に達成できると述べていることに対する見解については、本市のような都市型大規模対象地区を有する自治体にあっては、事業の執行に全力を尽くすが、法の期限後にも事業の実施が必要な状況である。そのためにも国における全国的な実態把握を早急に行い、必要な法的措置の確立を強く要請している、との答弁があり、また、行政と運動団体との関係、確認、糾弾に対する見解、地区協及び支部助成金等々についての質問に対し、それぞれ答弁がありました。

同和更生資金の利用状況及び償還促進指導員の職務について質問があり、本年度の貸付件数は16件で、金額は465万円である。また、指導員の職務については貸付金の償還の督励及び徴収を行っている、との答弁がありました。

次に、民生費と議案第29号「和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例制定について」の審査に入り、まず、障害者福祉都市推進事業費の工事請負費と備品購入費の内容について質問があり、工事請負費は、道路に対する点字ブロック、防護柵、段差解消などと公共施設の改善を行うもので、備品は車いすなど障害者に対する貸し出し用の備品及び日常生活用具である、と答弁がありました。

次に、老人集会所の建設状況と今後の計画、老朽保育園の建て替え、保育所の超過負担と生活保護費の増額の中身について質問があり、老人集会所については現在14カ所建設済みで、未設置は黒鳥、鶴山台北、光明台で、これら校区でも用地確保を図り、今後建設していきたい。老朽保育園の建て替えについても、国の保育所建設に対する補助が非常に厳しくなっているが、本年度にできれば1カ所建て替えを行いたい。また、保育所の超過負担は昭和58年度決算で11億2,638万円で、その内訳は公立一般園で6億1,895万円、同和園で4億9,476万円、民間園で1,766万円であると説明があり、生活保護は1年前に比べ約80世帯、200人増となっており、その主な中身は傷病世帯と母子世帯の増加である、と答弁がありました。

次に寝たきり老人の入浴サービスについての質問があり、これについては、65歳以上の老人で居宅において常時臨床し、自宅入浴ができない者で、1ヵ月に1回程度老人ホームの特殊浴槽をお借りして行う、との答弁がありました。

次に、衛生費と労働費並びに議案第10号「和泉市休日急病診療所条例の一部を改正する条例制定について」と、議案第18号「和泉市立保健センター条例制定について」を一括して審査に入り、まず、一般健康診査の受診率が府下平均に比べて低いが、今後、どのような対策を考えているのか、との質問があり、今後とも医師会、保健所等関係機関との連携を一層深め、集団検診の実施等も検討するなど受診率の向上を図りたい、との答弁がありました。

また、本市では老人保健法実施の中心となる保健婦は何名おり、今後増員するのか、との質問に対し、現在、保健婦は1名であるが、昭和60年度に2名の採用を予定しており、3名を効率的に活用してヘルス事業に対応したい。また、将来的には、厚生省基準を目指し増員したい、との答弁がありました。

泉北環境整備施設組合の分担金について、市の当初予算額と泉北環境の当初予算額に差があるとの指摘に対し、昨年12月に泉北環境との整合を図るべく申し入れを行い努力しているが、泉北環境の当初予算編成に際し、補助金率の調整、起債割合の決定に時間がかかり、市の予算編成と時期のずれがあり、やむなく差が生じている、との答弁がありました。

また、環境美化キャンペーン事業の実施方法や、収集車への積み込み時のごみ分別について質問があり、これに対し、空き缶、空き瓶の買い上げについては、散乱性のものを回収することがこの事業の趣旨であること、収集用の袋については昨年同様、各町会、自治会単位に配付したい。また、積み込み時の分別については担当職員に周知徹底を図る、との答弁がありました。

次に、農林水産事業費と商工費並びに議案第12号「和泉市中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例制定について」を一括して審査に入り、農協合併の進捗状況と市のかかわりについての質問があり、本市の農協合併は、昭和59年3月に市内各農協の農協長及び参事クラスの職員、市からは市長及び産業衛生部長が参画して研究会を発足させ、合併問題について検討を重ねている、との答弁がありました。

また、林業関係で、林道整備工事費の内容について質問があり、昭和59年度から5カ年計画で、側川から槇尾山に向け、幅員4メートル、延長2,600メートルの林道をつける計画であり、本年度は600メートルを予定している、との答弁がありました。

商工関係では、商業環境モデル事業の内容と対象について質問があり、大阪府が推進する小売商業活性化モデル事業として、和泉府中駅前商店街が計画する環境整備事業が指定されたことに伴い、府市協調して事業費の一部を助成するものである、との答弁がありました。

南大阪地場産業センター建設補助金の出捐に至る経過についての質問に対し、は、泉北4市1町の自治体と関係業界が協調して第3セクターを設立し、地域地場産業の振興の拠点となる施設を建設するについて、その分担金として資本金及び設計費の一部を出捐することになったものである、旨の答弁がありました。

また、大阪府同和金融公社に対する貸付金に関する返済期日と公社における資金の運用状況はどうか、との質問に対し、貸付金の返済は1カ月の予告期間をおいていつでも求められることになるが、公社は同和地区の零細企業に長期かつ低利の融資を行っており、大阪府

及び関係市からの貸付金は運用資金の原資に充てられており、出資金としての性格を持つ出捐であるから、将来、公社の経営基盤が安定した段階で返済されるものであること。さらには、公社資金運用状況のうち償還金の延滞率は小さくないが、最終的な焦げつきとして償却損失の処理をした額は貸付累計額の0.9パーセントであり、特に大きな率ではない、との答弁がありました。

次に、土木費と消防費並びに議案第9号「和泉市都市公園条例制定について」を一括して審査に入り、まず、肥子池公園、黒鳥山公園の公衆用トイレの管理、また、南海バス車庫前、府中ショッピングセンターの西側のトイレ等について質問があり、肥子池公園はくみ取りであり、嘱託職員で管理に当たっている。黒鳥山公園については、桜の時期にリースで6基のトイレを設置する。バス車庫前は改修計画中であり、ショッピング西側については既に廃止し、駅前駐輪場のところに新たに設置している、との答弁がありました。

また、黒鳥山公園の30周年記念事業の内容について質問があり、事業計画の中身についてそれぞれ説明がありましたが、今後、桜の季節に市民的な祭りを計画してはどうか、との意見がありました。

都市公園条例に関して、教育委員会への委任の範囲について質問があり、有料施設のみ委任する、旨の答弁がありました。

改良住宅建設についての質問に対しては、59年度までに1,252戸、60年度は106戸の予定で、61年度以降の残事業は284戸である、との答弁があり、空き家等の実態から見直しが具体的にできる時期にあると思う、との意見がありました。

次に、去る3月13日に発生した鶴山台団地のガス爆発火災に関する消防車両の出動状況、団地内の不法駐車、避難訓練の実施等についての質問に対しては、19時9分に通報を受け、本署及び各出張所から8台と消防団から3台の消防車両が出動して消火に当たり、先着分隊は19時14分であった。また、不法駐車の取り締まりには、警察並びに関係機関と協議して進めるとともに、ベランダの仕切壁を利用しての避難体験訓練の実施を検討していく、との答弁がありました。

次に、教育費の審査に入り、プール改修工事として横山小学校、和泉中学校の2校が予算計上されているが、建設年度と他の老朽プールに対する改修計画並びに大規模改修補助制度の創設に伴う今後の改修計画について質問があり、プールについては、横山小学校、和泉中学校とも昭和35年8月に建設したもので、今後の改修計画としては、建設年度もさることながら、老朽の実態に即して年次的に改修工事を実施していく方針であり、また、大規模改修工事については、補助採択要件に該当する施設として、現在、小学校9校、中学校5校が該当するが、

これらの施設については、本制度を活用する中で計画的に整備を図ってまいりたい、旨の答弁がありました。

次に、教材備品に対する国の補助金削減に伴い、本年度予算は前年度に比し減額されているが、国の措置に対する対応と今後の整備計画について質問があり、教材備品整備計画途上にある補助金削減は誠に遺憾であり、文部省に対し、関係機関を通じ財源確保に向けて積極的な運動を行う中で、従来の国庫負担部分の事業費が確保できるよう、交付税の積算内容において配慮するとの通知に接しており、本年度はこうした状況のもとで予算調整いたしました関係上、対前年度比5分の3を計上いたしましたが、この措置も財源獲得の方策であり、従前の事業費が確保できる見通しが立ってまいりました現在、財政当局とも十分協議の上所要の措置を講じてまいりたい、旨の答弁がありました。

次に、来年の幼稚園の申し込み状況については、現在で480人ぐらいであり、幼稚園に係る経費を人数で割ると1人62万円ぐらいになるが、幼稚園の経営をどのようにしていくのか、との質問があり、昭和57年に幼稚園の基本的な問題について審議していただく幼稚園教育振興審議会をつくっていただいているが、もちろんの事情により開かれていないので、60年度には、審議会でそれらの問題を提起していきたい、との答弁があり、幼児教育振興審議会の遅れた理由については、私立幼稚園代表の調整その他の理由により遅れ、申しわけないが、昭和60年度には開催し審議を進めてまいりたい、との答弁がありました。

また、就学援助について、昨年の実績と昭和60年度には該当基準を狭めるようなことのないように、との質問があり、昨年実績は全児童生徒の十数パーセントであり、学校教育法第25条はきわめて重要な条文と受けとめており、基準を狭めるような考えはない、との答弁がありました。

次に、教育委員会が市民会館へ移転するが、その日程、今後の改造計画についての質問があり、3月末日の土曜・日曜日中に移転を完了し、改造の計画については、コミュニティセンターが完成した段階で、2階大集会室も事務室に改造する、旨の答弁がありました。

また、コミュニティセンターができるまでの間の使用申し込みに対しどう対応していくのか、使用料はどうなるのか、の質問に対し、勤労青少年ホーム等の他の施設で対応し、使用料は当該施設の使用料で徴収したい、旨の答弁がありました。

続いて、池上ポンプ場跡の府立考古資料館について質問があり、昭和60年度予算で資料館建設のための調査費が計上され、府において建設の意欲を示されている、旨答弁がありました。

図書館について、差別に関する図書を撤収したとの報告があったが、これは図書館運営上好ましくないのではないか、また、図書館の自由に関する宣言が損なわれ、市民の読む権利を

侵害し、このことは憲法違反にはならないか、また、大阪府で興信所条例を検討しているときに、一部の団体からの要望でそれらの図書を撤収し、配架していないのはおかしいのではないか、との質問があり、身元調査に際して、興信所、探偵社等の利用を奨励している図書については、人権尊重、プライバシー保護の立場から、さらには、市の身元調査お断り運動を進めている中で、これらの問題のある記述をされている図書については配架せず、一時撤収し保管している、との答弁がありました。

さらに、教育委員会では、今回の差別図書撤収について今後、どのような取り扱いにするのか、どのような考え方を持っているのか、との質問に対し、学術文献資料の中にも差別用語が使用されているものもあると思われますが、当面は冠婚葬祭関係図書のみに限定して撤収し、これらの図書につきましては、今後、図書館協議会等々と検討しながら、課題として取り組んでまいりたい、との答弁がありました。

次に、公債費から歳出最後の予備費までを一括して審査に入り、公債費の元利償還金のうち同和対策分は幾らか、また、そのうち特別措置法第5条指定分はどの程度になるのか、との質問があり、昭和60年度の一般会計の元利償還金は38億500万円であり、そのうち同和関連は17億4,800万円で、5条指定分は2億3,400万円である、との答弁があり、歳出及び関連議案を終わりました。

引き続いて、歳入予算並びに議案第11号「和泉市土地改良事業及び林業関係事業分担金条例の一部を改正する条例制定について」を一括して審査に入りました。

まず、自治省から地方行革大綱による通達が送られてきているか、との質問に対し、既に届いており、8月までに一定の成案をまとめて提出することになっているので、今後、企画室を中心となって検討していく、旨の答弁がありました。

電電公社の民営化に伴う電話柱、電話ボックス等の占用料問題については、現段階では、建設省の指示がない中でそれら対象物の把握をしているところであり、占用料金については、阪南都市担当者会議の結論をもって新会社と折衝して決めていく、との答弁がありました。

次に、老人福祉施設収容者負担金について、59年度と比較して保護老人が減少して負担金収入が増加となっている理由について質問があり、収容者は60名から55名に、また、負担金徴収可能者は36名から43名になる見込みである、との説明がありました。なお、これに對し、金持でないと入所できないという懸念もあるので、このようなことのないよう運用されたい、旨の意見がありました。

公共施設整備資金からの繰入金6億3,800万円について、今までと比較してどうなのか、また、何に充當しているのかとの質問に対し、それぞれ内容の説明がありました。もっと実

際的なものに充当するよう意見がありました。

なお、以上のはか、歳入歳出にわたり数十点の質疑があり、また、要望、意見等もあり、一般会計予算と関連議案の審査を終わりました。

お詰りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果、賛成多数により議案第1号並びに関連議案6件はいずれも原案どおり可決いたしました。

次に、国民健康保険事業特別会計予算の審査に入り、今回の制度改正に伴って、退職被保険者の該当者は何人か、また、退職被保険者数との見合いで国庫負担率が減っていることであるが、国保財政に与える影響はどうか。2点目は、基金の内容と基金の取りくずしの中に58年度老人医療拠出金精算分が含んでいるのか、またその額は。3点目は、調整交付金の配分はどうなっているのか、との質問に対し、退職被保険者数は2,176人であり、国庫負担金の減は4億4,900万円余となっているが、そのうち7割分は退職者特別調整交付金で負担されるものとして、3割分の1億3,400万円余が負担金の減収となる。

2点目の基金の内容については、現在、3億1,000万円の積み立てがあり、留保分と2月末までの預金利子を加えると3億3,376万5,300円となる。また、58年度の拠出金精算額は1億4,724万2,427円である。

3点目の調整交付金であるが、普通調整交付金は、各市町村間において産業構造及び年齢構成等が異なることにより財政力に不均衡が生じているため、それらを調整するためのものであり、その年度によって増減がある。また、退職者特別調整交付金は国庫負担減額分の7割を計上しているが、場合によっては3分の1に減額されることもあり得るのではないか、との説明がありました。

また、同和減免については基準を、その他の減免については規定を設けるべきであるとの要望があり、審査を終わりました。

本会計予算の原案可決をお詰りいたしましたところ反対意見がありましたので、採決の結果、賛成多数により議案第2号は原案どおり可決いたしました。

次に、老人保健事業特別会計予算の審査に入りましたが、別に質疑がなく、本会計予算の原案可決をお詰りいたしましたところ、反対意見がありましたので、採決の結果、賛成多数により議案第3号は原案どおり可決いたしました。

次に公共用地先行取得事業、公共下水道事業並びに和泉中央丘陵整備事業の3特別会計予算を一括して審査に入りました。

和泉中央丘陵整備事業については、機構改革が予定されている中で、7名の職員で今後どのような業務内容となるのか、との質問があり、まず、昨年度は計画決定、用地買収及び地元対

策などの調整業務を行っており、既にこの中で計画決定、事業承認手続も完了しております。したがって、本年度は第2段階として、線部分の用地買収及び引き続いて地元対策業務の調整となり、また職員については、契約の対象人員は7名であるが、配置については柔軟に対応したい、との答弁がありました。

また、地元要望についての質問に対し、昭和5・8年度より中央丘陵の対策委員会が組織替えして自主的に活動されているが、都市整備部としては引き続いて事務局を担当していく、旨の答弁があり、審査を終わりました。

原案可決についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく議案第4号、第5号並びに第6号は原案どおり可決いたしました。

次に、水道会計予算について審査に入り、過般の一般質問に係る答弁要旨に関連して、まず、現行水道料体系は、基本料金は高い中で、福祉料金の導入について一般会計繰り入れにより実施すべき時期ではないか。また、一般家庭から井戸水の水質検査依頼の対応はどうか、との質問に対し、福祉料金導入については、本市の実態として大口需要家の少ない実情から、府下となっているが、一般標準家庭世帯の料金では据え置きにより中位に位置するに至っている。社会的弱者と言われる身障者、母子、独居老人世帯では割り高となっているが、今後前向きに検討してまいりたい。

また、一般家庭に対する井戸水の水質検査は、現在、保健所ですべて処理している。水道部では業務量と検査能力の関係で実施していないが、ことに井戸水については家庭排水の影響を受けやすいので、保健所と協議しながら、年間、数件程度対処している、旨答弁があり、審査を終わりました。

原案可決についてお諮りいたしましたところ全員異議なく、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

次に、病院事業会計予算について審査に入り、まず、病院事業会計に占める給与費、薬品費の割合はどうなっているのか、との質問があり、医業収益に対する給与費の割合は56.4パーセント、薬品費の割合は27.5パーセントである、旨の答弁がありました。また、患者の待ち時間の解消、駐車場の確保、出生の時の診断書の手数料、夜間の救急患者の受け入れ等について質問があり、待ち時間問題については、現在、その解消に向け専門委員会を設け検討している。また、駐車場については、昭和59年度で一部用地の確保ができるので早急に整備し、来院者の利用に供したい。また、診断書等の問題については、医師会等の問題もあり、今後検討してまいりたい、旨の答弁があり、審査を終わりました。

原案可決についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく議案第8号は原案どおり可決いたしました。

たしました。

以上をもちまして、当予算審査特別委員会に付託されました議案第1号「昭和60年度和泉市一般会計予算」外13件の審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） ただいま委員長から詳細なる報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論を行います。

まず、反対の討論からお願ひします。

○ 16番（天堀 博君） ただいま委員長の方から報告がございました。私どもは次のような立場で反対と、それから議案につきましては賛成をするものがありますので、討論をさせていただきたいと思います。

今日、地方行財政をめぐる情勢というのは、国庫補助金や負担金の大幅な削減をされております。また、地方財源をこれが圧迫して、地方行革が押しつけられ、健康保険や国民健康保険などの医療制度の改悪等に見られますように、臨調の路線といいうものが地方自治体との矛盾の結果、あるいは市民の暮らしへの犠牲を非常に大きなものとしてきております。昭和60年を「地方行革元年」ということで位置づけてきている政府は、いわゆる生活保護費などの本来、国が地方債務として位置づけられております負担金、それと、国が特定な事業などに対して奨励をする意味で自治体に支給されております補助金、こういうものをいわゆる高率補助の是正ということに取り替えまして、一括して一律削減をしてきております。これは、憲法、地方財政法を見ましても、これを踏みにじる非常な暴挙と言わざるを得ません。さらに、戦後培われてきました福祉や教育などの諸制度をなしくずし的に改悪をしまして、切り捨てを行うということであります。今日ほど、地方自治をめぐって重大な岐路に立っているときはないと考えるわけであります。まさに市民の暮らしを守る防波堤の役割を果たさなければならないと考えます。

さて、予算全体を通じてまず第1にありますが、地方財政破壊のいわゆる補助金カットが一般会計、特別会計合わせて3億5,000万円に上っておりますが、国に対して強い反対の意思表示をする必要があると考えます。

一般会計でありますが、8.9パーセントという伸び率ということで、積極予算というふうに言われておりますが、その内容は結局のところ、あと2年ということに残されました同和の新法、これによる改良住宅その他の建設事業の同和関係の詰め込み、それからコミュニティセンターの建設、30周年の記念事業等々によるものであります。また、財源対策としては、市税の伸びということでありますが、これは即市民への負担を強めているということあります。借金を増やして、あと基金の繰り入れでごまかすというやり方をとっているわけであります。

一方、歳出面を見てみると、福祉会館といふものはかけ声だけで、調査費その他の予算措置は今年されておりません。町会や福祉関係などの補助金も据え置かれたまま、障害者給付金の若干の増額、寝たきり老人の入浴サービス事業の開始ということはありますけれども、福祉の水準は、他市と比べまして非常に依然として低い水準にあるわけであります。臨調路線のもと、ボランティア路線に肩代わりをする危険性も強く出てきておりますので、これを指摘しておかなくてはならないと思います。

さらに、依然として不公正な同和行政であります。一般会計に占める割合が22.8パーセントといふことに上っておりますが、そのうち建設事業費では、先ほども少し申し上げましたが、改良住宅その他合わせて建設事業費の中での54パーセント、半分以上も占めているわけであります。支部助成金2,500万円についてもそのままありますし、支部大会記念品まで出しているという始末であります。支部協議会につきましては592万8,000円の支出ですが、公正と運営の改善が必要であります。大阪府同和金融公庫、これにつきましても多額の焦げつきが放置されたままになっております。この問題点も究明されなくてはなりません。個人給付金に所得制限等の導入も必要だと考えます。

さらに、開発その他の関係になりますが、大プロジェクトに夢を託すということで、開発優先の行政を行われておりますが、これは今こそ反省をするときではないかと思われます。コスモボリス構想、これに800万円予算を組んでおりますが、慎重な検討が要るというふうに思います。また、南大阪地場産業センター等につきましても、これは議会での検討あるいは審議というものがなされないままにこういうことになってきております。以前の附帯決議にもありますように、その点では非常に問題があります。報告その他につきましても、質問されて初めて答弁をするという始末であります。中央丘陵開発につきましては、今後、市民参加と公共性を貫くというためにどうするかという点では誠に不十分であります。

以上、一般会計でありますが、これについては、以上のような理由、意見等を含めまして反対であります。

次は、国民健康保険特別会計であります。退職者医療制度の創設によりまして、国保会計への実際的に大きな負担になってきております。また、財政調整交付金、これも当初予算に計上しているものの不安定な要素が非常に大きいものでありますし、今後、いろいろな面で料金の引き上げというものが考えられてくるのではないかということでの改善が必要だと考えます。さらには、減免規定につきましても、以前から要望が非常に強いにもかかわらず、その方向が見られておりません。同和減免につきましても、所得基準を設ける必要があると考えます。こういう点につきましても、国保会計については、以上のような関係から反対であります。

次に、老人保健事業特別会計についてであります。今までも申し上げておりますように、これは制度そのものを見ていたらわかりますように、その後の各種の社会保障制度などをなしくずし的に低下させていくというものの突破口になったものであります。単に会計の中身について、会計の操作そのものについてどうというよりも、制度そのものに基本的に賛成できません。以上からこの点についても反対であります。

以外の各会計、すなわち公共用地、公共下水道、中央丘陵、水道事業、病院事業の各会計については賛成をするものであります。また 関連の諸議案につきましては、議案第11号「土地改良事業及び林業関係事業分担金条例の一部を改正する条例制定」については、提案理由にこういうふうに書かれております。近年における米の恒常的な生産過剰を調整するため、ということになっておりますが、この点については、国の農業政策そのものの問題があります。と同時に、現状認識という点では非常に問題があるというふうに考えます。その点では、好ましいことではないというふうに思いますが、ただ、今回のこの条例の一部改正することにつきましては、現地におきまして一定の事業を行うことに対して、この条例を補足することによって負担の軽減を図ろうとするものであります。その点にかんがみまして、基本的には好ましくないというふうに思いますが、現地の状況等もかんがみて、この点については意見を申し上げて保留をします。他の条例については賛成をするものであります。

以上、議案第1号、2号、3号につきましては反対であります。同じく議案第4号から13号及び29号につきましては、一部意見付きの保留もありますが、賛成を表明するものであります。

なお、議長にお願いをしたいと思いますのは、委員長報告を一括して採択をされてしまいますと、せっかく全会一致で賛成できる部分がありながら、それらも含めて反対ということになりますので、できましたら、反対の議案等については、別に採決をしていただければというふうに思いますので、そのようなお取り計らいのほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上、反対意見を終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、賛成討論を願います。
- 10番（仁井 明君） 私は、昭和60年度予算並びに関連議案に対し賛成の意見を述べたいと存じます。

本市財政は、昭和58年において前年度に続き実質収支が黒字となっております。厳しい地方財政の中でのこの結果は、市民各位の御理解と御協力のもとでの理事者の努力がうかがえるものと思います。

昭和60年度の本市予算は、国庫補助金の減額等非常に厳しい状況のもとで編成されており

ます。まず、一般会計については、市制施行30周年記念行事として多彩な事業が盛り込まれているのを初め、教育環境の整備、生活環境の整備、コミュニティセンターの建設、さらには住民情報のオンライン化等、限られた財政の中で有効かつ適正な予算編成がなされているものと評価するものであります。

本市の財政を取り巻く環境は、国の行財政改革、財政構造の硬直化等非常に厳しく、決して予断が許されません。さらに、市民の行政に対する要求は多様化し、増大の傾向にあります。このような現状に即応し、なおかつ財政秩序の確立を図るよう理事者に強く要望するものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計については、国の制度の改革等にも柔軟に対応するよう要望いたします。

次に、和泉中央丘陵整備事業特別会計については、新しい希望に満ちた町づくりのために事業が推進されるよう期待するものであります。

老人保健、公共用地、公共下水道の各特別会計については適切な予算であると考えます。

また、水道事業並びに病院事業の各企業会計についても、それぞれの目的に応じた適正な予算編成がなされていると評価します。今後ともそれぞれの立場を踏まえ、より一層の企業努力がなされるよう要望する次第であります。

以上、昭和60年度一般会計、特別会計及び企業会計並びに関連議案に対し賛成いたすものであります。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。本件14議案のうち、一部反対意見がありましたので、先に反対議案のみ採決を行います。

お詫びします。昭和60年度一般会計予算及び国民健康保険事業特別会計予算並びに老人保健事業特別会計予算、以上3議案は、いずれも委員長報告は原案可決であります。委員長報告どおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

ありがとうございます。賛成多数であります。よって、議案第1号、第2号及び第3号は原案どおり可決されました。

次に、残り11議案についてお詫びします。昭和60年度公共用地先行取得事業、公共下水道事業、和泉中央丘陵整備事業の特別会計予算及び水道事業、病院事業会計予算並びに関連議案6件は、いずれも委員長報告は原案可決であります。委員長報告どおり決することに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって議案第6号から第13号まで及び第29号の以上11議案は原案どおり可決されました。

○ 議長(柳瀬美樹君) 日程第27「和泉市公共下水道の下水排除に関する事務の委託に関する協議について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗説)

議案第43号

和泉市公共下水道の下水排除に関する事務の委託に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づき、和泉市公共下水道の下水排除に関する事務を次の規約により堺市に対して事務委託することについて、議会の議決を求める。

昭和60年3月22日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市公共下水道の下水排除に関する事務の事務委託に関する規約(案)

(委託事務の範囲)

第1条 和泉市は、和泉市公共下水道のうち堺市第3号下水道に係る区域から堺市公共下水道に流入する下水の排除に関する事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を堺市に委託する。

(管理及び執行)

第2条 下水の収容地点及び下水処理のために使用する管渠、終末処理場その他下水道施設については、和泉市長と堺市長とが協議して定める。

(経費の負担)

第3条 委託事務に要する経費は、次の各号に定めるところにより、和泉市が負担する。

(1) 下水道施設の建設改良に要する経費については、当該経費の額に当該施設の総計画水量に占める委託事務に係る計画水量の割合を乗じて得た額とする。

(2) 下水管の管理に要する経費については、当該経費の額に当該管渠の総計画水量に占める

委託事務に係る計画水量の割合を乗じて得た額とする。

(3) 下水の処理に要する経費については、当該経費の額に当該下水処理場の総処理下水量に占める委託事務に係る下水量の割合を乗じて得た額とする。

2. 前項の規定により和泉市が負担する経費の支払方法及び支払時期については、和泉市長と堺市長が協議して定める。

(計算書の提出)

第4条 堀市長は、毎年度、決算が終わったときは、速やかに委託事務に関する収入及び支出の計算書を和泉市長に提出するものとする。

(連絡会議)

第5条 堀市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要の都度和泉市長と連絡会議を開くものとする。ただし、和泉市長の申出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

附 則

この規約は、昭和60年4月1日から施行する。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しをいただきまして、自席からただいま御上程いただきました議案第43号「和泉市公共下水道排除に関する事務の委託に関する協議について」、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、住宅都市整備公団の施行によります光明台並びに大阪府企業局の施行によります光明池前周辺地区は、堺市第3号下水道に係る区域として、大阪府が管理する泉北丘陵住宅地区公共下水道施設において排除及び処理されておりますが、本件処理に当たっては、去る昭和41年3月25日の定例市議会において御議決をいただいております。このたび、本年4月1日をもって泉北丘陵住宅地区公共下水道施設が大阪府から堺市に移管されることになりましたので、本市と堺市の間で改めて、地方自治法第252条の14に基づく事務委託の手続が必要となったものでございます。

堺市におきましても、昭和60年第2回市議会に提案され、現在審議が行われております。次に、規約の内容について御説明を申し上げます。議案書195ページからでございます。なお、199ページに参考資料を添付しておりますので、参照願います。

第1条は、委託事務の範囲を定めるものでございます。

第2条は、管理及び執行について定めるものでございます。

第3条第1項は、当該事務に要する経費の負担について定めるものでございまして、同項第1号は、建設改良に要する経費は、計画水量比で按分することと定めるものでございます。

同項第2号は、下水管の管理に要する経費も同じく、当該管渠の計画水量比で按分することと定めるものでございます。

同項第3号は、下水の処理に要する経費は、下水処理量比で按分することと定めるものでございます。

これらの負担につきましては、現在、大阪府企業局に委託をいたしております内容と同じでございます。

同条第2項は、経費の支払方法及び支払時期について定めるものでございます。

第4条は、委託事務に関する計算書の提出について定めるものでございます。

第5条は、事務を円滑に進めるため、両市長間の連絡会議を設置しようと定めるものでございます。

なお、この議案は、附則で昭和60年4月1日から施行するものといたしております。

以上で、本案の提案理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議をいただき、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第28「和泉市土地開発公社昭和60事業年度事業計画書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第1号

和泉市土地開発公社昭和60事業年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の昭和60事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和 60 年 3 月 7 日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（柳瀬美樹君） 本報告の説明を願います。
- 用地担当理事（内田繁君） それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程いたしました報告第1号「和泉市土地開発公社昭和60事業年度事業計画書類の提出について」、御説明申し上げます。

当公社の運営につきましては、平素から格別の御指導、御鞭撻を賜っておりますことに対し衷心より厚く御礼申し上げます。公社財政の健全化、運営の効率化に鋭意努力を重ね取り組んでいるところでございます。今後とも一層の御指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昭和60事業年度和泉市土地開発公社の事業計画につきましては、先ほど御議決賜りました昭和60年度和泉市一般会計予算執行方針に基づき策定いたしたものでございます。

それでは、内容の御説明を申し上げます。公社予算書の1ページでございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収入支出の総額及び款項の区分とその金額を定めるものでございまして、予算総額収入支出それぞれ 91 億 8,140 万円とし、その内訳は、第1表のとおりでございます。前事業年度当初予算と比較いたしまして 6 億 4,140 万円の増額で、7.5 パーセントの増となっております。

第3条は、借入金の限度額を定めるものでございまして、和泉市一般会計予算の債務負担と債務保証に基づき事業執行に必要な資金を借り入れにより調達するもので、本年度は、限度額を 71 億 5,000 万円と定めるものでございます。

次に、事業計画について御説明申し上げます。13ページでございます。

まず、公共用地先行取得事業計画でございますが、和泉市の委託事業分といたしまして、環境改善整備事業に係ります改良住宅、道路、細山路、公園、共同墓地の用地として、3万 1,329.91 平方メートルを 28 億 9,315 万 6,000 円で取得する計画でございます。また、一般公共事業では、黒鳥観音線、伏屋唐国線、松尾寺内田線、上代伏屋線の用地及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく買い取り用地等で、1 万 3,951 平方メートルを 7 億 2,000 万円で取得する計画でございます。以上、先行取得合計が、計画面積で 4 万 5,280.91 平方メートルを事業費 36 億 1,315 万 6,000 円で先行取得する計画でございます。

次に、公社におきまして既に先行取得いたしております用地の譲渡処分計画でございます。

14ページでございます。

一般公共事業で、小田公園用地 320 平方メートル、1,790 万円、和泉府中北通線、北池田小学校拡張用地、南池田中学校通学路用地、面積 1,161.84 平方メートル、譲渡価格 1 億 4,931 万 8,000 円、それから環境改善整備事業の改良住宅、地区内細街路で 9,004.90 平方メートル、12 億 7,726 万 7,000 円、小計で計画面積が 1 万 4,867.4 平方メートル、14 億 4,448 万 5,000 円を和泉市へ譲渡を予定いたしております。岸和田南海線用地 1,223.16 平方メートルを 1 億円で大阪府へ譲渡する予定でございます。また、公共事業用地等取得に伴います代替地（換地）対策事業用地 5,971.34 平方メートルを 4 億 2,403 万 4,000 円で権利者へ、一般商業用地は 1,083 平方メートルを 5,940 万 3,000 円で売却処分を予定いたしております。

以上、当年度の譲渡処分の予定合計は、面積では 1 万 8,764.24 平方メートルで、20 億 2,792 万 2,000 円と相なっております。

次に、造成等の事業計画についてでございますが、15 ページでございます。

本事業年度は 1 事業のみで、計画面積が 4,100 平方メートル、事業費が 1 億 2,300 万円の事業計画でございまして、その内容は、幸・王子共同墓地整備工事費でございまして、これは前年度当初に事業計画をいたしましたが、用地取得の遅延等の諸事情から事業着手化が遅れ、本年度に再度事業計画し、造成等の工事を行うものでございます。

引き続きまして、これらの事業を執行するに必要な予算の大綱について、事項別明細により御説明申し上げます。

まず、支出の部から説明いたします。6 ページに戻っていただきたいと思います。

第1款 事業費といたしまして、和泉市の委託先行取得事業であります環境改善整備事業用地、一般公共事業用地並びに土地造成の経費といたしまして 37 億 5,065 万 6,000 円を計上いたしました。前年度当初と比べますと、16 億 1,884 万 1,000 円、75.9 パーセントの増となっております。

第2款 管理費についてでございますが、7 ページでございます。これは用地取得業務及び財産管理業務に関連した経費で、職員の給与費、財産管理諸経費等で 8,716 万 9,000 円でございます。なお、職員給与費は 8 名分の計上で、公社職員のみの人員でございます。前年度に比べまして 4 名の減員となっております。

次に、10 ページでございます。第3款 借入金償還金といたしまして 53 億 4,057 万 5,000 円を計上いたしました。うち元金償還が 45 億 3,000 万円、支払利息 8 億 1,000 万円となってございます。

第4款 予備費は、前年度と同じく 300 万円を計上いたしました。

以上によります支出予算合計は91億8,140万円と相なるわけでございます。

引き続きまして、この支出予算を賄う収入の部について御説明いたします。4ページに戻つていただきたいと存じます。

第1款 事業収入は、さきに御説明いたしました事業計画に基づきます土地、建物等の譲渡収入として20億2,792万2,000円を計上いたしておりますが、なお一層収入の増加を図るべく関係機関等と協議を重ねてまいりたいと存じておるわけでございます。

第2款 借入金は、事業を執行するに際しまして必要な資金並びに支払い利息を新規に借り入れる予定で、71億5,000万円を計上いたしたものでございます。

第3款 事業外収入は、預金利息及び雑入で347万8,000円を計上いたしてございます。

以上、収入合計は91億8,140万円と相なるわけでございまして、収入、支出予算の合計は同額でございます。

なお、12ページに資金計画、16ページ以降に予定損益計算書及び予定貸借対照表を添付させていただいておりますので、御参考賜りたくお願い申し上げます。

59事業年度における損益見通しでございますが、関係各位の絶大なる御協力を得ました結果、おかげをもちまして、総合支出面で単年度で224万3,000円の利益が見込まれるに至ったわけでございます。この要因につきましては、経常収支勘定におきます公共事業関係の買い戻しの額の増加に伴います附帯事業費の増、人件費負担の年次的軽減等によるものでございます。しかしながら、なお繰越欠損金見込みが7億9,221万8,000円と公社経営は依然として厳しい財政事情下にございます。さらに60事業年度におきましては、引き続き人件費負担の軽減等を図つてはまいりますが、附帯事業費対象事業の減少が見込まれます。目下のところ、163万円程度の経常利益が予定されるわけでございますが、なお一層買い戻しの促進と冗費の節減等により単年度収支の改善を期してまいる所存でございます。今後とも公社保有資産の早期効果的処分と経営の健全化に向けて一段の努力を尽くしてまいる所存でございますので、一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ですが、報告第1号「和泉市土地開発公社昭和60事業年度事業計画書類の提出について」の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 本報告に対し質疑ありませんか。

○ 16番(天堀 博君) 最後のところで、いわゆる公社の健全化ということで、買戻しの促進、あるいは冗費の節減等とも言われておりますが、その点に関連してですが、1つは、環境改善整備事業でこれは用地を買ってますね。それ以外にも公共用地の先行取得もしているわけです。その方がきっと買戻しができているかどうか。いろいろな事情でどないしても遅

れる分は別にして、きっちりできているかどうか。

それから、その時点での台帳価格の問題ですね。利息あるいは事務費、管理費、そういう点での差額、いわゆる差損が出てない。その辺が1つ。

それから、墓地の造成が今回予算上出てきているんですが、これについても、同じように買い戻しについての問題点がないかどうか。

それから3つ目は、14ページの今年の譲渡する計画が出てますね。これでちょっと聞き漏らした点も含めて、もう一度説明をお願いしたいのは、小田公園用地からずっとあって、地区内細街路、都市計画街路、岸和田南海線用地までそのとおりの説明があったんですが、その次の換地対策等事業費のところで、何か代替用地と一般処分用地ということの区分けで報告されたように思うんですが、数字が違うなと思って見ていたら、ほかに一般処分用地があるということでおきましたので、その辺もう一度説明をお願いしたい。

それから4点目は、公社事業については、議会への報告案件ですね。後それぞれ公社の特別委員会で委員会付託された形でいろいろと審議その他されているんですが、そこでは恐らく出されているんだろうと思うんですけど、委員以外の者については、財産目録ですか、今までよく不用地とか言われて、いろいろ問題になっている土地もあるわけですが、それがどれだけ、どんなふうにあるのかわからんわけです。できましたら、ほかの議案でも参考資料で出ている分がありますでしょう、こういう形で今後は出していただくということができないものかどうか。一々聞いて、あれはどないなっている、こんなんどないなっているということになりますのでね。今回見てみたんですが、どっかへ行ってしまったのかわからんけれども、その辺が初めから恐らくなかったんだろうと思いますので、その辺要望も含めてお伺いしたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 用地担当理事（内田 繁君） まず、第1点の環境改善整備事業で先行取得していることによって差損を生じていないかということでございます。私がこちらへ参りました以後につきましては、買い戻し時点で取得金額、あるいは買い戻し期間までの金利、それから事務費の上積み、これらを含めて買い戻しをしていただいておりますので、差損は生じておらないというふうに思っております。ただし、一部はやはり事業的な変更等がございまして、それらによって保有期間が多少長くなっているものも現在はあるわけなんでございますが、今後の買い戻しがどういうふうになっていくかによって、多少の差損が生ずるのではないかと私は考えております。

それから2番目の墓地の問題につきましては、これも事実上、私どもは実際事業の窓口ではございませんのですが、担当の方でこれだけの用地をもとに先行買収をいたしますので、買収

をした時点で補助金等もございましょうし、それらを含めた中で、私の方は金利なり事務費等を含めて、差損を生じない額で買い戻しをしていただくというようになっております。

それから 14 ページの「換地対策等」の中には、御存知のように、公社独自の処分物件、現在 11 物件がございますが、それらを含めてございますが、その中で私ども 60 事業年度では 2 物件を処分したい。かなり市場性の少ない物件でございますけれども、何とか早期にこれらの処分をいたしまして、資金回収なり、それによる金利の軽減等も図っていきたいということで、60 事業年度では独自物件の処分は 2 件を予定いたしております。その額が、面積で申し上げますと 1,083.83 平方メートル、金額で 5,940 万程度で処分をしたいというふうな気持ちで取り組んでおるわけです。

換地事業につきましては、現在、この予算に組みましたのが地区内では 16 区画、地区外では 24 区画分を予算面で譲渡していきたいということで、面積等はいろいろなんだとございますが、金額で 4 億 2,400 万余組まれております。それを足しますと、譲渡金額で 4 億 8,343 万 7,000 円となるわけでございます。

それから、5番目のいわゆる報告案件ということでございますので、これらについては、この間の特別委員会等で一定の資料をお渡しいただいておりますので、また議長さん等と御相談の上でこの資料もお出しするようにはしたいと思っております。

以上でございます。

- 1.6 番(天堀 博君) 最後の分については、特に議長、先ほど言いましたように我々委員でない者については、換地対策等事業用地の処分が本年にやるというわけでしょう。以前に我々やってきた者からすればある程度わかるんですが、新しい議員さんを含めて、どんなものかどこに係っているのかわからんわけです。ぜひこれを参考資料として、議会終了時でも結構ですから出していただきたい。それから予算の報告のときにはできたら付けてほしい。これに付けられなかつたら、参考資料としてお願いしたいと思います。

問題点は、環境改善整備事業の中でも、いろんな事情で保有期間が長くなっているものについては差損が出てくるんじゃないかな。それから墓地についても、公社がこれを買うてくれと言うて買うているわけでしょう。あるいは造成してくれと言われて造成している。言ってみたら、損したかてこれは公社の責任じゃないわけですわな。えらい高いとこへ請負さしたとかは別にして、公社の責任じゃなくて、これもうっかりすると何か差損が出てくるような説明がありましたね。これについては、買い戻す方法ですね。原課といえどどこですか、改良事業部がやるのかどうか、同和対策の関係であれば、その辺の買い戻す方での金額が差損が生じてくるようなことでは具合が悪い。公社の都合で買い戻しが遅くなったりしているのではないわけ

ですからね。その点については、買い戻す側としてはどういうふうに考えておられるのか、ひとつお願いしたいと思います。

もう1つは、すべてがきちんと買い戻しされているのかどうかということを先ほど聞きましたが、環境改善整備事業の中で一定区域内を買って、いろいろな事情で遅くなったりしても、残るというふうなことはないですね。それ以外のところで、従前にへた地やなんとかいう問題があったでしょう。こんなものも含めて、そういうふうなものがないかどうか。今後の見通しも含めてなんですが、お聞きしたい。

換地対策の分では、地区外16、地区内24区画と、これは例の大坂の市有地の分も入っておるんですね。これで全部ということになるのか……。何か半分どうのこうのという話もちらっと風の便りに聞いてますので、その辺ではどういうふうになるのか、お聞かせ願いたい。

○ 用地担当理事（内田 繁君） まず、第1点目にございました幸王子共同墓地の事業でございますが、これは計画面積に対する造成工事費をお願いいたしておるものでございます。もちろん国庫補助金対象事業でございまして、事業の採択が得られた場合に、一般会計で買い上げるという形でございます。もちろん、公社に事務費、金利等加算させていただきまして、損益がないように配慮してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○ 用地担当参事（中辻寿夫君） 換地の件で公社次長中辻お答えいたします。

換地の本年度の計画は全区画で40区画でございまして、地区内16区画、地区外におきましては、センター横にまだ4区画残っております。それと伯太3丁目の今回造成いたしますのが、5月末ごろから分譲可能でございます。敷地数は75区画でございますが、買収の進行状況に応じて譲渡いたしておりますので、今年度は20区画地を予定いたしております。以上で地区外24区画、地区内16、譲渡合計約4億5,400万で予定してございます。

○ 用地担当理事（内田 繁君） 環境改善事業におきますいわゆる差損が生じないかということでおますが、私どももできるだけそういう差損を考えることは現在思っておりませんけれども、事業計画といいますか、細街路にしろ何にしろ、一定の計画を変更せざるを得ないということになりますと、線の引き具合等によりまして、残地などが多少残ってまいります。それはそれなりに有効な利用も改良の担当の方と十分連絡をとりながら、そういうふうなものが生じないようにしていきたいというのが私の方の考え方でございますので、今後につきましても、できるだけ差損の出ないような考え方でやってまいりたいと考えております。

○ 16番（天堀 博君） 伯太の分は本年20区画ということでしょう。それとセンター横の4区画で24区画ということはわかるんですが、75区画の方向性を開かせておいてほしいということです。74区画全部が今後、換地対策用地として使われていくのかどうか。伯太の75

区画全部が。

それからもう 1 つは、これは最後になりますが、助役さんなりからもお願ひしたいのは、公社の責任ではないのに残地ができたりなんかしていきますね。残ってきて、その辺で差損が出てくるということになると、それでなくても、公社に負担をかけたらあかんということになってきているのに、またそろそんな部分が多少出てくると思うんです。そういうふうな点については、買い上げする側等がこれを隠れみにしないということであれば、ある程度かぶっていかないしょうがない分が出てくる。その点できちっとその分も含めて買い上げるのかどうか。これは今後の問題ですけれども、聞かしてほしい。

- 用地担当理事（内田 繁君） いわゆる旧大阪市有地の問題でございますが、御存じのとおり、昭和 50 年 10 月に同和事業対策用地として大阪市から特約で有償譲渡を受けたものでございます。特約によって私の方に譲り受けたものでございますので、やはり換地対策事業におきましても、同和対策事業としてこの事業を進めているわけでございます。しかし、あわせてそれらの事業を進める中で、良好な町づくりという観点からもございますので、一般市民の方にも分譲していきたいというわれわれとしては基本的な方針を持っているということでございます。

- 助役（坂口禮之助君） 私からお答えいたします。

今までの経過から見まして、一般公共事業の用地の先行取得につきましては、へた地の出ないような形で買収して、補助金等の獲得を得て、それを一般会計で買い戻していくっておるというのが実態でございます。しかし、面的な部面で、環境改善整備事業はかなり全筆買収方式をとってまいっております。

先ほど局長もちょっと気にしているようなことを申しておりましたが、環境改善整備事業を完全にクリアして、現在状況でやっておる中ではへた地は生じてまいりませんが、たまたま道路等をつくるがために一筆買収をせざるを得ない、全筆買収をせざるを得ないというような事例が出てきた場合に、道路敷地外の土地については、先生御指摘のように、一部へた地等が残ってくる可能性もなきにしもあらずではないかというふうに思っておるわけです。そうした場合に、隣地の方々に対しまして優先分譲等をして、できるだけ有効利用を図っていただきような方途で、残地を残さないように努力はしてまいりたい、かように思っておるわけでございますが、それから生じてまいります差損等につきましては、あるいはどうしても適当に処分できない土地等がございましたならば、当然一般会計でこれを買収して、有効な利用ができるまで一般会計が責任をもって管理していく、こういう体制を当然とてまいりたい、このように存じている次第でございます。公社の方にそれだけ残しておきましたら後の始末ができませんので、そういう考え方でおるわけです。

○ 16番(天堀博君) 特にその点はきっちりしておかないと、結局、また前に問題になってきたようなことになるんじゃないのか。形は多少違いますけれども、何かわあっと買うて、それ全部公社が持っておって、結局売るのに11物件難儀しているわけでしょう。せっかく話ができるとしても、いろんな問題があつて売れないというようなものが出てきたり、そういうことになって公社に負担ばかりかけるということは、行政の主体といふのは一般会計の方にあるんですから、そこを隠れみのにしてしまったら問題がまた残つてくる。せっかく公社の方で努力、苦労されてるのに、その辺でまた損してくるということになりますから、特に気をつけてほしいと思います。

それから、ちょっと問題が残るのは、今後の委員会とか、あるいはいろんなところで明確にさしていかないかんといふうに思っているのは、いわゆる伯太町の大阪市から特約で、有償で譲ってもらつた代替用地については、同和対策事業として基本的にやっていくんだけれども一般的の市民の方にも、町づくりとかいろんな面から考えて分譲していくことですから、これはいろいろ問題があるのと違うかなと思います。今年度は20区画だけということで、それはまだ入つてないわけですな。だから、きょうのところはおいておきますけれども、また今後問題にしていきたいと思います。

○ 議長(柳瀬美樹君) 他に。田中君。

○ 29番(田中包治君) これね、市長はいつも黒字や、黒字や言つてるなら、一般会計で補正したらどうか。補てんを考えなくていいかんじじゃないか。7億9,000万余りの赤字がありますわね。15～16年前に買つた土地がとてもそんな原価で売れませんわな、だれが考へても、最初、10年ほど前は職員も30名くらい、一般会計が赤字だからということですかぶせておつたんと思うんですね。どっちにしたってこれは市が払わなかんのやから、徐々にでも返済していく方法はないのか、その気がないのか。市長どう思います。

○ 議長(柳瀬美樹君) 理事者答弁。

○ 助役(坂口禮之助君) お説のとおりでございまして、かなりある時期につきましては、人數の多い職員の給与費を公社支弁で賄つていつていただいたという過去の経過がございます。したがいまして当然、そういう経過があるなしにかかわりませず、土地開発公社の最終的な精算いたしました時点での、赤字になるか、黒字になるかは別といたしまして、すべて一般会計によって整理をしていかなきゃいけない、そういう基本的なたてまえがございますので、現在、7億9,000万円、約8億近い赤字を抱えてる中で、何らかの形で年次的にその赤字解消措置を一般会計から繰り入れするということも、1つの方法として当然考へていかなきゃいけないと思っておるわけでございます。

実際、一般会計は確かに黒字であることは間違いないのでございますが、議員さん各位も分析をいただきましたら十分おわかりいただけますように、基本的に健全化された財政構造ではございません。非常に硬直化して、先ほどの補正予算の中にも御議論ございましたように、いわゆる開発に基づく基金等の取りくずしとか、いわゆる臨時的な財源でもって収支のバランスを維持しているというのが現状でございます。こうした中で、年々1億なり2億なりの巨額な資金を、ゆとり資金として公社の赤字補てんに充てていくという段階までには立ち直ってまいりません。

しかし、抜本的にこの赤字解消は、いろいろの方策の中で手を打っていかなければならぬということは考えております。それに対する対応策につきましても、まだ具体化いたしておりませんが、われわれ段階ではいろいろと協議、検討いたしております。そうしたことが具体化いたす段階になりましたら、議会の皆さん方にも御協議を申し上げまして、抜本的な対策に踏み切っていくような考え方であります。いましばらくお時間をかしていただきたい、かように考えます。

- 29番(田中包治君) それはわかってまんね。ただ、15~16年のへた地やとか使い物にならん土地たくさんありますわね、はっきり言いましたら。売れないような土地。それを金利ばかり負担して、これ赤字10億できかんと思うんですわ、だれが考えたても。12億や13億ではきかんと思うんです。だから、金利を入れて、どっとどっとするねんやったらね、一般会計から補てんして、処分してもうたらどうかという考え方なんですよ。そうでないと、借金が増えるばかりですわ。しかも金利いうたら、7パーセントも8パーセントも負担しておるんだから、10年したら、悪く見積もっても倍になりますわ。買うた値段よりもね。そういう実態の中ですからもう少し真剣にね、市長は会うたんびに黒字や、黒字や言うけど、それやったらこれを直せと。これ市の責任ですからね。まあ、よろしいですわ。努力してください。
- 議長(柳瀬美樹君) ほかに質疑、御意見ないものと認め、報告第1号を終わります。

-
- 議長(柳瀬美樹君) 日程第29「人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めるについて」を議題といたします。

議案の朗読をさせます。

(市会事務局長朗読)

諮問第1号

人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦するについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

昭和60年3月22日提出

和泉市長 池田忠雄

氏名	生年月日	住所	職業

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を求めます。

（市長登壇）

- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました諮問第1号「人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めるについて」の提案理由を御説明申し上げます。
現在、人権擁護委員として御尽力をいただいております森下堯夫氏と友谷重子氏の両氏が、来る5月14日をもって任期満了と相なりました。引き続き両氏を人権擁護委員候補者として推薦いたたく、御提案を申し上げる次第であります。

森下、友谷両氏とも、昭和50年に人権擁護委員に委嘱されて以来3期、9年間にわたり、信念と情熱とをもって人権思想の普及、高揚と人権擁護活動の推進に努めてこられた人格高潔で豊かな識見の持ち主でございます。

なお、お手元配付の資料のとおり、森下堯夫氏は、大正3年11月3日生まれ、住所は太町171番地18で、職業は婦人装身具製造業を営んでおられます。また、友谷重子氏は、大正2年3月6日生まれ、住所は唐国町676番地で、無職であります。何とぞ満場一致で、森下堯夫氏、友谷重子氏のおふた方を人権擁護委員候補者として推薦することについて御同意を賜りたくお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） お詫びいたします。本件を推薦するに御異議ありませんか。
- 29番（田中包治君） 人権委員とかいろいろ、一遍なったら死ぬまでやるようなことです。この問題についてどうのこうの言うわけではございませんけれども、もう70過ぎた人は

っかりよう来るんやけど、どうなっているんですか。何か基準あるんですか。

- 議長（柳瀬美樹君） 市長。
- 市長（池田忠雄君） 実は、前回の議会でも同趣旨の御質問を相賜ったわけでございます。議会の御同意をお願いいたしますいろんな行政委員さん関係、また、人権擁護委員さん、御諮詢いただきますこうした方々につきまして、一定の基準というものを明確にしなければならんということとて、先般の総務委員会でちょっと御報告を申し上げたわけでございますけれども、私たちなりにいろいろ整理をさせていただきまして、今後、こうした行政委員さん関係の御選任、御同意ということについては、いろいろと難しさがございますけれども、新しく選任する場合には、できる限り 65 歳未満の方を御専任を申し上げて、また、再任、三選とかいう方につきましては、実は、厚生省基準というものが最近公布せられております、端的に申し上げて、民生、児童委員さんなんかの選任方の場合でも、新しくなっていただく方はできるだけ 65 歳未満、また、再選とか三選の場合は、75 歳をもって一応の歯どめとさせていただく。そして、再選、三選でも、20 年以上の方は御遠慮いただく等の厚生省の 1 つの基準も出ていることもございますので、それを採択させていただきまして、今後、1 つの目安、基準とさせていただきたい。

高齢化社会でございまして、どこで線を引くのかということは難しゅうございますけれども、そうした点、一定の歯どめができるようになるんじゃないいかと存じまして、理事者として内規的に検討の結果、総務委員会でも発表させていただきましたので、きょう御質問がございますので、本会議で考え方の基本を申し上げて、今後は、こうした歯どめを 1 つの基準にさせていただいて選任を申し上げ、御同意相賜りますようにいたしたい。このように存じますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 御異議ないものと認めます。よって、諮問第 1 号は、原案どおり推薦することに決します。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第 30 「教育委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第44号

教育委員会委員の選任について

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

昭和60年3月25日提出

和泉市長 池田忠雄

住所

氏名

職業

生年月日

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第44号「和泉市教育委員会委員の選任」につきまして、提案の理由並びに内容について御説明を申し上げます。

長年にわたりまして本市教育行政の推進に御尽力を賜ってまいりました教育長葛城宗一氏が、健康の理由により、本年3月末日をもって退任いたしたい旨の辞意表明がございました。

御承知のように葛城氏は、昭和45年12月22日教育委員に就任以来14年余の長きにわたりまして、教育長として高潔な人格、識見と優れた手腕を發揮され、本市教育行政の大いなる発展を目指し、教育内容の充実と環境施設の整備に当たり、渾身の努力を傾注されてまいりました。その御努力と御功績に対しては、衷心から感謝申し上げる次第であります。後退任後は、さらに健康に留意をしていただきまして、本市教育行政のみならず、市政発展のために一層の御協力を寄せ賜りますようお願い申し上げたいと存じます。

後任の委員といたしまして、本年3月31日付をもって退職いたします本市参与兼市長公室長の西川喜久氏を選任いたしく、御提案申し上げる次第であります。

氏は、昭和27年に南松尾村役場に就職以来38年、地方公務員として行政推進に貢献せられてまいりました。この間、昭和31年より和泉市職員となり、納税課長等課長職を歴任、昭和47年に総務部次長、昭和51年に市長公室長としてその重責を担当、昭和53年に参与に就任いたしました。長年にわたって培われた行政経験と優れた識見、練達な手腕が本市教育行政の遂行に大きく寄与されるものと存じます。

氏は、昭和4年11月8日生まれ、住所は和泉市久井町459番地であります。ここに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、任命について議会皆様方の御同意

を相賜りたくお願ひ申し上げる次第でございます。

以上、簡単でございますが提案の理由にかえさせていただきます。何とぞよろしく御承認を賜りますようお願ひを申し上げる次第であります。

- 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第44号を原案どおり同意することに決しました。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第31「障害児の医療・療養・保育をよくするための請願」を議題といたします。
- 請願を朗読させます。
- (市会事務局長朗読)

請願第1号

障害児の医療・療育・保育をよくするための請願

紹介議員

和泉市議会議員 田中包治
竹下義章
若浜記久男
田中昭一
大谷昌幸
赤阪和見
西村慎太郎

障害児の医療・療育・保育をよくするための請願

（請願理由）

児童憲章は、「児童は人として尊ばれる」「児童は社会の一員として重じられる」「児童は良い環境の中で育てられる」とうたっています。

また、国連は1981年から10年間を国際障害者年と定め、諸課題にとりくむよう要請しています。各自治体においては早期療育にとりくみ、障害があった子供も軽減でき正常発達にもどるなど着々と成果を上げています。

その中で和泉市においては、昭和59年度から障害者福祉都市の指定をうけ、市民に宣言がな

された事は、心強い思いがいたします。

今、和泉市においては、残念な事に他市に比べて、福祉面の立ちおくれがあります。子供については、発達のおくれがあるても、通園する療育機関がありません。また、肢体の訓練を受けるには、遠隔地の施設に通わざるをえず、母と子も疲れ果てて、訓練効果が上がらないのみならず、発熱する子供もいる現状です。

また、医療費や訓練等に通り交通費も大きく生活を圧迫しています。

一方、保育所へ入所している障害児は、保育の中での専門的な発達把握ができていません。園と家庭で一致した目標がもてなくお互いに悩んでいます。そこでどの子も早期に療育・訓練がうけられ障害が治癒・軽減され、すこやかな発達が保障されるために、また、住んで良かったと喜べる和泉市の福祉都市づくりに市当局が責任をもって次の項目を実現されるようここに請願いたします。

(請願項目)

1. 就学前の心身障害児の早期療育・訓練事業を市が責任をもって早急に始めて下さい。
2. 療育・訓練に要する交通費を全額公費負担して下さい。
3. 市に心理発達相談員など専門職を常勤でおいてください。
4. 保育所・幼稚園での障害児保育を充実させて下さい。保育に必要な人員の確保をするとともに、保育所の専門職の研修を充実させて下さい。
5. 障害児の療育・訓練・教育について一貫した相談ができるようにして下さい。
6. 乳児にかかる医療費を無料にして下さい。

昭和60年3月25日

請願者

代表 あすなろ会

和泉市光明台三丁目7番37-308号

早木和子

和泉市光明台三丁目1番11-202号

清水啓子

和泉市光明台二丁目46番22号

西村由利子

他1,007名

和泉市議会議長

柳瀬美樹 殿

- 議長（柳瀬美樹君） 紹介議員の趣旨説明を願います。
- 17番（西村慎太郎君） 趣旨説明は文案のとおりですので、どうかよろしくお取り計らい願いますようお願いします。
- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、十分調査、検討の必要があると思われますので、所管の厚生文教委員会に付託し、閉会後も審査をお願いいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本件を厚生文教委員会に付託することに決します。委員の皆様には誠に御苦労でございますが、よろしく御審査をお願いいたします。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第32「中小企業専任（又は総合政策担当）大臣の設置に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

意見第1号

中小企業専任（又は総合政策担当）大臣の設置に関する意見書
上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和60年3月25日

提出者

和泉市議会議員 田中包治
天堀博
竹下義章
若浜記久男
田中昭一
大谷昌幸
赤阪和見

中小企業専任(又は総合政策担当)大臣の設置に関する意見書

わが国中小企業は国民経済社会の重要な担い手であり、関係する人口は7,800万人(全人口の70%)によよんでいる。

しかるに中小企業を取り巻く経済環境は依然として厳しい状況が続いている。

昭和38年に制定された中小企業基本法が指摘している通り、企業間の生産性・所得賃金等は著しい格差を生じ、拡大の一途をたどり「基本法あって施策なし」の憂うべき事態となっている。

今こそ、画期的な中小企業政策と合理的かつ縦割業種別行政を調整するなどの効率ある行政運営を計ることが急務となっている。

そのためには、中小企業専任(又は総合政策担当)大臣を設けて、中小企業行政の一元化をはかり、総合的中小企業施策を樹立・実施することが緊急の要務である。

この実現こそが、中小企業の自己努力を助長し、厳しい国際化時代に対応する最も適切な措置であるとともに、中小企業基本法の精神と目標に合致するものと強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出する。

昭和60年3月25日

大阪府和泉市議会

- 議長(柳瀬美樹君) 提出者の趣旨説明を願います。
- 16番(天堀博君) ただいま局長朗読のとおりであります。どうか皆さん方の御賛同をお願いします。
- 議長(柳瀬美樹君) 本意見書について質疑、御意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
- お詫びいたします。本意見書を原案どおり提出するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 御異議ないものと認めます。よって、意見第1号を原案どおり提出することに決しました。

-
- 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第33『国鉄の「分割・民営化」に関する意見書』を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

意見第2号

国鉄の「分割・民営化」に対する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和60年3月25日

提出者

和泉市議会議員 田中包治
天堀 博
竹下義章
若浜記久男
田中昭一
大谷昌幸

国鉄の「分割・民営化」に対する意見書

去る8月10日、国鉄の再建監理委員会が発表した「国鉄事業の運営改善のために緊急に講ずべき措置の基本的実施方針」(略称 第二次緊急提言)は、現行公社制度の枠内での手直しでは、国鉄の再建は不可能であり、「分割・民営化」以外に道は無いと断定するとともに、22兆円と見込まれる長期債務の処理については、最終的に国民に負担を求める。また、事業や機構面では、第1次・第2次特定地方交通線の廃止転換の促進。さらに、1日の輸送密度4千人未満の路線(全国で約48線)を対象とする第3次廃止計画の選定。貨物と自動車部門分離・子会社化・余剰人員対策の推進。用地売却、組織の簡素合理化などを提言した。

しかし、分割により国鉄の全国ネットワークは分断され不便は増大する一方、分割会社ごとの格差運賃の拡大と大幅な値上げにより利用者は離反し、経営採算の見通しも立たず、経営の引き受け手もなくなり、やがて、地方交通線やバスは全面廃止においこまれ、首切り・人員削減による労使紛争の激化と混乱、安全投資の削減による事故の増大など、国民にとってデメリットが増大するばかりであり、極めて危険な方策と言わざるをえない。

とくに、国鉄再建のうえで、最も重要な課題である累積債務は、政府がヨーロッパ諸国のように、線路・トンネルなど基礎構造物の設備投資に国家資金を投入することをさけ、国鉄当局に莫大な設備投資をすべて借金で行わせてきたところに原因がある。

これらの諸問題を解明し抜本的対策を講ずることもなく、いたずらに国鉄の「分割・民営化」を促進することは、国民の足を奪い、関係自治体と住民に荷重な負担をしいるばかりではなく、公共交通としての使命を放棄し、国民共有の財産である国鉄をさらに破壊に追い込むものである。

よって、本市議会は、今度の「分割・民営化」を骨子とする国鉄再建監理委員会の第2次緊急提言については強く反対するとともに、政府・国鉄当局に対し公共性の排除ではなく、充実・強化をもとにした再建対策の推進を強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和60年3月25日

大阪府和泉市議会

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の趣旨説明を願います。
- 29番（田中包治君） 今、事務局長が言われたとおりでございますので、どうか満場一致御可決のほどをお願いいたします。
- 議長（柳瀬美樹君） 本意見書について質疑、御意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本意見書を原案どおり提出するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。意見第2号を原案どおり提出することに決しました。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第34「北方領土返還に関する要望決議」を議題といたします。
決議文を朗読させます。
(市会事務局長朗読)

決議第1号

北方領土返還に関する要望決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和60年3月25日

提出者

和泉市議会議員 坂口敏彦
田中昭一
並河道雄
竹下義章
大谷昌幸
田中包治

北方領土返還に関する要望決議

戦後40年近くを経過した現在、いまなお我が国固有の領土である歯舞諸島、色丹島及び国後島、択捉島などのいわゆる北方領土の返還が実現されていないことは、日本国民にとってまことに遺憾なことである。

よって政府は、全国民の念願である北方領土問題の解消を図り、日ソ平和条約を締結し、両国間の友好親善関係の確立に努力されるよう強く要望する。

以上、決議する。

昭和60年3月25日

大阪府和泉市議会

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の趣旨説明を願います。
- 20番（坂口敏彦君） 趣旨説明につきましては、今、局長が朗読したとおりでございますが、既に御承知のとおり、北方領土の早期返還を求める世論は年々高まり、国民運動として全国各地で大きな盛り上がりを見せております。大阪府議会におきましても、昭和51年9月に、府下の各市町村におきましてもあと2、3の議会を残すのみで、要望決議がなされております。ぜひとも当議会におきましても、各議員先生方の御理解をちょうだいいたしまして、御決定くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。
- 議長（柳瀬美樹君） 本決議について質疑、御意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本決議を原案どおり決議するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。よって、決議第1号を原案どおり決議することに決しました。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 以上をもちまして、本定例会に付議された諸議案は全部終了いたしました。
-

- 議長（柳瀬美樹君） ここで、理事者から市税条例の一部を改正する条例の専決処分をお願いするにつき、事前にその内容と理由の説明をしたい旨の申し出がありますので、許可します。
- 財務部長（麻生和義君） 貴重な時間を拝借いたしまして、お許しをいただきまして、市税条例の一部改正について御説明を申し上げ、あらかじめ専決処分の御了承を賜りたいと存じます。

昭和60年度の地方税法等の一部を改正する法律案は、去る2月8日に衆議院へ提出されまして、現在、地方行政委員会において審議中のところでございます。この法律案の概要といましましては、「最近における地方税負担の状況及び地方財政の実情にかんがみ、その負担の公平適正化を図るため、個人市民税均等割の税率の見直し並びに固定資産税及び都市計画税の評価替えに伴う負担調整措置を講ずることなど。」を骨子としたものでございます。

本法律案が可決成立いたしますと、本市の市税条例の規定につきましては、昭和60年度の市税の賦課から適用することとなり、所要の改正を行う必要が生じることと相なる次第でございます。

したがいまして、本定例会の終了後にこの法律案が可決されますと、市税条例の一部改正につきましては、御提案申し上げるいとまがございませんので、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分をさせていただきたく存する次第でございます。

それでは、市税条例の一部改正案の概要を申し上げたいと存じます。

まず、市民税の関係でございますが、個人市民税の均等割の税率につきましては、既に御案内とのおり、地域社会の動向の一部を等しく分担するという性格と、人口の段階区分によりまして税率が定められているところでありますが、定額課税の見直しの観点から、物価水準の推移等を勘案した結果、標準税率、現行1,500円を2,000円に改めるものでございます。

次に、優良住宅地の造成等のため土地等を譲渡した場合の課税の特例につきましては、今回の所得税の改正を受けまして、市民税におきましてもこれに対応して、所得税において特定民間住宅地造成に係る1,500万円特別控除の適用を受けた土地等の譲渡については適用しないこととした上、3年間の措置として存続するものでございます。

次に、特定市街化区域農地等を譲渡した場合の課税の特例につきましても、今回の所得税の改正に対応して、その軽減税率を4,000万円以下の部分は、現行100分の3.4を100分の4とし、4,000万円を超える部分を現行100分の4を100分の5と引き上げましたうえで、3年間の措置として存続するものでございます。

続きまして、軽自動車税関係でございますが、原動機の総排気量が50cc以下の三輪または四輪のミニカーは、現行法上は第一種原動機付自転車となっており、その税率は年間1,000円でありますが、このミニカーにつきましては、運輸省におきましては、自動車並みの構造を求める技術基準を作成し、またこの免許を現在の原動機付免許から普通免許に変更したところでありますて、この際、この税率を年額2,500円に改めることとするものであります。

また、石油資源の省エネルギー対策の一環といたしまして、電気を動力源とする軽自動車等の税率の軽減策につきましても、昭和59年度改正前の税率を適用しようとするものであります。

以上が市税条例の一部を改正する条例案の概要でございますので、よろしく御了承を賜りますようお願い申し上げます。貴重な時間を拝借いたしましてありがとうございました。

- 議長（柳瀬美樹君） 以上で終わりでございます。
- 議長（柳瀬美樹君） 閉会に当たり市長のあいさつをお願いします。

（市長登壇、あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして一言、御礼を申し上げます。

さる7日に本年第1回定例会をお願い申し上げ、昭和60年度一般会計予算、特別会計予算を初め水道事業会計予算、病院事業会計予算と、これに関連いたします条例制定等多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわりませず、長期間にわたりまして慎重御審議を相賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第であります。また、予算特別委員の皆様方にはお疲れの中、連日にわたりまして御審議を煩わし、御決定をいただき深く感謝申し上げる次第であります。

なお、本会議を通じ、あるいは予算特別委員会の審議の過程におきまして御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、私はもとより、職員一体となり遺憾なきを期してまいります。また、予算執行に当たりましても慎重を期してまいる所存であります。特に本年は、市制施行30周年を迎える記念すべき年であります。市民とともにこの記念すべき年をお祝い申し上げ、泉州の中核都市として「調和と活力のある人間都市和泉」を目指し、全力を傾注する所存であります。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後なお一層の御支援と御協力を寄せを賜りますようひたすらお願ひ申し上げる次第であります。

ようやく厳しかった寒さも和らぎまして、陽春の候と相なってまいりました。議員皆様方には、ますます御多忙のことと存じますけれども、何とぞ御健勝で、市政発展のために御尽瘁賜らんことを心から念願をいたしまして、はなはだ簡単で意は尽くせませんけれども、閉会に当たりましての御礼のごあいさつとさせていただきたいと存じます。長時間にわたりまして本当にありがとうございました。ありがとうございました。

（議長あいさつ）

- 議長（柳瀬美樹君） 一言御礼申し上げます。

昭和60年度当初予算を初め関連する諸議案等の審議に当たり、終始御熱心に御審議を賜り、予定どおりここに無事終了できましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

理事者各位におかれましては、新年度も行財政にますます厳しさが加わる中で、定例会並びに予算委員会を通じ、議員からの御指摘、御要望等が多くありましたか、これらを十分尊重し、

苦しい財源の中で創意と工夫をこらし、市民の信託にこたえるようお願いします。

それでは、これをもちまして昭和60年第1回定例会を閉会いたします。長時間、誠にありがとうございました。

(午後3時55分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員